關たる最高會議は聯邦會議及民族會議の兩院より成り、聯邦會議は人口三十萬につき一名の基準により選擧される代議員を以て構成、民族會議は聯邦構成共和國より二十五名、各自治共和國より十一名各自治州より五名、各民族管區より一名の基準により選擧される代議員を以て構成する旨規定され、全聯邦は聯邦會議選擧區五六九、民族會議選擧區五七四に分れ各區より一名の代議員を選擧することになつた。

斯くして、十二月十二日施行された總選擧の結果は遠隔の地方より到達した投票、運航中の汽車汽船内に於る投票を含めて十六日全聯邦總選擧投票集計を完了、中央選擧委員會の手により十七日投票總數九一、一一三、一五三（聯邦會議投票數八九、八四四、二七一、民族會議投票數八九、〇六三、一六九）と最終結果を發表、スターリンを始めとする現政權巨頭、黨政府要人、スタハノフ運動功勞者、文化團體代表等すべてのスターリン政權支持者より成る聯邦會議代議員五六九名、民族會議代議員五七四名、各計一、一四三名の代議員が選出された。

右投票總數を贊成投票、選擧法第九十條による無效投票、候補者を抹殺して明確な反對意思を表明した反對投票の三種に分類してみると左の如く有權者總數九四、一三八、一五九人のうち一、一九四四七六人（約一％强）が、現スターリン政權反對者たる事實が判明したわけである。

	△聯邦會議	△民族會議
贊成投票	八九、八四四、二七一	八九、〇六三、一六九
無效投票	六三六、八〇八	一、四八七、五八三
反對投票	六三三、〇七四	五六三、四〇三

而して、右當選候補者一、一四三名は何れも黨員及非黨員ブロックの公認候補で、このうち黨員八五五名、非黨員二八八名、性別にみると男子九五九名に對し女子一八四名の比率を示し、投票率九六八％、棄權率僅かに三・二％といふ好成績を擧げたもので、これによつて肅清下のソ聯邦に於るスターリン政權は更に强度化されたものと觀測される。

（註　總選擧の詳細は國家組織の項參照）

裁判所構成法

（一九三八年八月一六日）

第一章　總　則

第一條　ソ聯邦憲法第百二條に準據しソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦最高裁判所構成共和國最高裁判所、地方及州裁判所、自治共和國及州裁判所管區裁判所ソ聯邦最高會議決定を以て設置せらるゝ特別裁判所、人民裁判所之を行ふ

第二條　ソ聯邦に於ける裁判は凡ゆる侵害に對して左の如きものを防衛するを以て其任務とす

（イ）ソ聯邦憲法及構成並に自治共和國憲法により定められたるソ聯邦の公共的及國家的組織、社會主義的經濟制度及社會主義的財產

（ロ）ソ聯邦憲法及構成並に自治共和國憲法により保障せられたるソ聯邦人民の政治、勞働、住居及其他の個人的並に財產的權利及利益

（ハ）國家機關、企業、コルホーズ、協同組合及其他の公共團體の權利及法律により保護せらるる利益

ソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦に於ける凡ての機關、團體、職員及人民によるソヴエート法律の正確且不撓の履行を保障することを以て其任務とす

第三條　ソヴエート裁判所は刑罰を課するに當りひとり犯罪人を罰するに止まらず犯罪人の矯正及再教育をも其目的とす

裁判所は其全機能をあげてソ聯邦人民を社會主義の祖國及事業に對する忠誠の精神、ソヴエート法律の正確且不撓の履行、社會主義的財產の思慮深き取扱、勞働の規律、國家的及公共的義務に對する誠實なる態度、社會主義的共同生活規則の尊重の精神に於て教育をなす

第四條ソ聯邦の裁判所は本法第二條に掲げたる任務を左の方法によりて行ふ

（イ）裁判廷に於て刑事々件を審理し、祖國の反逆者、攪亂者、社會主義的財產の私消者及其他の人民の敵、並に强盜、竊盜、無賴者及其他の犯罪人に對し法律所定の刑罰を適用すること

（ロ）人民、國家機關、企業、「コルホーズ」及其他の公共團體の權利及利益に關する紛爭事件を裁判廷に於て審理解決すること

第五條　ソ聯邦に於ける裁判は左の原則に基きて之を行ふ

（イ）凡ての人民にとり其社會的、財產的及勤務的地位、其民族的及種族的所屬の如何を問はず單一にして平等なる裁判所

（ロ）凡ての裁判所にとり單一にして義務的なるソ聯邦刑事、民事及訴訟法規

第六條　裁判官は獨立にして法律のみに服從す（ソ聯邦憲法第百十二條）

第七條　ソ聯邦憲法第百十條に準據しソ聯邦に於ける訴訟手續は構成又は自治共和國或は自治州の言語を以て之を行ひ該言語を解せざる者に對しては通譯を用ひて事件の資料を完全に知悉することを得しめ且裁判所に於て母語を使用するの權利を保障するものとす

第八條　ソ聯邦憲法第百十一條に準據しソ聯邦の凡ての裁判所に於ける審理は法律に特別の定めなき限り公開にして被告人に對しては辯護權を保障す

第九條　ソ聯邦憲法第百三條に準據しソ聯邦の凡ての裁判所に於ける事件の審理は法律に特別の定めなき限り人民陪審員の參加の下に之を行ふ

第十條　ソ聯邦憲法第百五條、第百六條、第百七條、第百八條、及第百九條に準據しソ聯邦に於ける裁判所は本法の定むる手續による選擧に基きて之を構成す

第十一條　選擧權を有する人民は裁判官及人民陪審員となることを得

第十二條　人民陪審員は名簿の順により一年に十日を超へざる期間裁判所に於ける其職務の執行のため召喚せらる、但し裁判事件の審理に人民陪審員の參加が必要なるため右期間の延期が必要となりたる場合は此の限りに非ず

人民陪審員は裁判所に於ける職務執行中裁判官の有する凡ての權利を享有す

第十三條　勞働者及勤務員にして人民陪審員となりたる者に對しては裁判所に於ける職務執行の全期間其賃銀を保留す
其他の場合に於ては人民陪審員に對する裁判所に於ける其職務遂行に關する費用の支拂は構成共和國法律の定むる手續によつて之を行ふ

第十四條　凡ての裁判所に於ける事件の審理は裁判官一人及人民陪審員二人の構成を以て之を行ふ、但し特に法律に右審理が裁判所々員三人によりて行はるべき旨定めある時は此の限りに非ず

第十五條　ソ聯邦最高裁判所、及構成共和國裁判所を除く凡ての裁判所の判決、決議及決定は法律の定むる手續により判決の宣告を受ける者、其辯護人告訴人及其利益の保證人並に代表者之を控訴し、檢事は上級裁判所に對して異議の申立をなすことを得
控訴及異議申立の審理に當りては上級裁判所は現存の資料並に當事者の提出せる資料により下級裁判所のなしたる判決及決議の合法性及合理性の如何を審判す

第十六條　裁判の判決、決議及決定にして既に法律上の效力を發生せるものは本法第五十一條、第六十四條、第七十四條に從ひソ聯邦最高裁判所長並に構成共和國最高裁判所長又は檢事又は構成共和國最高裁判所長のみ之が異議申立をなすことを得

第十七條　裁判官を職務より、人民陪審員を其義務より罷免することは選擧人の召喚によるか又は裁判所の判決によるに非れば之を行ふことを得ず

第十八條　裁判官に對して刑事訴追を提起し、之に關聯して其職を解き之を裁判に付するの行爲は左の如く之を行ふ
人民裁判官、地方、州、管區自治州裁判所員、構成及自治共和國最高裁判所員に對しては、構成共和國最高會議幹部會の同意を得て構成共和國檢事の決定によりソ聯邦最高裁判所員及ソ聯邦特別裁判員に對してはソ聯邦最高會議幹部會の同意を經てソ聯邦檢事の決定により之を行ふ

第十九條　人民裁判官一時不在の場合に於ては（病氣・休暇等）其の不在中裁判官の職務の執行は、勤勞者代議員區ソヴエート之を人民陪審員の一人に命ず

第二十條　人民裁判官にして其任期終了前に退官せるものある場合に於ては退官の日より二ヶ月以內に新に人民裁判官の選擧を行ふ人民裁判官の新選擧は構成共和國司法人民委員部之を執行
二、自治共和國に於ては自治共和國司法人民委員部之を執行す
管區、地方、州裁判所及構成並に自治共和最高裁判所員及ソ聯邦特別裁判所並に最高裁判所員にして退官せるものある場合に於ては裁判所の新職員の選擧は勤勞者代議員州、地方、管區ソヴエート、構成及自治共和國最高會議、ソ聯邦最高會議の通常會議之を行ふ

第二章　人民裁判所

第二十一條　人民裁判所は左の事項を審理す

（イ）刑事々件にして
人民の生命、健康、自由及名譽に對する卽ち殺人、傷害、不法墮胎、不法監禁、强姦、養育料の惡意の不支拂、侮辱、暴行、中傷に關するもの
財產上の犯罪卽ち掠奪、强竊盜、詐欺、恐喝に關するもの
職員の職務上の犯罪卽ち職權濫用、職務超過、職權適用の無能、公金費消、濫費橫領、量目の不正測定、價格の不當評價に關するもの
管理秩序に對する犯罪卽ち選擧法の違反法律の定むる稅金及手數料の不納、國家納付及奉仕の履行の拒否、召集及兵役義務の忌避、法律に基く權力機關の命令の違反に關するもの
（ロ）民事々件にして
財產上の訴訟に關するもの
勞働法違反に關聯する訴訟に關するもの
養育料支拂上の訴訟に關するもの
相續上の訴訟に關するもの
其他法律により其の權限に屬せしめられたる刑事及民事の事件

第二十二條　ソ聯邦憲法第百九條に從ひ人民裁判所は祕密投票による普通、直接、且平等の選擧權に基き三年の期間を以て區の人民之を選擧す

第二十三條　人民裁判官及人民陪審員は選擧區每に區の人民之を選擧す、人民裁判官及人民陪審員の選擧に關する選擧區は當該人民裁判所の管轄區域に居住する全人民を包含す

第二十四條　人民裁判官及人民陪審員候補者推薦權は公共團體及勤勞者の團體、卽ち共產黨機關、職業組合、青年團體、文化團體並に企業の勞働者及勤務員の總會、軍部隊の勤務者の總會、コルホーズの農民總會、ソフホーズの勞働者及勤務員總會に對しては之を保障す

第二十五條　人民裁判官及人民陪審員候補者の登錄及候補者名簿の公表の手續並に其の選擧の期日及手續は構成共和國最高會議により確認せらるべき「裁判官及人民陪審員選擧規則」を以て之を定む

第二十六條　各區の人民裁判所の數は構成共和國司法人民委員の提議により構成共和國人民委員會議之を定む。自治共和國に於ては各區の人民裁判所の數は自治共和國司法人民委員の提議により自治共和國人民委員會議之を定む

第二十七條　人民裁判所は裁判廷に於ける事件審理前に
（イ）檢事の提出せる有罪決定書を確認す
有罪決定書に同意せざる場合は人民裁判所は追審のため之を檢事に差戻し又は充分なる理由ある時は事件の審理を中止することを得
（ロ）被告人を勾留すべきか保釋すべきか決定す
（ハ）事件審理に辯護人及檢事の參加の必要なる旨の決定を行ふ

第二十八條　人民裁判官は
（イ）受理したる訴願及申告に關し刑事訴追を提起すべき旨の決定又は之を却下すべき旨の決定を行ふ
（ロ）必要ある時は申告及訴願を審理のため審查檢查機關に廻附す
（ハ）事件を審理に附す
（ニ）裁判所に被告人、證人、鑑定人を召喚すべき旨の指令をなし事件審理の日時

犯罪に關する刑事々件及法律により其權限に屬せしめられたる國家及公共機關、企業、團體の間の紛爭に關する民事々件を審理す。地方、州、管區裁判所及自治州裁判所は右の外人民裁判の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第三十三條　地方、州、管區裁判及自治州裁判所

成內に於て

(イ)　刑事々件裁判部は地方、州管區裁判所及自治州裁判所の管轄に屬する刑事々件の審理並に人民裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理のため

(ロ)　民事々件裁判部は地方、州管區裁判所及自治州裁判所の管轄に屬する民事々件の審理及人民裁判所の決議及決定に對する控訴及異議申立ての審理のために行動す

第三十四條　地方、州管區裁判所及自治州裁判所は當該裁判員三人の構成を以て人民裁判所の判決決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第三十五條　地方、州、管區裁判及自治州裁判所の構成內に於ては管區及州裁判所は地方裁判所と同一の構成を以て行動す

第三十六條　地方、州、管區裁判及自治州裁判所長は裁判廷に於て裁判長となり又は地方、州管區裁判所及自治州裁判所の所員を裁判廷に於ける裁判長に任命し事件を審理に附し裁判所に被告人、證人、鑑定人を召喚すべき旨の指令を行ひ事件審理の日時を原告及被告に通告す

第四章　自治共和國最高裁判所

第三十七條　自治共和國最高裁判所は裁判長たる裁判所長又は最高裁判所員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第三十八條　ソ聯邦憲法第百七條に準據して自治共和國最高裁判所は五年の期間を以て自治共和國最高會議之を選擧す

第三十九條　自治共和國最高裁判所は所長、所長代理、裁判所員及び裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員より成る

第四十條　自治共和國最高裁判部は法律により其權限に屬せしめられたる反革命罪、國家管理に對し特に危險なる犯罪、社會主義的財產の竊取、特に重大なる職務上及經濟上の犯罪に關する刑事々件竝に法律により其の權限に屬せしめられたる國家及公共機關、企業、團體の間の紛爭に關する民事々件を審理す

自治共和國最高裁判所は右の外人民裁判所の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第四十一條　自治共和國最高裁判所の構成內に於て

(イ)　刑事々件裁判部は法律により自治共和國最高裁判所の權限に屬せしめられる刑事々件の審理並に人民裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理のため

(ロ)　民事々件裁判部は法律により自治共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる民事々件の審理並に人民裁判所の決議及決定に對する控訴及異議申立の審理のために行動す

を原告及被告に通知す

(ホ)　人民裁判所の裁判廷に於て裁判廳となる

第二十九條　人民裁判官は自己の職務及人民裁判所の職務に付き選擧人に對し責を負ふ

第三章　地方、州、管區裁判所及自治州裁判所

第三十條　ソ聯邦憲法第百八條に準據して地方、州、管區裁判所及自治州裁判所は勤勞者代議員地方、州、管區ソヴエート又は勤勞者代議員自治州ソヴエート五年の期間を以て之を選擧す

第三十一條　地方、州、管區裁判所及自治州裁判所長、所長代理、裁判所員及裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員より成る

第三十二條　地方、州、管區裁判所及自治州裁判部は法律により其權限に屬せしめられたる反革命罪、國家管理に對し特に危險なる犯罪、社會主義的財產の竊取、特に重大なる職務上及經濟上の犯罪に關する刑事々件竝に法律により其の權限に屬せしめられたる國家及公共機關、企業、團體の間の紛爭に關する民事々件を審理す

自治共和國最高裁判所は右の外人民裁判所の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第四十一條　自治共和國最高裁判所の構成內に於て

(イ)　刑事々件裁判部は法律により自治共和國最高裁判所の權限に屬せしめられる刑事々件の審理並に人民裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理のため

(ロ)　民事々件裁判部は法律により自治共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる民事々件の審理並に人民裁判所の決議及決定に對する控訴及異議申立の審理のために行動す

第四十二條　自治共和國最高裁判部は裁判長たる裁判所長又は最高裁判所員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第四十三條　自治共和國最高裁判所は裁判長、所長代理、裁判所員及裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員より成る

第四十四條　自治共和國最高裁判所は五年の期間を以て構成共和國最高會議之を選擧す

第四十五條　構成共和國最高裁判所は所長、所長代理、裁判所員及裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員より成る

第四十六條　ソ聯邦憲法第百六條に準據し構成共和國最高裁判所は五年の期間を以て構成共和國最高會議之を選擧す

第四十七條　構成共和國最高裁判所は所長、所長代理、裁判所員及び裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第四十八條　構成共和國最高裁判所は左の構成を以て行動す

(イ)　法律により構成共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる刑事々件の審理及構成共和國の地方、州及其他の裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理を行ふ刑事々件裁判部

(ロ)　法律により構成共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる民事々件の審理及構成共和國の地方、州及其他の裁判所の決議及決定に對する控訴及異議申立の審理をなす民事々件裁判部

第四十九條　構成共和國最高裁判所の裁判部は裁判長たる裁判長又は最高裁判員及人民陪審員二の構成を以て事件を審理す

第五十條　構成共和國最高裁判所の裁判

部に最高裁判所員三人の構成を以て構成共和國の地方、州及其他の裁判所の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第五十一條　構成共和國最高裁判所は左の方法により共和國の裁判所の裁判活動に對する監督を行ふ

(イ)　法律上の效力を發生せる判決、決議及決定に對するソ聯邦檢事、構成共和國檢事、ソ聯邦最高裁判所長、構成共和國最高裁判所長の異議申立の審理

(ロ)　構成共和國の裁判所の裁決したる事件に關する控訴及異議申立の裁判審理

第五十二條　構成共和國最高裁判所長は裁判に裁判長と成り又は構成共和國裁判所員を公判の裁判長に任命し事件を審理に附し被告人、證人、鑑定人を裁判所に召喚すべき旨の指命を發し事件審理の日時を原告及被告に通告す

第六章　ソ聯邦特別裁判所

第五十三條　ソ聯邦憲法第百二條に基き左のソ聯邦特別裁判所が行動す

(イ)　軍法會議

(ロ)　鐵道運輸路線裁判所

(ハ)　水運路線裁判所

第五十四條　ソ聯邦憲法第百五條に準據しソ聯邦特別裁判所の所長、所長代理所員は五年の期間を以てソ聯邦最高會議之を選擧す

第五十五條　軍法會議、鐵道及水運路線裁判所の裁判には勤勞者代議員地方及州ソヴエート及構成竝に自治共和國最高會議によつて選擧せらるゝ人民陪審員が參加せしめらる

第五十六條　軍法會議鐵道及水運路線裁判所は法律により事件が當該裁判所員三人の構成を以て審理せらるべき場合を除き裁判長たる裁判所長又は裁判所員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第五十七條

(イ)　軍管區、正面軍及海洋艦隊

(ロ)　軍隊軍團其の他軍聯合及軍事化機關

第五十八條　軍法會議は軍事犯罪竝に法律により其權限に屬せしめられたる其他の犯罪事件を審理す

第五十九條　管區、正面軍及海洋艦隊附屬の軍法會議は法律により其權限に屬せしめられたる刑事々件を審理し竝に軍隊、軍團、其の他の軍聯合及軍事化機關の軍法會議の審理せる事件の判決に對する接訴及異議申立を審理す

第六十條　鐵道及水運路線裁判所は法律により其權限に屬せしめられたる運輸に於ける勞働規律の違反を目的とする犯罪竝に運輸の正常なる作業を侵害する其他の犯罪に關する事件を審理す

第六十一條　鐵道及水運路線裁判所は夫鐵道路線及水運交通路に之を設置す

第六十二條　軍法會議、鐵道及水運路線裁判所の所長は裁判廷に於て裁判長と成り又は軍法會議及路線裁判所の所員を裁判長に任命し事件を審理に附すべき旨を命じ被告人、證人及鑑定人を裁判所に召喚すべき旨の指命を發す

第七章　ソ聯邦最高裁判所

第六十三條　ソ聯邦憲法第百四條及第百五條に準據しソ聯邦最高會議は最高の裁判機關にして五年の期間を以てソ聯

邦最高會議之を選擧す

ソ聯邦最高裁判所に對してはソ聯邦及構成共和國の凡ての裁判機關の裁判活動に對する監督の任を課す

第六十四條　ソ聯邦及構成共和國の凡ての裁判機關の裁判活動に對する監督は左の方法により最高裁判所之を行ふ

(イ)　裁判所の判決、決議及決定にして法律上の效力を發生せるものに對するソ聯邦檢事及ソ聯邦最高裁判所長の異議申立の審理

(ロ)　軍法會議、鐵道及運路線裁判所の審理せる事件に關する控訴及異議申立の審理

第六十五條　ソ聯邦最高裁判所は所長代理、最高裁判所員及裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員より左の構成を以て行動す

(イ)　刑事々件裁判部

(ロ)　民事々件裁判部

(ハ)　軍事部

(ニ)　鐵道部

(ホ)　水運部

第六十六條　ソ聯邦最高裁判所刑事々件裁判部は法律により共權限に屬せしめられたる刑事々件を審理し竝に構成共和國最高裁判所の判決及決定に對する異議申立を審理す

第六十七條　ソ聯邦最高裁判所民事々件裁判部は法律により共權限に屬せしめられたる民事々件を審理し竝に構成共和國最高裁判所の決議及決定に對する異議申立を審理す

第六十八條　ソ聯邦最高裁判所刑事及民事々件裁判部は議長たるソ聯邦最高裁判所長又は所員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

ソ聯邦最高裁判所刑事竝に民事々件裁判部はソ聯邦最高裁判所員三人の構成を以て構成共和國最高裁判所の判決、決定及決議に對する異議申立を審理す

第六十九條　ソ聯邦最高裁判所軍事部は法律により其權限に屬せしめられたる刑事々件を審理し竝に構成共和國最高裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第七十條　ソ聯邦最高裁判所軍事部はソ聯邦最高裁判所軍事部員三人の構成を以て軍法會議の判決及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第七十一條　ソ聯邦最高裁判所鐵道部及水運部は法律により其權限に屬せしめられたる犯罪に關する事件を審理し竝に鐵道及水運路線裁判所の判決及決定に對して提起せらるべき控訴及異議申立を審理す

第七十二條　ソ聯邦最高裁判所鐵道部及水運部は裁判長たる裁判所長又は當該部の部員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第七十三條　ソ聯邦最高裁判所鐵道部及水運部はソ聯邦最高裁判所の當該部の部員三人の構成を以て鐵道竝に水運

り

ソ聯邦最高裁判所總會々議にはソ聯邦司法人民委員出席す

第七十七條　ソ聯邦最高裁判所總會會議は二ケ月に一回以上之を召集す

第八章　執達吏

第七十八條　民事々件に關する決議及決定の執行及刑事々件の判決にして財産徴收の部分に關するものの執行は執達吏之を行ふ

第七十九條　執達吏は人民裁判所、管區地方、州裁判所、自治州裁判所、自治及構成共和國最高裁判所に勤務し構成共和國司法人民委員部之を指命し自治共和國に於ては自海共和國司法人民委員部之を指命す

第八十條　裁判判決、決議及決定の執行に關し執達吏の提示する要求は凡ての職員及人民にとり義務的なり

ソ聯邦最高會議幹部會議長
エム・カリーニン

ソ聯邦最高會議幹部會書記
ウエー・ゴルキン

モスクワ・クレムリ
一八三八年八月十六日
（外務省譯に依る）

ソ聯邦國際條約の批准及廢棄手續に關する法律

（一九三八年八月二十日）

第一條　ソ聯邦憲法第四十九條第十二項に從ひ國際條約の批准はソ聯邦最高會議幹部會之を行ふ

第二條　ソ聯邦により締結せらるべき平和條約、侵略相互防衛條約、相互不侵略條約は批准せらるべきものとす

締結に際し兩當事國が批准せらるべき旨約したる國際條約も同樣批准せらるべきものとす

第三條　批准せられたる國際條約の廢棄はソ聯邦最高會議幹部會令に基き之を行ふ

ソ聯邦國籍法

（一九二八年八月）

第一條　ソ聯邦憲法第二十一條に基きソ聯邦人民の爲の單一の聯邦國籍を定む

第二條　ソ聯邦人民たるもの左の如し

（イ）一九一七年十一月七日迄曾ロシヤ帝國の臣民たりし者にして且ソヴエート國籍を喪失せざりし者

（ロ）法律の定むる手續によりソヴエート國籍を取得せる者

第三條　外國人はその民族及人種の如何を問はずその申請によりソ聯邦最高會議幹部會又はその居住する聯邦構成共和國最高會議幹部會によりてソ聯邦の國籍に編入せらる

第四條　ソ聯邦國籍の離脫はソ聯邦最高會議幹部會之を許可す

第五條　ソ聯邦人民たる男子又は女子がソ聯邦國籍を有せざる者と婚姻をなすも國籍の變更を來さず

第六條　兩親の國籍に變更ありその結果兩者がソ聯邦人民となり又は兩者がソ聯邦國籍を離脫する場合は滿十四歲に達せざるその子の國籍は夫に從ひ變更せらる滿十四歲より滿十八歲迄の子の國籍の變更はその同意によりてのみ行ふ事を得

その他の場合に於ける滿十八歲に達せざる子の國籍の變更は一般手續によりてのみ之を行ふ事を得

第七條　ソ聯邦國籍の喪失は

（イ）法律に規定ある場合に於ては裁判所の判決により

（ロ）各個の場合に於てはソ聯邦最高會議幹部會の特別の指令により生ずることあるべし

第八條　ソ聯邦領域内に居住する者にして本法によりソ聯邦人民たらざる者及外國國籍に屬する旨の證明書を有せざる者は之を無國籍者と看做す

ソ聯邦司法人民委員部官制

（一九三九年六月一五日）

第一章

第一條　ソ聯邦司法人民委員部はソ聯邦憲法第七十八條に從ひ聯邦構成共和國人民委員部なり

第二條　ソ聯邦司法人民委員部の長は人民委員なり

第三條　人民委員はソ聯邦憲法第七十三條に從ひ現行法律竝にソ聯邦人民委員會議の決定及命令に基き且其の履行として權限の範圍内に於て命令及訓令を發し其の履行を檢査す

第四條　人民委員は人民委員部の管理局部及課の首腦職員及人民委員部直屬官廳の首腦部を任命す人民委員部の管理局及部の長及同代理を確認す

第五條　人民委員に對し左の職務を課す

（イ）構成共和國司法人民委員部の行動及同人民委員部を通して自治共和國司法人民委員部及勤勞者代議員州及地方ソヴエート附屬構成共和國司法人民委員部管理局の行動の指揮

（ロ）特別裁判所の組織、裁判機關の事務の狀態に對する統轄及其の事務の組織及改善に關する指導的命令の

發布
(イ) 公證機關規則に從ひ公證機關の組織及其の行動の指揮
(ニ) 辯護士會規則に從ひ辯護士會の組織及其の行動の指揮
(ホ) 人民委員部の機構及裁判所、檢事局、公證役場、辯護士會及調停裁判諸機關の爲めの人員の養成及再養成
(ヘ) ソ聯邦法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定の法典編纂上の資料の體系化及整備
(ト) 法典、教科書、教育資料、法律參考書其の他法律文獻の發行

第六條　本官制第五條(イ)項に從ひ人民委員部は
(イ) 構成及自治共和國司法人民委員部及勤勞者代議員州及地方ソヴエート附屬構成共和國司法人民委員部管理局の行動の監察を行ふ
(ロ) ソ聯邦政府の法律、決定及命令竝にソ聯邦司法人民委員部の命令及訓令に違反する構成共和國司法人民委員部の命令及訓令を停止し廢棄す

第七條　本官制第五條(ロ)項に從ひ人民委員部は
(イ) 裁判機關の配置及定員を審査す
(ロ) 裁判所の行動及刑事及民事事件審理に於ける裁判所の法律適用を監察の方法により檢査し裁決宣しきを得ざる事件を判決、決議及決定の抗告に關する問題解決の爲めソ聯邦最高裁判所長又は構成共和國裁判所長に送致す
(ハ) 裁判判例を研究し普及せしむ
ソ聯邦、同構成共和國及自治共和國裁判所構成法第七十五條の手續により裁判所に對し指導的訓令を發する
の件をソ聯邦最高裁判所總會に提案す
(ニ) 裁判所事務の組織及改善に關し命令及訓令を發す
(ホ) 裁判所職員に關し奬勵方策を講じ裁判官の規律責任に關する規則に基き裁判官に對する懲戒處分に付當該勤勞者代議員ソヴエートに不服の申立を爲す
(ヘ) 人民裁判官及人民陪審員選擧規則に從ひ人民裁判官選擧の組織及施行問題を考究す
(ト) 選擧人に對する人民裁判官の報告の施行を指揮す
(チ) 執達吏の事務の施行を指揮す
(リ) 裁判統計の施行を指揮す

第八條　本官制(イ)(ニ)(ホ)(ヘ)及(ト)項に從ひ人民委員は
(イ) 公證機關の配置及定員を審査し右機關の監察を行ひ其の事務刷新に關し命令及訓令を發す
(ロ) 構成共和國司法人民委員部を通し辯護士會規則の正しき適用の爲め統轄を行ふ
(ハ) 人民に對する法律的援助の組織の手續及辯護士に對する報酬支拂に關し命令及訓令を發す
(ニ) 法曹職員幹部の養成及再養成計畫を考究す
(ホ) 其の直轄の高等教育機關及學術

研究所を管理し法律學校及講習所の一般的指揮を行ふ
(ヘ) 人民委員部機構の諸機關、裁判所、公證役場及辯護士會の幹部の登錄を行ふ
(ト) 高等法律學校卒業生を配置し法律學校卒業生の配置を確認す
(チ) ソ聯邦法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定の法典編纂に關する資料の體系化及整備を行ふ
(リ) 構成共和國法典體系化及編纂に關する構成共和國司法人民委員部の事業を指揮す
(ヌ) 現行法規の體系的集成及參考書を發行す
(ル) 司法機關の組織及權限に關聯する問題に關する法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定案を審議す
(ヲ) 法典、教科書、參考書及其他の法律文獻の發行計畫を確認す
(ワ) 法律出版所の事務を指揮す

第二章

第九條　人民委員部に左の部局を設置す

通常裁判所管理局
人民裁判所部
管區、州、地方及最高裁判所部
執達吏部
統計部
ソ聯邦特別裁判所管理局
軍法會議部
鐵道及水運路線裁判所部
統計課
教育機關管理局
高等法律學校及學術研究所部
法律學校及法律講習會部
通信法律教育部
人事局
通常裁判所人事部
特別裁判所人事部
教育機關、公證役場及辯護士會人事部
高等法律學校卒業生配置及登錄課
法典編纂部
法典編纂及法規體系化課
法律、命令、決定及訓令案作成課
辯護士會部
公證役場部
計畫・財務部
財務課
基本建設及修理課
配給課
動員部
祕密・暗號部
人民委員附屬統制監督係
祕書部
總務部
記錄部

第十條　人民委員部の管轄に屬するもの左の如し
(イ) 全聯邦法律學研究所
(ロ) 法律出版所

第十一條　人民委員部は人民委員部及ソ聯邦最高裁判所機關誌「ソヴエツカヤ・ユスチーツヤ」を發行す

第三章

第十二條　通常裁判所管理局に對して左の職務を課す

（イ）自治及構成共和國の人民、管區州、地方及最高裁判所の組織に關する問題の審議（配置、機構、定員其の他）

（ロ）刑事及民事事件の審理に於ける裁判所の法律適用の正當性の問題及其の他其の職務執行に關する問題

（ハ）判決、決議及決定、裁判廷に於ける事件の審理準備、提訴事件申請及訴願の審理期間、事件書類、訴願書類、及證據物件の登錄及保管）に關し裁判所に對する監察

（ニ）人民、管區、州、地方及最高裁判所の事務刷新に關する命令及訓令案の審議

（ホ）人民裁判官及人民陪審員選擧規則に從ひ人民裁判所の選擧の組織及施行に關する問題の審議

（ヘ）人民陪審員の裁判所に於ける職務執行の爲め招致する事に關する法律所定の手續（順序期日）の裁判所による遵守の統轄

（ト）選擧人に對する報告に關するソ聯邦、構成及自治共和國裁判所構成法第二十九條を人民裁判官が履行し居るや否やの檢査

（チ）人民、管區、州、地方及最高裁判所の裁判例の研究及普及

（リ）執達吏の職務の指揮

第十三條　特別裁判所管理局に對し左の職務を課す

（イ）特別裁判所組織に關聯する問題の審議

（ロ）特別裁判所の職務の一切の問題に關する監察の施行（判決、決定、事件審理期日、訴願其他の檢査）

（ハ）高等法律諸學校、法律學校及法律講習會用教科書及參考書の作成

（ニ）軍法會議竝に鐵道及水運路線裁判所に關する裁判統計の組織及施行

（ホ）特別裁判所の組織及事務刷新に用する命令及訓令の審議

（ヘ）人民委員の爲めに職員任命に關する提案の作成

（ト）高等法律學校卒業者配置計畫の作成之を行ふ

第十四條　教育機關管理局に對し左の職務を課す

（イ）人民委員部直轄の高等法律諸學校の管理

（ロ）構成共和國司法人民委員部の教育機關管理局を通して法律學校及講習會の指揮

（ハ）學術研究所の指揮

（ニ）通信法律教育の指揮

（ホ）高等法律諸學校、法律學校及法律講習會用教授計畫及綱要の作成

（ヘ）高等法律諸學校、法律學校及法律講習會用教科書及參考書の作成

第十五條　人事局に對して左の職務を課す

（イ）ソ聯邦司法人民委員の定めたる名簿に從ひ幹部の登錄及研究

（ロ）法律幹部の養成及再養成計畫の作成

（ハ）人民委員の爲めに職員任命に關する提案の作成

（ニ）高等法律學校卒業者配置計畫の

審議及確認濟み計畫の實施

第十六條　法典編纂部に對して左の職務を課す

（イ）ソ聯邦法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定の編纂に關する資料の體系化及整備

（ロ）諸構成共和國法規の編纂及體系化の單一方法の考究及構成共和國司法人民委員部の法規編纂及體系化事務の監視

（ハ）人民委員の委任により法律、命令、決定及訓令案の審議及人民委員部の決議の爲め廻附せられたる法律案、幹部會令案、政府決定案に關し決定の作成

第十七條　辯護士會部に對しては左の職務を課す

（イ）構成共和國司法人民委員部を通して辯護士會規則に從ひ辯護士會の職務の指揮

（ロ）辯護士會の組織及職務の一般問題の審議

（ハ）辯護士會諸機關の監督

第十八條　公證役場部に對しては左の職務を課す

（イ）構成共和國司法人民委員部を通して公證機關の指揮

（ロ）構成共和國司法人民委員部を通して或は必要なる場合には直接監察の方法に依り公證機關の職務の統轄

（ハ）公證役場の組織及職務の一般問題の審議

第十九條　計畫・財務部に對しては左の職務を課す

（イ）ソ聯邦司法人民委員部直轄の官廳及ソ聯邦特別裁判所の豫算及融資の審議

（ロ）構成共和國司法人民委員部の財政事務の統轄

（ハ）簿記會計及報告

（ニ）人民委員部管下の諸官廳及特別裁判所の資金支出の正當性に對する文書的監察の施行

（ホ）基本建設及修繕計畫の作成及其の實施の統轄

（ヘ）人民委員部管下の諸機關及裁判所に對する配給計畫の審議及割當資金の分配

第二十條　自立採算會計に立脚し人民委員確認の官制に基きて行動する法律出版所に對しては法典、法規集成及參考書、教科書、法律學に關する教材及其の他の法律文獻發行の任を課す

第二十一條　人民委員部內に人民委員（議長）、同代理及人民委員部指導職員數人より成る人民委員部參與會を設置す

參與會の構成は人民委員の提議によりソ聯邦人民委員會議之を確認す

第二十二條　人民委員部參與會は其の常例會議に於て先づ實際的指導、履行の檢査、幹部の選拔の問題を審議し人民委員部の一切の重要命令及訓令を審理し人民委員部管下の地方機關及裁判所の職員の報告を聽取す參與會の決議は人民委員の命令として施行せらる

人民委員と參與會の間に意見の不一致ある場合には人民委員は生じたる不一致をソ聯邦人民委員會議に報告すると

一、ソ聯邦の總ての人民は武器を執つて祖國を守る神聖なる義務を有する（捧取階級が消滅したが從來の勤勞分子と非勤勞分子との差別を撤廢する）

二、現役年限

陸軍及內務人民委員部々隊勤務兵士　三年（一年延長）

陸軍部隊勤務下士官　三年（一年延長）

陸海軍航空部隊兵士及下士官　同

內務部隊下士官、同國境部隊兵士及下士官　同

沿岸防備部隊、國境部隊艦艇勤務の兵士及下士官　四年

海軍艦船及其他の部隊の水兵及下士官　五年

三、戰時中、醫學、獸醫學及特殊技術上の知識を有する婦人を補助勤務の爲召集することを得ること

四、徵兵年齡

徵兵の年滿一九歲に達する者（一九三六年以來當該年度一月一日に於て滿一九歲に達したるものを召集して來たが新法は當該年度中に滿一九歲に達するものを召集することとした爲實際に於て召集年齡は一年低下す）但し中等學校及之と同等の學校を卒業した者は一八歲とすること

五、兵役の延期又は免除

中等學校在學者は卒業迄徵集を延期することを得（但し二〇歲未滿の者）

家族中唯一の勞働勤務者にして勞働能力を有せざる兩親を扶養する者に對しては兵役を免除すること

六、兵卒及下士官の豫備期間を五〇歲迄とす

ソ聯邦辯護士會規則

（一九三九年八月一六日）

第一章　總　則

第一條　地方、州、自治共和國及州の區劃を有せざる構成共和國の人民に法律的援助を與ふる爲州、地方及共和國辯護士協議會を設置す

第二條　辯護士協議會の設置及其行動の一般的指揮は聯邦及構成共和國司法人民委員部及勞働者代議員州、地方ソヴエート附屬構成共和國司法人民委員部管理局を經てソ聯邦司法人民委員部之を行ふ

第三條　辯護士協議會はソ聯邦憲法第一一一條及ソ聯邦、構成及自治共和國裁判所構成法第八條に從ひ左の方法に依り人民、行政廳、團體及企業に對する法律的援助の任務を行ふ

（イ）法律相談の提供（勸告、調査、解說其他）

（ロ）人民、行政廳、團體及企業の要請に基き申請書、訴願書及其他の文書の作成

（ハ）刑事訴訟に於ける刑事被告人、被告の利益代表者、原告及其他の利害關係人の辯護人としての辯護士の參加

第四條　辯護士協議會は法人の權利を享有す

第五條　辯護士協議會員たらざる者はソ聯邦司法人民委員部訓令を以て定めらるべき手續に依り構成共和國司法人民委員の許可を得て辯護士事務に就くことを許容せらる

第二章　辯護士協議會員の入會及除名

第六條　辯護士協議會員たり得る者左の如し

（イ）高等の法律教育を有する者

（ロ）法律學校卒業者にして裁判所、檢事局其他の司法機關に於て一年以上の期間本規則第六條（ロ）項に揭げたる職務の實際執務の經驗を有する者

（ハ）法律教育を有せざるも判事、檢事、豫審判事及法律顧問として三年以上勤續せる者

第七條　法律學校を卒業せるも裁判所、檢事局其他の司法機關に於ける實際勤務の經驗を有せざる者は見習員として辯護士協議會に採用することを得法律相談所に於ける見習員の實習期限及手續並に其給料はソ聯邦司法人民委員部訓令を以て之を定む

第八條　選擧權を喪失せる者、起訴せられたる者及豫審又は裁判に附せられある者は之を辯護士協議會に採用することを得ず

第九條　辯護士協議會員の採用は辯護士協議會幹部會之を行ふ

辯護士協議會員採用願書は辯護士協議會幹部會に提出の時より一箇月以內に審查することを要す

第十條　辯護士協議會員の除名は辯護士協議會之を行ふ

除名の理由たり得べき事項左の如し

（イ）裁判所の判決に依り定められたる犯罪の遂行

（ロ）ソヴエート辯護士の品位を辱しむる行爲の遂行

（ハ）辯護士協議會內部管理規則の違反

第十一條　協議會員採用の拒否又は協議會員除名に關する協議會幹部會の決議は當該構成又は自治共和國司法人民委員に之を訴願することを得自治共和國司法人民委員の決議は當該構成共和國司法人民委員に構成共和國司法人民委

共に其の決議を實施す他方參與會員はソ聯邦人民委員會議に上告することを得

第二十三條　地方機關と連絡し經驗を交換する爲めに人民委員の下に人民委員部會議を設置す同會議は二箇月に一回招集し司法機關の職務の重要問題を審議す

會議の構成は人民委員の提言によりソ聯邦人民委員會議之を確認す

第二十四條　中央及地方司法職員の經驗を利用し批判及自己批判を展開せしむる爲めに人民委員は每月人民委員部積極分子を召集す

兵役法

（一九三九年九月一日）

新兵役法は一九三九年八月の第一回ソ聯邦最高會議第四期に於て採擇、九月一日附公布せられたが、同法は八章七十九條より成り、その要點は次の通りである。

員の決議はソ聯邦司法人民委員に訴願することを得べく且其決議を以て終結とす

第十二條　ソ聯邦司法人民委員及構成共和國司法人民委員は協議會に採用せられたる辯護士配屬の權利を有す

第十三條　辯護士協議會員は國家及公共行政廳及企業に勤務することを得ず除名は左の者に對し辯護士協議會幹部會之を行ふことを得

（イ）國家及公共行政廳及團體に於て選擧職務に勤務する者

（ロ）教員及學術勤務員

第三章　辯護士協議會の構成

第十四條　州、地方、共和國辯護士協議會は辯護士事務に從事する者の自發的團體なり

辯護士協議會の組織及事業に關聯する問題は一切辯護士協議會員の總會及辯護士協議會幹部會之を解決す

第十五條　辯護士協議會員の總會は一年に二回以上之を召集す

辯護士協議會總會は

（イ）辯護士協議會幹部會を選擧す

（ロ）監察委員會を選擧す

（ハ）辯護士協議會幹部會及監察委員の事業報告を聽取す

（ニ）辯護士協議會の定員及豫算を確認す

（ホ）辯護士協議會內部管理規則を確認す

辯護士協議會總會は協議會幹部會之を上出席したる場合職權あるものとす

第十六條　州、地方、共和國辯護士協議會員の半數以會幹部會及監察委員會は二年の期間を以て祕密投票に依り之を選擧す

第十七條　州、地方、共和國辯護士協議會幹部會は協議會の全實務の指揮を行ふ

幹部會員の數は辯護士協議會總會之を決定す

第十八條　州、地方、共和國辯護士協議會幹部會は

（イ）辯護士協議會員の採用及除名を行ふ

（ロ）區の中心地及州、地方、共和國の都市に於て法律相談所を設置し其事業を指揮す

（ハ）辯護士協議會員を州、地方、共和國の法律相談所、都市及區に配置す

（ニ）協議會員の思想的、政治的水準及法律的資格の向上に關し必要なる方策を考究し之を實施す

（ホ）法律相談所の豫算及定員を確認す

（ヘ）辯護士協議會員の行動就中辯護士協議會內部管理規則の履行及辯護士の供與すべき法律的援助の報酬表の遵守に對する統制を行ふ

（ト）協議會員の犯したる過誤、規則違反事件を審理し懲戒罰を課す

（チ）協議會總會の確認せる豫算の範圍內に於て協議會の資產を處理す

（リ）州の區劃を有せざる構成共和國司法人民委員部、自治共和國司法人民委員部、勤勞者代議員地方、州ソヴェートに附設せらるる構成共和國司法人民委員部管理局に對し辯護士

協議會の行動に關する報告を提出す

報告提出の手續及期間はソ聯邦司法人民委員部之を定む

第十九條　辯護士協議會幹部會は其成員中より幹部會議長、議長代理及書記を選擧す

第二十條　辯護士協議會の監察委員會は參與會及法律相談所幹部會の財政・經濟行動の常時監察を行ふ

第二十一條　州、地方、共和國の區中心地及都市に於ける辯護士協議會員の職務を組織する爲法律相談所を設置す

法律相談所の構成及所在地は構成自治共和國司法人民委員部の確認する計畫に從ひ辯護士協議會幹部會之を定む

第二十二條　法律相談所は所長之を指揮す所長は辯護士協議會幹部會に依りて任命せられ相談所の職務に付き幹部會に對して責に任ず所長に對し辯護士に對する事務配分、報酬表に從ひ法律的援助に對する報酬額の決定及辯護士の職務の品位に對する統轄の任を課す

第二十三條　十五人以上の辯護士の執務する法律相談所の所長は裁判事件施行を免ぜられ且其職務に對しては辯護士協議會幹部會之を支拂ふ

十五人以下の辯護士を有する法律相談所の所長は裁判事件の施行を免ぜらるること無く且所長としての其職務に對しては協議會幹部會の定めたる額の追加手當を受領す

第二十四條　法律相談所はソ聯邦司法人民委員部の定めたる樣式に從ひ統計及財務報告書を作成し且之を辯護士協議會幹部會に提出す

第二十五條　辯護士の提供する法律的援助に對する報酬支拂はソ聯邦司法人民委員部の發すべき訓令に基き之を行ふ

第四章　辯護士の規律上の責任

第二十六條　辯護士協議會員の誠實ならざる職務の執行、報酬表の違反及其他の過誤に對し辯護士協議會幹部會は辯護士に對し懲戒罰を課す

第二十七條　懲戒罰の方法左の如し

（イ）戒告

（ロ）譴責

（ハ）重譴責

（ニ）六箇月の期間辯護士職務の停止

（ホ）辯護士協議會より除名

第二十八條　懲戒罰の賦課は構成共和國及自治共和國司法人民委員に訴願することを得

民法

民法は、刑法と共に、未だ統一的ソ聯邦民法の公布を見ず、現在各共和國別に分散してゐるにすぎないが、ソ聯邦新憲法の諸原則に適應する全ソ的統一法典の編纂は新憲法の豫定した重要事業の一である。しかしその改正案は未だ論爭の域を脫せず、統一民法の制定公布までには猶幾多の歲月を要するであらう。

ロシヤ共和國民法

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェート共和國民法は一九二二年一〇月三一日第九回全露中央執行委員會第四例會に於て採擇され、同年十一月十一日附、ロシヤ社會主義ソヴェート共和國民法施行に關する全

露中央執行委員會決定を以て公布されたものであり、最初の社會主義民法である。同法は總則、物權、債權、相續權に分れ、次の諸章より成立つてゐる。

ロシヤ社會主義聯邦ソヴエート共和國民法內容

總　則
第一章　根本規定
第二章　權利の主體（人）
第三章　權利の客體（財產）
第四章　法律行爲
第五章　訴訟時效

物　權
第一章　所有權
第二章　工作地上權
第三章　物の質入
第三章の（イ）取引中及製造中の商品の質入

債　權
第一章　總　則
第二章　契約より生ずる債務
第三章　賃貸借
第四章　賣買
第五章　交換
第六章　消費貸借
第七章　請負
第八章　保證
第九章　委任
第一章　委任
第二章　委任狀
第九章の（イ）　委託契約
第十章　社團
第一章　普通組合
第二節　合名會社
第三節　合資會社
第四節　有限責任會社
第五節　株式會社
第十一章　保險
第十二章　他人に與へたる損害に因り生ずる義務
第十三章　損害賠償義務

相續權
參考のため同民法第一編總則の部分を掲載すれば次の通りである。

【參　考】

ロシヤ社會主義聯邦ソヴエート共和國民法總則
（一九三八年版により訂正）

總　則

第一章　根本規定

第一條　民事上の權利は其の社會經濟上の目的に反して行使せらるる場合を除くの外法律を以て之を保護す

第二條　民事上の權利に關する爭は裁判手續に依りて之を決す裁判所に對する訴訟權の放棄は無效とす

備考　國家機關の間に於ける財產上の爭は特別法に定めらるる手續に依り決定せらるるものとす

第三條　土地關係、勞力の雇傭に因り生ずる關係及親族關係は特別法を以て調整せらるべし

第二章　權利の主體（人）

第四條　露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國は國家の生產力を發達せしむることを目的として裁判の結果權利を制限せられたる者に非ざる總ての人民に對し民事上の權利能力（民事上の權利及義務を有し得べき能力）を賦與す

性、人種、民族、信敎、族籍は權利能

力の內容に何等の影響を有することなし

第五條　前條の規定に從ひ露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國及聯邦を構成する諸ソヴエート共和國の人民は露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國の領土內に於て自由に移轉し及居住し法律の禁止せざる業務及職業を選擇し、法律に規定したる制限內に於て財產を取得し又は喪失し、法律行爲を爲し及義務を負擔し竝に商工業上の業務を律し且勞力の使用を保護する總ての法令に遵由して商工企業を營むの權利を有す

第六條　何人と雖法律に定めたる場合及手續に依るに非ざれば私法上の權利を剝奪せられ又は制限せらるることなし

第七條　自己の行爲を以て私法上の權利を取得し及自己の爲に私法上の義務を生ぜしむるの能力（行爲能力）は成年に達したる時より完全に發生するものとす

滿十八年を以て成年とす

第八條　成年者精神病又は心神の耗弱に因り自己の行爲を辨識することを能はざるときは關係の機關に依り無能力者の宣告を爲さるることあるべし

千九百二十七年十一月十四日改正（一九二七年露西亞共和國法令集第一一五輯第七七〇號）

第九條　未成年者にして滿十四年に達したる者は其の法定代理人（父母、養父母、後見人又は保佐人）の同意を得て法律行爲を爲すことを得前記の未成年者は其の受取たる賃金を獨立して處分するの權利を有し及自己の行爲に因り他人に與へたる損害に付き責に任ず

千九百二十七年十一月十四日改正（一九二七年露西亞共和國法令集第一一五輯第七七〇號）

第十條　權利能力及行爲能力を制限することあるべき一切の法律行爲は之を無效とす

第十一條　人が共の勤務上、常時的業務上又は財產の存するに因り常時的に又は主として定住する場所を以て住所とす

認む

未成年者又は後見に附せられたる者に付ては法定代理人（父母、養父母後見人又は補佐人）の住所を以て其者の住所と認む

千九百二十七年十一月十四日改正（一九二七年露西亞共和國法令集第一一五輯第七七〇號）

第十二條　自己の住所に在らざる者は其の所在地に關する最後の通知を受けたる日より一年を經たる後之を失踪者と認むることを得不在者の所在地に關する最後の通知を受けたる日より三年を經たるとき若しくは軍務官廳に於て戰時行動中行衞不明となりたることを證明したる日又は災厄に因り死亡せりと推定するの根據ある事情存するときは事故のありたる日より六ケ月を經たるときは不在者は之を死亡したるものと看做すことを得

不在者に關する最後の通知を受けたる時を正確に知ることを得ざるときは之に關する最後の通知を受けたること判

明したる月の翌月一日を以て起算日とし月を知ることを得ざるときは翌年一月一日を以て起算日とす

失踪及死亡したる者としての認定は當該公證事務所が關係營造物に對し證明書交付に依りて之を行ふものとす不在者の死亡を推定し得べき場合に於ては右の證明書は死亡の事實を認定する書類に依る資料（例は船難調書、事故調書、公務員の通知等）ある場合に限り之を交付することを得前記書類に依る資料なきときは訴訟手續に依る裁判に於てのみ前記の者を死亡したるものと認むることを得

死亡したるものと認められたる者の死亡に關する戶籍簿の記入は公正證書又は裁判の決定に依て之を行ふ右の場合證明書發給の年月日又は決定の效力發生の年月日を以て死亡の時と看做す

死亡したるものと看做されたる者生存する場合に於ては死亡したるものとしての認定に關する證明及決定の破棄は當該公證事務所又は裁判所之を行ふ

千九百二十九年五月二十七日改正（一九二九年露西亞共和國法令集第四〇輯第四一九號）

備考　失踪又は死亡の認定に關する規則は露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國國家公證に關する規程第百六條乃至第百十四條に於て之を定む

千九百二十九年五月二十七日改正（一九二九年露西亞共和國法令集第四〇輯第四一九號）

第十三條　法人と認められるものは人の聯合、營造物若は團體にして自ら財産上の權利を取得し義務を負ひ訴訟を提起し及應訴することを得るものなり

第十四條　法人は認可を受け且必要なる場合には之に付委任を受けたる機關に於て登記したる定款又は規約を有すべし法律に定められたる種類の社團にして經濟上の目的を有するものは定款に代へて規定の手續に依り登記せられる組合契約を有することを得法人の權利能力は定款（規約）の認可ありたる時より發生し法律に依り法人の登記が必要なるときは其の登記の時より發生す

註、一九三〇年國家公證に關する規程第五十七號乃至第六十一條に該當す（一九三〇年露西亞共和國法令集第三八輯第四七六號）

第十五條　私的營造物例へば病院、博物館、學術上の營造物、公衆用の圖書館等にして法人の權利を有するものは主務官廳の認可に依りてのみ之を設立することを得

第十六條　法人は自己の機關若は自己の代表者を經て私法上の取引に參加し及法律行爲を爲す

備考　私法上の取引に對する國家の營造物及企業の參加は特別規程を以て之を定む千九百二十四年十月十六日改正（一九二四年露西亞共和國法令集第七九輯第七八五號）

第十七條　露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國の領域內に在る總ての法人及自然人はソヴエート社會主義共和國聯邦の國家を代表する外國貿易人民委員部を經てのみ外國貿易を營むことを得

外國市場に於て爲す獨立の行爲は特に法律に定むる場合に限り且ソヴエート社會主義共和國聯邦外國貿易人民委員部の監督に服する場合に限り之を認容す

第十八條　法人が定款若は契約に定めたる目的を逸脫し若は法人の機關（總會理事會）が自己の行爲に於て國家の利益に反する虞あるときは國家權力の當該機關に依り解散を命ぜらるることあるべし

第十九條　國家企業及其の合同にして獨立會計に移され且豫算手續を以て經費の支出を受けざるものは獨立し且國庫と關係なき法人として取引を營むものとす右企業及合同の債務に對しては自由に處分し得べき財産即ち第二十一條及第二十二條の規定に依り取引より除外せられざるものの限度に於て責に任ず本規定の例外は別に法律を以て之を定む

第十九條ノ（イ）　法人及自然人に屬する企業の商號使用權及商號の內容は別に定むる所（附則）に依る

千九百二十七年十二月二十日增補（一九二八年露西亞共和國法令集第七輯第五八號）

第三章　權利の客體（財産）

第二十條　私法上の取引より除外せられたる財産は法律に明示したる範圍內に於てのみ私法上の權利の客體たることを得

第二十一條　土地は國家の所有に屬し私法上の取引物件たることを得ず土地の占有は使用權に付てのみ之を認容す

備考　土地の私有廢止に伴ひ財産を動産及不動産に分つことは之を廢止す

第二十二條　左に揭ぐる國有財産に付ては其の所有權を個人及其の聯合竝に「コオペラチヴ」の體系に屬せざる團體及公共團體に讓渡し、質權の目的と爲し又は强制處分に依り債權者に對する債務の辨濟に充つることを得ざるものとす

（イ）　全體としての工業、運輸及其他の企業

（ロ）　工業施設、工場、鑛業所等

（ハ）　工場設備

（ニ）　鐵道用輪轉材料、航空機、海洋船舶及河川用船舶

（ホ）　鐵道、水運、空運、通信（公衆の用に供する電信、電話及無線通信設備）水利工事用及商取引助成（穀物倉庫、冷藏倉庫等）の爲の施設竝に公衆の用に供する電氣設備

（ヘ）　公共の施設

（ト）　公有化及國有化せられたる建物

千九百三十年八月三十日改正（一九三〇年露西亞共和國法令集第四二輯第五〇二號）

備考第一　本條に列擧したる國有財産の移轉竝に其の一の國家機關より他の國家機關及「コオペラチウ」の體系に屬する團體への讓渡の條件又手續は別に法規（附則）を以て之を定む

千九百三十年八月三十日改正（一九三〇年露西亞共和國法令集第四二輯第五〇二號）

備考第二　國家豫算又は地方豫算若は商業

的經營に依り維持せらるる國家の營造物企業及團體「コオペラチウ」の中央機關及合同機關竝に「コオペラチヴ」の體系に屬する最下級「コオペラチヴ」(一九二九年聯邦法令集第五一輯第四六二號)に對し無期限を以て使用したる土地に築造せられたる建物竝に土地を無期限を以て使用に供したる前に右の土地に在りたる建物は本條考に揭げたる營造物、企業及團體に對してのみ之を讓渡することを得

千九百三十二年十一月二十日追加(一九三二年露西亞共和國法令集第八九輯第三九六號)

第二十三條　武器、爆發物、軍需品、航空機、電信及無線電信用品、廢棄せられたる有價證券「ラヂーム」、「ヘリユーム」法律に定むる强度を超ゆる酒精飲料及强烈なる毒藥は私法上の取引より除外せられたるものとす

千九百二十四年十月十六日改正(一九二四年露西亞共和國法令集第七九輯第七八五號)

(註)　本條考は千九百三十二年八月一日附全露中央執行委員會議決定に依り條考第二を新設したる結果條考第一とせられたるものなり

條考第二　航空機、航空機用發動機及之に關する其他の飛行及航空用の物品は左に揭ぐる者之を取得することを得

(イ)　社會化せられたる部門の營造物及企業竝に公共團體にして「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府又は民間航空本部の特許に依るもの

(ロ)　個人にして民間航空本部の特許に依るもの

千九百三十二年八月一日追加(一九三二年露西亞共和國法令集第六七輯第三〇一號)

第二十三條ノ(イ)　文書保管部諸機關の管理に係る保管材料は右材料が所定の手續により消却の必要(屑文書)を認められたる場合に限り取引の目的たることを得

千九百二十九年五月九日(法令集第三七輯第三八〇號)

第二十四條　金、銀、プラチナ及其の同種金屬の貨幣、鑄塊及原料、外國貨幣貨國貨幣を以て表示せられたる支拂證書(手形、小切手、送金爲替等)及び外國資本有價證券(株券公債及其の利札等)は特別法に定むる手續及範圍内に於てのみ取引の目的たることを得

一九三七年五月廿日改正(法令集第四輯第十九號)

第二十五條　從物とは主物の用に供し且之と經濟上の用途を同くするものを謂ふ

從物は主物の處分に從ふ但し契約又は法律に別段の定あるときは此限に在らず

第四章　法律行爲

第二十六條　法律行爲即ち私法上の權利關係の設定、變更又は消滅を目的とする行爲は一方的又は双方的(契約)なることを得

第二十七條　法律行爲は口頭又は書面を以て之を爲すことを得

書面を以てする法律行爲は之を(一)單純なるもの(二)公正手續に依り證明せられたるものとに分つ

千九百二十六年十月四日改正(一九二六年露西亞共和國法令集第七七輯第五七九號)

第二十八條　書面の方式を以て爲したる法律行爲は行爲者又は其の代理人の署名あることを要す

無學、生理上の缺陷又は疾病に因り自ら署名すること能はざる者は他人をして自己に代りて署名せしむることを得

受任者の署名は所定の手續に依り證明せらるべし右の場合に於ては行爲者が自ら署名することを得ざりし事由を記入すべきものとす

第二十九條　法律に定めたる方式に依らざる法律行爲は法律に方式の缺陷を以て無效と爲すことを明示したる場合に限り之を無效とす

第三十條　違法の目的を有する行爲又は脫法行爲竝に國家に明に損害を與ふべき行爲は之を無效とす

第三十一條　無能力者若は一時自己の行爲の意義を辨識し得ざる狀態に在る者の爲したる行爲は之を無效とす

第三十二條　詐欺、强迫、暴力に因り若は代理人が相手方と爲したる惡意の合意に因り又は重大なる錯誤に因り法律行爲を爲したる者は裁判に依り行爲の全部若は一部の無效を主張することを得

第三十三條　貧困なるに因り明に自己の爲め不利益なる法律行爲を爲したる場合に於ては裁判所は被害者若は關係の國家機關及公共團體の請求に依り律行爲の無效を認め若は將來に向て其の效力を消滅せしむることを得

備考　公務員は赤軍及走色艦隊に於て義務兵役に服する爲め召集せられたる者の家族の爲したる明に不利益(經濟的從屬關係を生ずる)なる法律行爲の無效を主張する民事訴訟を提起することを要す

千九百二十四年十月十六日增補(一九二四年露西亞共和國法令集第七九輯第七八五號)

第三十四條　當事者の合意に依り形式の爲めにのみ爲し法律上の效果を發生せしむる意思の存せざる法律行爲は之を無效とす

第三十五條　他の法律行爲を隱蔽することを目的として虛僞の法律行爲を爲したる場合に於ては實際の目的と爲したる法律行爲に關する規定を適用すべし

第三十六條　無效と認められたる行爲は當初より無效なりしものと看做す

第三十七條　法律行爲の一部の無效は其の無效の部分を除きても尙ほ該法律行爲を爲し得べかりしものと推定することを得る場合には他の部分の效果を妨ぐることなし

第三十八條　能力者は其の選任したる代理人をして法律行爲を爲さしむること

を得但し法律を以て之を禁じたる場合は此の限に在らず

第三十九條　代理人が委任の範圍内に於て本人の名に於て爲したる法律行爲は本人を拘束し且直接本人の爲め權利義務を生ず

第四十號　代理人は本人の名に於て自己（代理人）又は自己の同時に代理する第三者を相手方とする法律行爲を爲すことを得ず

第四十一條　法律行爲に依り定められたる權利義務が條件の成就と共に發生すべきときは停止條件附の法律行爲ありたるものと認む

法律行爲に依り定めたる權利義務が條件の成就の時より消滅すべきときは解除條件附の法律行爲ありたるものと認む

第四十二條　條件附法律行爲の義務者は自己の行爲に由り條件に關する權利を害し又は消滅せしむるが如き狀況を誘致すべからず之に違反したるときは條件の成就後損害の賠償に任ずべきものとす

第四十三條　條件の不成就に依り利益を受くべき當事者が惡意を以て條件の成就を妨げたるときは其の條件は成就したるものと看做す

條件の成就に因りて利益を受くべき當事者が惡意を以て條件の成就を助成したるときは條件は成就せざりしものと看做す

第五章　訴訟時效

第四十四條　訴訟提起の權利は法律に定めたる期間（訴訟時效）の經過により消滅す

國營企業、營造物、共營農場、協同組合及社會機關の間に於ける爭は、左記例外を附し、訴訟時效を一ケ年半と定む

（イ）不適當なる質の商品調達により發生する請求に關しては六ケ月の期間

（ロ）罰金、延滯料、及違約金取立に關する總ての請求に關しては六ケ月の期間

（ハ）鐵道、水路、空路運輸に關する要求並に通信機關に對する顧客の要求に關しては六ケ月の期間

（ニ）鐵道——水路、及鐵道——水路——空路の混合運輸に關する要求に關しては一ケ年の期間

（ホ）ソヴエート社會主義共和國聯邦の商業航海法に規定せられたる要求に關しては同法第二四一條に定めたる時效期間

國營企業、營造物、共營農場、協同組合及社會機關と個人との間に於ける爭並に各私人間の爭に對する訴訟時效は法律に別段の定めなき限りは三ケ年とす

一九三四年十二月十日（法令集第四三輯第二六八號）

備考　本條（イ）項に示されたる半ケ年の時效は不適當なる質の商品調達より發生する爭に對する時效期間に關する一九三四年十月七日附ソヴエート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議の決定（法令集第五二輯第四〇四號）が效力を

發生する迄に、要求期限の滿了せざる商品の質に關する總ての要求に對して適用せらる

其他總て本條に示されたる國家營造物、國營企業、協同組合、社會機關の間に於ける爭に對する時效は、訴權が一九三三年十二月三十一日後に發生せる要求並に本條に於て定められたる當該時效期間の滿了せざる總ての共營農場の要求に對して適用せらる。其他の請求に關しては、國家機關、共營農場、協同組合及社會機關間の爭に對する時效期間に關するソヴエート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議の決定が效力を發生する迄に有效なりし時效期限り適用をなすものとす

一九三四年法令集第四四輯第三四七號
一九三四年十二月十日法令集第四三輯第二六八號

第四十五條　訴訟時效は訴訟を提起する權利の發生したる時より其の進行を始む

債權者の請求に依りて履行を爲すべき債務に關する訴訟時效は債務發生の時より其の進行を始む。國營企業、營造物、共營農場、協同組合及社會機關間の不適當なる質の商品調達より發生する爭に對する時效（第四十四條（イ）項）の進行は商品の不適當なる質に關する調書作成の日より始む

千九百三十四年十二月十日追補（法令集第四三輯第二六八號）

第四十六條　主たる請求に關する訴權が時效により消滅したる時は從たる請求に關する訴權亦消滅す

第四十七條　債務者が時效期間滿了後其の債務を履行したるときは支拂の時に於て時效期間の滿了したることを知らざりし場合と雖支拂たるものの返還を請求することを得ず

第四十八條　訴訟時效は左の事由に因り中斷せらるるものとす

（一）　不可抗力に由り原告が訴訟を提起すること能はざりしときにして右の妨碍か時效の期間滿了前六ケ月以內に起りたるとき

（二）　債務の支拂猶餘令公布せられたるに由り

（三）　戰時狀態の下に在る赤軍及赤色艦隊所屬員に付ては戰時狀態繼續中

備考　時效は其の中斷の事由の終了したる日より其の進行を繼續す但し殘存期間六ケ月以下なるときは之を六ケ月に伸長す

第四十九條　裁判所は時效期間看過の原因を理由あるものと認むるときは時效の期間を伸長することを得

第五十條　訴訟時效は訴訟の提起に因りて中斷す

當事者の一方が私人なる場合の爭に於ては、訴訟時效は債務者側よりする債務の認知を立證すべき行爲ありたるにより中斷す

營造物、共營農場、協同組合及び社會機關の間に於ける爭に於ては債務機關側よりする債務の認知を立證すべき行爲ありたりと雖も訴訟時效中斷の根據とならず

一九三六年五月十日（法令集第十一輯第六二號）

第五十一條　時效は中斷したる後更に其

の進行を始む但し既に經過したる時間は之を新期間に算入せず

婚姻法

戸籍、婚姻、親族及後見法に關する法典はソヴエート政府によつて發布せられたる一切の法典の嚆矢を爲すものである。

ソ聯政府は舊親族法を否定したが、革命前の法が、合法結婚、自由結婚、或は婚姻外同棲の三つに區別した方法を採用するを得なかつた、そこで登錄濟の夫婦は共通の姓を採擇する、卽ち夫の姓か、妻の姓か、若しくは双方の複合姓かを採擇する、而して登錄婚に限り扶養料、卽ち生活費の給與を受くる權利を生ぜしめた。

他の配偶者より生活費を要求する權利は一九一八年の法典はこれを範圍の狹い諸場合に限つてゐる、卽ち窮乏し、且つ勞働能力無き配偶者のみ扶養料を受くる權利を有することとなした。生活苦と結合せる失業さへも法典はこれを扶養をうくる權利發生の原因として揭げなかつた、法典は玆でも他の凡ゆる點と同じく夫婦同權、平等より出發してゐる夫婦共それぞれ原則的には勤勞し（戰時共産主義時代には何人も勞働の義務）があつた、物質上その配偶者に依屬せず、且つ配偶者より財産上の援助を要求し得るは勞働能力無き場合に限るのである從つて婚姻法はより弱き當事者の保護をその趣旨とすることは殆んどこれを爲さなかつた。

革命立法は唯獨り女子に對してのみ舊式結婚の鐵鎖よりの解放を齎したのではなく、女子を夫——家長の專制的權力の暴壓の下より解放せると同時に双方（夫及妻）を婚姻不可消の鐵鎖より解放したのである。革命前にあつては結婚は宛も入るに甚だ易く、出づるに出でられぬ鳥籠の如き觀があつた、結婚及離婚に關する一九一八年の法典はこれを範圍の狹い從前の狀態を根本的に改變した、一九一八年の法典は婚姻繼續に對する如何なる强制をも否定し、且夫婦に對し單に双方の同意に依るのみならず、夫婦の一方によりても婚姻を解消し得ることを認めてゐる。しかし双方の合意による婚姻の解消と一方的希望による夫れとの間には訴訟上の差異が設けられてゐる、双方の合意ある時は夫婦の離婚屆は地方裁判所か又は結婚證書を保管する戸籍登錄機關に提出するものとす、一方的希望にあつては願書は唯夫婦の一方の住所地の裁判所に提出し得るに過ぎない。

一九二六年の新婚姻法によれば結婚以前に夫婦に屬せる財産に限りこれを分離財産とする旨を定めてゐる、婚姻中に夫婦によつて得られたる財産は夫婦の共有財産と見做す、夫婦の各々に屬する持分額は爭議の場合裁判所これを決する。新法典は婚姻の解消せられた配偶者の爲にその勞働能力無き場合には一年に、失業の場合には半年以下に扶養請求有效期間を限つてゐる。又、婚姻解消せられた失業配偶者の受くべき扶養料額を社會保險局より交付する補助金高に制限し、又、新法典では婚姻年齡は男女共十八歲に高められた。

親族法

一九一八年の法典の親族篇の冒頭に、現實の出生を以て家族たるの基礎と見做し、婚姻親族と婚姻外親族との間に何等の差別をも定めない、兩親が直に婚姻關係にあらざる子と雖も登錄婚をなせる者の産める子と權別に於て全然同等とする、卽ちソヴエート法では當初より私生兒なるものを認めない。

親族關係は父母の間に婚姻の存在すると否とに不拘、只現實の出生のみを以て定められるが故に出生屆は單に辯駁せられることあるべき出生推定を基礎づけるに過ぎない。生兒の父母と見做さるゝ者は出生登錄簿に兩親として登錄されたるものとす。

親子の相互關係に關する問題に就ては法典に親權は男兒十八歲、女兒十六歲に至る迄兩親に附與することを定めてゐる、玆に親權とは兩親が何人にても法律又は裁判所の命令に基かずして子を抑留する者より子の返還を要求する權利、子を教育及び修業に出すことを處置する權利、（註）裁判所及裁判外において子の代理人たる權利（後見人又は保護者たるの指定なくとも）を謂ふ。

（註）十六歲より十八歲までの子に就ては子の同意なき限り子を雇傭に出すことの契約を結ぶことが出來ない。

これら總ての權利を兩親に於て實施し得るは專ら子の利益に於てのみする、而して一度親權を濫用せんか裁判所に依りこれらの權利を剝奪せられることがある。

親は未成年の子、卽ち十八歲未滿（註）竝に勞働能力無く且つ親の扶助を必要とする成年の子に扶養料を給與する義務を有する。兩親各自によつて支給せらるべき扶養料額は專らその物質的狀態如何によつて子の支持を必要とする親に對し、若し共親にして國家よりの扶助を受け居らざる時は生活費を給與する義務あるものとする。

（註）此の義務は自己の勞賃又は收入を有する未成年者には及ばない。

ウクライナ共和國では養子を認めたが、一九一九—一八年のロシヤ共和國法典ではこれを認容しなかつた、それは戰時共産主義時代、就中其の初期に於ては兒童の無監護狀態不良化を無くする社會教育制度を廣く發達せしめんことを期したことと、養子は或る場合には無給勞働者搾取の爲の隱蔽手段となり、又他の場合には（死後財産を用益する權利を有する者を人爲的に造つて）相續廢止の法網を潛る爲めの目隱に用ゐらるゝことあるべき懸念があつたことによるといふのである。併し其後發布の新法典では養子の禁止は不良化兒童撲滅を妨げるものとして刪除し、若し子の利益に反せざる時は未成年者の養子を許容したのである、それはソ聯の國家機構と、聯業組合が鞏固となり、最早養子の假面を被つて搾取を行ふことが許されなくなつたからといふのである。

刑　法

ソ聯邦に於ける刑法は民法と同樣、現在單一的な聯邦刑法編纂が進められて居り、現在施行中のロシヤ共和國刑法も漸次、改正案により訂正せられ、個性尊重個性保護の傾向が强くなつて來たことは、新憲法發布以來の一般的傾向の一として、特に注目に値する。現在施行のロシヤ社會主義ソヴエート共和國刑法は一九二六年十一月公布、一九二七年一月一日より實施せられたものであるが、同法は次の諸章より成つてゐる。

ロシヤ社會主義ソヴエート共和國刑法

總　則
第一節　刑法の目的
第二節　刑法實施範圍
第三節　刑法の一般原則
第四節　刑法を適用すべき犯罪者に對する社會防衞處分
第五節　懲治矯正社會防衞處分適用規定
第六節　刑の執行猶豫及假出獄

細　則
第一章　國家に關する罪
（一）反革命の罪
（二）ソ聯邦にとりて特に危險なる執行秩序に反する罪
第二章　其他執行秩序に反する罪
第三章　職務上の罪
第四節　政教分離規定侵害の罪
第五章　經濟上の罪
第六章　殺人、傷害、監禁、名譽毀損の罪
第七章　財産に關する罪
第八章　國民保險、安寧秩序保全規定違反の罪
第九章　軍事上の罪
第十章　傳統的慣習上の罪

而してソ聯邦に於ける刑法の目的とするところは、ロシヤ共和國刑法總則第一條に明記してある如く「勞働者農民社會主義的國家並に國家に制定された法的秩序を保全することを以て目的とす」る刑罰の目的は、新裁判所構成法第三條にある如くソヴエート裁判所は刑罰を課するに當り單に犯人を罰するに止まらず、他人の矯正及び再教育をもその目的とするのである。

今次の改正案が多分に個性尊重保護のデモクラシー的傾向を示すべきことは前述の通りであるが、刑法中個人に對する罪の改正案は次の通りである（この一部はすでに實施を見てゐるものの如くである）。

刑法改正案（個人に對する罪）

謀　殺
一、謀殺は五年以上の懲役に處す
二、謀殺が特に慘酷なるとき又は累犯なるときは銃殺刑にまでいたることを得

激情及び憤怒による殺人
被害者のため暴行又は重大なる侮辱を受けたるにより激情及び憤怒の狀態に於てなしたる殺人は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

過剩防衞の結果たる殺人
過剩防衞の結果として行はれたる殺人

は二年以下の矯正勞働作業所への監禁又は矯正勞働に處す（註「二年以下の」は原文では作業所への監禁にのみかゝり、矯正勞働に付いては期間の定めない。）

過失殺
一、過失により殺人は二年以下の矯正勞働收容所への監禁、又は矯正勞働に處す
二、防止規則の意識的及び粗暴なる違反の結果行はれたる過失による殺人は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

自殺關與
一、苛酷なる取扱ひ又は迫害により他人をして自殺せしめ又はせしめんとしたる者は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す
二、自殺に對する幇助又は敎唆にしてその結果として自殺せしめ又はせしめんとしたるものは二年以下の矯正勞働作業所への監禁、又は矯正勞働に處す

故意により重き傷害
一、故意による重き傷害にして生命の危險なる健康傷害、精神病、何らかの器官の機能の完全なる障害、勞働能力の著しき喪失又は治癒し得ざる不具を來さしめたるときは三年以上の矯正勞働收容所への監禁に處す
二、右の罪にして重き傷害の結果被害者をして死にいたらしめ又は重き傷害が特に苛酷なる若くは拷問的性質を帶ぶる方法により加へられたるものなるときは五年以上の矯正勞働收容所への監禁に處す

激情及び憤怒による重き傷害
被害者のため暴行又は重大なる侮辱を受けたるにより激情及び憤怒の狀態にて死なしたる重き傷害は三年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

過剩防衞による重き傷害
過剩防衞により重き傷害を加へたる者は一年以下の矯正勞働併業所への監禁又は矯正勞働に處す

過失による重き傷害
一、過失により重き傷害を加へたるときは矯正勞働に處す
二、防止規則の意識的及び粗暴なる違反の結果過失により重き傷害を加へたる者は三年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

毆打及び輕き傷害
一、故意に毆打を加へ又はその他の暴行をなしたる者は矯正勞働又は拘留に處す
二、右の行爲にして輕き傷害を生ぜしめたる者は二年以下の矯正勞働作業所への監禁又は矯正勞働に處す
三、右の行爲にして常習的なるとき又は拷問的性質を有するときは五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

過失による輕き傷害
一、過失により經き傷害を加へたる者は五百留以下の罰金又は拘留に處す
二、防止規則の意識的及び粗暴なる違反により輕き傷害を加へたる者は矯正勞働に處す

不法の自由剝奪

一、強制的なる不法の自由剝奪にして職務犯罪たるの要件を缺くときは二年以下の矯正勞働作業所への監禁、又は拘留に處す

二、被害者の生命又は健康に危險なる方法により又は肉體的苦痛を伴ふ自由剝奪は二年以上の矯正勞働收容所への監禁に處す

精神病院への不法の收容

明らかに健康なる者を不法に精神病院に收容したる者は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所へ監禁に處す

不法墮胎

一、不法墮胎にして醫師の行ひたるものは二年以下の矯正勞働作業所への監禁に處す

二、非衞生的なる狀態に於て又は特殊の醫學敎育を有せざるものにより行はれたる墮胎は三年以上の矯正勞働收容所への監禁に處す

三、懷胎の婦女の行ひたる墮胎にして法律所定の證書なきときは社會的譴責に處し再犯の場合は二百留以下の罰金に處す

墮胎强要

婦女に對して墮胎を强要したるものは二年以下の矯正勞働作業所への監禁に處す

養育料の不拂

裁判所によりて制決せられたる又は戶籍登錄所に於ける離婚調書作成の際定められたる子の養育料の支拂を拒みたるものは二年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

子の養育義務の不履行

一、兒親又は後見人の子の養育義務の不履行にして子を浮浪性たらしめ又は何らかの犯罪を行ふに至らしめたるものは二百留以下の罰金、矯正勞働又は二年の矯正勞働作業所への監禁に處す

二、子の行爲にして他人に對し物質的損害を及ぼしたるときは兩親及後見人は物質的責任を負ふ

他人の子の略取

他人の子の略取、隱匿若くは故意に之を取り代へる行爲にしてより重き犯罪の徵候を缺くときは三年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

婚姻登錄の虛僞の利用

婚姻登錄の手段により婦女を欺罔して性交を結ばしめたるときは三年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

婚姻又は離婚の强要

婦女を强要して婚姻に入らしめ、婚姻を繼續せしめ又は離婚せしめたるものは五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す右の行爲にして婦女に對する肉體的暴行を伴ひたるときは十年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

贈物の强請

金錢家畜又はその他の財物若くは個人的勞働等許婚女に對する身代金(贈物)を兩親、親族又は家族が强請したるときは一年以下の矯正勞働作業所への監

禁、又は矯正勞働に處す

兒親の遺棄

扶助をなし得るに拘らず生存の資を有せざる親を遺棄したるときは矯正勞働に處す情狀重きときは二年以下の矯正勞働作業所への監禁に處す

强　姦

一、强姦卽ち肉體的强制、脅迫を用ひ被害者の抗拒不能に乘じてなしたる性交は三年以上の矯正勞働收容所への監禁に處す

二、數人により行ひたる又はその結果として被害者をして自殺にいたらしめたる强姦は五年以上の懲役に處す情狀重きときは銃殺にいたることを得

性交强要

物質上、勤務上又はその他の被害者の從屬性を利用して性交を强要したるときは八年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

淫行の勸誘

淫行の場所の經營、媒淫行爲、賣淫の强制竝びに賣淫のための婦女の雇入れは三年以下の矯正勞働收容所への監禁に處す

花柳病の傳染

一、自己に花柳病の存することを知りつつ他に之を感染せしめたる者は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

二、花柳病患者が他に感染せしむる危險性あること明らかなる行爲をなしたるときは矯正勞働又は罰金に處す

成熟期に達せざる者に對する姦淫

一、成熟期に達せざる者を姦淫又は强姦したる者は五年以上の矯正勞働收容所への監禁又は懲役に處す

二、成熟期に達せざる者との性交にして右の如き重き情狀を缺くときは五年以下の懲正勞働作業所又は强制勞働收容所への監禁に處す

未成年者の誘惑

誘惑的方法により未成年者を墮落せしめたる者は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁に處す

危險狀態への放置

明らかに援助をなし得るに拘らず何人かを危險狀態に放置したるときは矯正勞働に處す情狀重きときは二年以下の矯正勞働作業所への監禁に處す

醫療の拒否

一、正當の理由なくして醫師が患者に必要なる醫療を拒み又は之をなさざるときは五百留以下の罰金に處す

二、右の行爲にして患者を死に至らしめ又は死に至らしめ得ること明らかなりし場合は五年以下の矯正勞働作業所又は矯正勞働收容所への監禁、又は矯正勞働に處す

侮　辱

一、言語又は文書を以て人の名譽及び價値を侮辱したる者は百留以下の罰金又は一ケ月の拘留に處す

二、行爲を以て加へたる侮辱又は出版物その他公に普及せらるゝ著作物により加へたる侮辱は五百留以下の罰金、三ケ月以下の拘留又は三ケ年以下の矯正勞働に處す

誹　謗

一、誹謗即ち明らかに他人の名譽を毀損せしむる風說を流布したるときは拘留五百留以下の罰金又は六ケ月以下の矯正勞働に處す

二、出版物その他印刷物による誹謗は拘留、千留以下の罰金又は矯正勞働に處す

三、被害者に對し重大なる結果を生ぜしめたる誹謗は二年以下の矯正勞働作業所への監禁に處す

新刑法に於ける秩序紊亂

ソ聯新刑法はソ聯人にして祖國に歸る事を肯んぜざる者は、反革命的犯罪行爲として祖國裏切行爲、武裝一揆、反革命機關參加、反革命的犯罪の隱蔽、ソ聯に對する武裝蜂起と同樣最も重き銃殺の刑に處せられることになつた　また一九三二年八月七日附の社會主義財産の窃取に關する法令も新刑法では國家的犯罪の特別の一章を成すことになつたが、その適用は國家財産、コルホーズ及びコホペラチーヴの財産の窃取または掠奪の特に惡性なものに限定されることになつた。但し更に惡性なものは、「人民の敵」即ち國家の秩序を紊す者として處刑される。秩序紊亂の項を新刑法は次のごとく分けてゐる。

一、國體的秩序亂

二、民族的反目を煽動

三、土地國有法違反（土地收益の讓渡及賃貸）

四、武器の窃取

五、通貨、鐵道郵便、切手旅券の僞造

六、鐵道、水運、自動車、航空運輸における勞働規律違反

七、外國貨幣取引規則違反

八、不法越境

九、外國貿易獨占規則違反

人民裁判官の民族別

ソ聯邦に於ては人民裁判官は民族、性別に關係なく、其の自民族中より無記名普選によつて選擧されるものである。帝政ロシヤ時代には勤勞タタール、バシュキール其他の民族は裁判官たることを得なかつたが、現在ソ聯邦各自治共和國全體に於ける生粹の自民族の裁判官の比率は五五%であり、タタール自治共和國では六二%、ヤクーツク共和國では七二%となつて居る。

將來司法官となるため現在法律專門學校に學んでゐる諸民族學生の數はタタール人七五名、チュワーシ人六二名、ブリヤート人三一名、ヤクート人二六名、オセチヤ人二五名、カルムイク人一六名等である。尚帝政時代に治安判事となるには土地二百乃至九百テシヤチンか其他の不動産一萬五千留以上の財産所有者でなければならなかつた。

財政法、勞働法

これらにつきては、各財政及び勞働の項參照。

戰時法令

戰時法令なる語に嚴密な定義を與へる事は困難であるが、戰爭遂行に必要な態勢整備を目的とし戰爭に關係ある規範內

容を有する法令なりとするならば、世界攪亂を野望し社會主義的國防國家の建設を企圖しつつ來つたソ聯邦に於ける法令は殆どが戰時法令的性格を帶びてゐたと云へる。なかんづく一九三九年秋歐洲大戰の勃發以來、戰爭準備のため發せられた最高會議幹部會令、人民委員會議決定はソ聯邦の戰爭準備を如實に反映してゐる。

「戰時法律」なる語はソ聯邦の戰時法令中にも使用せられ、例へば戒嚴に關する最高會議幹部會令は「……犯罪者を諸戰時法律による刑罰に處す」（第六條）と記してゐる。ソ聯邦戰時法令の內容は廣般に亘り、軍事に關するもの、行政機構に關するもの、治安維持に關するもの、經濟財政に關するもの、社會保障に關するもの、刑事立法に關するもの、裁判手續に關するものなどに分類し得る。

第二次歐洲大戰勃發から獨ソ戰に至る迄發せられた戰時法令中主なものとしては、一九四〇年六月二十六日付八時間制勞働日に關する最高會議幹部會令、同年十月二日付勞働豫備軍に關する最高會議幹部會令等であつて、純粹な戰時法令とは云ふよりは寧ろ來るべき戰爭を目的とした生產力擴充に重點が置かれ長期戰的な直接の準備は未だなされなかつたと言つてよからう。

獨ソ戰開始以後の戰時法令

一九四一年六月二十二日獨ソ戰勃發するや最高會議幹部會により卽日公布された法令は動員の布告、戒嚴令、軍法會議規定、モスクワ州防空命令等であつて、その後月餘の間に公布されたものにはモスクワ市守備隊命令、兵及び下士官家族扶助料規定、一般兵役義務に關する法律增補、勞働時間延長令、國家防衞委員會の創設、市民の防空教育義務令、農業稅及所得稅の增徵、流言取締令、戰時郵便電信制限規則、切符制度、軍事委員設置規定、內務人民委員部及び國家保安人民委員部の內務人民委員部への統合等があつて、之等の詳細に關してはそれぞれ該當の項に於て述べられてゐるからここには繰返さないが、以下二三について解說する。

△戒嚴に關する最高會議幹部命令（一九四一年六月二十二日付）

戒嚴の宣告憲法四四九條に基き國防のため及び社會秩序國家治安保障のため最高會議幹部によつて發せられるもので、特定地域或は全領土に亘り、戒嚴を宣告せられたる地域に於ける國防、社會秩序國家治安保障に關する國家機關の全機能が軍事會議（或は最高司令部）に移される他、更に廣般な技能が與へられてゐる（第三條）。卽ち一、勤務動員　二、便益提供　三、徵發　四、業務制限　五、交通制限（禁止）　六、危險分子の退去等の權能が與へられ、刑罰權の行使も著しく强化されてゐる。

△戒嚴宣告地域及び軍事行動地域に於ける軍法會議規定（一九四一年六月二十二日付）

從來公布せられた軍法規定（一九二六年八月二十日付）は平時に於ける軍法會議規定であつたのに對し、戒嚴宣告地域

及び軍事行動地區の軍法會議を規定したものであつて、本規定による軍法會議は(イ)軍管區、正面軍、艦隊に設置されるもの、(ロ)軍、軍團及その他の軍部隊、軍事機關に設置されるもの、(ハ)鐵道及水上交通軍法會議であり、その定員は司法人民委員、國防人民委員、海軍人民委員の共同命令によつて確認される。軍法會議の管轄はロシア共和國刑事訟訴法二七條から委任せられ、(イ)軍關係者の犯罰、(ロ)軍關係者以外の軍事的間諜罪、(ハ)何人によらず犯せる匪賊行爲、銃器の賣買窃取、赤軍に脅威を與ふる罪、テロ行爲、(ニ)軍關係以外の者の犯せる軍人以外の者の殺人等を包含する。尙平時の軍法會議との差違は上告を許さない點である。

△國家防衛委員會の創設（一九四一年六月三十日付）

新設國家防衛委員會の決議及び命令は法律たるの効力を有するのであつて、その創設は特に意義を有するのであるが詳細は國家組織の項を參照されたい。

△流言取締令（一九四一年七月六日付）

犯人の犯せる流言の流布が刑法及びその他の法令違反に該當して本幹部會令に定めたられた刑罰より重い刑罰をせられる場合の他、軍法會議の判決により二年以上五年以下の徴役に處せられる。

全聯邦共産黨

共産黨の組織構成

全聯邦共産黨はソ聯邦に於ける單一絶對の指導政黨であり、ソヴエート聯邦といふ生ける肉體において、心臟と頭腦の役割を併せ持つてゐる。ソ聯邦における全國家機關、即ち地方から中央へかけてのソヴエート機關も、經濟機關も、軍事機關も、文化團體も共産黨の完全なる指導下に組織され運用されてゐるのである。

この全聯邦共産黨の母胎は一八九八年三月組織されたる露西亞社會民主勞働黨である。同黨が一九〇三年の大會においてボリシエヴイキ（多數派）とメンシエヴイキ（少數派）に分裂して、以後はこの多數派即ちボリシエヴイキこそ、今日の全聯邦共産黨の前身をなすもので今日でも黨の正式の名稱を「全聯邦共産黨（ボリシエヴイキ）」と呼んでゐるのは、ボリシエヴイキと全聯邦共産黨とが相即不離であることを物語るものである。

全聯邦共産黨の組織原則は民主的中央集權である。即ちその黨の組織機構はあくまで民主的であるが、分派（フラクション）を許さず、單一の中心を置いて之に絶對の指導權限を與へてゐる。全黨員は中央指導部の命令に對して絶對服從し如何なる場合も獻身的に、課題の遂行のため粉骨砕心努力せねばならぬ。此點で黨の規律は鐵の如く嚴格である。

黨組織の最下級單位は從來ヤチエイカ（細胞）であつたが、一九三四年の第十七回共産黨大會以來廢止され各工業企業、運輸、赤軍、コルホーズ、學校等に於つて統一され、ライオン（區）委員會によつて統一をり、日常の黨務として勞働者及農民間の連絡、黨の主義、決議の宣傳並に實施、新黨員養成等に從事してゐる。これより成る區委員會又は市委員會に統一せられ、州（地方）委員會又は民族共産黨中央委員會を經て、中央部機關に達する。

右の外に黨フラクションなるものがある。これはソヴエート、勞働組合、協同組合其他一般の大會、協議會等に三名以上の黨員がある場合に設置され、黨外にあて黨の主義綱領を實施し、黨外機關の行動を黨の監督下に置くことを目的とし、當該黨機關に屬してゐて常に其の指導下に活動する組織である。

又、軍部内の黨機關は最下に細胞又は黨團があつて、最高は勞農赤軍政治部である。

部内の一般黨務は、各部隊政治部軍務委員及黨務委員會を經て、勞農赤軍政治部に於て指導統一される。

この細胞がライオン（區）委員會によつて統一され、ライオン委員會は、更にオブラスチ（州）又はクライ（地方）委員會が之を統一し、こゝから直接又は民

族共産黨中央委員會を經て全聯邦共産黨中央機關にまで達する。

黨員は所得勞賃に應じて黨費を納入する義務がある。黨及黨機關の資金は全く黨費、黨企業の收入及其他の收入を以て充當し、候補加入に際しては所得勞賃の二%を入黨金として納入することになつた。

一九三四年一—二月召集の第十七回黨大會は從來の定時大會召集期間二年に一回に對し三年に一回以上と規定、從來の黨規約に代ふるに全十二章四十三條より成る改正新規約を滿場一致採擇した。右規約改正の動機及目的は大會に於るスターリン、カガノウイチ等の報告演說によつて窺はれる如く大體次の四點、卽ち、一、黨員の質的向上。二、黨規律の嚴守强化。三、黨決議の遂行を一層嚴重ならしめる事及び四、社會主義的建設に對する指導を更に徹底せしめる事にあつた。

以下第十七回黨大會の改正について少しく說明を加へるならば

1、黨員の質的向上

一九三三年四月二十八日の黨決議に據り六月一日より全國的に開始された黨內淸掃鬪爭において、黨員にして黨綱領、黨規約に通曉せざる者、初等政治的知識を有せざる者、又、階級的裏切者の黨內潛入の意外に多い事實等を發見した。そこで黨首腦部は右の對策として入黨希望者の銓衡を嚴重にする方針をとり、今後の入黨希望者の資格に關しては、從來いづれかの公共組織內にあつて相當の實績を擧げたる人物を拔擢すると共に、本人に關係ある公共組織より內申書を徵し採用の可否を決定することゝなつた。猶ほ入黨に際しては他の黨員の紹介を必須條件とするが、其の紹介者の數も從來の規約では第一種入黨候補者には三名であつたものを、第一種入黨候補者には二名、第二種入黨候補者には五名と增加し改正黨規約では第一種入黨候補者には三名、第二種入黨候補者には四名と增加した。これによつて入黨者の質を高めると共にシンパサイザー團の存在を公認した。これは黨員候補の養成團體ともいふべきもので、黨はこれによつてより廣汎なる大衆に黨勢力を浸潤せしめることが出來るやうになつた。而してこのグループは黨員候補期間を更に延長したものとも見るべく、卽ち一定の期間中黨員たる豫備訓練を行はしめるものである。

2、黨規律の嚴守

黨規律は彼等はこれを鐵則（ジエレーズナヤ・ヂスチプリーナ）と稱し、その嚴守はボリシエヴイキー傳統の方針であり、これによつて黨內の統一を計り、延いてはプロレタリアート獨裁を擁護する勢力の鞏化となるものであるが、從來は各種の政治的情勢に支配されて、質より

も量的に黨員數の擴大をはかる傾向があつたゝめ左右兩翼の極端に走る者が現れるに至り、黨員としては黨規を紊り、黨機關としては上級機關の決議に悖るやうな場合が往々あつたので、黨規律の絕對服從を計り、黨內統一を徹底せしめる高壓策の實現である。

（註）一九一七年以來の黨員數を掲げれば左の通りである。

一九一七年十一月		二〇〇、〇〇〇人
一九二〇年（第十回大會）		七〇〇、〇〇〇
一九二二年（第十三回大會）		四〇〇、〇〇〇
一九二五年（第十四回大會）		一、〇八〇、〇〇〇
一九二七年十月一日		一、二一一、九四七
一九二八年一月一日		一、二二二、八三六
一九二九年一月一日		一、四三九、〇三二
一九三〇年四月一日		一、七三一、五九八
一九三〇年七月一日		一、八四二、一六〇
一九三二年七月一日		三、一三〇、〇〇〇
一九三三年（第十七回大會）		一、八七四、四八八
一九三九年（第十八回大會）		一、六〇〇、〇〇〇（概數）

右の中黨員數が前に比較して減じてゐるのは、何れも大規模なる淸黨工作の行はれた結果である。

3、黨決議遂行の監視

近來、黨の最高機關が行政的法令の公布にさへ頻繁に署名するやうになつたが、それにも拘らず其の實績の極めて擧らないのに鑑み、黨機關の決議は勿論、行政的決議の實施に當つても充分これを監督する爲め黨機關では從來の中央統制委員會（黨及びソヴエート機關の統制、改善を任務とするもの）を改造して黨統制委員會とし、政治方面では勞農監督人民委員部（國家機關及び國營企業をしてソヴエート建設に邁進せしむべく、その事務の改善、企業及び組合組織の改良發達を計るを目的としたもので、其の委員長は黨中央統制委員會議長兼務であつた）を廢止してこれに代ふるにソヴエート統制委員會を新設した。

4、社會主義建設の指導

國內が社會主義的社會の建設途上にある現狀に鑑み、黨としてこれに對する陣容を整備し、全面的にこれが實現の覺悟を示すものである。卽ち從來の官僚的局課を廢止して黨機關を縱斷一貫する各生產部門別による課を新設し、社會主義的建設の後れたる方面、例へば農村、鐵道其他に政治部を設置し、是に優秀なるオルグを配屬せしめ又、從來の細胞組織（工場、商工業企業を始とし、共營農場、學校、赤軍內等苟くも三人以上の黨員のある所には必ず存在す）を現下の要求を滿さないものとしてこれを廢止し、下級黨機關（ペルウイチナア・オルガニザーチヤ）なる本格的名稱の機關を設置し、これを直接生產に參與せしむる等、相當思ひ切つた改正を行つた。

以上の如く改正規約は全聯邦共産黨をしてソ聯邦中央執行委員會の系統に對し其の權威を形式並に實質的に高めたもので、國務に對する從來の指導監督の立場から一步進んで黨の系統により自ら國務を執行する爲め、先づ全生產部門を把握するに至つたものである。猶ほ黨規約の改正と共に黨員三百萬人の大舞臺を動かす黨幹部の改選も亦、見逃すことは出來ない。しかも黨の最高政策を生む中樞機關であり、單に全聯邦共産黨內において

のみならず、ソ聯邦國内における他の一切の機關に對し最も重要な役割を演ずる政治局「ボリト・ビューロー」が、スターリンの腹心の者をもつて組織されるに至つたことは單にスターリンの立場を鞏化したといふ意味ばかりでなく、これによつてソ聯邦の一般政策の實施に當つて益〻勇敢に突進し得る契機となつたことを物語るものであつた。

黨中央組織

黨大會（スエズド）

黨の最高機關で中央委員會、黨統制委員會、中央檢査委員會其他の報告を聽取し、これを承認すること、綱領規約の改正、重要國策の決定、黨中央諸機關の改選等を行ふ。三年に一回以上召集されることになつてゐるが、最近では一九三九年三月十日第十八回大會を開催、中央諸機關の改選を行つた。

黨中央委員會（ツエ、カー）

黨大會によつて選出され、大會と次回大會との期間中黨務を執行する重要機關で黨の全活動を指導し、中央諸機關紙編輯局の任命、地方の主要機關紙編輯長の裁決を爲し、同時に社會的意義を有する企業の組織指導に當る。現在七十一名の委員と六十八名の候補より成り四ケ月に一回以上全體會議を開催する。

中央委員會はその最高幹部會とも稱すべき政治局、組織局、書記局を選出、これが不斷に黨務を執行する。

第十七回全聯邦共産黨大會によつて選擧された中央委員會總會で選出された黨執行機關及委員氏名左の如し。

A政治局（ボリトビユロー）黨の政治問題を執行する機關でソ聯邦最重要の人物を以て組織し、黨の首腦部を成してゐる。ソ聯邦の重要政策は全て右政治局の劃策による。前局員及候補左の如し。

局員（十名）
アンドレーエフ、ウオロシーロフ、ジユガノフ、カガノーウイチ（エル・エム）、エヂヨフ、シユキリヤートフ、ヤスロスラフスキー、アクーロフ、ブラートフ、ペーテルス

候補 ベリヤー、シユベルニク

B組織局（オルグビユロー）組織問題に關する最高の黨務を管掌し黨員間に於ける職分の配分變更等を審議決定する。

局員（十名）
アンドレーエフ、マレンニコフ、メフリス、スターリン、ジユダノフ、カガノーウイチ（エリ・エム）シユウエルニク、シチエルバコフ

C書記局（セクレクリアート）組織及執行に關する當面の黨務を管掌する。

書記長（一名） スターリン
局員（三名）ジユダノフ、アンドレーエフ、マレンコフ
（註 現幹部氏名後出以下同じ）

黨統制委員會

第十七回大會において新設したもので黨大會選出の委員より成り中央委員會に直屬し、黨及中央委員會の決議の實行を監督し、黨規の肅正に勤め、黨務、行政

經營に關する黨大會中央委員會の決定の實施をも統制する。委員六十一名より成り參與會及委員會ビユローを有す。

議長 アンドレーエフ

參與會（三名）黨の體面及規律を取締る附屬機關。

書記長 シユキリヤートフ

參與 ヤロスラフスキー、カラワーエフ

委員會ビユロー（七名）委員會の常務を處理する附屬機關

カガノーウイチ（エル・エム）、エヂヨフ、シユキリヤートフ、ヤスロスラフスキー、アクーロフ、ブラートフ、ペーテルス

黨中央檢査委員會

黨大會選出の委員より成り、黨中央機關の事務取扱の迅速正確なることを監督し、書記局機關の圓滑なる運行、中央委員會の會計及企業を檢察する。

委員 二十二名
議長 ウラヂミルスキー

黨中央機關紙プラウダ

革命前の一九一二年五月五日第一號をペトログラード（現在のレニングラード）に創刊、黨の組織的宣傳煽動機關として今日に至つてをり、一九四〇年前半期末には八千二百三十號を重ねてゐる。五月五日は現在「新聞デー」として國祭日になつてゐる。

全聯邦共産黨（ボリシエヴキー）規約

共産インターナショナル支部（第十八回全聯邦共産黨大會に於て採決）

共産インターナショナルの支部たる全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）は、ソ聯邦の勞働階級の組織せられた前衞隊、勞働階級の階級的組織の最高形態である黨は其の活動に於てマルクス主義・レーニン主義の理論によつて指導せられる。

黨は、勞働階級、農民、インテリゲンチヤ——全ソヴエート國民を、勞働階級の獨裁の强化のため、社會主義體制の强化發展のため、共産主義の勝利のための鬪爭に於て指導する。

黨は、一切の勤勞者組織——公共的並に國家的——の指導的中核であり、共産主義社會の成功的建設を保障する。

黨は、全黨員にとつて一樣の義務的な自覺的規律によつて結ばれた單一の戰鬪的組織である。黨は、綱領及び規約の違反、黨規律の侵害、分派結成、二心的行動と相容れざるその團結、意志の統一、行動の統一によつて强固である。黨は、自己の陣營より黨綱領、黨規約、黨規律を侵害せる人々を清掃する。

黨は、黨の綱領及び規約の實現、黨及び其諸の機關の一切の決議の遂行、黨陣營の統一の保障、ソ聯邦の諸勤勞民族間並に萬國のプロレタリヤとの友誼的、國際的關係の積極的且自己犧牲的活動を、黨員に强化の要求する。

第一章 黨員、其の義務及び權利

第一條 黨の綱領を承認し、黨諸組織の一つに於て働き、黨の諸決定に服從し且黨費を納入する總ての者は黨員と看

（ハ）黨機關を選擧し、また黨機關に選擧されること
（ニ）自己の活動又は行動に關して決議がなされる一切の場合に自ら參加することを要求すること
（ホ）全聯邦共産黨（ボリシエヴイキ）中央委員會に至る迄の任意の黨機關に任意の質問及び聲明を發すること

第四條　黨員採用は專ら個別的に行はれる。新黨員は規定の候補期間を終了せる候補の中から採用せらる。自覺的積極的にして共産主義の事業に獻身せる勞働者、農民及びインテリゲンチヤが黨員に採用せられる。黨には十八歲に達せる者が採用せられる。
（イ）入黨者は、三年以上の黨籍を有する者で、他の二名は十年の黨籍を有する者――の紹介によつて、初級黨組織を通じてのみ入黨を許される。その際全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の確認を要する。

第五條　紹介者は自己の紹介の良質なることに對し責任を負ふ

第六條　候補より黨員に採用せられる者の紹介は黨員一名の紹介に匹敵する

註一　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員及び同候補は紹介を控へる

（ロ）黨員採用問題は初級黨組織の一般集會に於て討議され且決定され、その決議は黨區委員會――區の區劃なき都市に於ては黨市委員會――の確認によつて、效力を發生する

黨員採用問題を討議するに際し紹介者は必ずしも出席を要しない

（ハ）二十歲及び二十歲以下の青年は全聯邦レーニン共産青年同盟を通じてのみ入黨する。

（ニ）他黨出身者は、例外的な場合に黨員五名――內三名は十年の黨籍を有する者で、他の二名は革命前に入黨せる者――の紹介によつて、初級黨組織を通じてのみ入黨を許される。その際全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の確認を要する。

第五條　紹介者は自己の紹介の良質なることに對し責任を負ふ

第六條　候補より黨員に採用せられる者

註二　コムソモールよりの入黨の場合には全聯邦レーニン共産青年同盟地區委員會

做される

第二條　黨員は左の義務を負ふ
（イ）自己の意識の向上、マルクス主義・レーニン主義の基礎の把握のために不斷に努めること
（ロ）黨規律を最も嚴重に遵奉し、黨及び國の政治生活に積極的に參加し、黨の政策及び黨機關の諸決議を實行すること
（ハ）勞働規律及び國家の規律の遵守の模範となり、自己の生產的、業務的資格を不斷に高めつつ自己の業務の技術を把握すること
（ニ）大衆との聯絡を常に强化し、勤勞者の質問及び必要に適時に答へ、非黨員大衆に對し黨の政策及び諸決議の意味を說明すること

第三號　黨員は左の權利を有する
（イ）黨員集會又は黨出版物に於て黨政策の實際的諸問題の自由な且事務的な討議に參加すること
（ロ）黨員集會に於て任意の黨役員を批判すること

の黨歷は、當該初級黨組織の一般集會によつて所與の同志の入黨確認に關する決議が採用された日より算へる。

第七條　或る組織の總ての構成員は、他の組織が活動してゐる區に移る際には後者に依り其の構成員として登錄せられる

註　組織から他の組織への黨員の移行は、全聯邦共産黨（ボリシュヴイキー）中央委員會に依り定められた規則に從つて行はれる

第八條　信憑すべき理由無くして三箇月間黨費を納入せざる黨員及び候補は、黨よを脫退せる者と看做され、夫れに關して初級黨組織は、黨區委員會又は市委員會に依り確認せらるる當該決議を採用する

第九條　何れかの者を黨より除名する問題は被除名者の屬する初級黨組織の一般集會に依り決定せられ、黨區委員會又は市委員會に依り確認せられる。黨員除名に關する區委員會又は市委員會の決議は、黨の州委員會、地方委員會又は聯邦構成共和國共産黨中央委員會によつて確認せられる迄は、黨力を發生する

第十條　州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會は被除名黨員に關し、除名の理由を示して地方黨新聞に公告し、又不當に除名せられたる黨員の復活に關しても公告するものである

第十一條　黨よりの除名又は被除名者の復權に關する問題を決定する際には、最大の注意と同志的配慮、及び黨員に向けられたる告發が根據ありや否やの綿密な檢討が保證せらるべきである

第十二條　黨より除名せられた者の上告は、其の提出の日より二週間以內に當該黨機關に依り檢討せらるべきである

第二章　黨員候補

第十三條　總ての入黨希望者は候補の期間を經る、この閱歷は候補に黨の綱領規約、戰術を精通させ、黨組織に候補の個人的性質を檢查せしめるに必要である

第十四條　候補採用手續（個別的採用、紹介狀の提出、及び其の檢查、採用に關する初級組織の決議及び其の確認）は黨員採用の場合と全く同一である

第十五條　候補期間は一箇年と定められる

第十六條　黨員候補は其の所屬する組織の集會に評議權を持つて參加する

第十七條　黨員候補は現地の委員會の會計に普通の黨費を納內する

第三章　黨の機構、黨內デモクラシー

第十八條　黨の組織的構造の指導的原則は民主主義的中央集權主義である、そ

の内容は左の通りである
(イ) 下から上までの一切の黨指導機關を選擧によつて選出すること
(ロ) 黨機關は、自己を進出せる黨組織に對し定期的に報告すること
(ハ) 嚴重な黨規則と多數者への少數者の服從
(ニ) 上級機關の決議は下級期間に對し無條件的拘束力を有すること
第十九條 黨は地域的、生産的徴候に從つて組織される、某々區を掌る黨組織は、該區の一部を掌る總ての黨組織の上部にあるものと看做され、又は全勞働部門を掌る黨組織は、該勞働部門の一部を掌る總ての黨組織の上部にあるものと看做される
第二十條 一切の黨組織は、地方的問題の決議に於て、該決議が黨の決議に矛盾せざる限り、自主的である
第二十一條 各黨組織の最高指導機關は(初級組織にとつては)一般的集合、(例へば、區、州の組織にとつては)協議會(聯邦構成共和國共産黨及び聯邦共産黨(ボリシェヴィキー)にとつては)大會である
第二十二條 一般的集合、協議會又は大會は其の執行機關であり、組織の一切の日常活動を指導すべきビューロー又は委員會を選擧する
第二十三條 黨機關を選出する際には、名簿表による投票は禁止せられる、投票は個々の候補者に就いて行はるべきであり、その場合、凡ゆる黨員が候補者を忌避し、批判する無制限の權利を保障せられる。選擧は候補者に對する無記名(祕密)投票に依つて行はれる
第二十四條 總ての共和國、地方及び州の中心地、並びに多少共重要な工業中心地には黨及び政府の重要決議を討議する爲、市の黨組織の積極分子が召集せられる、其の場合積極分子は示威又は之等決議の形式的儀式的承認の爲に非ずして其の實際的討議の爲に召集せらるべきである
大中心地に於ては市の黨積極分子のみならず區の積極分子も召集せらるべきである
第二十五條 箇々の組織又は黨全體に於ける黨政策問題の自由にして事務的なる討議は、黨内デモクラシーより生ずる各黨員の確固たる權利である。黨内デモクラシーに基いてのみボリシェヴイキー的自己批判を展開し、機械的に非ずして意識的たるべき黨規律を强化することが出來る、然し廣汎な討議、殊に黨政策問題に關する全聯邦的規模の討議は、一部の少數者が自己の意思を黨の大多數に押しつけんとする企圖又は黨の統一を破る分派を形成せんとする企圖、勞働階級獨裁の力と堅牢性を動搖せしむることあるべき分裂の企圖を導き得ないやうに組織せらるべきである。故に全聯邦的規模の廣汎なる討議は左の場合のみ必要なものと認められる。
(イ) 此の必要が少くとも州又は共和國的規模の數箇の地方黨組織に依つて認められる場合
(ロ) 中央委員會内に黨政策の重要に關して充分鞏固なる多數の存在せざる場合
(ハ) 中央委員會内に一定の見地に立つ鞏固なる多數が存在するにも拘らず、中央委員會が黨内の討論的審議に依つて、自己の政策の正當性に付檢討するの必要ありと認める場合

之等の條件が充たされる場合に於てのみ、反黨的分子に依る黨内デモクラシーの惡用から黨を守ることが出來る。之等の條件の下に於てのみ、黨内デモクラシーが黨及び勞働階級の事業に役に立ち、惡用せられざることを期待し得る
第二十六條 黨組織の系統
(イ) 黨全體に付ては——全聯邦大會
全聯邦共産黨(ボリシェヴイキー)中央委員會全聯邦協議會
(ロ) 州、地方、聯邦構成共和國に付ては——州、地方協議會、聯邦構成共和國共産黨大會、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會
(ハ) 管區に付ては——管區協議會、管區委員會
(ニ) 市區に付ては——市及區の協議會、市及び區委員會
(ホ) 企業、村、コルホーズ、機械トラクター配給所、赤軍、海軍部隊並に造營物に付ては——一般的集會、初級黨組織協議會、初級黨組織ビューロー
第二十七條 全聯邦共産黨(ボリシェヴイキー)中央委員會内には黨の決議を實行する實際的活動の爲に左の局及び部を置く
(イ) 人事局
(ロ) 宣傳煽動局
(ハ) 組織・指導部
(ニ) 農業部
(ホ) 學校部
管區委員會、州委員會、地方委員會及び聯邦構成共和國共産黨中央委員會には左の部を置く
(イ) 人事部
(ロ) 宣傳煽動部
(ハ) 組織・指導部
(ニ) 農業部
(ホ) 軍事部
軍事部の任務は、兵役義務者の算定、召集の遂行、戰時の際の動員業務、防空の遂行等の業務に於て、軍事機關を援助することである
州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會に於ける宣傳煽動部及び人事部の指揮は特別の書記に課すべきである
第二十八條 黨の各組織は、その最終的確認の後に、自己の印鑑を作成する權利を有す。但し、當該上級黨組織の認可を必要とする
第四章 上級黨機關
第二十九條 全聯邦共産黨(ボリシェヴ

イキー）の最高機關は全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）大會である、定期的大會は三年に一回以上召集せられる。臨時大會は、自體の發意、又は最後の黨大會に於て代表せられた黨員總數の三分の一以上の要求に依り、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會が之を召集する。黨大會の召集及び日程は遲くとも大會の一箇月半前に布告せられる。臨時大會は二箇月の期間内に召集せられる

大會は、最後の定期大會に於て代表せられたる黨員總數の半數以上が代表せられる場合に成立したものと認められる

大會代表選出率は全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の定むる處に依る

第三十條　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會が第二十九條に定むる期間内に臨時大會を召集せざる場合には、臨時大會の召集を要求せる諸組織は、臨時大會召集に付全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の勝利上總會を開く、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員候補は評議權を持つて總會に出席する

第三十四條　全聯邦共産黨中央委員會は政治的活動の爲に政治局を、組織的活動の全般的指導の爲めに組織局を、組織的、執行的性質の日常活動の爲に書記局を、黨及び全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の決議を實行する爲に黨統制委員會を、組織する

第三十五條　黨統制委員會は

（イ）黨組織及びソヴエート經濟諸機關に依る黨及び全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の決議の實行を監督し

（ロ）地方黨組織の活動を檢査し

（ハ）黨の綱領、規約、黨規律の侵害者の責任を追及する

第三十六條　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は、大會と大會との期間中黨の全活動を指揮し、他の諸黨、諸組織及び諸機關との交渉に於て黨を代表し、黨の各種諸機關を組織し

其の全活動を指揮し、自己の統制の下に活動する中央諸機關紙編輯部を任命し、地方の大組織の黨機關紙編輯部を確認し、社會的意義を有する企業を組織し且指導し黨の勢力及び資金を配分し、中央金庫を管理する

全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は、中央的ソヴエート諸組織及び公共諸組織の活動を、其の内部の黨グループを通じて指導する

第三十七條　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は、大會と大會との期間中、緊急なる黨政策問題を討議する爲に一年に一回以上、地方的黨組織代表より成る全聯邦黨協議會を召集する

全聯邦協議會の代表は、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會總會に於て選出せられる全聯邦協議會代表の選出手續及び選出率は全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の定むる處に依る全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の勝利上總會を開く、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員候補は評議權を持つて總會に出席する

第三十四條　全聯邦共産黨中央委員會は政治的活動の爲に政治局を、組織的活動の全般的指導の爲めに組織局を、組織的、執行的性質の日常活動の爲に書記局を、黨及び全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の決議を實行する爲に黨統制委員會を、組織する

第三十五條　黨統制委員會は

（イ）黨組織及びソヴエート經濟諸機關に依る黨及び全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の決議の實行を監督し

（ロ）地方黨組織の活動を檢査し

（ハ）黨の綱領、規約、黨規律の侵害者の責任を追及する

第三十六條　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は、大會と大會との期間中黨の全活動を指揮し、他の諸黨、諸組織及び諸機關との交渉に於て黨を代表し、黨の各種諸機關を組織し

中央委員は、地方的黨組織から全權を賦與せられた代表に非ざる場合には、評議權を持つて全聯邦協議會の活動に參加する

第三十八條　全聯邦協議會は、中央委員會に依り確認せられた全聯邦協議會の決議は、全黨組織にとつて義務的である

第四十條　ボリシエヴイキー的指導及び政治的活動の强化の爲に、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は國民經濟及び國全體にとつて特に重要な意義を獲得する後れた社會主義建設部分に政治部を創設し且全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の黨組織員を配置し、又政治部に依る自己の突擊的任務の遂行に應じて、政治部を生産的・地域的區分に依り組織された通常の黨機關に轉ぜしむる權限を有する

政治部は全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會により確認せられる特別指令に基いて活動する

第四十一條　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は自己の活動に關

して黨組織に規則的に報告する

第四十二條　中央監査委員會は

（イ）黨中央諸機關内に於ける事務經過の迅速、正確並に全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會書記局機構の調整を檢査し

（ロ）全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の會計及び諸企業を檢査する

第五章　州、地方及び共和國の黨組織

第四十三條　州、地方、共和國の黨組織の最高機關は、州、地方黨協議會又は聯邦構成共和國共産黨大會であり、中間期間に於ける最高機關は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會である。之等の機關は、其の活動に於て、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）及び其の指導的諸機關の決定により指導せられる

第四十四條　定期的な州及び地方の協議會又は聯邦構成共和國共産黨大會は、州及び地方の委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會に依り一年半に一回召集せられ、臨時の代表會議又は大會は、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會の決議又は州地方、共和國の黨組織に屬する諸組織の黨員組織の三分の一以上の要求によつて召集せられる。

州及び地方の協議會、聯邦構成共和國共産黨大會の代表の選出率は、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會の定むる處に依る。

州及び地方の協議會、聯邦構成共和國共産黨大會は、州、地方の委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會、監査委員會及び其の他の州、地方、共和國の組織の報告を聽取し且確認し、州、地方又は共和國に於ける黨、ソヴエート、經濟、勞働組合の活動の問題を審議し、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會、聯邦構成共和國共産黨大會代表を選出する

第四十五條　州、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會は、日常的活動の爲に十一名以上の委員及び四―五名の書記より構成せられる當該執行機關を選出する。書記には第一書記、第二書記、人事係書記及び宣傳係書記があり、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會より確認せらる、書記は五年以上の黨歷を有することを要する

第四十六條　州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會は、州地方、共和國の範圍内に各種の黨機關を組織し、其の活動を指導し、自己の統制下に活動する州、地方、共和國の黨機關紙の編輯部を任命し、黨外諸組織に於ける黨グループを指導し、州、地方、共和國にとつて一般的意義を有する自己の企業を組織し且指導し、自己の組織の範圍に於て黨の勢力と資金とを配分し、州、地方、共和國の黨金庫を管理する

第四十七條　州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會の總會は三箇月に一回以上召集せられる

第四十八條　自治共和國、並に地方及び聯邦構成共和國内に在る民族的州及び其の他の州の黨組織は、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會の指導下に活動し、其の内部的生活に於ては州、地方及び共和國の組織に關する黨規約第五章に述べられてゐる諸規定により指導せられる

第六章　管區黨組織

第四十九條　管區を有する州、地方及び共和國に於ては、管區内に管區黨組織が設けられる

管區黨組織の最高機關は管區委員會により一年半に一回以上召集せられる管區黨協議會である、臨時協議會は管區委員會の決議又は管區黨組織に屬する諸組織の黨員總數の三分の一の要求により召集せられる

管區協議會は、管區委員會、監査委員會及び其の他の管區黨組織の報告を聽取し且確認し、管區委員會、監査委員會、州、地方協議會又は聯邦構成共和國共産黨大會の代表を選出する

第五十條　管區委員會は、九名以下の委員及び管區委員會書記四名より成るビューローを選出する、書記は第一書記、第二書記、人事係書記及び宣傳係書記である、書記は三年の黨歷を有することを要する、管區委員會書記は、州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會により確認せられる

第五十一條　管區委員會は、管區内に各種の黨機關を組織し、其の活動を指導し、自己の指導及び統制の下に活動する管區黨機關紙の編輯部を任命し、黨外諸組織内の黨グループを指導し、管區的意義を有する自己の企業を組織し、管區の範圍内に於て黨の勢力及び資金を配分し、管區黨金庫を管理する

第七章　市及び區（農村區及び都市區）の組織

第五十二條　市及び區の黨協議會は、市及び區の委員會に依り一年に一回以上召集せられ、臨時協議會は、市、區委員會の決議又は市、區組織に屬する諸組織の黨員總數の三分の一の要求に依り召集せられる

市、區黨協議會は、市、區委員會、監査委員會及び其の他の區諸組織の報告を聽取し且確認し、市、區委員會、監査委員會を選出し、地方及び州の協議會又は聯邦構成共和國共産黨大會の代表を選出する

第五十三條　市及び區委員會は、七名乃至九名の委員及び三名の市委員會書記區委員會書記より成るビューローを選出する、市及び區の委員會の書記は三年以上の黨歷を有することを要する。

市及び區の委員會の書記は、州委員會地方委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會に依り確認せられる

第五十四條　市及び區の委員會は、企業ソフホーズ、機械トラクター配給所、コルホーズ及び營造物内に初級黨組織を組織し且確認し、共産主義者の登錄を行ひ、市及び區の範圍内に於て各種の黨機關を組織し、其の活動を指導し自己の指導と統制の下に活動する市及び區黨機關紙の編輯部を任命し、黨外

諸組織内の黨グループを指導し、全市的、區的意義を有する自己の企業を組織し市及び區の範圍内に於て黨の勢力及び資金を配分し、市及び區の黨會計を管理する。市中央委員會及び區の委員會は、州委員會、區委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會に全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)中の定むる期間及び形式に從ひ、自己の活動に關する報告を提出する

第五十六條　市及び區委員會の總會は一箇月半に一回以上召集せられる

第五十六條　大都市に於ては、全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)中央委員會の許可を得て、市委員會に從屬する區組織を設くる

第八章　初級黨組織

第五十七條　黨の基礎は初級黨組織である

初級黨組織は工場、ソフホーズ、機械トラクター配給所及び其の他の經濟的企業、コルホーズ、赤軍及び海軍の部隊、村、營造物、學校等々に於て、黨員三名以上が存在する場合に設置せられる

三名以上の黨員を有する企業、コルホーズ、營造物等に於ては、黨の區委員會、市委員會又は政治部に依り派遣せらるる黨組織員を首班とする候補グループ又は黨・共産青年同盟・グループが設置せられる

初級黨組織は區及び市の委員會又は該政治部に依り確認せらる

第五十八條　百名以上の黨員及び候補を有する企業、造營物、コルホーズ等に於ては、企業、營造物の全體を包含する初級黨組織全體の內部に、箇々の場合に區委員會又は當該政治部の確認を經て、職場、地區、部等に黨組織を組織することを得

初級黨組織の內部並に黨職場組織、地區等の組織の內部並に黨員及び候補百名に達せざる初級黨組織の內部に於ては、企業の作業班、作業團に黨グループを組織することを得

第五十九條　五百名以上の黨員及び候補を有する大企業及び營造物に於ては、各場合全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)中央委員會の許可を受けて、黨工場委員會を設置し、之等企業の黨職場組織に初級黨組織の權利を附與することを得

第六十條　初級黨組織は勞働者、農民及びインテリゲンチヤ大衆を黨の指導機關と結合する、初級組織は左の任務を有する

(イ)　工場新聞の指導を保證すると共に黨の標語及び決議を實行する爲大衆中に於て煽動的並に組織的活動を爲すこと

(ロ)　新黨員の導入並に之に政治的教育を施すこと

(ハ)　區委員會、市委員會又は政治部に對し其の一切の實際的活動に於て協力すること

(ニ)　企業、ソフホーズ、コルホーズ等の大衆を生産計畫の遂行、勞働規律の强化及び社會主義的競爭及び突擊隊運動の進展の爲に動員すること

(ホ)　企業、ソフホーズ、コルホーズに於ける放恣及び無統制なる經營の取締り並に勞働者、勤務員及びコルホーズ員の文化的・生活的諸條件の改善に關する日常の配意

(ヘ)　國の經濟的及び政治的生活に積極的に參加すること

第六十一條　ソフホーズ、コルホーズ及び機械トラクター配給所を含む生産的企業の初級黨組織の役割を高むる爲並びに企業の活動狀態に對する其の責任を高むる爲、之等組織に對し企業管理部の活動を監督するの權利を與ふ

ソヴエート機關の活動上の特殊條件に由り監督の機能を有せざる人民委員部の黨組織は、機關の活動上の缺陷に付警告を發し、人民委員部及び其の個々の職員の事務上の缺陷を指摘し、自己の資斯及び意見を全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)中央委員會及び人民委員部指導者に提出する義務を有する

人民委員部の初級黨組織の書記は、全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)に依り確認せらる

人民委員部の中央機構の職員たる總ての共産主義者は、一つの人民委員部黨組織に加入する

第六十二條　日常的活動を指導する爲初級黨組織は、十一名以下の委員より成るビューローを、一箇年を任期として選出する

初級黨組織のビューローは十五名以上の黨員を有する黨組織內に設置せられ黨組織にはビューローは設置せられず、初級黨組織の書記(單數)が選出せられる

黨員を集團的指導の精神に於て急速に訓育し且養成する爲、十五名以上百名以下の黨員を有する職場の組織は、三名乃至五名より成る職場黨組織ビューローを選出する權利を賦與され、百名以上の黨員を有する職場黨組織は五名乃至七名より成るビューローを選出する權利を賦與せられる

百名以下の黨員を有する初級黨組織に於ては、黨活動は通常生産活動より離れざる役員に依り指導せられる。一千名以下の黨員を有する初級黨組織に於ては、二名乃至三名の有給役員が勤務し、三千名迄又は夫れ以上の黨員を有する組織に於ては四名乃至五名の生産活動より離れた同志が勤務する

初級黨組織及び職場黨組織の書記は一箇年以上の黨歷を有することを要する

第九章　黨及び共産青年同盟

第六十三條　全聯邦レーニン共産主義青年同盟は全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)の指導の下に一切の活動を行ふ

共産青年同盟の指導的機關たる全聯邦レーニン共産主義青年同盟中央委員會は全聯邦共産黨(ボリシエヴイキー)中央委員會に從屬する、全聯邦レーニン共産主義青年同盟の地方的諸組織の活動は當該共和國、地方、州、市及び區の黨組織に依り指導せられ且監督せられる

第六十四條　黨員又は黨員候補たる全聯邦レーニン共産主義青年同盟員は、共産青年同盟の組織に於て指導的地位を

占めざる場合は、入黨と同時に共産青年同盟を脱退する

第六十五條　全聯邦レーニン共産主義青年同盟は一切の國家的及び經濟的建設に於ける黨の積極的補佐者である、共産青年同盟組織は、社會主義建設の一切の分野に於て、殊に初級黨組織の存在せざる處に於て實際上黨方針の積極的遂行者たることを要する

第六十六條　共産青年同盟の組織は、企業、コルホーズ、ソフホーズ、營造物に於ける缺陷を除去し、之に事務改善上の必要な援助を與へる任務と關聯した企業、コルホーズ、ソフホーズ、營造物の活動の一切の問題を討議し且之を當該黨組織に提起することに依り、社會主義競爭及び突擊隊運動を組織し大衆運動を遂行すること等に於て廣汎なる發意權を有する

第十章　赤軍、海軍及び運輸に於ける黨組織

第六十七條　勞農赤軍に於ける黨活動の指導は、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會軍事部の權限に於て活動する勞農赤軍政治部に依り、又勞農海軍並びに運輸に於ては全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會海軍部及び運輸部の權限に於て活動する海軍政治部及び運輸政治部に依り行はれる

勞農赤軍政治部、海軍政治部、及び運輸政治部は、自己の任命する政治課、軍事委員、黨組織員並に當該陸軍、海軍及び鐵道協議會に於て選出せられる黨委員會を通じて其の指導を行ふ

赤軍、海軍及び運輸に於ける黨組織は全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會に依り確認せられる特別指命に基いて活動する

第六十八條　軍管區、艦隊及び軍の政治部長及び鐵道政治長は五年の黨歴を有することを要する、師團及び旅團の政治課長は三年の黨歴を有することを要する

第六十九條　政治機關は、政治機關指導者及び軍事委員が地方的黨委員會に常に參加することに依り、又、軍隊に於ける政治活動に關する政治機關の指導者、軍事委員の報告及び運輸政治部の報告を黨委員會に於て組織的に聽取することに依り、地方的黨委員會と密接な聯絡を維持する義務がある

第十一章　黨外組織に於ける黨グループ

第七十條　總ての大會、會議及びソヴエート、勞働組合、協同組合其の他の大衆的組織の被選出機關に於て、三名以上の黨員が存在する處に於ては黨グループが組織せられる、其の任務は黨勢力の全面的强化及び非闘員間に於ける黨政策の遂行、黨及び國家の規律の强化、官僚主義に對する闘爭、黨及びソヴエートの指令の遂行の檢査である日常的活動の爲にグループは書記を選出する

第七十一條　黨グループは、當該黨組織（全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會、聯邦構成共和國共産黨中央委員會、地方委員會、州委員會、管區

委員會、市委員會、區委員會）に從屬する

一切の問題に關し、グループは指導的黨機關の決定に嚴密且不斷に從ふ

第十二章　黨規律違反に對する處分

第七十二條　黨統一の維持、二心的行動分派闘爭及び分裂の凡ゆる企圖に對する假藉なき闘爭、黨及び國家の規律の遂行は全黨員及び全黨組織の最も重要な義務である

第七十三條　黨及びソヴエートの中央部の決定は急速且正確に遂行すべきである。上級組織の決議の不遂行並に黨の輿論に依り犯罪的と認めらるる其の他の過失は左の如く罰せられる。組織に對しては—非難及び全般的再登錄（組織の解散）、個々の黨員に對しては——各種の非難（警告、譴責等）公の非難黨及びソヴエートの責任ある活動よりの一時的解任、黨よりの除名、行政權力及び司法權力への過失通告を伴ふ除名

第七十四條　全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會が黨及び國家の規律に違反し、變節し又は二心的行動及び分派的行動を犯した場合には、全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會は、彼等は中央委員會から、除去し、最高處分として黨から除名するの權利を有する

全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會構成員及び同候補に對し此の最高處分を適用するに當りては、必ず全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會候補全員を中央委員會に加へた總會を召集すべきである、此の最も責任ある黨指導者の總會が三分の二の投票に依り中央委員を全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會又は黨より除名するの必要を認めたる場合、此の處分は直ちに實施せらるべきである

第十三章　黨の資金

第七十五條　黨及び其の諸組織の資金は黨費、黨の企業からの收入及び其の他の收入より成る

第七十六條　黨員及び候補の各月の黨費は左の割合とする

賃銀高	一〇〇留以下	二〇哥
〃	一〇一留乃至一五〇留	六〇哥
〃	一五一留乃至二〇〇留	一留
〃	二〇一留乃至二五〇留	一留五〇哥
〃	二五一留乃至三〇〇留	二留
〃	三〇〇留乃至五〇〇留	賃銀の二%
〃	五〇〇留以上	賃銀の三%

定收入を有せざる黨員及び候補の黨費額は全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）中央委員會の定むる處に依る

第七十七條　入黨費は候補に採用せらるる際賃銀の二%の割合を以て徴收せられる

【參考】

全聯邦共産黨舊規約

共産インターナショナル支部全聯邦共産黨（ボリシエヴイキー）はソ聯邦プロレタリアートの前衛的、組織的部隊にして、ソ聯邦における階級組織の最高形態なり。

黨はプロレタリア獨裁、社會主義の勝利の闘爭においてプロレタリアート、勤勞農民及び全勤勞大衆の指導を實現す。

黨はプロレタリア獨裁の全機關を指導し、社會主義社會の建設成功を完全に保證す。

黨はプロレタリアートの意識的鐵則によつて結束せる統一的闘爭組織體なり。黨の强味は綱領の背反、黨規律の破壞及び黨内分派と相容れざるその團結力、意志並に行動の統一力を有する點にあり。

黨は黨員に對し、黨綱領並に黨規約の實現黨及び黨諸機關の一切の決議遂行、黨陣營の統一、ソ聯邦内勤勞諸民族間並に世界各國プロレタリアとの同胞的、インターナショナル的關係の鞏化に關する積極的、自己犧牲的活動を要求す。

一、黨員及び黨員の義務に就て

一、黨綱領を承認し、黨機關中のいづれかの機關において活動し、黨規に服し、且つ黨費を納附する者を黨員となす

二、黨員は左の諸義務を負ふ

イ、最嚴格なる黨規律の遵守、黨及び國家の政治生活に對する積極的參加、黨の政策及び黨諸機關の決議の實施

ロ、自己の思想的武裝の向上、マルクス・レーニン主義、黨の重要政治的、組織的決議の基礎把握並に黨外大衆に對する其等の倦まざる說明

ハ、ソ聯邦國家に於ける支配的黨員として勞働規律並に國家的規律の模範的遵守、自己の生産的、事務的資格を不斷に向上することによつて自己關係事務の技術獲得

三、黨員採用は全然個人的方法をもつて行はるゝものとす。卽ち新黨員の採用は規定の候補經歷を有し、政治學校を卒業し、黨綱領及び規約に通曉せる候補者中より選拔するものにして、黨員として採用さるべき者はシンパサイザー團、ソヴエート、勞働組合、共產青年同盟、協同組合(コペラチヤ)代議員會議において卓越せる活動振りを示せる勞働者、共營農場員(コルホーズ)、赤軍兵士、學生及び勤務者にして、入黨候補者が曾て勤務せし、又は現在勤務中の機關の批判回答を俟つて是を採用す。

候補者の黨員採用規則は左の如し。

イ、次の如く四種に區別す。(一)五年以上の生產經歷を有する工業勞働者、(二)五年以下の生產經歷を有する工業勞働者並に勞働者及び共營農場員出身の赤軍兵士、組又は部處に直接活動中の技術員、(三)共營農場員、手工業組合員初等學校教員、(四)其他の勤務員

ロ、第一種に屬する者の黨採用には五ケ年間の黨籍を有する黨員三名の紹介を要す。第二種に屬する者は五ケ年間の黨籍を有する黨員五名の紹介を要す。第三種に屬する者は五ケ年間の黨籍を有する黨員五名の紹介並に機械トラクター配給所政治部或は區委員會代表の紹介を要す。第四種に屬する者は十ケ年間の黨籍を有する黨員五名の紹介を有す。

(註) 右四種の範疇に該當する共產青年同盟員の黨採用にはレーニン共產青年同盟區委員會の紹介を以て黨員二名の紹介と見做す。

ハ、他黨出身者は次の資格を有する黨員五名の紹介をもつて特に入黨せしむ。卽ち十ケ年間の黨籍を有する者三名及び革命前より黨籍を有する者二名の紹介、但し黨採用候補者の社會的地位如何に拘らず全聯邦共產黨中央委員會の絕對確認を受け、下級生產機關を經由するを要す。

(註) 中央委員會は他黨出身者の黨採用に

關し各地方委員會、州委員會及び各民族共產黨中央委員會に對し最後的決定權を賦與し得るものとす。

ニ、黨採用前紹介を確め、當該地方の黨委員會是が調査の義務を有す。

ホ、黨採用問題は豫め下級黨機關によつて審査し、該機關の全體會議において決定し、第一種、第二種の者の採用は區委員會又は市委員會により、第三種及び第四種の者は州委員會、地方委員會又は民族共產黨中央委員會の確認によつて效力を發生するものとす。

ヘ、二十歲以下の青年は總て全聯邦レーニン共產青年同盟を經てのみ入黨し得るものとす。

四、紹介者は無根據の紹介を爲したる場合、黨籍剝奪を含む罰則に服し、被紹介者に對し責任を負ふ。

五、候補者中より黨に採用される者の黨籍は當該下級黨機關の總會において入黨確認に關する決議採擇の日より起算す。

六、一機關の黨員は總て他の機關の事務管轄區へ移轉する場合は該管轄區の黨員に編入されるものとす。

(註) 黨員の一機關より他の機關へ移轉する場合には全聯邦共產黨中央委員會の規定に從ふものとす。

七、相當の理由なくして、三ケ月間黨費を支拂はざる黨員並に黨候補者は脫黨者と見做し、此の旨下級機關の黨員總會に報告す

八、黨籍除名問題は該黨員の所屬する機關の總會により決定され、第一種及び第二種に屬する黨員の除名は州又は地方委員會の確認を要し、第三及び第四種に屬する黨員の除名は區又は市委員會の確認を要す、此の場合黨機關又は黨委員會の總會によつて除名の日より黨務より斥けらる。被除名黨員は黨機關紙に除名理由を發表せらる。

九、全聯邦共產黨中央委員會の定期決議により左記該當者の徹底的清黨カンパを行ふ。

イ、階級的異分子及び敵對分子

ロ、黨を欺瞞し、自己本來の見解を糊塗したる者

ハ、黨政策を破綻せしめる態度曖昧者

ニ、黨及び國家の鐵則を公然又は隱然破壞する者

ホ、ブルジュア分子と共に復活せる者

ヘ、野心家、利己主義者及び官僚化分子

ト、道德的自己破壞者、自己の不良行爲によつて黨の價値を傷つけ黨旗を汚せし者

チ、義務を遂行せず、黨の綱領、規約及び重要決議を體得せざる消極的黨員

二、黨員候補者に就て

一〇、入黨希望者は總て黨の綱領、規約、戰術に徹底的に通曉する爲め、又、候補者の個性確認に必要なる候補在限期間を經るを要する。

一一、候補者採用手續は黨員採用手續と全然同一なり(候補者の種類別分類、紹介の性質、紹介の審査、採用に關する黨機關の決議及び黨委員會の確認)。

一二、候補期間は次の如し。卽ち第一種の者一ケ年、第二種、第三種、第四種の者二ケ年(但し、他黨より轉向する者は其の社會的地位如何に拘らず三ケ年の候補期間を經なければならない)。

三、シンパサイダー團に就て

一三、未だ入黨準備なき黨外の積極分子を全聯邦共產黨外廓組織たらしめんために無條件に黨機關一切の決議に服する全聯邦共產黨シンパサイザー團を下級黨機關の所屬下に設置する。

一四、シンパ團員に採用するには黨工場委員會、黨機關委員會、其他の黨委員會、機械トラクター配給所、國營農場、鐵道運輸政

治部の決定及び黨員二名の紹介を要する。

四、黨の組織構成に就て

一五、民主的中央集權主義を黨組織構成の指導原理となす。

イ、黨規を嚴守し少數者は多數者に對し絶對に服從すべきこと

ロ、下級黨機關並に黨員は悉く上級機關の決議を無條件的に實行する義務を負ふ

一六、全體會議、協議會、大會を各組織の最高指導機關とす。全體會議協議會及び大會は委員會を選出し其の委員會は執行機關となり組織内一切の當面の任務を指導する。

一七、黨組織の機構は左の如し。

(イ)、ソ聯邦—全聯邦大會—全聯邦共産黨中央委員會

(ロ)、州、地方、共和國—州協議會、地方協議會、民族共産黨大會—州委員會、地方委員會、民族共産黨中央委員會

(ハ)、市、區—市協議會、區議會—市委員會、區委員會。

(ニ)、企業、部落、共營農場、機械・トラクター配給所、赤軍部隊、公共施設—全體會議、下級黨組織協議會、最下級黨委員會(黨工場委員會、黨製造所委員會其他)。

一八、右機關の從屬關係は上位より下位に及ぶものにして、卽ち全聯邦大會、全聯邦共産黨中央委員會、州協議會、地方協議會、民族共産黨協議會並に大會、州委員會、地方委員會、民族共産黨中央委員會、市協議會、區委員會、市委員會、區委員會其他。

一九、黨の命令規則を徹底せしめるために全聯邦共産黨中央委員會以下の諸委員會内に生産部門別による課を設け、黨組織活動、幹部の配分並に養成、大衆に對するアヂテーション、生産上の宣傳、ソ聯邦經濟並に黨機關の決議遂行の監視を爲さしむ。

二〇、黨大會は黨最高機關にして、定時大會は三年に一回(改正前規約では二年に一回を下らずとあり)以上召集し、臨時大會は中央委員會の裁量により又は臨時大會直前の黨大會に出席したる代表者三分の一以上の要求に基きて召集される。大會は前定時大會に出席したる黨員の半數以上參加を見たる場合成立したるものと認む。猶ほ黨大會代表者資格標準は中央委員會がこれを決定する。

二一、大會の任務は イ、中央委員會、黨統制委員會、中央檢察委員會、其他中央組織の報告を聽取し、これを承認することロ、黨の綱領及び規約の改正 ハ、當面の政策問題に關する黨の戰術方向の決定 ニ、中央委員會、黨統制委員會を選出し、ソヴエート檢察委員會の構成に關しては全聯邦中央執行委員會及び人民委員會の確認に對し内申を爲す。

二二、中央委員會は大會によつて選出され四ケ月に一回以上定時總會を開く。中央委員會の組織は次の三局より成る。卽ち、(一)政治局(政治活動を眼目となす)、(二)組織局(組織上の任務の全體的指導を爲す)、(三)書記局(當面の組織及び事務執行を爲す)。

二三、中央委員會は次回大會迄の期間、黨の全活動を指導し、中央諸機關紙編輯局の任命、地方の主要機關紙編輯長の裁決を爲し同時に社會的意義を有する企業の組織指導

に方る。

二四、黨統制委員會は イ、黨並に中央委員會の決議の遂行如何を監督し ロ、黨則紊亂者の責任を問ふ。

二五、黨中央檢察委員會は イ、黨中央諸機關の事業遂行の迅速、正確、全聯邦共産黨中央委員會書記局の機能の如何 ロ、中央委員會の會計並にその企業に關する檢査任務を司る。

六、地方、州、共和國の黨組織に就て

二六、州、地方、共和國の黨の最高機關は州地方黨協議會或は民族共産黨大會、其の閉會期中の最高機關は、州、地方委員會にして其の活動は全聯邦共産黨及び其の指導機關の一般的決定によつて指導せらるゝものなり。大會は年一回召集され、臨時協議會は地方州其他の委員會の決定に基き黨組織の三分の一の要求により召集される。

二七、地方、州委員會、共和國における民族共産黨中央委員會は日常の任務遂行のため全聯邦共産黨中央黨員會承認の執行機關及び書記長、書記を設く、書記は十二ケ年以上の黨籍者たるを要する。

七、市・區(都市及び農村)黨組織に就て

二八、市・區黨協議會は市・區委員會により年一回以上、臨時協議會は市・區委員會の決議に基づき、又は市・區機關所屬人員三分の一の要求により召集され、右協議會は、市・區委員會の報告を聽取、確認し、市・區委員會、檢察委員會、其他の市・管區施設の報告を聽取、確認し、市・區委員會を選出し、又、地方、州協議會、檢察委員會を選出し、又、地方、州黨大會代議員を選出する。

二九、市・區委員會書記は十ケ年、區委員會書記は七ケ年の黨籍を有する者たること。

三〇、市・區委員會は諸企業、國營農場、機械トラクター配給所等における黨の各種機關を組織し、その下級組織を結成し、全黨員の登錄を行ひ、市、區内に黨の各種機關を組織し、その活動を指導す。又、市・區機關の指導下にある機關紙編輯者の任命をなす。

八、黨の下級組織に就て

三一、下級黨組織は共産黨の基礎を爲すものにして、三名以上の黨員を有する工場、國營農場、經濟諸企業、赤軍分隊、村落、機械トラクター配給所、其他の施設内に組織される。而して黨員三名以下の場所には市、區委員會又は政治部の派遣する黨オルグを首腦とする黨員候補或は共産青年同盟員のグループを設置する下級黨組織は區市委員會或は政治部の承認を要する。

三二、三千人内外の多數黨員を有する大企業共營農場等に於ては其の企業全體を占める下級黨組織内に區、市委員會或は政治部の承認を俟つて職場、部別の黨組織を結成することを得。

三三、下級黨組織は勞働者、農民大衆をして黨の指導機關に連絡せしめるもので、其の任務は次の如し。一、黨スローガン及び決議の實現を計るため大衆内に呼びかけること 二、シンパ及び新黨員の獲得及び其の政治活動 三、企業、國營農場、共營農場内における動搖、經濟紊亂に對する鬪爭、勞働者、農民の生活條件改善に對する日常鬪爭 四、國家の經濟、政治活動に對する黨機關として積極的に參加すること。

三四、當面の任務遂行のため任期一ケ年の下級黨委員會(十一名以下の委員より或る工場委員會等)を選出する。職場組織は下級黨委員會の確認せる一名の黨オルグより成る。百名以下の黨員を合同する下級黨委員

會における黨務は原則として現在生産に從事せる勞働者によつて行はれる。千名以下の黨委員會に於ては生産に拂はらざる有給職員を二三名、又、三千名内外の黨委員會では四五名を置かざるべからず。因みに下級黨委員會の書記は少くとも三ケ年の黨籍を、又、黨オルガナイザーは二ケ年以上の黨籍を有する者たること。

九、赤軍内の黨組織に就て

三五、赤軍、艦隊、空軍内における黨務に關する一般的指導は全聯邦共産黨中央委員會軍事部の權限内にあるところの勞農赤軍政治局によつて行はれる。

三六、艦隊、軍隊政治部長は十ケ年の黨籍を又、軍團及び旅團の政治部長は六ケ年の黨籍者たること。

三七、軍政治機關は地方の政治機關及び軍委員會指導者黨委員會に絶えず出席して地方黨委員會と密接な連絡を保つ義務を課せられる。

一〇、黨外組織の黨グループに就て

三八、黨外ソヴエート、勞働、協同組合等の大會協議會及び選擧機關等の大衆的組織にして三名以上の黨員の居るところには黨グループを組織する。其の使命は黨の勢力强化に全面的努力を爲すこと、黨及びソ聯邦の鐵則を擧化し、黨及びソヴエートの命令が遂行せられたるや否やを檢討するにあつて、黨グループは全聯邦共産黨中央委員會、地方、州委員會、民族共産黨中央委員會、市區委員會に絶對服從するものなり。

一一、黨内民主主義及び黨規律に就て

三九、各黨員は黨内デモクラシーの原則に基づきボリシエヴイキー的自己批判を爲し、意識的にして機械的ならざる黨規の强化を計り黨政策問題に關する廣汎なる論爭、特に全聯邦に關する論爭によつて小數者の意見を黨大多數者の意見たらしめることに留意し、黨の單一性を破壞する分派の組織、プロレタリア獨裁力を動搖せしめるが如き事態の發生を防止することに努力する。而して全聯邦的規模の廣汎な論爭を許される範圍は、イ、州又は共和國を代表する地方黨機關により必要と認められたる場合　ロ、中央委員會内において黨政策に關し最大多數の重要意見の存在せざる場合　ハ、中央委員會内に確乎たる意見存するも中央委員會において右意見を黨内批判により正當化するを必要と認めたる場合。

四〇、一切の黨内分派の發生を防止し、黨の唯一性を維持するため、全聯邦黨中央委員會は懲罰又は除名手段をとり、中央委員會委員の規律破壞に對しては候補者級へ左遷し、最惡の場合黨籍剝奪處分に附すことの出來る權限を有す。但し中央委員會委員、同委員候補、黨統制委員會委員に對し右の最後的懲罰をなさんとする場合は中央委員候補及び黨統制委員會委員をも含む中央委員會總會を召集せざるべからず。而して右の如き黨最高指導者の總會において其の三分の二が候補級へ左遷又は黨籍剝奪を必要と認めた場合は、右懲罰手段を直ちに實行する義務がある。

四一、黨及びソヴエート中央機關の命令に對してこれを履行せず、又は黨の意見により有罪と認められた行爲に對しては左の如き處分を爲す、即ち

イ、黨機關が犯したる場合は譴責又は解散

ロ、黨員が犯したる場合は各種の譴責手段をとる。例へば譴責の公表、黨及びソヴエートの責任ある地位の一時的解任、黨籍剝奪、行政及び司法機關に對する罪狀通達と共に黨籍剝奪。

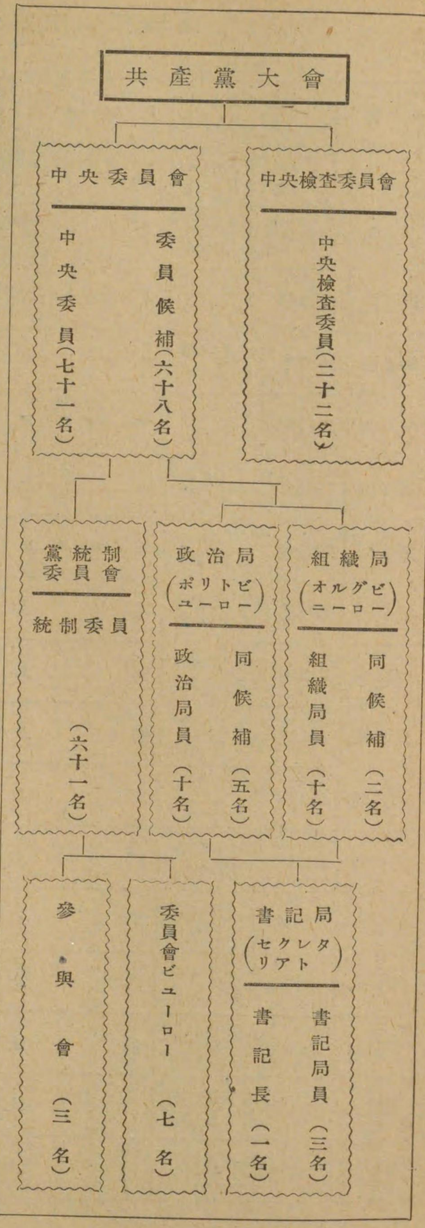

四二、黨統制委員會の訊問に對して眞實なる答辯を爲さざる黨員は即時黨籍を剝奪される。

一二、黨費に就て

四三、黨並に黨機關の資金は黨員費、當經營事業收入其他より成り、黨員及び黨候補者の每月納入すべき黨員費は左の如くである

月額勞銀一〇〇留未滿……二〇哥

同一〇一留乃至一五〇留……六〇哥
同一五一留乃至二〇〇留……一留
同二〇一留乃至二五〇留……一留五〇哥
同二五一留乃至三〇〇留……二留
同三〇〇留乃至五〇〇留……勞銀の二%
同五〇〇留以上……同　三%

因みに候補級に加入する場合は貸銀の二%を一時に支拂ふのである。

第十八回黨大會召集

一九三四年十二月レニングラードの探題にしてスターリンの後繼者と目された

キーロフの暗殺により、ジノヴイエフ、カメネフの反革命の所謂合同本部事件を初めとしてラデツク、ソコリニコフ等の併行本部事件、トハチエフスキイ元帥等の赤軍陰謀事件等過去五ケ年間のソ聯は國内的大事件で多忙多難を極めたため全聯邦共産黨大會は一九三四年二月第十七回大會が開催されたまゝ以後三年に一回開催するといふ新規定を無視して一九三七—三八年度にも遂に開催されなかつたが、一九三九年は三月十日より第十八回

全聯邦共産黨大會年史

第1回	1898年 自8月13日 至3月15日	ミンスク	社會民主々義諸團體の代表者が會合。ロシヤ社會民主勞働黨を結成。大會直後彈壓を受け事實上壞滅。
第2回	1903年 自7月30日 至8月13日	ブラツセル及ロンドン	最初ブラツセル。會半に彈壓されロンドンに移る。黨機關紙「イスクラ」內意見の對立起「ボリシエヴイキ」と「メンシエヴイキ」に分裂。
第3回	1900年 自4月25日 至5月10日	ロンドン	ボリシエヴイキにより召集。メンシエヴイキはブラツセルに召集。反動期開始。
第4回	1905年 1月26日	ストツクホルム	ボリシエヴイキ、メンシエヴイキ合同大會。
第5回	1907年 自8月13日 至8月1日	ロンドン	國會對策を審議。兩派依然融和せず。
第6回	1917年 自8月8日 至8月16日	ペトログラード	レーニンの參加なしに非合法的に開催。ロシヤ社會民主々義勞働黨規約宣言採擇
第7回	1918年 自3月6日 至3月8日	同上	メンシエヴイキと完全に分離。ロシヤ共産黨と改稱。ブレスト講和條約承認。
第8回	1919年 自3月18日 至3月23日	モスクワ	新綱領採決。中農との同盟、赤軍編成、コミンテルン等についての重要決定。
第9回	1920年 自3月29日 至4月4日	同上	戰時共産主義時代。非常時代經濟政策を採決。
第10回	1921年 自3月8日 至3月16日	同上	「新經濟政策」時代。或程度の自由產業を許容。
第11回	1922年 自3月27日 至4月2日	同上	赤軍鞏化問題決定。
第12回	1923年 自4月19日 至4月25日	同上	レーニン不參加最初の大會。
第13回	1924年 自5月23日 至5月31日	同上	レーニン沒後最初の大會。
第14回	1925年 自12月18日 至12月31日	同上	全聯邦共產黨と改稱。 レニングラード反對派登場。
第15回	1927年 自12月2日 至12月19日	同上	國民經濟振興五ケ年計畫作成に關する訓令を可決。社會主義建設へ躍進。
第16回	1930年 自6月26日 至7月13日	同上	全戰線にわたり社會主義の躍進。富農淸算。全面的集團化の大會。
第17回	1934年 自1月25日 至2月15日	同上	實行會員會廢止。勞働檢察人民委員部廢止。ソ聯邦統制委員會。黨統制委員會設立。
第18回	1939年 自3月10日 至3月21日	同上	黨規約改正。第三次五ケ年計畫案審議。

大會を開くことに決定し、本年の大會では黨規約改正案、第三次五ケ年計畫案の重要議題が審議されることになり、兩案の內容は大會に先づ一月三十日及び二月一日の黨機關紙プラウダに發表された、而して今回の黨大會に上提される日程は左の通りである。

大會日程

一、黨務報告
　A共産黨中央委員會　スターリン
　B中央監査委員會　ウラヂミルスキイ
　Cコミンテルンの報告　マヌイリスキイ
二、ソ聯邦産業第三次五ケ年計畫　モロトフ
三、共産黨規約改正　ジダノフ
四、黨綱領改正委員會選擧
五、黨中央諸機關選擧

新撰共産黨史批判

ソ聯共産黨中央委員會及びモスクワ黨委員會機關紙プラウダは一九三八年九月九日より同十九日まで全紙六面中每日約三面宛を費して、ソ聯共産黨中央委員會の可決したと稱する黨認定共産黨史（精確には「全聯邦共産黨（ボリシエヴイキ）史略程」）を掲載したが、これが發表と併行してプラウダ紙を初め各紙はその社說において「百萬大衆の教科書」とか「黨史を深く研究せよ」とか「政治部員は黨史を熟知せざるべからず」とか「レーニン・スターリン黨の歷史を深く研究せよ」とか「革命理論を體得すべし」とか「社會主義革命のレーニン理論」とか「レーニン主義の全世界史的勝利」とかいふ標題の下に右「全聯邦共産黨史略程」の意義を吹聽し、軍隊・工場・鐵道・鑛山・學校等にセミナール乃至サークルを組織し、黨員非黨員の別なく、該黨史を深く研究體得すべきことをソ聯國民大衆殊に最近著增せる共靑同盟員に要請した。

而してこの新選黨史を掲載したプラウダ紙は特に飛行機便を以て邊境各地八方に急送された——第一章掲載の九月九日附プラウダ紙がハバロフスクに到着したのは九月十六日であるが、ソ聯共産黨中央委員會はこの新聞發表と同時に、各出版所を動員して單行本の出版に着手した。かくてこの新選黨史は露語にて數百萬部の發行を見ると共に、ソ聯國內の諸民族語にて大量出版が行はれた。それのみか該黨史は一方コミンテルン機關の手により英・獨・佛語に飜譯されて世界各國へ輸出されるほか、他方各國共產黨よりもこれを各自國語に飜譯して國內頒布を圖つた。

かくの如くソ聯共產黨中央委員會が多大の努力と資力を傾倒して、いま「全聯邦共產黨史略程」の國內及び國際大量頒布をなす所以は、いふまでもなく、內ソ聯民衆の思想的武裝を統一强化し外に國際思想戰爭に於ける武器を外國勞働階級及び知識階級に供給し置かんがために他ならない。されば吾人は該黨史の內容を嚴密に批評檢討し、同史の出版によりソ聯黨國首腦部が何を意圖し居るかを逸早く看破し、ソ聯民衆及び國際勞働階級をして何を信ぜしめんとして居るかを徹頭徹尾暴露して、このソ聯製思想武器に對す

る對抗武器を準備しなければならぬ。

さて問題の「全聯邦共産黨史略程」は曩のソ聯邦新憲法や右翼・トロツキスト・ブロック公判速記錄やシエスタコフのソ聯邦小史や、昨年あたりソ聯定期刊行物に鐘太鼓入りで發表された五ケ年計畫自畫自讃論や、赤軍二十年發達史等と同性質の文書であり、スターリン政權の確保に資せんことを基本目的とする同政權謳歌史であつて、名は「略程」といふも、決して片々たる小篇ではなく、二百字詰原稿用紙で優に二千枚を凌駕する大史篇である。これに對する詳細な分析批判は別として諸點概要を指摘すれば左の通りである。

先づ形式の方面より、管見するに、この黨史は一八八三年卽ちプレハーノフがジュネーヴにおいてロシヤ最初のマルクス主義組織「勞働解放團」を組織した年から（實際にはその前奏曲として一八六一年の農奴解放から筆を起してゐる）一九三七年卽ちソ聯邦最高會議選擧（同年十二月十二日）が行はれた年までの五十五年間を、曾てスターリンの指令した通り、十二章十二期に分つて叙述し、各章を件別に五節乃至八章位に分割し、各章はその冒頭に於て各期の特殊性を明かにし、次いで同期間に生起せる事件を述べ、更にその因つて來る所を究明して、最後に項を分ちて同期に關する簡明な歸結を附してゐる。いま各章を通じてその叙述方法形式を見るに、從來の共産黨史乃至ソ聯邦史に遭遇せる如き難解晦澁なる用語や表現は極めて鮮く、繁瑣なる脚註も殆どなく、或る程度まで豫備知識ある讀者には一讀してすらすらと内容を把握し得るやう簡潔且つ平明に書かれてゐる。これを文章眼より見るも露語再普及の趣旨より標準固定文章の確立を期してゐる點が看取される。而して只に肩の凝らぬやう行文に腐心を拂つてあるのみならず國内戰爭當時の民謠なるものを挿入した り時代時代の簡單な標語を隨處に引用したりするなど、一般讀者の興味を昵るやう編輯されてゐる。これより本黨史が黨内の學者・學徒より寧ろ一九一七年の革命前後に物心のついたゼネレーション乃至第一第二兩次五年計畫時代に意識生活を開始した廣汎な青年大衆を對象としてゐることは明瞭である。さればとて本黨史には相當高級な讀者乃至一ッ端し批判能力ある知識階級にも理論上の矛盾や缺陷を突つ込まれぬやう油斷のない説明が施されてゐる。

要するに新選黨史は、これを形式の方面から見る時、修史技術においても大いに洗練されて居り、行文修辭技術において多大の新鮮味と魅力を持つてゐる。これが吾人の警戒を要する點である。

次に内容の方面から新黨史を檢討しよう。本黨史が作成された動機は表面上スターリンが一九三八年三月共産黨中央委員會總會において、各方面における五年計畫遂行擔當者達は經濟方面にのみ沒頭して政治方面を忘れてゐるが、これでは本統の指導者は出來ない。政治と經濟とは不可分であり、充分の政治知識がなければ經濟指導の完璧は期せられない。だから直接經濟指導の任に當る中堅幹部は

須らく「ボリシエヴイズムを體得せざるべからず」と聲明した趣意、卽ち政治經濟兩指導の一元化方策に基くものとなつてゐる。

五ケ年計畫遂行直接擔當の廣汎なる中堅幹部群は革命運動に沒頭しマルクス主義理論にうつゝをぬかした舊ボリシエヴイキー群とはその思想において、その糞求において全く範疇を異にするゼネレーションであるから、舊ボリシエヴイキー群の間で大問題となるやうな黨史上の出來事やトロツキズムやブハリニズムやスターリン政策やにはおよそ無關心である。これがスターリンには氣に入らなかつたのであらう。新社會層にあつてはトロツキー全盛時代のボリシエヴイズムも將又スターリン全盛時代のボリシエヴイズムも同じボリシエヴイズムなのである。ところがスターリンにあつては幾つかあるボリシエヴイズムの中でスターリンの主張のみがボリシエヴイズムであつてそれと一寸でも違つた言動・思想・主張・政策はボリシエヴイズムではなくて、その對蹠物なのである。

かくて彼がソ聯各界中堅幹部層に投じた「ボリシエヴイズムを體得せよ」との標語はスターリン・ボリシエヴイズムを他のあらゆるボリシエヴイズムから識別してスターリンのお託宣に盲從せよといふことなのである。而して右の識別眼を民衆に與へるには歷史を殊に黨史を——改竄するに如くはない。スターリンはこのやうな政治上の效果を黨定新選黨史に期待してゐるのである。

全聯邦共産黨所屬機關

全聯邦レーニン共産主義青年同盟（コムソモール）

共産黨は將來の黨員の養成を特に重要視し、斯る目的の下に組織されたものに（一）共産青年同盟（コムソモール）、（二）共産黨少年團（ピオニル）、（三）共産黨幼年團（オクチヤブリヤク）の三機關がある。

共産青年同盟の内部の組織は、共産黨のそれに準じて細胞に始まり、各區、各市の委員會、州（地方）委員會を經て全聯邦的に統一される。一九一八年十月に初めて結成し、ロシヤ共産青年同盟と稱したのであるが、一九二四年七月これにレーニンの名を加へ、一九二八年五月第八回大會に於て全聯邦レーニン共産青年同盟と改稱した。勞働者、農民の青年は直に同盟員になることが出來るが、其他の青年は候補たること一年半の後加入を許される。

共産青年同盟（以下コムソモールと呼ぶ）は聯邦共産黨の豫備軍であり、輔佐者であると共に、コミンテルンの一部隊であつて、コミンテルンの活動に積極的に參加するものであることは一九三六年四月の第十回大會で採用された新規約の冒頭で述べてゐる、しかしコムソモールは大衆的な非黨組織で共産黨ではない、書記長コーサレフ（其後失脚）は第十回大會で共産黨は成人の黨であり、コムソモールは青年の黨だと考へるのは誤りであると述べてゐる。

コムソールの諸任務

コムソモールの任務は大要左の五つに亙つてゐる。

一、青年の政治教育　コムソモールは共産黨の豫備軍であるから、青年の共産主義的政治教育に大いに力を注いでゐる。「コムソモールは各員が政治教育を受けることを義務と見做す。」(規約第一條)青年に政治的知識を授け、ソ聯邦史、共産黨史、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの著作を研究させるためにコムソモールは學校や同好會を組織してゐる。政治教育活動は一般青年、勞働者、コルホーズ員の間でも行はれてゐる。

反宗教闘爭及び民族的偏見に對する闘爭も青年の政治教育の重要な一分野として行はれてゐる。

二、青年の一般教育　コムソモールは單に政治教育に努めるだけでなく、青年の文化的・技術的水準を高めることに努めるべきである。そのために國家の諸機關を助けて學校の發展強化、義務教育の普及に努め、また國家、社會諸機關と協力して青年に中等一般教育及び技術教育を授け、更にまたコムソモール員がすべてかならず何等かの專門的方面の研究を行ひ完全に之を習得するやうに努めるのである。この點は第十回大會以來特に强調せられたが、青年の眞面目なる修學を奬勵した當時の風潮をよく反映するものである。

三、青年の體育

四、社會主義的建設への參加　これは後に詳述するが、ドニエプロストロイの建設、スターリングラード・トラクター工場の建設、その他の巨大建設の背後にはコムソモールの大きな援助があつた。鐵道運輸へ、通信機關へ多數のコムソモール員が派遣されて、それらの事業の發展に役立つことも周知の事實である。極東地方に例をとれば、極東の重工業中心地たらんとするコムソモリスク市は實にコムソモール員の手によつて建設されたのであつた。しかし或時のやうに、コムソモールが修學をあと廻しとして社會主義的建設に努めることは、現在では必ずしも必要はないが、或程度の實際的活動は要求せられてゐる。

五、國防　コムソモールは青年に國防意識を植ゑつけ、政府の命令一下、敵國との闘爭に突進するやうに青年を教育してゐる。剛毅な精神、敵に對する恐怖の打破、嚴重な規律維持の精神を青年に扶植せんとしてゐる。

コムソモールの綱領によれば「軍備の强化發展のためソヴエート國家に積極的に協力することはコムソモールの最も重要な義務」であるのであつて、コムソモールは赤軍に多數の青年を送つてゐる。また青年の間で軍事知識の普及につとめ、オソアヴイアヒム(國防化學飛行協會)その他の團體の活動に積極的に參加し、陸海軍に入營するものにはその前にコムソモール員が射撃術を習得し、軍事的專門技術の一つを研究することを助けてゐる。

以上の五つの任務がコムソモールの基本的任務と見做すことが出來る。

コムソモールの現勢

左に創立以來のコムソモール員數の變動、コムソモール細胞の狀態、性別、職業別、民族別に見たコムソモールの分布狀態につき若干の考察を加へて見よう。

コムソール員數の變動

	基本組織數※	候補者	總計	同盟員數
一九一八年ロシヤ共産青年同盟第一回大會(十月現在)	一		二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
一九一九年同　第二回大會(九月現在)			九六、〇〇〇	九六、〇〇〇
一九二〇年同　第三回大會(十月現在)			四八二、〇〇〇	四八二、〇〇〇
一九二一年同　第四回大會(十月現在)			四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
一九二二年同　第五回大會(十月現在)				
一九二四年聯邦共産青年同盟第六回大會(四月現在)			一三、〇〇〇	二四七、〇〇〇
一九二六年同　第七回大會(四月現在)			一〇三、〇〇〇	五二〇、〇〇〇
一九二八年同　第八回大會(四月現在)			一三六、四六一	一、七九二、八二〇
一九三一年同　第九回大會(一月現在)			八六、八八六	一、九八九、四七二
一九三六年同　第十回大會(一月現在)			五〇、三五八	三、〇九四、六二〇
一九三七年　(四月一日現在)			三一、三一一	三、五九一、六九九
一九三九年　(三月現在)			一〇一、五二〇	三、九二二、五五八

※基本組織とはコムソモールの最も少數より成る單位即ち三人以上を以つて地域其他の標準により成立せる組織をいふ。

※聯邦共産青年同盟員數の中には赤軍中の同盟員は包含されてゐない。

一九一八年に創立され以來最近までにコムソモール加盟者の員數は左の如き變動を示してゐる。

右表は註記の如く、軍隊内のコムソモール員を含んでない。コムソモール員は、一九三六年の統計によれば全兵員の二五%(全下士の四〇%である)から、赤軍總兵力を現在百八十萬乃至二百萬と看做せば、四十五萬乃至五十萬となる。從つて現在のコムソモール員總數は約四百五十萬人と推定することが出來る。今から二十年前の一九一八年には僅か二千人のコムソモールが今では四百五十萬人の大衆組織に發展した。つまり二百倍以上となつたわけである。

基本組織數

コムソモール員の增加は當然基本組織(細胞)數の增加を伴つてゐる。それは一九二〇年四月の五千六百から一九三九年三月の二十一萬八千に增加した。即ち約四十倍の增加である。

基本組織（細胞）數

	基本組織總數	內譯			
		工業及交通	農村	その他	
一九二〇年四月	五、六五〇	七一二	四、一六四	七七四	
一九二二年十月	一六、四九六	二、〇七八	一二、一五七	一、二六一	
一九二四年一月一日	二三、九二一	四、八三二	一四、〇六五	四、〇二四	
一九二五年一月一日	三九、七九七	六、八六〇	二六、七七二	六、一五五	
一九二七年一月一日	六五、八〇六	八、二九二	四八、八二八	八、六八六	
一九二九年一月一日	七一、七五二	九、八五九	五一、五〇三	一〇、三九〇	
一九三一年一月一日	八六、五一八	一二、四六七	六一、五九二	一二、四五九	
一九三三年一月一日	一五五、一八四	一七、八九三	九五、五一六	四一、七七五	
一九三五年一月一日	二〇一、二七六	二三、二〇七	一二三、八八五	五四、一八四	
一九三七年一月一日	二〇七、〇〇九	二四、九六三	一三四、七四四	四七、三〇二	
一九三九年三月	二一八、〇五五	—	—	—	

一九二〇年に農村のコムソモール細胞は四千百六十四にすぎなかつたが、一九三七年一月は十三萬五千に增加した。このうち約十萬はコルホーズのコムソモール組織である。かゝる多數のコムソモール組織があることはコルホールズ組織にとつて重大意義を有する。

工業及び交通におけるコモソモール細胞數は同期間に七百十二から三萬五千に增加した。現在は殆んど凡ゆる企業にコムソモール組織が存在する。

中央委員會職員

コムソモールの中心的指導者たるコサレフは三十五歲の若さでコムソモール書記長であり、共産黨主中央委員組織局員、聯邦最高會議幹部會員であつたが、一九三八年暮、黨規紊亂の廉で肅正され現在の書記長はミハイロフである。今、コムソモール中央委員會の重要職員名を擧げれば左の通りである。

△書記局

書記長　ミハイロフ
書記　ウエルジコフ
同　チイミルガイナ
同　ボガチエフ

△事務局

局員　ボガチエフ、アレクサンドロフ、ボロトフ、ミハイロフ、ウーセンコ、リユービン

△中央機關紙「コムソモリスカヤ、プラウダ」責任編輯者ミハイロフ

各地組織の肅清

コムソモール中央委員會第七回總會によつてコーサレフ等を中心とする首腦部の更迭はコムソモール組織に深甚の影響を與へ、肅清工作は各地に波及し、モスクワ市に於ては一九三八年十一月二十七日よりコムソモール活動分子の集會が開催され、第七回總會の決議を確認すると同時にコーサレフ派と連繫あるものとしてエフレーモフ（モスクワ市委員會書記）、アレクサンドロフ（モスクワ市、州委員書記）クズボワ（モスクワ市委員會教育部長）等モスクワのコムソモールの指導部を批判した。更にレニングラードに於ても二十八日より同樣の集會が開かれリユービン（レニングラード州委員會書記）、コンチコフ（同）、アヴデワ（同）等が攻擊された。

又ウクライナに於ても中央、地方を通じコムソモール首腦部に對する批判が旺に行はれてゐる。

コムソモール員の腐敗

エヂョーフに代つて肅清の元締內務人民委員に就任したベーリヤの双肩に課された主要任務の一は從來殆ど肅清圈外に置かれてゐたコムソモールに摘發の手を入れることで、まづ同盟中央委員會書記長として十年もその地位にあつたコーサレフが血祭りに上げられ、爾來全國の同盟機關に徹底的追求の手が伸ばされ多數の犧牲者を出しつゝあるが、コーサレフを頭に戴く舊同盟幹部の下で政治意識の低下、綱紀頽廢が同盟員青年層の間に廣く瀰漫してゐたことは事實で、國家の中堅たる青年大衆のかゝる政治的・道德的腐敗がコーサレフ等の責任の一班として糾彈されたものであり、いまやその網紀

に於ても二十八日より同樣の集會が開かれリユービン（レニングラード州委員會書記）、コンチコフ（同）、アヴデワ（同）等が攻擊された。

又ウクライナに於ても中央、地方を通じコムソモール首腦部に對する批判が旺に行はれてゐる。

コムソモール員の腐敗

エヂョーフに代つて肅清の元締內務人民委員に就任したベーリヤの双肩に課された主要任務の一は從來殆ど肅清圈外に置かれてゐたコムソモールに摘發の手を入れることで、まづ同盟中央委員會書記長として十年もその地位にあつたコーサレフが血祭りに上げられ、爾來全國の同盟機關に徹底的追求の手が伸ばされ多數の犧牲者を出しつゝあるが、コーサレフを頭に戴く舊同盟幹部の下で政治意識の低下、綱紀頽廢が同盟員青年層の間に廣く瀰漫してゐたことは事實で、國家の中堅たる青年大衆のかゝる政治的・道德的腐敗がコーサレフ等の責任の一班として糾彈されたものであり、いまやその網紀肅正は先般發布された勞働規律肅清令の嚴達と相俟つて現下ソ聯の最重大關心事となつてゐる。同盟機關紙コムソモーリスカヤ・プラウダ紙一九三九年一月十日號は右に關聯して最近におけるコムソモール員のイデオロギーおよび道德上の腐敗・墮落中最も顯著な傾向となし左の三つを擧げ鋭い警告を發してゐる。

（一）コムソモール員の政治的文化的關論的イデオロギーが次第に軟化して、遂に觀念論的傾向が著しく頭を擧げ、剩へ宗教復活の兆候すら認められるやうになつた。

（二）ソヴエート的禮儀・節制・質素が失はれ、代つて泥醉・亂暴・放埒の傾向が蔓延しつゝある。

（三）コムソモール員の政治的文化的關心が著るしく缺除してをり、圖書館農村クラブの發達に關して全く馬耳東風なので、これらの文化的機關は、日に日に衰頽してゐる。

レーニン共產主義少年運動

共產少年團（ピオニール）は十歲以上十六歲以下の少年少女を以て組織されてゐる。共產青年同盟の指導、監督の下に將來共產青年同盟員となるための必要な訓練教育を受ける。團員は八名乃至十名を以て一班とし五班を以て一隊を編成する。日常の標語は「勞働の事業に鬪爭に備へよ」、「常に備へよ」を以てしてる。

因に共產少年團員の總數は三、〇一四、九七一人で、共產幼年團員の總數は五八四、三三三人、其の隊數は七五、二六二であつたが、現在は更に增加してゐるものと見られる。

共產主義幼年運動

共產幼年團は七歲以上十一歲以下の幼年男女を以て組織され、團則に「幼年團員は少年團員、青年同盟員、共產黨員、勞働者、農民の手傳をなすべし」「幼年團員は將來少年團員となることを心掛くべし」とあつて、その標語は少年團のそれと同樣である。

一班五名とし、二十五名を以て一隊としてゐる。幼年團は一九二四年に組織さ

れ、革命後に出生し、當時七歳に達した幼年を最初の團員としたことに因んでオクチヤブリヤク（十月革命の兒）の意を其の名稱としたのである。

第十八回黨大會

第十八回全聯邦共産黨大會は一九三九年三月十日クレムリンに於て開會、劈頭モロトフは黨中央委員會の委任に基き開會を宣した後、大會の幹部會（三十五名）書記局（五名）起草委員會（五名）資格審査委員會（二十九名）を選出し日程に入つたが主要決議事項は次の諸項である。

共産黨規約の改正

大會は三月二十日の會議で五十七名から成る小委員會で決定した聯邦共産黨規約改正に關するジユダノフ原案の修正案を審議した結果滿場一致これを可決採擇した、採擇された修正要旨次の通り

▽黨員加入年齢を十八歳とす▽區、市、管區、地方黨委員會及び民族中央委員會に夫夫軍事部を設置し徴兵適齡局、諸種戰時動員、防空等の事務につき軍隊機關と協力せしめる。

第三次五ヶ年計畫案採決

二十日の會議は次いで第三次五ヶ年計畫に關するモロトフ案も二十二名より成る小委員會案に基き修正を加へこれを可決した。修正案は原案と大した變化はないが多少の數字的改正を加へてゐる。

◇一九四二年度計畫數字

△全工業生産額一、八四〇億留△同工業年次平均增加率一四％△生産財增加率一五・七％△消費財增加率二・五％△同農業生産額三百五億留で第二次五ヶ年計畫に比し五・二％の增加△本年五ヶ年計畫に於ける全國民經濟に對する投下資本總額一、九二〇億留（內譯＝工業へ一、一九億留、生産部門へ九三九億留、消費部門へ一八〇億留）運輸事業へ三七三億留、農業へ一一〇億留、△新規及び修繕工業への投下資本額一、九三〇億留

中央委員顏觸選出

大會は二十一日中央委員會、中央審査委員會の改選を行つたが、ソヴエート今後の內外治交の動向を實質的に支配すべき新中央委員は七十一名、同委員候補六十八名及び新中央委員の顏觸れは肅清工作の跡歷然たるものがあり、就中「壞滅」の著者として有名な作家アレキサンダー・フアーデエフ、張鼓峯事件の立役者グレゴリー・シユテルン二等大將の中央委員會入りが注目される。主要なる顏觸れは左の通り（全員氏名後出）

黨書記長スターリン、聯邦人民委員會議長モロトフ、國防人民委員ウオロシーロフ元帥、重工業人民委員ラザール・カガノヴイツチ、ソ聯邦最高會議幹部會議長カリーニン黨中央委員會書記アンドレーエフ、貿易人民委員コミヤン、內務人民委員ベーリア、最高會議附黨指導委員長ゲオルギイ・マレンコフ、聯邦會議外交委員長ジユダーノフ、國防人民委員代理メフリス、同ブジヨンヌイ元帥、聯邦人民委員會議副議長ブルガーニン、外務人民委員リトヴイノフ、同代理ポチヨムキン、航空機工業人民委員ミハイル・カガノヴイツチ、コミンテルン執行委員マヌイルスキー

スターリン演說內容

三月十日役員選擧後スターリンは黨中央委員會經過報告を行つたが、彼は右の報告演說に於て先づ第七回大會以來五箇年を回顧し

一、國際情勢に付質本主義國に於ては深刻なる經濟危機、政治的矛盾及紛爭錯綜し最近二ヶ年來第二の世界大戰は事實となつてゐる、英佛がフアツシヨ侵略を放任し弱腰を暴露してゐるのは集團保障體制を拋棄せるためと戰の場合自國內に革命勃發を恐るゝがためであるほか侵略國、被侵略國双方の國力消耗に乘じ利を占めんとする魂膽に出たもので斯る英佛の態度は徒にフアツシヨを增長せしむるのみと難じソ聯は斯る險惡なる事態に平然たり得ず平和擁護策を講ずると共に他方軍備の强化を圖つたが、ソ聯外交の基調は、平和を擁護すると共にソ聯邦の利益を侵害せざる一切の國と經濟的關係を强化し、國境の安全を侵さざる接壤國と善隣關係を圖り、フアツシヨ侵略の犧牲國民を支持し、ソ聯侵略に對し斷乎抗爭するに在り、從て黨の使命は、戰爭挑發者にソ聯を紛爭に捲込む機會を與へず、國防の充實を圖り、萬國勤勞者との聯繫を强化するにありと論じ、次で

二、國內情勢に付ては生產技術及工業發達のテンポに關してはソ聯は世界の主要資本主義國を追越したが一人當りの生產額より見る時は主要資本主義國に及ばず、之を追越した場合に於てのみ日常の必需品は潤澤に供給せられ共產主義の第一段階より第二段階に移行し得る。尤も右の追越は二、三年では實現不可能で、相當長年月を要すと述べ、農業に關し今年は市場に出し得る穀物は二十三億布度に上るべく右は戰前に比し十億布度の增助である。興味ある點は最近三年間に穀物の中心地はウクライナより北東、卽ちロシヤ共和國に移つたことである。牧畜業は一番立遲れてゐると述べ、國內商業及運輸の發展に付き述べたる上水運の不振を指摘し、次で國民の物質上及文化上の向上に付て述べたる上、工業發展のためには年々約五十萬の若きコルホーズ員を農村より割かんことを要望す、彼等の援助なくしては工業の擴大は甚だ困難で、もし援助が實現すれば農村の物品需要を滿足せしめ得べしと述べ

三、ソ聯邦組織の强化に關しソ聯邦には今や反目せる又は敵對する階級なく搾取階級は清算され勞働者、農民、智識階級は和親協同して居り右は就中戰爭の場合如何なる國よりも强固なる所以で、好戰的諸外國は右の點を銘記する必要がある或外國新聞はソ聯はトロツキー、ブハーリンの類を清掃したるため其の組織は分解しつゝあり等のデマを飛ばしてゐるも事實ソ聯邦の組織は右清掃の結果一層强化してゐる。張鼓峰事件の如きは其の一例であると述べ（リユシコフ大將のことは頗被り）最後に內政方面に於て黨の課題として、十年乃至十五年の期間に於て經濟的にも主要資本主義國を追越すこと、三年乃至四年の期間內に穀物の產額は八十億布度に達せしむること、ソ聯邦人民の物質上文化上の狀態を更に向上せしむること等を强調し、政治生活の徹底的民主主義化、社會の道德的政治的統一、勞農インテリゲンチヤの親和、聯邦各民族の親和の强化、ソヴエート愛國心の涵養、質本主義包圍を忘れず外國の閉牒、有害分子の殲滅に努力すると述べ

四、黨內問題に付ては先づ近年累次の肅正に依り黨員數は減少し現在の全黨員數は一六〇萬で第十七回大會當時に比し二七萬の減少を來してゐること及び右は寧ろ黨の强化

を物語ることを述べた後今後の黨强化策に付(一)黨機關の細分、是等個々の機關の縮小及び黨指導部の下級的具體的黨活動への接近の必要(二)新進幹部の養成拔擢の必要(三)黨宣傳强化の必要を述べ、從來の黨宣傳を不充分なりとして昨年發表された宣傳新方針の趣旨を强調した後(四)黨宣傳活動の缺陷として黨員の理論的教養の缺如に付痛烈なる批判を加へ特に國家理論、社會主義國家に關する問題及びインテリゲンチヤ問題を力說してマルクス主義國家論を詳論し、ソ聯邦現在の國際的地位に言及し、資本主義的包圍が存續する限りソ聯は共産主義の段階へ移行する場合にも國家としての存續を保有すべし、と述べて單純なるマルクス主義解釋の危險性を指摘し、最後に國際勞働階級の勝利に對する信念を披瀝してゐる。

モロトフ演說要旨

第三次五ケ年計畫に關するモロトフ人民委員會議長の報告演說は三月十四日夜の全聯邦共産黨大會で行はれ內容は十六日に至つて發表されたが右は去る一月三十日公表された計畫案を更に詳しくしたものである、其の內特に注目すべきは所謂バム鐵道、卽ちバイカル・アムール鐵道の建設に關し第三次五ケ年計畫年度中に一部運轉を開始すべき旨を明かにした事でシベリヤ極東間はこれに依り復々線となる譯だが、モロトフ議長は特に此の點に付左の如く强調した。

バム鐵道に依りシベリヤ極東間の連絡は更に强力とならう極東地方は東方に於けるソヴエート政府の有力なる前衞地として將來之が强化のため總ゆる手段をとるべく研究しよう。

モロトフ議長に依り發表された第三次五ケ年計畫の特徵は左の通りである。

一、國防工業に力を注いだこと、一、敵襲から逃れるため各工業中心地を西部國境からウラル山脈西方へ移動を圖つたこと、一、極東に冶金、機械製造等の基礎工業の樹立を計ること一、機械製造の充實、一、化學工業の充實

第十八回黨大會の意義

モスクワのクレムリン宮に於ける第十八回全聯邦共産黨大會は三月十日から開催され三月二十一日閉幕したが今回の大會は三年に一回といふ黨規からいふと第十七回大會が一九三四年に開かれてゐるから、一九三七年度に開催さるべき筈であつたが、例の國內肅淸工作と更にこれに影響された國內經濟建設の澁滯といふ事情によつて遲延したものでそれだけに今度愈々この大會が開幕されたといふことは一面ソ聯の肅淸工作が一段落を告げたことを物語り、他面第三次五ケ年計畫の蓋を開けることを意味する。特にソ聯の肅淸運動が、いつ果つべしとも見當のつかぬ有樣を呈して、ソ聯の評價は國際的に著るしく低下されここにソ聯としても對外的に一種の示威運動を必要とすると共に、國內的には自國民に一轉機を與へる要があつたので、その意味で今回の第十八回共産黨大會は劃期的重要意義を持つてゐる。

先づ第一に注目される點は、この大會勞頭スターリンの行つた肅淸運動に關する演說で「一九三四年以降五ケ年に亙る肅淸工作によつて、國內の敵は一掃され、墮落分子は黨及ソヴエート組織より肅淸された、これによつてソヴエート政權は强化し、今後赤軍並に政治警察はその鋒先を國內の敵に向ける要なく、國外の敵に轉ずるであらう」と豪語してゐることである。

之は取も直さず肅淸運動に對する終止符であるが同時に反スターリン分子を一掃して、スターリン獨裁權を文字通り完成したことを意味してゐる、卽ちスターリンは單に大量的に肅淸工作を停止すると約束したのみでなく、廣く赤軍將士、經濟戰線分子に總花的行賞を行つた上に、特に全聯邦中央委員會書記ジュダノフをして黨規改正案を提出せしめて、黨員の特權と優遇を約束してゐる如きスターリン獨裁完成に拔かりはない。

一方第三次五ケ年計畫について見るに、モロトフ議長の豫備報告によると第三次五ケ年計畫の最終年度の一九四二年末には一九三七年度水準より工業生產を八割八分增加を目標としてをり、工業總生產額一千八百億留と豫定されてゐる、これを第二次五ケ年計畫の生產增加率に比するとそのテンポが緩和され、相當計畫が堅實、合理化され量より質への志向を示してゐる。卽ち第二次五ケ年計畫では生產增加のテンポは每年平均一割七分であつたが第三次五ケ年計畫では一割二分となつてゐる。

かくの如き修正は第二次五ケ年計畫の餘りにも生產增加に重點を置き、機械類の磨滅をも考慮せずに奬勵した結果、機械の破損著るしく生產能率又低下するに至つた苦き經驗に鑑みたものである。

全聯邦共産黨新任幹部

(イ)中央委員會(七一名)

內譯	一五名
前委員	五名
前候補	二名
新委員	四九名

前委員 アンドレーエフ(アー・アー)
アンドリアノフ(ヴエー・エム)
アンツエロウイチ(エム・エム)
バギロフ(エム・デー)
前委員 バダエフ(アー・イエー)
ベネヂクトフ(イー・アー)
前委員 ベリヤー(エリ・ペー)
ボルコフ(ゲー・アー)
前候補 ブヂョンヌイ(エス・エム)
ブルガーニン(エヌ・アー)
同 ブルミスチエンコ(エム・アー)
ヴアンニコフ(ベー・エリ)
ヴアフルシエフ(ヴエー・ヴエー)
ヴオズネセンスキイ(エヌ・アー)
前委員ヴオロシーロフ(カー・イエー)
ヴイシンスキー(アー・ヤー)
ヴウインスキー(ベー・アー)
ドンスコイ(ヴエー・アー)
エフレモフ(アー・イー)
前委員 ジュダノフ(アー・アー)
ザヂオンチエンコ(エス・ヴエー)
前審査委員

ザハロフ(エス・イエー)
ズヴエリヨフ(アー・ゲー)
ジエムリヤチカ(エル・エス)
前委員 カガノウイチ(エリ・エム)
同 カガノウイチ(エム・エム)
同 カリーニン(エム・イー)
コルニエワ(エリ・エル)
コロトチエンコ(デー・エス)
コスイギン(アー・エス)
クズネツオフ(アー・アー)
クズネツオフ(エヌ・ゲー)
クウリク(ゲー・イ)
前委員 リトヴイノフ(エム・エム)
リハチエフ(イー・アー)
前候補 ロゾフスキー(エス・アー)
リユバウイン(ペー・エム)
マレンコフ(ゲー・エム)
マルイシエフ(ヴエー・アー)
前委員 マヌイリスキー(デー・ゼー)
メルクーロフ(ヴエー・エヌ)
メルクーロフ(エフ・アー)
前候補 メフリス(エリ・ゼー)
前委員 ミコヤン(アー・イー)
ミイチン(エム・ベー)
ミハイロフ(エヌ・アー)
前委員 モロトフ(ヴエー・エム)
ニキーチン(ヴエー・デー)
前委員 ニコラエワ(カー・イー)
ペゴフ(エヌ・エム)
ペルウーヒン(エム・ゲー)
ポノマレンコ(ペー・カー)
前候補 ポスクレブイシエフ(アー・エヌ)
ポスペロフ(ペー・エヌ)
ポチヨムキン(ヴエー・ペー)
ロゴフ(イー・ヴエー)
セデン(イー・カー)
スクヴオルツオフ(エヌ・アー)
前委員 スターリン(イー・ヴエー)
テデオシヤン(イー・テー)
チモシエンコ(エス・カー)
フアヂエエフ(アー・アー)
フルシチヨフ(エヌ・エス)
シアフウリン(アー・イー)
前委員 シユヴエルニク(エヌ・エム)
前審査委員 シユキリヤトフ(エム・エフ)
シユテルン(ゲー・エム)
シチアデンコ(イエー・アー)
シチエルバコフ(アー・エス)
ユスポフ(ウー)
前審査委員 ヤロスラスキー(エメリヤン)

(ロ)中央委員候補(合計六八名)

アレマーソフ(アー・エム)
アントーノフ(デー・イー)
アルテイノフ(ゲー・アー)
バガーエフ(エス・イー)
バクラツゼ(ヴエー・エム)
ビリユコフ(エヌ・イー)
ボイツオフ(イー・ペー)
ヴエインベルグ(ゲー・デー)
ヴラソフ(イー・アー)
グヴイシアニ(エム・エム)
ゴグリツゼ(エス・アー)
ゴルキン(アー・エフ)
グローモフ(ゲー・ベー)
グウサーロフ(エヌ・イー)

デカノーゾフ(ヴエー・ゲー)
デニーソフ(エム・エフ)
ドローニン(ペー・イー)
ドウブロフスキー(アー・アー)
ジヤヴオロンコフ(ヴエー・ゲー)
ゼムチユージナ(ペー・エス)
ジウラヴリヨフ(ヴエー・ペー)
ゾートフ(ヴエー・ペー)
イグナートフ(エヌ・ゲー)
イグナーチエフ(エス・ペー)
イスカンデロフ(アー・ペー)
カルタシヨフ(カー・カー)
カフターノフ(エス・ヴエー)
カチヤーリン(カー・イー)
コヴウロフ(ペー・ゼー)
コワリヨフ(エム・ペー)
コルイバーノフ(アー・ゲー)
コマロフ(ペー・テー)
コーネフ(イー・エス)
クルウグロフ(エス・エヌ)
クウラコフ(ペー・ハー)
ロクチオーノフ(アー・デー)
マカーロフ(イー・ゲー)
マスレンニコフ(イー・イー)
メレツコフ(カー・アー)
ニエヴエージン(エヌ・イー)
ニキシエフ(イー・エフ)
パヴロフ(デー・グー)
パーリツエフ(ゲー・エヌ)
パトリーチエフ(エヌ・エス)
ポプコフ(ペー・エヌ)
ポポフ(ゲー・エム)
プローニン(ヴエー・ペー)
ラステエーギン(ゲー・エス)
サヴチエンコ(ゲー・カー)
サモフワーロフ(アー・イー)
セレズニヨフ(ペー・イー)
セルゲーエフ(イー・ペー)
セルデユーク(ゼー・テー)
スムウシケーヴイチ(ヤー・ヴエー)
ソースニン(エリ・アー)
スターロスチン(エム・イー)
スタルチエンコ(ヴエー・エフ)
ストロージエフ(ヤー・ヴエー)
フエクレンコ(エヌ・ヴエー)
フロルコフ(アー・アー)
ホフロフ(イー・エス)
チヤルクヴイアニ(ガー・エヌ)
チエルノウーソフ(ベー・エヌ)
チユヤーノフ(アー・エス)
シヤギマルダーノフ(エフ・ヴエー)
シヤポジニコフ(ベー・エム)
シユトウイコフ(テー・エフ)
ヤルツエフ(ヴエー・ヴエー)

(ハ)政治局(九名)

前委員 アンドレーエフ(アー・アー)
同 ヴオロシーロフ(カー・イエー)
前候補 ジユダノフ(アー・アー)
前委員 カガノウイチ(エリ・エム)
同 カリーニン(エム・イー)
同 ミコヤン(アー・イー)
同 モロトフ(ヴエー・エム)
同 スターリン(イー・ヴエー)
前候補 フルシチヨフ(エヌ・エス)
(候補) ベリヤー(エリ・ベー)
(候補) シユヴエルニク(エヌ・エム)

(ニ)書記局(四名)

前委員　アンドレーエフ(アー・アー)
同　ジュダノフ(アー・アー)
同　マレンコフ(ゲー・エム)
前委員　スターリン(イー・ヴエー)

(ホ)紙、織局(九名)

前委員　アンドレーエフ(アー・アー)
同　ジュダノフ(アー・アー)
同　カガノウイチ(エリ・エム)
同　マレンコフ(ゲー・エム)
同　メフリス(エリ・ゼー)
同　ミハイロフ(エヌ・アー)
同　スターリン(イー・ヴエー)
同　シュヴエルニク(エス・エム)
同　シチエルバコフ(アー・エス)

(ヘ)統制委員會議長

アンドレーエフ(アー・アー)

(ト)審査委員會議長

前議長

ウラヂミルスキー(エム・エフ)

註

イ、右三局何れにも選出せられたるもの(三名)
スターリン、アンドレーエフ、ジュダノフ
ロ、二局に選出せられたもの(三名)
カガノウイチ(エリ・エム)、シュヴエルニク、マレンコフ
ハ、一局に選出せられたもの(九名)
モロトフ、ヴオロシーロフ、カリーニン、ミコヤン、フルシチヨフ、ベリヤー、シチエルバコフ、メフリス、ミハイロフ

(チ)共産黨中央監察委員會

(委員合計五〇名)

アブドラフマーノフ(アー)
アンドリエンコ(アー・アー)
アノーシン(イー・エス)
ボイツオフ(ヴエー・イー)
ブウラートフ(ヴエー・エス)
ヴアゴフ(アー・ヴエー)
ウラヂミルスキー(エム・エフ)
ヴオルコフ(アー・アー)
グレーコワ(エヌ・ゲー)
デニセンコ(ヴエー・エム)
ドウケリスキー(エス・エス)
イグナーチエフ(エス・デー)
イゾートフ(エヌ・アー)
カバノフ(アー・エフ)
カヌウンニコフ(ニム・ヤー)
クワーソフ(エム・イエー)
キセリヨフ(ヴエー・アー)
キセリヨフ(カー・ヴエー)
クリヴオノス(ペー・エフ)
クドリヤフツエフ(アー・ヴエー)
クズネツオフ(イー・アー)
クズネツオフ(エフ・エフ)
クウリエフ(テー・イー)
クウラトフ(テー)
クウルバノフ(エム)
フヴレンチエフ(ベー・ヴエー)
リンクウン(エヌ・イー)
ロバノフ(ペー・ペー)
ルウーキン(エス・ゲー)
リユビーモフ(アー・ヴエー)
メリニコフ(アー・エヌ)
ミシヤコーワ(オー・ペー)

ミシチエンコ(ゲー・カー)
モスカートフ(ベー・ゲー)
ムウルウゴフ(イー・ヴエー)
オゴロドニコフ(ゲー・ペー)
ピルウジヤン(アー・エス)
プロトポポフ(デー・ゼー)
サツジヤヤ(アー・エヌ)
シールキン(ゲー・ペー)
スクルインニコフ(エス・イエー)
スミルノフ(ペー・ヴエー)
ステパネンコ(イー・エリ)
スウスロフ(エム・アー)
タラーソフ(エス・エヌ)
ウンダスイノフ(エヌ)
フウダイ・ベルゲノフ(アー)
ツアナーワ(エリ・エフ)
チユービン(ヤー・アー)
シヤターリン(エヌ・エヌ)

各共和國、地方、州黨首腦部

一九四〇年三月以降、共産黨各地方首腦部の改選が行はれつゝあつたが、その主要メンバーたる各中央委員會書記の氏名を左に掲げて置く。

モスクワ市、州黨幹部改選

去る三月十九日閉會したモスクワ市及び州合同黨會議に於て幹部員の改選が行はれたが、州及び市兩委員會には七一名の委員が選擧された。

△モスクワ州委員會
第一書記　シチエルバコフ(アー・エス)
第二書記　ボ　フ
第三書記　マ　カ
人事書記　パウリユコフ(ウエー・カー)
宣傳書記　グ　キ　ン(イー・アー)

レニングラード州及市黨委員會首腦部改選

黨レニングラード州及市委員會首腦部は四月二十六日改選が行はれたが、書記には左の人々が選任せられた。

△レニングラード州委員會
第一書記　ジュダノフ(アー・アー)
第二書記　シユトウイコフ(テイ・エフ)
第三書記　ウオロトフ(ゲー・ゲー)
人事書記　ブマーギン(ゲー・ハー)
宣傳書記　ニキーチン(エム・エヌ)

△レニングラード市委員會
第一書記　ジュダノフ(アー・アー)
第二書記　クズネツオフ(アー・アー)
第三書記　カプスチン(ヤー・エフ)
人事書記　ウエルビツキー(アー・デイ)
宣傳書記　マハーノフ(アー・イー)

各地方及州黨首腦部

過般ソ聯邦加盟各共和國と共に地方、

州もまた夫々黨大會を開催して各黨委員會首腦部の改選を行つたが發表された結果は左の如くである。

△ハバーロフスク地方
第一書記　ボルコフ（ゲー・アー）
第二書記　コマロフ
第三書記　ペーゴフ（ウエー・エム）
人事書記　ルミヤンツエフ
宣傳書記　トウシユーノフ

△オルヂヨニキーゼ地方
第一書記　スロフ（エム・アー）
第二書記　ゾロトウーヒン
第三書記　ダニリユーク
人事書記　グサーロフ
宣傳書記　カサートキン

△リヤザン州
第一書記　タラーソフ
第二書記　マーモントフ
第三書記　ニキーフオロフ
人事書記　グサーロフ
宣傳書記　カサートキン

△オリヨール州
第一書記　ボイツオフ（ウエー・イー）
第二書記　モニヤコフ
第三書記　タラーソフ
人事書記　グレベンニコフ
宣傳書記　プリプーノフ

△タンボフ州
第一書記　ローギノフ
第二書記　パーシユキン
第三書記　エリセイキン
人事書記　ジヤーリノフ
宣傳書記　コスチエンコ

△ゴーリキイ州
第一書記　ロヂオーノフ
第二書記　シユミーヒン
第三書記　ベルコフ
人事書記　フーデン
宣傳書記　ミローノフ

△チエリヤービンスク州
第一書記　サプルイキン（エム・エス）
第二書記　エルマコフ（エム・エス）
第三書記　ウラーゾフ（エス・イー）
人事書記　ヤグーヂン（エル・ズイー）
宣傳書記　フイラートフ（エヌ・イー）

△クールスク州
第一書記　ドローニン（ペー・イー）
第二書記　セロフ（ヤー・アー）
第三書記　バラムートフ（ゲー・エム）
人事書記　サロマーニン（イー・デー）
宣傳書記　テレンチエフ（デー・ウエー）

△スモレンスク州
第一書記　ヂキセンコ（ウエー・エム）
第二書記　ボポフ（デー・エム）
第三書記　ボクダノフ（イー・デー）
人事書記　マルキン（ゲー・エヌ）
宣傳書記　カルーギン（カー・イー）

△サラートフ州
第一書記　ウラーソフ（イー・アー）
第二書記　コルシチンスキイ
第三書記　ドーリン

人事書記　チューリン
宣傳書記　ウイノグラードフ

△イワーノウオ州
第一書記　パーリツエフ（ゲー・エヌ）
第二書記　クズネツオフ（アー・イー）
第三書記　カプラーノフ（ゲー・エム）
人事書記　マルツエフ（カー・ペー）
宣傳書記　エノーヂン（エル・エム）

△アルハンゲリスク州
第一書記
　オゴロードニコフ（ゲー・ペー）
第二書記　ラトウーノフ
第三書記　エフレーモフ
人事書記　ウラーソフ
宣傳書記　スリーズ

△チユカーロフ州
第一書記
　ドウブローフスキイ（アー・アー）
第二書記　コホフ
第三書記　ボポフ
人事書記　カリヤーキン
宣傳書記　サフローノフ

△トウーラ州
第一書記　ジヤーウオロンコフ
第二書記　カリノーフスキイ
第三書記　ジトコフ
人事書記　ナルイシユキン
宣傳書記　クズネツオフ

△スタリングラード州
第一書記　チユヤーノフ（アー・エス）
第二書記　プロフワチーノフ
第三書記　ボンダーリ
人事書記　リヤーピン
宣傳書記　ボドラーギン

△カリーニン州
第一書記　ボイツオフ（イー・ベー）
第二書記　アブラーモフ
第三書記　フローロフ
人事書記　コホフ
宣傳書記　ボポフ

△スウエルドローフスク州
第一書記
　アンドリアーノフ（ウエー・エム）
第二書記　ナウオーゾフ
第三書記　イワニーシチエン
人事書記　シエリヤースチン
宣傳書記　コルイショフ

△タタール自治共和國
第一書記　アレマーソフ（アー・エム）
第二書記　マトウエーエフ
第三書記　アブドウリマーノフ
人事書記　ドロトカージン
宣傳書記　ムハメートフ

△チユワーシユ自治共和國
第一書記　チヤルイコフ（イー・エム）
第二書記　ピウオワーロフ（ペー・テー）
第三書記　パウロフ（ヤー・カー）
人事書記　マトウエーエフ（アー・エム）
宣傳書記　アハーゾフ（テー・アー）

△ウドムルト自治共和國
第一書記　チエキーノフ

第二書記　ベルドウイレフ
第三書記　トウジコフ
人事書記　ムハードフ
宣傳書記　ペルマーノフ

△ウズベック共産黨中央委員會

第一書記　ユスーポフ（ウスマン）
第二書記
　クドリヤーフツエフ（アー・ウエー）
第三書記　ムニコ（エヌ・ペー）
人事書記　アルトウイバーエフ（ヤクブ）
宣傳書記　アズイーモフ（スレイマン）

△タヂック共産黨中央委員會

第一書記
　プロトボーポフ（テー・ズイー）
第二書記　アシューロフ
第三書記　アブドウラーエフ
人事書記　シルキン
宣傳書記　イサーエフ

△キルギーズ共産黨中央委員會

第一書記　ウアーゴフ（アー・ウエー）
第二書記　ヂヤナリーエフ
第三書記　ルイスバーエフ
人事書記　ソーボレフ
宣傳書記　アクーエフ

△カザフ共産黨中央委員會

第一書記
　スクウオルツオフ（エヌ・アー）
第二書記　シヤヤフメートフ
第三書記　サーリン
人事書記　ワジユニク
宣傳書記　クリトフ

△アゼルバイジヤン共産黨中央委員會

第一書記　バギーロフ

ウクライナ黨幹部改選

一九四〇年五月十七日閉會の第十五回ウクライナ共産黨大會に於て幹部員の改選が行はれた。中央委員七一名、同候補四八名、中央監査委員二二名を選擧した後直ちに新中央委員會總會を開き左記の如く執行委員を選出した。

政治局員（六名）
　ブルミステンコ（エム・アー）
　グレチユーハ（エム・エス）
　コルニーエツ（エル・エル）
　コロトテエンコ（デー・エス）
　セ　ロ　フ（イー・アー）
　フルシチヨフ（エヌ・エス）

同候補（二名）
　ザヂオンチエンコ（エス・ベー）
　リユバーウイン（ペー・エム）

組織局員（七名）
　ブルミステンコ（エム・アー）
　エピーシエフ（アー・アー）
　コロトチエンコ（デー・エス）
　ルイセンコ（イー・ゲー）
　スピワーク（エム・エス）
　ホメンコ（ヤー・アー）
　フルシチヨフ（エヌ・エス）

同候補（三名）
　クワーソフ（エム・ゲー）
　コルイバーノフ（アー・ゲー）
　セルデューク（ズイー・テー）

書記（五名）
　第一書記　フルシチヨフ（エヌ・エス）
　第二書記　ブルミステンコ（エム・アー）
　第三書記　コロトチエンコ（デー・エス）
　人事部長兼書記
　　ルイセンコ（イー・ゲー）
　宣傳部長兼書記
　　スピワーク（エム・エス）

同候補（四名）
　ボイカチヨフ（ゲー・エム）
　ゴローフキン（ウエー・ヤー）
　クルペニヤ（イー・アー）
　エイデーノフ（ゲー・ベー）

書記（五名）
　第一書記　ボノマレンコ（ペー・カー）
　第二書記　クラーギン（エム・ウエー）
　第三書記　グレーコワ（エヌ・ゲー）
　宣傳部長兼書記
　　マ　リ　ン（ウエー・エヌ）
　人事部長兼書記
　　ボイカチヨフ（ゲー・エム）

白露共産黨幹部改選

五月二十日閉會した第十八回白ロシヤ共産黨大會に於て幹部の改選が行はれ、中央委員六九名、同候補四五名、中央監察委員二九名を選擧したる後、新中央委員會は總會を開き左記の幹部會を選出した。

幹部會員（九名）
　ボノマレンコ（ペー・カー）
　クラーギン（エム・ウエー）
　グレーコワ（エヌ・ゲー）
　マ　リ　ン（ウエー・エヌ）
　キセリヨフ（カー・ウエー）
　ナクレーウイッチ（エヌ・ヤー）
　ツアナーワ（エリ・エフ）
　マトウエーエフ（アー・ペー）
　クズネツオフ（エフ・イー）

カレロ・フイン共和國共産黨中央委員會

第一書記　クプリヤーノフ（ゲー・エヌ）
第二書記　ソ　ロ　キ　ン（エヌ・エヌ）
人事部書記
　ウアルラーモフ（アー・エス）
宣傳部書記
　スユキヤーネン（イー・イー）

第十八回全聯邦黨會議

全聯邦會議は黨大會と全く異つたもので、黨大會が原則として三年に一回以上召集される黨の最高機關であるのに對し、黨會議は大會と大會との期間中に緊急な問題を討議する爲原則として一回以上召集されるもので、その權限も狹く黨會議の決議は中央委員會によつて確認されて始めて全黨にとつて義務的なものとなる。會議員の構成は州委員會、地方委員會、聯邦構成共和國黨中央委員會の總會に於て選出される。黨會議の性質上、大會と異つて協議的なものであるが、重要な決議が行はれた場合も尠くない。

第十八回黨會議は第十八回黨大會以來約二年を經た一九四一年二月十五日より同月二十日にかけてモスクワに於て開催された。會議構成の代表は決議權所有者四五七名、評議權所有表一三八名で、第一日ジュダーノフ議長の下に幹部會（三八名）、書記局（五名）、資格審査委員會一三名）を選出した後日程に入つた。

第十八回黨會議は先の第十八回黨大會に比し重要性は少いが、その主要な目的として最近の經濟情勢を檢討し、一九四一年度の經濟政策を決定する事であり、實狀露呈に、ソ聯經濟の貴重なる資料を暴露した。同會議の主要議事は次の如くであつた。

一、工業、運輸の組織强化に關する黨の任務

二、一九四〇年度に於ける經濟實績の發表と將來の國民經濟發展計畫

三、黨組織の諸問題

工業、運輸に於ける黨組織に關するマーレンコフの報告はイ、工業及び運輸の活動に於ける成功と缺陷　ロ、工業及び運輸に於ける人民委員部及び黨の缺陷の原因　ハ、同部門に於ける黨組織の政治及び經濟的任務　二、同部門に於ける黨組織の任務の四部分から成り、黨組織の監督强化が主張された。

同會議に於て更に注目すべき事は共産黨幹部の肅清である。卽ちその義務不遂行を理由として前外務人民委員リトヴイノフが中央委員會から除名された他多數の幹部がその地位を追はれた。その主なものは

中央委員より除名

アンツエロウイチ（前林業人民委員）
リトヴイノフ（前外務人民委員）
リハチヨフ（前中機械人民委員）
メルクーロフ（前黑色冶金業人民委員）

中央委員候補より除名

アントーノフ、コウアレフ、ビリユーコフ、ネジエジン、ウエインベルグ、ラステギン、ジエムチユージナ、サモフヴアロフ、ジユラヴレフ、フエクレンコ、イグラートフ、フロルコフ、イスカンデロフ、シヤギマルダーノフ

中央監督委員より除名

アドリエンコ以下九名

罷免警告

航空工業人民委員カガノウイチ（中央委員）以下八名

之等の除名は反政府分子一掃の肅清工作と目すべきでなく、活動不成績者に對する譴責處分と見られる。

△一九四〇年度經濟實績（マーレンコフ及びウオズネセンスキー報告）

一、工業　總生産一三七五億留、生産財生産八三九億留、消費財生産八三九億留、石炭、比前年一九〇〇萬噸增加

二、運輸　鐵道四〇九〇億噸　粁、河川三六〇億噸　粁

三、農業穀物七三億プード

四、建設　投資總額三八〇億留、工業及運輸投資二七七・三億

五、國民所得一二五五億留、賃金一二三七億留、コルホーズ現金收入一八三億留（一九三九年）、小賣商業取引高一七四五億留

全聯邦黨會議開催年史

第一回	一九〇五年十二月	タンメルフオルス（芬蘭）	
第二回	一九〇六年十一月	同	
第三回	一九〇七年七月	同	
第四回	一九〇七年十一月	コトカ（芬蘭）	
第五回	一九〇八年十二月	ヘルシングフオルス（芬蘭）	
第六回	一九一二年一月	パリ	
第七回	一九一七年四月	プラーグ	
第八回	一九一九年十二月	ペトログラード	
第九回	一九二〇年九月	モスクワ	
第十回	一九二一年五月	同	
第十一回	一九二一年十二月	同	
第十二回	一九二二年八月	同	
第十三回	一九二四年一月	同	
第十四回	一九二五年四月	同	
第十五回	一九二六年十月	同	
第十六回	一九二九年四月	同	
第十七回	一九三二年一月	同	
第十八回	一九四一年二月	同	

註　第一回より第七回迄はロシヤ社會民主勞働黨會議、第八回より第十四回迄はロシヤ共產黨會議、第十五回以降は全聯邦共產黨會議である。

コミンテルン

はしがき

今や世界史未曾有とも云ふべき世界動亂の渦中にあつて、我國を中心とする新秩序國家群は舊秩序國家群の徹底的否定に向つて邁進してゐる。然るにこの間にあつて世界史上の汚點たるコミンテルンは當初第二次世界大戰を以て帝國主義戰爭なりとし、之を利用して所謂世界革命の野望を遂げんとしたのであるが、皮肉にも日和見的態度によつて漁夫の利を占めんとしたソ聯邦の政策敗れ獨ソ戰の勃發を見るや、コミンテルンはその敵視し來つた資本主義國との聯携に走らざるを得なくなり、かくてその沒落の段階をたどるに至つた。

まさにコミンテルンこそは世界史上の汚點とも云ふべく、民族の傳統と國家の權威とを無視し階級鬪爭を通じ或は世界動亂に乘じて世界革命の野望を企圖し、一方に於て戰爭を煽動しつつ一方に於て反戰思想を流布し徒に世界人類をして塗炭の苦に陷れんとするものであつて、スペインに或は支那に、その跳梁による慘禍は最早明白な事實である。又、コミンテルンの裏に踊るユダヤ人の陰謀を無視してはならないのであつて、コミンテルンと英米國際金融資本との結合が何よりもそれを物語つてゐる。更に我々は人民戰線以來一層巧妙且複雜となつたコミンテルンの戰術を充分に監視しなければならぬ。又、英米を驅逐し我國を中心として建設の緒についた大東亞共榮圏にとつてコミンテルンの策動は關心を要する命題である。コミンテルンの東亞政策は東亞こそ世界變轉の中心たる事を喝破したレーニン以來の一貫的野望であり、殊に支那、南洋に於ては民族主義を利用して策動してをり、我國としては支那、南洋の誤れる民族主義に對して嚴重な警戒を要するのである。

コミンテルンの組織

コミンテルンは本據をモスクワに有し各國の團體に指令して攪亂工作に當らしめてゐる。卽ち最高機關たるコミンテルン世界大會は執行委員會を選擧し、同委員會は書記局を選擧し、之等の中央機關の下に十地域別の支部を有する。更に資金提供機關として猶太人の國際銀行家團體フィニンテルンが存在してゐる。

一、コミンテルン世界大會　コミンテルンの最高機關として綱領規約を變更する權別を有し、原則的には少くも二年一回開催されることになつてをり、一九一九以來七回開かれてゐる。

二、執行委員會　世界大會より次期世界大會に至る期間の執行機關で、世界大會によつて選擧され、現在委員四十六名、候補三十五名。

尙執行委員會は委員中より幹部會を選出し、幹部會は執行委員會の事務を遂行する。

三、書記局　常設的執行機關として執行委員會により選擧され、書記局の下に連絡局、情報局、宣傳煽動局、組織局がある。書記長は全コミンテルンに命令することになつてをり、現書記長はテロリストとして有名なルーマニヤ人デイミートロフである。

△書記局人員（現在七名）

デイミートロフ（波）、エルコリ（伊）、マヌルスキー（ソ）、ピーク（獨）、クウシネン（芬）、マルチ（佛）、ゴツトワルド（チ）

△同候補（三名）

モスクウイン（ソ）、フローリン（獨）、王明（支）

四、支部

以上の本部の本部はモスクワにあるが、更に地域別、人種別に左の十ケ所に支部を有する。

イ、支那、朝鮮、蒙古、土耳古、埃及、イラン、シリヤ、パレスタイン

ロ、ブルガリヤ、ユーゴスラビヤ、ルーマニヤ、アルバニヤギリシヤ

ハ、芬蘭（波蘭、エストニヤ、ラトビヤ、リスアニヤ）

ニ、瑞典、丁抹、諾威、アイスランド

ホ、西班牙、葡萄牙、墨西哥、南米

ヘ、日本、カナダ、米國

ト、英國、愛蘭、オーストラリヤ、南アフリカ、印度、和蘭

チ、匈牙利スロヴキヤ

リ、獨逸

ヌ、佛國、同植民地、伊太利、白耳義

瑞西

各支部は夫々書記局を有し、之等支部書記局は各國に共産黨、青年インターナショナル、女子インターナショナル、職業組合（トレードユニオン）、協同組合、農民組合、モツプル、運動體育協會、赤色鬪士後援會、對外文化連絡協會、ソヴエート友の會、教員組合インターナショナル、交通勞働者インターナショナル、赤色法律家インターナショナル、自由思想家インターナショナル、唯物論研究會、無神論者同盟等の各種團體を組織指導することを任務としてゐる。現在合法的に共産黨の存在を許してゐる國はソ聯邦の他は米國、支那のみである。

五、資金機關　コミンテルンの活動に要する莫大な資金は各國共産黨の會費及び本部の支出による他、多くを所謂フィニンテルンに仰いでゐる。

フィニンテルンは猶太人銀行家の國際的團體で、その主要人物はロスチヤイルド、ワルブルグ、シツフ、ロエブ・クーン、サツスーン等であり、猶太金融資本家とコミンテルンの策動聯繫を如實に示してゐる。

沿革

コミンテルンの發生

コミンテルンとは共産黨インターナショナルの略稱で、別名第三インターナショナルと云はれ、第一、第二インタナシ

ヨナルに次で第一次歐洲大戰の結果發生したものであるが、その歷史的經緯は次の如くである。

一、第一、第二インタナショナル　即ち最初の國際的共產黨組織は既に一八四八年パリコムミユン革命の前夜に「共產主義者同盟」として形成され、次でフランス勞働者第二大會の後一八六四年ロンドンに開かれたマルクス等共產主義者の會議に於て第一インターナショナルが組織された。第一インターナショナルはその後マルクス、ブルードン、バクーニン等の間に猛烈な理論鬪爭が行はれた結果崩壞し、十六年後の一八八九年パリに於て第二インターナショナルが組織された。之は一九一四年まで存在したが、第二次世界大戰の勃發に際し第二インターナショナルに屬する交戰各國の共產主義者にも愛國心が燃え上り、一九〇七年スツットガルト大會に於て採擇せる反戰決議を破棄して夫々の祖國擁護に立つに至り、社會黨は競つて軍事豫算を可決し、玆に第二インターナショナルは事實上崩解するに至つた。その際、第二インターナショナルは三分派を生じ、一は社會主義的愛國主義の傾向をとり、二は愛國主義と共產主義との中間的傾向をとり、三は共產主義的潮流をとつたのである。

二、第三インターナショナル　第二インターナショナルの崩壞に際し共產主義的潮流をとつたレーニン等の左翼革命黨は敗戰主義を主張し、一九一五年スキスのチンメルワルドに於て會議を開き、ヨーロツパの二十の社會黨代表者が出席し七名の幹部（ロシヤからレーニン、アピフエリバウム、波蘭からヴオロフスキイ、ラーデク、猶太人ブンド團からクリワンスキイ、獨逸から二名の猶太人）を選んだが、之が將來の第三インターナショナルを基礎づけたのである。

三、第三インターナショナル　第三インターナショナルの崩壞に際し共產主義的潮流をとつたレーニン等の左翼革命黨は敗戰主義を主張し、一九一五年スキスのチンメルワルドに於て會議を開き、ヨーロツパの二十の社會黨代表者が出席し七名の幹部（ロシヤからレーニン、アピフエリバウム、波蘭からヴオロフスキイ、ラーデク、猶太人ブンド團からクリワンスキイ、獨逸から二名の猶太人）を選んだが、之が將來の第三インターナショナルを基礎づけたのである。

即ち彼等は更に一九一六年スキスのインタナルに於て會議し、國際社會黨委員會を設置し、ベルンに臨時書記局を置いた。次で一九一七年ロシヤに所謂十月革命が勃發するや、ベルンの國際社會黨委員會書記局はモスクワに移され、第三インターナショナルと改稱され、一九一九年三月四日第一回大會によりコミンテルンの正式成立を見たのである。爾來コミンテルンは一九三五年に第七回大會を開いて今日に至つてゐる。

コミンテルン大會開催年史

△第一回大會　一九一九年三月二日―十六日。三十ケ國代表五十二名（議―三五四名　協―十八名）

△第二回大會　一九二〇年七月十九日―八月六日。四十一ケ國代表二一八名（議―一六九名、協―四五九名）

△第三回大會　一九二一年六月二十二日―七月十二日。五十二ケ國代表六〇五名（議―二九一名、協―三一四名）

第一回擴大總會　一九二二年二月二十四日―三月二十九日。

第二回擴大總會　一九二二年六月七日―十一日。五十七ケ國代表五三二名（議―四八一名、協―一五一名）

第十回總會　一九二九年七月三日。三十ケ國代表四〇八名（議―三六、協七二名）

第三回擴大總會　一九二三年六月十二日―二十三日。

△第五回大會　一九二四年六月十七日―七月八日。四十九ケ國代表五一〇名（議―三四六名、協―一六四名）

第四回擴大總會　一九二二年七月十日―十四日

第五回擴大總會　一九二五年三月三十一日―四月六日

第六回擴大總會　一九二六年二月十七日―三月十五日。三十二ケ國代表一三〇名（議―七七名、協―五三名）

第七回擴大總會　一九二六年十一月二十二日―十二月十六日。代表一九一名（議―一〇〇名、協―九一名）

第八回擴大總會　一九二七年五月十八日―三十日。二十五ケ國代表七一名（議三三名、協―三八名）

第九回總會　一九二八年二月九日―二十五日。二十七ケ國代表九二名

△第六回大會　一九二八年七月十七日―九月

一日

△第四回大會　一九二二年十一月五日―十二月十二日。五十八ケ國代表四〇八名（議―三四三名、協―六五名）

第三回擴大總會　一九二三年六月十二日―二十三日。

△第五回大會　一九二四年六月十七日―七月八日。四十九ケ國代表五一〇名（議―三四六名、協―一六四名）

第四回擴大總會　一九二二年七月十日―十四日

第五回擴大總會　一九二五年三月三十一日―四月六日

第六回擴大總會　一九二六年二月十七日―三月十五日。三十二ケ國代表一三〇名（議―七七名、協―五三名）

第七回擴大總會　一九二六年十一月二十二日―十二月十六日。代表一九一名（議―一〇〇名、協―九一名）

第八回擴大總會　一九二七年五月十八日―三十日。二十五ケ國代表七一名（議三三名、協―三八名）

第九回總會　一九二八年二月九日―二十五日。二十七ケ國代表九二名

△第六回大會　一九二八年七月十七日―九月

一日。五十七ケ國代表五三二名（議―四八一名、協―一五一名）

第十回總會　一九二九年七月三日。三十ケ國代表一〇八名（議―三六、協七二名）

擴大幹部會　一九三〇年二月十八日―二十日

第十一回總會　一九三一年三月二十六日―四月十一日。二十五ケ國代表一八〇名。

第十二回總會　一九三二年八月二十七日―九月十五日。三十五ケ國代表一七四名（議―三八名、協一三六名）

第十三回總會　一九三三年十一月二十八日―十二月十二日。

△第七回大會　一九三五年七月二十五日―八月二十日、五十ケ國代表一七一名、協―一三九名（註）議―議決權所有者。協―協議權所有者

第七回世界大會

一九二八年の第六回大會以來七年間に生じた客觀的主觀的情勢の變動を分析し全世界の勤勞者大衆に對し、一般的革命的見透しを與へ新たなる戰爭と革命に備へる目的を以て、第七回コミンテルン世界大會は全世界環視裡のモスクワに於て七月二十五日より八月二十日まで六十五支部代表五百九名（議決權所有者―三百七十一名、協議權所有者―百三十九名）を集め、コミンテルン執行委員會の活動を報告、次いで幹部會の選擧に入り獨逸共產黨代表エルンスト・テールマン以下四十二名を選出、スターリンに對する挨拶を送つて第一回の會議を終つた。

第七回コミンテルン大會に於て中心議題となり決定された方針を要約すると。

一、戰爭及びフアシズムに對する反對

二、反戰及び反フアシズムに關する限り第二インター系諸黨との統一戰線を確立

三、人民戰線術の展開

等で、かゝる方針に基いた世界撹亂工作が如何なる展開を示したかは後述のコミンテルンの戰術轉換の項に示される如くである。（第七回コミンテルン大會に於て採擇された決議詳細は本年鑑一九四一年版參照）。

コミンテルンの戰術轉換

コミンテルンは第二インターナショナルが漸進的民主々義的な聯合組織であるに反して、急進的共產主義的な中央集權的組織で、表面的動向の變遷に拘らず彼等の所謂世界革命達成を結局的理想となし、その主要なる對策として

一、世界的共產主義社會招來のためプロレクリアート獨裁を實現
二、資本主義、帝國主義との決定的闘爭
三、植民地被壓迫大衆の解放を標語とする階級闘爭
四、農業勞働者及貧農の獲得、富農及地主との闘爭
五、協會組合による大衆の共產主義化
六、同盟罷業、文化施設、經濟機關の獲得

等を掲げ、第一次歐洲大戰後のデモクラシー思潮に乘じて勞働運動を煽動し來り、ソウエートロシヤの社會主義國家としての建設に主力を注ぐ一方、各國に於ける彈壓が强化せらるゝや巧妙に各國に入込むべく、反ファシズムを標榜して一九三五年以來所謂人民戰線政策を採り歐亞に混亂を企圖したが日獨伊の反擊に遭つて失敗、ミユンヘン會議以後のソ聯邦孤立化と相俟つてコミンテルンの策動に多大の支障を來したが、一九三九年第二次歐洲大戰の發生、獨ソの提携成るや、反ファシズムを一時徹回し、失敗せる人民戰線政策は東亞に於てのみ繼續するととして米英佛の反戰運動を激成、反資本主義、反帝國主義を掲げたのである。が、一九四一年六月ヒトラー總統の決意による獨逸の對ソ攻擊開始さるるに及んで再び反ファシズムを標榜し、獨ソ戰をソ聯防衛の正義戰なりとして米英民主々義と聯携し、ソ聯對外策動の一基調として來英對ソ援助を懇請するに至つてゐる。卽ち、帝國主義戰爭理論に代ふるに祖國防衛の正義戰を以てし、民主々義との合作に於て敗戰ソ聯の存續に汲汲たる現狀である。以下人民戰線以來の戰術の變遷を概略する。

人民戰線戰術

人民戰線は一九三五年七月モスクワに開催された第七回コミンテルン大會に於て決定された政策で、コミンテルンと各國の社會黨、民主黨、上層部との聯携によつて國家主義を倒壓せんとしたものである。卽ちコミンテルンは世界の强大國を民主々義國家群とファシズム國家群とに區別し、前者の力を以て後者を倒す戰術をとり、之が當時ソ聯邦の國際聯盟利用ともなつて現れた。

この人民戰線政策により歐洲に於ては西班牙叛亂、東亞に於ては支那の抗日運動が起つたのであるが、防共協定、フランコ軍の勝利、支那事變の進展は明かに防共樞軸の勝利と人民戰線政策の失敗を導いた。卽ち獨伊の蹶起はイベリヤ半島から赤色政權を驅逐、西班牙赤化の計畫を畫餅に歸せしめ、チエツコ問題を中心とする赤化策動もミユンヘン協定により策源地を失ひ、又フランスの人民戰線も

ソ佛提携の破綻によつて崩壞し去り、かくて人民戰線戰術の完全なる失敗の裡に獨ソ不可侵條約締結、第二次歐洲大戰が勃發し、コミンテルンはその人民戰線術を歐洲に於て拋棄するに至つた。

然るに尙東亞に於ては飽迄人民戰線政策に基き支那共產黨蔣政權に抗日共同戰線を張らしめてゐる。而して今日蔣政權が沒落の段階に入つたとは云へ、又昨年四月日ソ中立條約の締結を見たとは云へ、かゝるものは一向にその策動を妨げるものでないことを銘し、レーニン以來の東亞策動を注視しなければならぬ。

第二歐洲大戰とコミンテルン

一九三九年獨ソ不可侵條約の締結を見、歐洲大戰發生するやコミンテルンの赤化工作にも轉換が行はるに至り、革命記念日に當つてコミンテル委員會及び書記長ディミトロフは宣言を發し、獨逸を刺戟せざる樣從來の反ファシズム人民戰線政策は東亞を除いて拋棄し、統一プロレクリヤ戰線術に還元し、反資本主義、反帝國主義を標榜してソ聯邦及び各國共產黨を中心とする大衆の煽動を開始した。爾來獨ソ開戰に至る間持し來つたコミンテルンの對戰態度を要約すると、

一、今次大戰を帝國主義戰爭なりと規定し、從つて何れの側からしても不正義戰であるとして大衆の反戰主義を煽動する。
二、各國の戰亂を利用しソ聯邦を戰爭に介入せしむる事なく自己の勢力を擴張せんとし
三、各國の妥協による和平に反對、戰爭の長期化を策し革命を誘發せしめんとする
四、勤勞大衆の經濟要求を煽動する

等であり、具體的な世界政策としては

一、ソ聯邦の對獨媚態を反映して表面的な對獨攻擊を中止し、英米に反ソ的意圖ありとして非難した。
二、歐洲に於ては英佛の反戰運動を展開、ソ聯邦の獨逸戰力維持によつて戰爭擴大を計り、交戰國双方を疲弊せしめる。
三、東亞に於ては日支間の對立を激化繼續せしめ攪亂を企てる。
四、米洲に於ては南米諸國の動亂惹起、南米對合衆國の對立に乘じ攪亂を企てる。

等の方策が採られ、一九四〇年メーデー以來コミンテルンの聲明發表を中止する等その存在を陰蔽して策動してゐたのである。

因にコミンテルン書記長ディミトロフは一九四〇年五月一日メーデーに際し「メーデーと帝國主義戰爭反對の闘爭」と題する論文をプラウダ紙上に揭げ

一、戰爭點火者として英米を非難 二、大衆の反戰敗戰主義を煽動 三、社會民主々義の驅逐 四、ソ聯邦の對芬戰を正當化せんとし 五、共產黨を中心とする結束を强調し、更に對日誹謗をもなしたが、反獨的論旨は影をひそめてゐた。

要するに當時コミンテルンの策動は、一方に於て各國の長期戰を計りながら、大衆に向つて反戰主義を煽動し、ソ聯邦をして飽迄戰爭不介入の立場に於て赤軍

を存續せしめ世界各國の疲弊を待つて目的を達成せんとしたのであるが、獨逸の對ソ蹶起により、漁夫の利を得んとする野望破れ自己の存續すら脅威を受けるに至つた。

獨ソ開戰とコミンテルン

獨逸の對ソ蹶起はソ聯邦及びコミンテルンの策動に致命的打撃を與へたものであるが、而もコミンテルンが獨ソの衝突に全く用意しなかつたとは云はれない。即ち開戰前と雖も方便的な對獨媚態に隱れて對獨策動を繼續してゐたものであり、特に一九四一年四月獨・ユーゴー戰の發生以後コミンテルンは著しく對獨攻撃を強化してゐた。更に一九四〇年秋以來獨逸の東方進出に備へソ聯政府よりハンガリヤ政府に交涉してハンガリヤ共産黨領袖ラコシ、ワインベルゲルを釋放せしめ、又一九四一年五月にはルーマニヤ共産黨領袖アンナ・パウケルを釋放せしめ、何れもソ聯邦に迎へて獨ソ戰開始後利用してゐる。殊に一九四一年四月獨・ユーゴー戰開始以後のコミンテルンは英米の獨ソ衝突煽動を警戒しつつも對獨攻撃を露骨化し來つた。

かくて一九四一年六月獨ソ戰の勃發はコミンテルンの戰術を一變せしめ、從來の帝國主義戰爭反對に代つてヒトラー主義打倒を標榜し、ソ聯邦にとつて獨ソ戰は正義戰なりと稱し、階級闘爭的言辭を著しく抹殺し、一切の反獨分子、民主々義と聯繫するに至つた。即ち、世界革命おろかソ聯邦自體の存續が危機に直面し、英米の對ソ援助も實質的に始ど不能となつた現在、コミンテルンはソ聯對外政策の一翼として策動し、米英共産黨は常に政府に向つて對ソ援助を迫つてゐる。獨ソ戰勃發後のコミンテルン策動を要約すると

一、ソ聯邦の對政策手段として一切の反獨分子と提携、反獨宣傳を行ふ

二、英米の對ソ援助を目する大衆煽動

三、民主々義、第二インターナショナルとの提携により新舊兩秩序國の疲弊を計る

四、ソ聯邦の犧牲による英米の對獨妥協防止

五、獨逸占領地の破壞工作、反ソ分子に對するテロ行爲

六、新秩序建設の妨害

七、世界戰爭に乘じ敗戰ソ聯を有利に導く

等である。

大東亞戰爭とコミンテルン

大東亞戰爭開始以來コミンテルンは未だ公式にその態度を表明してゐない。けだし之はソ聯邦の微妙なる立場を反響しての事であつて、コミンテルンの世界攪亂方針に何等の變質を來すものでない事は明白である。從つて我々は大東亞聖戰を完遂する爲嚴にその策動を注視し、特に南方諸域に於ける蠢動を警戒せねばならぬ。既に我が赫々たる戰果により比島共産黨、マレー共産黨は一掃された。又、米國の軍擴が共産黨の勞働時間延長反對より妨害されてゐるのも興味ある事實である。

各國共産黨の跳梁

世界各國中多かれ少かれコミンテルンの攪亂工作に惱まされなかつた國は殆ど無かつたと云つてよく、その指令に基いて合法的に或は非合法的に共産黨が跳梁し、政權を獲得してゐるソ聯邦を除いて最も甚しく慘禍を蒙つたのは支那及びスペインである。而して防共樞軸に反抗して舊秩序を代表する英米は今日、その親ソ政策と共産黨跳梁との矛盾に苦しんでゐる狀態であるが、以下各國別に共産黨或はコミンテルンの攪亂工作史を展望しよう。

一、支那共産黨

レーニン以來コミンテルンは東亞、殊に支那を重視し攪亂工作を續け來つたのであり、支那事變を惹起せしめたものに英米と相並んで支那共産黨のある事を忘れてはならない。

支那共産黨略史

(一) 支那共産黨の發生　一九二〇年コミンテルン極東部長ウオイチンスキーの指導下に陳獨秀等によつて結成され、七月下旬上海に第一次全國會議を開催した。彼等の標榜した所は反帝國主義、反封建的勢力に基く土地革命の達成であつて、民族主義運動の潮流を母胎としロシヤ革命に影響されたものであり、勞働運動に乘じて漸次進展の途を辿つた。

(二) 第一次國共合作　發生初期の支那共産黨にとり聯ソ政策をとる國民黨との聯携によつて目的を達成せんとの氣運が動いた事は當然で、一九二二年支那共産黨中央委員會は黨員の國民黨加入を決議し、次で一九二三年六月支那共産黨第三次全國大會に於て國民黨加入案が可決され、一九二三年一月のヨッフェ孫文共同宣言、同年八月蔣介石モスクワ派遣、同年十月ボロジン招請等を通じて遂に一九二三年一月國民黨一全大會は國共合作を決議し、かくてボロヂン、ガロン(ブリュッヘルの變名)の援助による一九二六年の北伐成功が贊される譯である。

(三)國共の分裂　一九二五年三月孫文の客死は國共の內訌を激化せしめ、共産黨の跳梁による罷業、テロ等著しく、同年六月廣東政府は「聯ソ容共政策は國民黨赤化を意味せず」と聲明し、又同年十二月國民黨西山會議に於て共産派の除籍とボロヂンの解雇が宣言された。然しこの間にあつて蔣介石は尙曖昧な態度を持し前記の如くボロヂンの協力によつて一九二六年北伐を開始したが、同年九月政府移轉問題を契期として共産派と對立するに至つた。即ち南昌移轉を主張した蔣介石は武漢移轉を主張する共産派の反抗に憤慨しつつも北伐を續け、一九二七年上海及南京を占領して南京に國民政府を樹立するや共産黨打倒のクーデターを行つた。一方武漢に於ける共産黨は湖南を巡つて唐生智と衝突し、遂に武漢政府も共産黨を彈壓し八月共産黨取締令を出すに及んで國共は完全に分裂するに至つた。

(四)中國ソウエートの設立　國共分裂後、支那共産黨は武裝暴動とソウエート政權樹立を目標とし潛行運動を開始した

が、一九二七年末廣東コムミユン暴動の失敗後國民黨の彈壓と共に衰頽し始めた。やがて南京政府内の抗爭に乘じて勢力を挽回し、一九二八年朱德、毛澤東は共産軍を率いて會合し、一九三〇年には江西の大部、福建、廣東、湖南省境に勢力を占め、七月長沙を占領するに至つた。かくして一九三一年十一月瑞金に中華ソウエート共和國臨時政府を樹立し、紅軍及ソウエート地區の組織に着手した。

(五)抗日人民戰線の結成　軍事依存主義を以て國民黨と鬪爭し續けた支那共産軍は、蔣介石の前後五回に亙る大討伐により一九三四年江西の中央ソウエート地區を撤退、朱、毛軍數萬は狹西省方面に追込まれた。ここに於て支那共産黨は軍事依存主義の不可を知り、滿洲事變以來昂揚された抗日民族運動の波に乘つて民衆を獲得し、國民黨との妥協を考慮するに至つた。かくて一九三五年モスクワに開かれたコミンテルン第七回世界大會の指令に基き抗日人民戰線が結成されたのである。卽ち、一九三五年沈鈞儒、章乃器等により人民救國戰線をスローガンとして上海各界救國聯合會が組織され、次で一九三六年五月抗日團體を網羅した全國各界救國聯合會が組織されて內戰停止、政治犯釋放、紅軍との和議、統一抗敵政權樹立を主張し、毛澤東の呼應によつて遂に紅蘇各界聯合會が作られ益々急進的となつた。かの成都事件は人民戰線の一分子たる全國學生救國聯合會の仕事である。當時國民政府亦抗日を標榜し來つたが、共産黨の主張する對日卽時開戰は同政府の危機を意味するものであるから輕々に同意する筈はなく、一九三六年十一月沈鈞儒等を逮捕し、人民戰線は一頓挫を來した。又國民政府の共産軍討伐は尙續行され、西安事件に至る。

(六)西安事件　一九三六年十二月張學良によつて起された西安事件は要するに、支那共産黨が討伐に來た張軍を逆に使嗾し、クーデターを以て蔣介石の自由意思を奪ひ、國民政府をして容共抗日を餘儀なくせしめたものである。果して、西安事件後中央軍の共産軍討伐は中止され、三中全會に赤化根絶案が現れたと云ふものの、事實上第二次國共合作がなされたものと見られる。

かくして支那事變の發生を見、重慶に於ける國共衝突を通じて現在に及んでゐる。

一九三九年の發表によると黨員一四萬八千人、現在は黨員五〇萬、共産軍八〇萬とも稱されるが、我が軍の討伐により現にその主勢力を失ひ武器彈藥も著しく減少したと傳へられる。現在支那の赤色地區は陝甘寧邊區に限られ、諸他地方に於て遊擊戰的抵抗を試みてをり、重慶政權と對立しつつも合作を維持し抗日戰を繼續しようとしてゐるが、ソ聯邦に對する態度は從來の潛在性を一擲しソ聯邦の前衞部隊たる樣相を示すに至つた。

二、米國共産黨

米國に於ける共産主義運動は一九一八年から一九一九年にかけロシア革命の影響下に發展し、一九一九年には對立する二箇の共産黨が組織された。而して一九二一年七月合同大會によつて統一され、コミンテルンの指令下に實踐運動が展開されるに至つた。當時政府の彈壓によつて地下的な存在であつたが、二一年末に結成された勞働黨は後に公然と共産黨を名乘るに至つたが、黨內の分裂によつてその勢力は一時非常に弱められた。然し近年の恐慌深刻化、失業者增大により左傾勞働者に喰込む勢力も漸次强大となり一九三九年には黨員九萬と稱するに至つた。卽ち一九三四年の大罷業、桑港市街戰、一九三七年の大罷業、工場占領等を通じて米國政治上看過すべからざる勢力を有してゐる。黨員は一九三九年九萬と稱され、合法的な黨である。

米國共産黨の目標はソ聯邦の外交政策に伴つて變動し、一九三九年八月獨ソ不可侵條約によつてソ聯外交が親獨的となるや、米國共産黨員は反ファシズムの手をゆるめ、南北米洲の對立を激化し米洲を攪亂する事を以てその任務とし、ルーズヴエルトの帝國主義的攻勢に對し罷業を通じて反對を續け來つたが、一九四一年六月獨ソ戰爭の勃發によりその政策を一變し、大統領に對し急速且强力なソ聯援助を迫つた。卽ち機關紙デリイー・ウワーカー紙は社說に於て對ソ援助の內、差當つて武器貸與法の適用、通ソ上の障害廢棄、在米ソ聯資金の凍結解除等を要求し、逐次政府によつて實施されたのであるが、米國政府としては親ソ政策と共産黨跳梁との矛盾に苦しんでゐる實狀である。又米國共産黨としても大東亞戰爭の敗北によつて對ソ援助が不能となつたのみでなく米國自體が危殆に瀕した今日、ソ聯邦と不卽不離の關係に於て米國の獅子心中の蟲として一面に於て反撥し一面に於て目標を共にしつつ終局的な足掻きを示してゐる。その指導する罷業は米國生產力の癌として今後も注目される。尙コミンテルンとの關係に就て米國共産黨はコミンテルンを脫退してゐるが、之は形式的なものでボリス法の適用を免れ、合法性を維持せんとするものである。

三、英國共産黨

英國共産黨は合法黨で下院議員一名を有し、黨員數一萬八千人と稱される領袖ハリーポツトは一九三九年十月共産黨の對獨戰爭支持聲明の責によつて書記長を辭し、パームダツトが代理をつとめてゐる。黨の活動を外部から援助するものに大學勞働者聯盟、左翼圖書クラブ、國民自警委員會等がある。

英國共産黨の發生は一九二〇年頃、勞働黨の急進分子によつて結成された別派から始り、一九二六年五月の總同盟罷業を通じて成長した。第二次世界大戰發生後、反戰思想と勞働階級の勝利による平和とを强調し來つたが、一九四一年六月獨ソ戰爭勃發するや聲明を發し、英ソ間の完全な軍事的外交的協定、對獨妥協主義者及び反ソ主義者の追放を叫び、對ソ援助の實行を迫つてゐる。之に對し英政府は共産黨の跳梁に手を燒きその運動に制限を加へ、機關紙デイリー・ワーカーに發行停止を命じ、ソ聯大使の仲介に拘

らず政府と共産黨との間に一種の軋轢を生じてゐたのであるが、クリツプスの入閣は英國の對ソ依存と急激な國内赤化を齎すに至つた。

四、佛蘭西共産黨

一九二〇年社會黨より獨立したもので、コミンテルンの佛蘭西支部にして指令を受け、鞏固なる組織を有する合法的な黨として他の左翼黨と共に佛蘭西國内に大きな勢力を有すると共に、コミンテルン對歐宣傳基地として活動してゐた。一九三九年八月彈壓によつて非合法的となつたが、當時の黨員は二七萬人と稱され、發行禁止された機關紙ユマニテ紙は當時五〇萬、ス・ソワール紙は二四萬の發行部數を持つてゐたと云はれる。この國に於ける人民戰線の運動は特に著しく、一九三六年の總選擧に於て社會黨議員一五〇名、共産黨議員三七名、急進黨一〇〇名が當選してブルム内閣を成立せしめた事はそれを如實に示してゐる。

佛蘭西復興を目差して立上つたペタン政府は共産黨に徹底的彈壓を加へてゐるが、尙共産黨の暗躍によるテロは甚しく、一九四一年八月ラヴアール及びデアが狙擊された他、反獨運動も甚しく例へば同年九月前司法大臣ピエール・マツス、前下院議員テオドル・ワレンシイ等が反獨運動で檢擧され、同月前下院議員カタラス等は共産主義運動のために死刑に處せられる等、黨員の檢擧が續いてゐる。

五、獨逸共産黨

獨逸共産黨は一九一八年社會民主黨から發し、一九二八年には黨員十二萬餘と稱され、曾てはコミンテルンの對歐赤化工作中心地として著しい策動をなしてゐたが、ナチス政府によつて彈壓され僅かに國外から潜行工作を續けてゐるに過ぎない。

六、米洲共産黨

メキシコ共産黨は黨員三萬と稱する合法政黨で、一九四〇年以來ビイオニシオ・エンシナを書記長となし、エルマシエテ、ヴオスド・メキシコ等の機關紙を有する。

アルゼンチン共産黨は一九二〇年以來非合法的存在となり、書記長カルロスアルネド・アルヴアレス、機關紙にオリアリアンタシオン等を有する。外郭體として社會主義勞働黨、婦人面戰委員會、人種的煽動反對委員會、ボイコツト委員會、スペイン援助調整委員會等を有する。

チリー共産黨は一九三九年黨員五萬と稱され、書記長カルロス・コントラス、機關紙にプリンシピオス外數種を有する。曾て人民戰線の策動甚しく一九三八年には人民戰線内閣が成立してゐる。

ブラジル共産黨は非合法的で民族解放同盟なる組織中に浸潤してゐる。

ラテン・アメリカ諸國共産黨は一九四〇年三月メキシコ共産黨大會に代表を送つたが、同大會に於てメキシコ共産黨が米國帝國主義反對を強調してゐる事は注目される。

七、印度共産黨

印度共産黨は一九三四年以來非合法となり、黨員數は不明であるが八千名とも稱される。クランテイ(革命)、民族戰線等の機關紙を有し、國民會議派、全印當生聯盟、全印勞働組合會議等諸團體内の左翼と聯契してゐる。

國民會議派左翼を中心とする民族統一を目して印度の獨立と憲法議會の召集を支持し、印度の對英援助に對して反英反戰政治罷業を煽動してゐる。

八、インドネシア共産黨

英蘭の支配を脱し大東亞共榮圈の一員として新生せんとするインドネシア人の間にあつて暗躍してゐたインドシア共産黨は今や我が大戰果に戰いてゐるが、そのなし來つた攪亂工作を注視せねばならぬ。

即ち、インドネシア共産黨は一九二〇年に成立し、民族主義團體サリカツト・イスラムへ潛入、一九二二年モスクワに開かれたコミンテルン東亞勤勞者大會に代表を送り、一九二三年鐵道從業員組合同盟罷業、一九二六—七年爪哇、スマトラの暴動等を煽動してゐた又、外國勢力に反對し、民族主義を利用して策動し、民族主義諸黨の議會開設要求を支持し、諸民族主義團體の聯合體たるガブンガン・ポリテイク・インドシヤ(所謂ガビ)を支持し來つた。

九、スペイン共産黨

人民戰線の慘禍を最も激しく受けたのはスペインで一九三六年左翼共産黨、社會黨、勞働同盟、共産黨等が人民戰線を結成し遂に政府を獲得した結果、同年七月フランコ將軍の蹶起となり、ソ聯及びコミンテルンの人民戰線政府軍援助に拘らず遂に一九三九年三月マドリツドが陷落し、此處にスペインの赤化勢力は一掃された。因にこの人民戰線の動亂により虐殺された市民は數十萬に上り、コミンテルンの暴狀は目に餘るものがあつた。

コミンテルンの現狀

一九三九年三月開催された第十八回全聯邦共産黨大會に於てマヌイリスキイがなした報告によれば、コミンテルンは一九三五年第七回世界大會當時黨員八十六萬(ソ聯を除く)を有してゐたが、現在は百二十萬を擁し、他に國際青年共産同盟も十一萬から七十四萬六千になつたし、各國別にコミンテルンの構成員を次の如く報告した。

△スペイン共産黨　一九三一年から三九年迄に、八百から三十萬に增加した。
△支那共産黨　十四萬八千
△佛蘭西共産黨　五ケ年間に四萬から二十七萬に增加
△米國共産黨　二萬から九萬に增加
△英國共産黨　六千から一萬八千に增加

以上は當時合法的に黨が存在した國であるが、その他の國に於ては

△カナダ　八千から一萬八千に增加

△キューバ　三千から二萬三千に
△メキシコ　二千から三萬に
△スキス　八千から一萬九千に
△デンマーク　三千から九千に
△チエツコ　最近禁止され六萬の黨員が潛行してゐると報告された。

第四インターナショナル

近年コミンテルンに對抗し非常に勢力を伸張して來た第四インターナショナル〔(國際共産主義聯盟)はトロツキイがスターリンの一國社會主義論に對し純粹世界革命主義を唱へロシヤを追放された後創設したものであつて、第四インターナショナル加盟機關の全體會議は一九三六年七月ジユネーブで開催された。この會議に於ける宣言の要旨は左の如きものであつた。

一、資本主義制度の顚覆と世界各國に於ける不斷の革命戰展開

一、コミンテルンが即時世界革命の實現を不可能なりと確言するは絶對に誤つてゐる。コミンテルンの人民戰線の思想は悉く排斥する。

この第四インターナショナルの加盟人員は一九三五年の調査によれば

北米合衆國	一四〇〇〇
チコツコ・スロバキヤ	一〇〇〇〇
和蘭	五〇〇〇
瑞典	五〇〇〇
佛蘭西	二〇〇〇〇
墺太利	一〇〇〇
伊太利	五〇〇〇
西班牙	二〇〇〇
白耳義	一四〇〇
印度	八〇〇〇
土耳古	二〇〇〇
波斯	八〇〇

この數字は現在に於ては遙かに增大してゐるものと思はれる。

また第四インターナショナルの勢力は一九三六年七月の調査によれば、次の通りである。

白耳義　ドーシエを指導者とする革命主義社會活動團

チエツコ　イスクラ誌を中心とする集團

英國　獨立勞働黨のマルクス主義派

波蘭　社會黨及びズンドの中で一派を構成した

北米合衆國　社會黨に加盟す

西班牙　マルクス派黨一勞働黨

佛蘭西　國際勞働黨（機關紙「勞働者鬪爭」を發行）を組織し同黨は國際社會主義青年團を包含す

ラテン亞米利加　獨立團體を有す

濠洲　獨立の團體を有す

支那　同

防共

大東亞戰爭勃發の寸前昭和十六年十一月二十五日、防共協定五ケ年間延長の調印がなされ、同時に新參加國七を加へて參加十三ケ國を算するに至つた事は正に意義深いものがある。コミンテルンの攪亂工作が國際的になされるものである以上、之に對する防衞も亦國際的になされねばならぬものである事は當然である。

防共は又、外交的手段の如何によつて

何等その價値を變ずるものではない。より具體的に云へば中立條約の存する事は決して防共の必要を輕減する理由とはならないのである。何となれば防共こそは、萬國に誇るべき我國體を擁護し更に八紘一宇以て世界平和を齎さんとする我國不動の國策であるからである。更に云へば防共は進んで反共となり、遂には滅共とならなければならぬ。

我國に於ける防共

我國は萬古不變の國體を有し、國家の安全を確保し進んで東亞永遠の平和を維持する爲、コミンテルンの策動に對し明確なる方針を堅持し來り、國內的にはコミンテルンの魔手に踊らされる不逞の徒には徹底的な彈壓を加へ所謂三・一五事件或は四・一六事件の如きを通じてその陰謀を一掃し人民戰線の如き潛行的運動を嚴に監視する一方、國際防共にも留意し、昭和十一年十一月日獨防共協定を締結したが、更に昭和十六年十一月日獨防共協定五ケ年延長の調印をなし反共の烽火を上げた。又、滿洲國建國、支那事變完遂は日本が身を以て示した反共と言ひ得る。

尙、民間にあつて反共活動に挺進するものに國際反共聯盟があり、「皇道の本義に基き人類共同の敵たる共產主義の絕滅を計ること」を以て目的とし、機關紙「反共情報」を有して活動してゐる。

獨逸に於ける防共

獨逸に於ては第一次世界大戰後赤化勢力の彌漫は怖るべきものがあつたが、ヒトラー總統が政權を獲得するやヴエルサイユ體制打破と並んで防共の旗幟をげ、「アンチ・コミンテルン」と稱する防共關係の大事務所を設け、更に一九三六年以來ベルリンに「反共世界大會準備事務所」を設立し機關紙「コントラ・コミンテルン」を發行した。而して一九三六年十一月日本と防共協定を締結した。一九三九年獨ソ不可侵條約の締結による政治的必要から公然たる反共を手控え、「アンチ・コミンテルン」を反ユダヤ運動と改め、「コントラ・コミンテルン」誌もアクチオンと改名されたが、一九四一年獨ソ戰爭の勃發により本來の反共を復活、徹底的滅共に向つて邁進してゐる。

國際防共

（一）オーベル協會

一九二四年瑞西のオーベル博士は歐洲で最初の國際的反共運動を展開し、ジユネーブに國際反共協會を創立して世界各國の反共的團體を結合した。參加團體は二十數ケ國を算し、當時駐佛の佐藤大使等によつて我國との連絡も考へられてゐたが、昭和八年井田磐楠氏等の奔走によつて我「國際思想研究會」を以て聯絡がなされてゐる。

（二）フエルダーフイング反共國際會合

一九三六年獨逸反共協會によつて南獨フエルダーフイングに國際反共會合が開催され、二十數ケ國の運動團體が參加したが、之が發展して獨逸に於ける反共世界大會準備事務所が設立され、更にアン

チ・コミンテルンの創立を見るに至つた。

(三) 日獨防共協定の締結、四ケ國の加入

昭和十一年十一月二十五日、國際防共の必要を痛切に感じた日獨間に防共協定の成立を見た。卽ち、コミンテルンの世界攪亂工作、殊に第七回コミンテルン大會が日獨を以てその主たる活動對象となした事に對し、日獨兩政府は之が防衞の爲協力を誓ふに至つたもので、我が武者小路大使とリツペントロツプ獨外相とによつて調印が行はれ、協定は正文及び附屬議定書からなつてゐる。

日獨防共協定は世界最初の強力的な國際防共運動として大なる意義を有した。(條約正文に關しては本年鑑一九四一年版參照)

更に、昭和十二年十一月六日には伊太利が防共の有力なる一翼として參加、ローマに於て日獨伊防共議定書の調印がなされた。伊太利の參加に前年以來の懸案で、ムツソリーニ伊首相の訪獨ヒトラー總統との會見によつて交渉が進展し、我が堀田大使、チアノ伊外相、リツペントロツプ獨外相によつて調印された。

かくして昭和十三年夏日獨伊三國防共協定の締結を契機として日獨伊三國間に專任防共官を交換駐在せしめる事となり、我國からは初代防共官として伊太利ローマ防共公館に猪俣數次郎氏、獨逸ベルリン防共公館に重成格氏を起用する事となつた。

更に昭和十四年一月滿洲國及びハンガリーが防共協定に參加し、次で同年三月にはスペインの參加を見、防共協定は爰に參加國六を算するに至つた。

(四) 防共協定五ケ年延長、七ケ國の參加

昭和十六年十一月廿五日、日獨防共協定は五ケ年の有效期間を滿了したが、締約國間において效力延長に關し協議が進められ、本協定の效力を更に五ケ年間延長に意見一致を見たので、十一月廿五日午後ベルリンにおいて締約國たる日、獨、伊、滿、洪、西の六ケ國全權が協定效力延長に關する新議定書に調印を了した。また中華民國、ルーマニア、ブルガリア、フインランド、スロヴアキア、クロアチア、デンマークの七ケ國も協定の趣旨に共鳴し、新たに十一月廿五日附をもつて參加したがこれによつて參加國は十三ケ國に達した。

防共協定の五ケ年延長は寧ろ當然な事であつて樞軸諸國の反共決意を一層强調したものであり、更に七ケ國の參加を見た事は世界新秩序の進展を如實に示すものである。殊に中華民國の參加は反共を建國綱領に示した國民政府の方針を明確にしたもので、大東亞共榮圏の爲洵に慶ぶべき事である。

△防共協定效力延長に關する議定書

大日本帝國政府、ドイツ國政府イタリア王國政府、並にハンガリア王國政府、滿洲帝國政府及スペイン國政府は共產インタナショナルの活動に對する防衞の爲右諸國政府が締結したる協定の最も效果ありし事を認め且右諸國の一致せる利害が又更に右共同の敵に對する其の緊密なる

協力を要求することを確信し該協定の有效期間を延長することに決し此の目的の爲左の諸規定を協定せり。

第一條　千九百三十六年十一月二十五日の協定及附屬議定書並に千九百三十七年十一月六日の議定書より成り且ハンガリア國が千九百三十九年二月二十四日の議定に依り滿洲國が千九百三十九年二月二十四日の議定書に依り及スペイン國が千九百三十九年三月二十七日の議定書に依り參加したる共產インターナショナルに對する協定は千九百四十一年十一月二十五日より五年間延長せらるべし

第二條　共產インターナショナルに對する協定の原署名國としての大日本帝國政府、ドイツ國政府及イタリア王國政府の勸誘に依り右協定に參加せんとする諸國は其の參加宣言を文書を以てドイツ國政府に通達すべく、ドイツ國政府は之が受領を他の締約國政府に通達すべし、右參加はドイツ國政府が參加宣言を受領したる日より效力を生ずべし

第三條　本議定書は日本文、ドイツ文及イタリア文を以て作成せられ其の各本文を以て正文とす本議定書は署名の日より實施せらるべし

締約國は第一條に規定する五年の期間滿了前適當の時期に於ける其の協力の態樣に付諒解を遂ぐべし

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり

外交

概観

この年鑑に含まれる一九四〇年第四・四半期より一九四一年末に至るまでの期間はソ聯外交史はもとより世界史的にも最も重要な意義を有するものである。この期間内における最大の出來事は四一年六月の獨ソ開戰と同年十二月の大東亞戰勃發である。獨ソ戰爭勃發によつてソ聯は眞に祖國存亡の危機に逢着、民衆は革命當時國内戰時代にもまさる煉獄の痛苦を嘗めることとなつた。この期間の記錄には何よりもまづこの戰爭開始に至るまでのソ聯對外關係の分析——開戰の要因をなす諸事件の究明に重點が置かれねばならぬが、その詳細な敍述はすでに第一部獨ソ戰の部にあるので、ここでは對象を專らソ聯の世界政策に限定し、その背景としての外交諸事件を極めて簡單にスケッチすることにする。ソ聯の世界政策——外交政策を明確に把握し得てこそはじめてソ聯をめぐる列國の動きは正當に理解され、ソ聯の進路に對する見透し、これが對策も樹立せられ得るからである。

ソ聯の世界政策の理想は「世界赤化」にして、その現實は「一國社會主義建設」であるといふことが出來やう。スターリンがトロツキーに勝利して以來、ソ聯の外交政策の基調はこの「一國社會主義建設」のための所謂「平和政策」にあつたことは明瞭である。ソ聯は一九二五年から三五年の間に日本をのぞく外はすべてその國境を接する國々と相互援助條約、不可侵條約を結び、自己の國力增强のため專ら國内建設に力を注いで來た。

たとへその將來は「世界赤化」であるとしても、現實の政策はあくまで「平和政策」であつて、世界を驚倒せしめた三九年八月の獨ソ不可侵條約締結も、資本主義國の侵略ひいてはロシアにおける資本主義の復興を恐れるソ聯としては「火中の栗を拾はず」英米佛に漁夫の利を得さしめないためにも當然の措置であつたのである。

ドイツ側の利益もまた英國との關係が險惡化し、歐洲において孤立を感じ、英國攻撃の場合の後方確保の意味からもソ聯と手を握ることを便宜とした。しかしこの「獨ソ不可侵條約」を契機として俄にソ聯の對外政策は積極化した。まづボーランドの舊露領と民衆を合併し、エストニア、ラトヴィア、リスアニアと經濟協濟協定、相互援助條約を結んだ。十一月にはフィランドへ侵入し、翌年六月にはルーマニヤに進駐、ベッサラビヤ及北部ブコヴィナを略取した。七月にはアフガンとバーター協定を結び、八月にはリスアニア、ラトヴィア、エストニアのバルト三國を併合し、九月にはハンガリーとの間に通商航海條約、貿易協定を結んだ。九月にはスウエーデン、デンマークと通商支拂協定を結び、年末にはスロヴアキアとの通商條約に調印を見た。越えて四一年一月にはドイツとイゴルカ河、バルト海國境協定を結び、ラトヴィア、エストニアからはドイツ人を引揚げしめた。春四月にはトルコ、ユーゴとの間に友好宣言を行ひ、わが國とは中立條約を締結し、五月にはイラクと國交を修めるなど實にその活躍は目覺しいものがあつた。各國はこの樣を目して、就中その國土伸張については「赤色帝國主義」の名稱を與へ、「世界赤化」が開始されたとも論じた。これらを以てソ聯の外交政策が「平和」から「侵略」へ豹變したと見るかそれとも從來と變りなき國土防衛の强化とするかは論者によつて異るが、情勢はクレムリンの指導者たちの希望通りには運ばなかつた。

ドイツは對英戰の進捗とともに何より歐洲の食糧難解決と石油その他の軍需的要求から、また一方ではソ聯のとどまるところを知らぬ對外發展の結果自己の背後に脅威を感じ、六月二十二日遂にソ領へ進擊を開始した。獨軍の進攻は極めて急速に行はれソ聯の要衝はつぎつぎに陷落し、ソ聯は、その外交攻勢から一轉して、國土防衛に移らねばならなくなつた。

かくて資本主義國相互を相闘はしめ疲弊させ、自國の繁榮强化につとめて來たソ聯の世界政策は挫折を餘儀なくされ、敵視して來た米英民主主義ブロックと握手、その絶大な援助を乞ふに至つた。一方わが國とは條約に從ひ中立を保ち、ロゾフスキー情報局次長をして再三兩國關係に變化はない旨聲明せしめた。かかるうちに米英はわが日本に對して壓迫の度を徐々に强め、四一年年末には遂に大東亞戰爭の勃發を見、一時歐洲に局限されるかとも觀測された大戰は世界戰爭にまで發展した。

世界は現狀維持と打破の二大ブロックに分れ　徹底的に雌雄を決することになつたが、その理想においては世界赤化を夢みながら現實政策としては現狀維持をとらざるを得ない運命にあつたソ聯は、現狀維持の米英ブロックと共同の歩調をとつた。然し民主主義諸國と赤色ソ聯とはあくまで本質を異にしてゐるし、戰爭の進捗はまたソ聯の世界政策の一面「世界赤化」にとつては必須の條件である。

ソ聯の指導者たちの欲望が强大である限り、自分達自身はドイツと戰ひつつも各國の疲弊、國内矛盾の激化に應じて、「世界赤化」に乘り出すことは考へられないことではない。赤化運動は現在現象として現はれてゐるところではフランスにおける共産黨のテロ、東亞、殊に中國共産黨とわが南方占領地域における少數赤色分子の活動、アメリカにおける軍需産業部門の罹業などにすぎないが、全面的な和平の急速な實現を見ない限り、コミンテルンの指導とは別個にでも赤化運動は起り得ないとは云へぬし、その場合列强がソ聯に對し如何なる態度方針に出づるかは豫斷を許さない。

樞軸側の赫々たる戰果は、既に全體主義的秩序が次の世界を建設し直さんとしてゐることを強く證據立ててゐるが、ソ聯の政策はあくまでこれと反對の途をとつて民主主義ブロックとともに歩みつづけるか、それとも各國の疲弊が頂點に達した潮時を狙つて世界を相手に赤化に乘出すか、これは四二年以後に課せられた最も興味ある問題である。

ソ聯對外關係

一九四〇年

九　月

一、ソ、洪通商航海條約、貿易及支拂協定の調印

九月三日莫斯科に於てソ聯、洪牙利間通商航海條約、貿易及支拂協定が調印された。この協定によれば實施第一年度に於て兩國の貿易額は夫々三七〇萬米弗に達することとなり洪牙利よりは車輪、車軸、油送管、船舶、電動機をソ聯邦に輸出し、ソ聯邦は挽材、棉花、滿俺鑛、クローム鑛等を供給することとなるのである。なほ協定は九月十五日より夫々効力を發生することになつてゐる。

二、ソ聯領ベッサラビヤ及北部ブコヴィナよりの獨逸人立退

さきにソ聯領となつたベッサラビヤ及び北部ブコヴィナよりの獨逸人の立退に關してはモスクワに於て獨ソ兩國間に協定成立し獨逸人はベッサラビヤより九萬人、北部ブコヴィナより二萬五千人十一月十五日迄に引揚げることとなつた（九月五日發表）

三、ヴイシンスキー外務人民委員第一代理就任

九月六日ソ聯邦人民委員會議は全人民委員會議々長代理ヴイシンスキーを外務人民委員第一代理に任じ西歐關係の事務の擔當をなすこととした。

四　紐育タイムス紙モスクワ支局閉鎖

紐育タイムス紙は一九四〇年一月一日以來新に强化されたソ聯の外國新聞通信檢閲制度により、その特派員の任務遂行が不可能となつたこと等を理由としモスクワ支局を閉鎖することに決した。なほ同紙は九月十一日の紙上に「ソ聯よりのニュース」と題する社說を掲げモスクワ支局閉鎖の已むなきに至つた經緯を說明、今後ニューヨーク・タイムス紙に掲載されたるソ聯ニュースは全部ソ聯政府のコミュニケかその要約に限られるであらうと結んでゐる。なほ最後の同紙特派員ゲディの報道によれば、新檢閲制度實施後外國特派員の數は減少する一方で、米國を代表するものは今やAP及びUP兩紙通信のみとなりロンドン・ダイムス紙の如きも支局を閉鎖することとなつたが、これに反し獨特派員は過去一年間に二倍半に增加してゐる。報道上にも比較的自由を與へられてゐるのも獨逸人記者のみに限られ他社の電報は檢閲に押へられたものも獨記者のみには打電を許されるものもあつたとのことである。

五、獨ソ連絡運河運行開始

今回完成をみた上ドニエプル河畔ビンスクとブーグ河畔のブレスト・リトヴスク（ソ獨國境）間の新運河は獨ソ經濟連絡の最短路としてその意義を重視されてゐるが、十二日のプラウダ紙の報道によればソ聯の油槽船四隻が石油を滿載して黒海海岸に近いヘルソンを出發、キエフを經てブレスト・リトフスクに向け初の遡江を開始した。尙穀物船三隻　油槽船二隻が之に次ぎ續々遡行した。

六、ドナウ河問題に關し獨に對する申入れ

九月十三日のソ聯各紙は左の如き外務人民委員部發表を掲げてゐる。

ドナウ河の現行國際法上の制度を修正するため獨逸政府によりウイーンにドナウ河專門家會議を開催すべしとの獨逸情報部の發表及び獨逸側ラヂオの放送は外國新聞に掲載せられてゐるがこれに關しヴイシンスキー外務人民委員代理は九月十日獨逸大使シューレンブルグ伯を招致して左の趣旨を聲明した。

『ソ聯邦はドナウ河沿岸國としてドナウ河航行制度に無關心たり得ず、又ドナウ河に關聯ある諸問題決定には參加せざるを得ないのである。此の見地に基きソ聯政府は獨逸政府に對し今回のウイーン專門家會議につき適切なる情報を通達されんことを希望する』

尙これに對しシュレーレンブルグ獨大使はその旨本國政府に照會すると答辯した。

七、ソ芬鐵道協定成立發表

ソ芬兩國政府は停戰協定の規定に基き豫て兩國間の鐵道交通連絡につき折衝を續けてゐたが、去る九月六日モスクワに於てソ芬兩國政府代表間に鐵道連絡協定が調印成立を見た旨十四日タス通信社を通じソ聯政府より發表された。同協定の主なる內容は次の三點である。（一）ソ芬間に於ける貨客の直接輸送連絡、（二）フインランドを經由して行はれるソ瑞間の通貨輸送、（三）ソ聯がフインランドより租借したハンゲ半島との鐵道連絡

八、ソ聯羅馬尼國境事件

ソ聯羅兩國の國境警備兵の衝突事件續發に對しソ聯政府は去る八月二十九日ルーマニア政府に對し再三抗議を發したが、また又十一日に至つて國境發砲事件を惹起するに至つたので、ソ聯外務人民委員代理デカノゾフは十二日ガフエンコ駐ソ羅公使の來訪を求め、ソ聯政府はこの種事件の續發を容認し得ない旨再度嚴重に抗議した。右に關するタス通信社の發表左の通り

「デカノソフ外務人民委員代理は十二日ガフエンコ羅公使を引見次の如き通達をなした。十一日午後一時チエルノヴイツ（北ブコヴイナ地方）の東南三十四粁の地點にあるバロアシュ山地帶に於て小銃並に機關銃による發砲事件が勃發し、右發砲の現場に急行せんとしたソ聯兵に對しルーマニア側は更に銃火を浴せ來つた。かくてソ聯兵も攻擊者に對して銃火を應酬せざるを得なかつた。ソ聯政府は又ルーマニア政府に對し今日に至るも依然ルーマニア兵の挑發行爲に抗議した八月二十九日付のソ聯政府の對羅通牒に對する回答を接受するものである。かゝる

時に又してもルーマニア側は前述の如き新たなる挑發行爲に出で來つたことに鑑み、ソ聯政府はかゝる行爲を斷じて許容し得ざることを玆に重ねてルーマニア政府の注意を喚起するものである』

尙これに對しガフエンコ公使は十三日回答すべき旨確約した。かくして本國政府の回答を接受したがフエンコ公使は十三日外務人民委員部を訪問デカノゾフ代理にこれを手交した。これに關して九日十五日のソ聯外務人民委員部發表によれば、その回答は、八月二十九日附抗議のものは羅側飛行機が國境に沿ひ飛行したる事實はあるも羅側機は新國境を越ゆべからざる命令を受けてゐるを以てソ聯領へ越境したることなく越境はソ側飛行機に依り行はれたるものにして責任は羅側に在らず、然しながらソ聯との善隣關係保持の希望より羅國は九月一日以降新國境附近に於ける一切の飛行を禁止した。又陸上に於ける事件も羅國軍隊に依るものに非ずしてソ側守備兵の行爲によるものであるが羅國は善隣關係保持の爲羅國領の明かなる侵犯の場合以外武器を使用せざる旨羅側守備兵に命令せる旨を述べデカノーゾフは右を政府に報告することを約した。

九、駐ソ米大使モスクワ歸任

去る四月獨佛經由で歸國して以來五ケ月に亙つて任地を離れてゐたスタインハート米大使は九月十五日モスクワに歸任した。同大使はワシントン滯在中米政府當局に對して米ソ兩國の經濟的接近を勸告したといはれ、兩國間には未だバルト三國の在米資金返還問題等の解決を要する懸案がある。

一〇、ソ丁通商協定成立

ソ聯とデンマーク間の通商、支拂協定は十八日モスクワに於てソ聯代表ミコヤン外國貿易人民委員とデンマーク代表ラルゼン公共事業相との間に調印を終へた。協定の內容は次の如くである。

（一）最初六ケ月間の貿易額を七百二十萬クローネ邦貨概算七百二十萬七千二百圓とす（二）ソ聯はデンマークより船舶用ディーゼル機關、電氣發動機、壓搾機その他部分品を購入す（三）デンマークはソ聯より木綿、木綿屑、燈用油、石油、燐灰石その他を購入す。

一一、日獨伊三國條約に關する

ブラウダの論說

九月二十七日に成立を見た日獨伊三國條約に關するプラウダ紙の論說は左の如きものを九月三十日の紙上に發表した。

「日獨伊三國條約は日獨伊對英米間に既に存在せる關係を形式化せるものであつてこのことに關してはソ聯政府は公表前獨逸政府から通報に接してゐたため何等突然の出來事ではなかつた。この協定は戰爭が一層廣汎な新段階に入つたことを示すものであつて是迄戰爭は西に於ては歐洲及び北阿、東に於ては支那に局限せられ兩者の間に何ら關聯がなかつたが今や此の狀態は終結し日本は歐洲不介入政策を、獨伊は極東不介入政策を放棄したのである。これは曩にモロトフの演說（八月一日）せる『戰爭の激化及び擴大』を實證せるものであるが、英米の軍事協定擴大に關する最近の諸事實が本協定の

出現を促進させたことは疑ひの餘地ないところである。本協定の第一の特異性は各締約國の勢力圈を認め他の國家特に英米側よりする右勢力圈の侵害に對し相互援助義務を認めてゐることである。これにより日本は大東亞圈を、獨伊は歐洲を得てゐるが、締約國がかゝる勢力圈の分割を實現し得るや否やは一に交戰國の實力、戰爭の推移に依存するであらう。第二の特異性はソ聯に關する留保であるが、これは締約國に於てソ聯の中立を尊重してゐること竝に獨ソ間及び伊ソ間に存在する不侵略協定の效力及び意義を確認してゐるものと解すべきものである。ソ聯の平和中立政策は今後も不動不變である」と。

十月

一、ソ獨新鐵道協定成立

獨ソ兩國政府代表は過般ベルリンに於て兩國鐵道連絡圓滑化につき折衝中であつたが九月三十日獨ソ間貨客直通連絡に關する鐵道協定締結せられ十月一日より效力を發生し現在の路線以外に新に數個の路線を決定してゐるも多少技術的諸問題未解決なものがある。又旅客輸送に關しては（イ）ベルリン—ワルシャワ—ビアリストク—ミンスク—モスクワ及び（ロ）ベルリン—ケーニヒスベルク—インステルブルグ—チルヂット—ラドヴイリジユキス—ヴイツゴソヴオ—モスクワの二線を決定し旅客、急行貨物及び手荷物輸送に關する直通列車の運轉は十月十日より開始せられてゐる。

二、獨ソ兩國互ひに總領事館開設

獨ソ兩國政府間の取極に基き獨逸はレニングラード、バトウーミ及び浦鹽に、ソ聯はケーニヒスベルグ、ウイーン、プラーグに夫々總領事館を開設しソ側各總領事館は査證事務に關し在ベルリン大使館領事部と同樣の權限に關し在ベルリン大使館領事部と同樣の權限を有する旨七日フランクフルター・ツアイトウング紙に報ぜられ獨逸側各領事館は既に事務を開始してゐる。

三、オーランド島武裝解除

ソ聯政府は十月十一日バルト海の要衝オーランド島の武裝解除問題に關し、フインランド政府と協定を締結した旨タス通信社を通じ次の如く發表した。

「ソ聯代表モトロフ外務人民委員並にフインランド代表パーシキヴイ駐ソ公使はバルト海上に於ける兩國の平和と安全保障の基礎を强化するため左の如く協定を締結した。

芬蘭はオーランド島の武裝を解除し且つ今後同島を武裝せず他國の武力にも委ねざる事とする。

右はソ側の提議によつて本年六月より商

ソ聯駐英大使英に嚴重抗議

マイスキー駐英ソ聯大使は十月十七日英外務省にハリフアックス英外相を訪問し、英當局が十隻を下らぬエストニア及びラトヴイアの汽船を抑留したことに對し抗議を行ひ、之等の各汽船は現在ソ聯に於て所有權を有するものである旨通告した。傳へられる所に依れば右抗議に當りマイスキーソ聯大使は極めて高壓的な態度で之を行つたに對しハリフアックス外相は今回の舊バルト諸國の船舶抑留はバルト諸國の所有權を決定するまでの暫定的措置と解さるべきものであると答へたと言はれてゐる。

六、獨ソ通商交渉圓滿進捗——ドイツ政府發表

獨逸政府は十月二十二日DNB通信を通じて獨ソ通商交渉は圓滿に進捗しつつあると次の如く發表した。

「獨ソ通商交渉を續り兩國間に重大な意見の懸隔があるとの宣傳的報道が最近英國筋から流布されてゐるが、かゝる流說は全く事實無根で獨逸にとつても又ソ聯にとつても兩國間の通商關係はこれまで有無相通ずるといふ意味において少からざる利益を齎した。卽ち獨逸はソ聯から穀類、豆粕、石油、木材、棉花、ベンヂン、皮革、金屬、牧草等を購入するのに對し各種の工業製品をソ聯に多量供給して來つたのである。

要するに以上の物資交換の過程から見て獨ソ兩國間の通商關係は將來益々緊密化するであらうことが豫想される」。

七、ドナウ管理四國會議

ソ聯外務人民委員部は十月二十四日ドナウ河流域の諸問題協議のため十月二十八日ブカレストに於てソ聯伊羅四國代表が會同することになつた發表し、二十五日タス通信を通じて同會議につきコムミユニケを發表し、代表として外務人民委員部事務總長ソボレフを派遣することに決定した。今回のドナウ會議は獨政府が伊太利の同意を得てソ聯政府を交渉した結果ドナウ河管理の歐洲及び國際兩委員會を解消してこれに代はるべき管理委員會として獨、伊、ソ、羅、洪、勃、ユー

議中であつたもので四條より成り芬蘭がオーランド島一定の地域の武裝を解除し且將來第三國に之を供與せざるべきこと及び第三條に於て同島にソ聯領事館を開設し本協定の實施を監視すること、竝に本協定は署名と同時にその效力を發生することを規定してゐる。

四、ソ芬新國境線確定

ソ、芬蘭兩國新國境確定のためモスクワにおいて開催中のソ芬國境確定中央混合委員會は十月十五日兩國代表間に意見一致を見るに至つたので左の如きコムミユニケを發表した。

「ソ芬國境確定中央混合委員會は一九四〇年三月十二日附ソ芬和平協定並びに一九四〇年四月二十九日附國境確定議定書の定めた所に基き協議進行のところ、十五日陸上並びに海面七百五粁に亘るソ芬國境線の確定を見るに至つた。右境界線に沿ひ陸上に一千三十六ヶ所、海上に三十八ヶ所夫々標識を設けた筈である。

五、バルト國船舶抑留問題に關し

ゴ及びスロヴアキアの八ヶ國を以て新ドナウ委員會を新設することに決定し、その結果會同されるはこびに至つたものでこの決定は獨政府により二十六日公表された。この新委員會は河口からブレスブルグに至るドナウ河の航行に關する總ての問題の管理に當るものであるが、獨、伊、ソ羅四國代表は十月二十八日よりブカナストに於てドナウ河河會議を開催し、ドナウ河口からブライラまでのドナウ河航行管理に關する新委員會創設につき技術的討議を行ふこととなつた。而して注目すべきはソ聯の新委員會參加がドイツがドナウ關係國としてソ聯を除外したのに對し、ソ聯政府は去る九月十日獨政府に抗議を行ひ、ドナウ河に關聯する諸問題の決定には參加せざるを得ない旨申入れた事實があり、今回獨逸が新たにソ聯を委員會に招請したることはバルカンに對するソ聯の發言權を認めたものとして注目を惹かれてゐる。

新管理委員會の意義　獨逸政府は今回伊太利政府の同意を得てソ聯政府參加の下に新ドナウ河管理委員會を組織することになり、先づ獨ソ羅四國代表が二十日ブカレストに會同、河口より少し遡つたブライ港（ブカレストの東北二百粁間の航行管理問題を協議することになつた。今回のドナウ會議では(一)ドナウ沿岸國としてソ聯の參加を認めたこと(二)バルカン新秩序建設のためヴエルサイユ體制の殘滓たる歐洲ドナウ委員會並びに國際ドナウ委員會を解消したことの二點が注目を要する點である。第一の點については去る九月初旬獨政府の發意の下にベルリンにドナウ河沿岸國專門家會議を開催した時ソ聯より抗議があつたがためか爾來獨ソ兩國の間で交渉が進められその結果交渉妥結を見るに至りソ聯はドナウ河沿岸國として新管理委員會に參加することになつたのである。更に第二の點について云へば從來ドナウ河航行は河口からブライラまでの區間は歐洲ドナウ委員會に依りブライラからスロヴアキア（プレスブルグ）の首都ブラチスラヴア（プレスブルグ）までは國際ドナウ委員會に依つて管理されてゐたものである。

歐洲ドナウ委員會は一八九六年パリ條約に依つて設置され、本部がルーマニアのガラツにあり、英佛伊及びルーマニアの四國が參加してゐた。國際ドナウ委員會はヴエルサイユ條約第三百四十七條に依つて一九二二年設置され、本部をブラチスラヴアにおきこれには初め英、佛、伊、洪、羅、ユーゴ、ブルガリアー、チエコ、オーストリアが參加してゐたのである。ところがその後獨墺合邦、チエコスロヴアキヤ分割の結果、國際委員會における獨逸の發言權は次第に增大したが、獨逸の要求は常に英佛勢力に依つて阻まれてゐたのである。然しながら最近における英佛勢力の著しい後退と共に委員會も有名無實化し航行の管理整備は夫々沿岸國の實權下におかれ自由公正なる航行が阻止される場合が多かつた。かくてドナウ管理委員會の新秩序は先づ獨逸に依つて叫ばれ獨逸の最大物資補給路たるドナウ河航行も實質的に確保せんとするものである。

四國會議開始

新ドナウ管理委員會は十日二十九日正午よりブカレストに於て獨、伊、ソ、羅四國代表會議を以て開始された。四國代表の顏觸れはメービウス(獨)、シレンチ(伊)、ソボレフ(ソ聯)、ペラ(羅)の各代表でペラ羅代表が議長となつてゐる。

八、建川大使着任

建川駐ソ大使は十月二十三日モスクワに到着、二十五日クレムリンにモトロフ外務人民委員を訪問着任の挨拶を行ひ、二十八日午後クレムリンにカリーニン最高幹部會議長を訪問、御信任狀を捧呈した。

九、獨經濟使節團モスクワ着

八月二十八日モスクワに到着し本年二月十一日の獨ソ通商協定其他の問題につき交涉中であつたシユヌーレ公使一行は其後一旦歸國し十月二十八日再びモスクワに向けベルリンを出發した。モスクワには三十日多數の出迎へを受け到着した。この一行の目的は獨ソ經濟協定の實施問題及びバルト諸國の對獨通商關係調整問題を商議するにあり、また交涉においてはソ側の要する鑛業、電氣及び石油精製機械類の引渡の問題にも關聯するものと推察せられてゐる。

十一月

一、四國會議、ソ聯英の抗議を斥く

ドナウ河國際制度改大問題に關する四國專門家會議は十月二十九日より開催せられたが會議の業務が主としてソ羅兩國に亙る河流の部分に關する關係もあり同會議より獨伊を除外しソ羅兩國委員會の構成せんことを提案したるに對し獨伊羅は之に反對し此等四國委員を以て組織することを主張した爲會議は事實上停頓狀態である。

他方十月二十九日駐ソ英國大使クリップスはソ聯政府に對し右委員會にソ聯が參加したことは中立違反なりとして抗議したるに對しソ聯政府は十一月二日「ドナウ河は輸送問題に重大利害關係を有する國の一つとしてソ聯邦が新管理委員會に參加することは當然であり、英國側が之を中立違反と誹謗するのは全く當つてゐないと回答した」旨三日タス通信を通じて公表した。

二、モロトフ訪獨

モロトソ聯邦外務人民委員は十一月十日午後五時四十分製鐵工業人民委員テヴオシヤン、外務人民委員代理デカノーゾフ、外國貿易人民委員代理クルチコフ等三十二名の隨員を滯同、モスクワ發特別列車でベルリンに向ひシユーレンブルグ駐ソ獨大使、シユヌーレ經濟交涉代表獨逸公使等も同車してベルリンへの歸途に就いた。モロトフがソ聯人民委員會議議長兼外務人民委員として外國政府を訪問することは今回が始めてである爲、ソ聯一般に特に深い印象を與へ且つモスクワ外交界に異常なセンセーションを起してゐるがモロトフ訪佛の實現は一般に獨ソ兩國の政治的協調を明確にしたものとされ兩國關係を妨害中傷せんとする凡ゆる策動を粉碎するものとして注目されてゐた。なほこれに先立ち九日獨ソ兩國は、モロトフの訪獨に關し發表し、その聲明

に「兩國友好關係の深化のため」といふ字句を使用してゐる。

モロトフ外務人民委員は十二日午前ベルリンに到着し正午よりリツペントロツプ獨外相と約二時間に亙り會談した後總統官邸に於てリツペントロツプ外相、カノーゾフ外務人民委員代理同席の下にヒトラー總統と約二時間半に亙り會談、更に翌十三日には午前中ゲーリング空相、ヘス副總統を往訪、午後ヒトラー總統と三時間に亙り第二次會談を爲し同夜はリツペントロツプ外相と會談、十四日伯林出發歸國の途に就いた。なほ一行は十五日深更モスクワに到着し、これにはシユーレンブルグ獨大使及び訪ソ獨經濟使節代表のシユヌーレもモトロフ委員と同行してモスクワに歸任した。獨政府は今次獨ソ會談に關し左の如きコムミュニケを發表した。

「モトロフソ聯外務人民委員と獨逸政府主腦部との會談は終始友好的な雰圍氣の下に行はれ兩國の關係する一切の利害問題につき双方の見解は完全に一致した」。

三、英大使外務人民委員代理と會談

駐ソクリップス英大使はモロトフ外務人民委員のベルリン訪問直前の去る十一日ヴイシンスキー外務人民委員代理を訪問要談したが、これに關しては情報によれば訪獨以前にソ聯に對し次の如き英ソ聯大使シュクワアルツエフを罷免、外務人民委員代理デカノーゾフを後任大使として任命した旨發表した。デカノーゾフ新大使は二十六日モスクワを出發赴任の途に就いた。右に關しソ聯政府は左の如く公表した。デカノーゾフ大使は今後も「外務人民委員代理」の資格に於てドイツ駐劄特命全權大使を命ぜられたと。

不可侵條約の締結を申入れたと云はれる。(一)英國の對ソ戰不參加、(一)英國は戰後の平和會議にソ聯の參加を妨害せず、(一)バルト三國のソ聯編入を事實上承認するとの三ケ條を條件とするものであつたと云はれてゐたるもかゝるソ聯懷柔も訪獨により著しく稀薄となつたが、十九日再び同次長から來訪を求められ、獨ソ、ベルリン會談後最初の重要會談を遂げた。

六、浦鹽に米總領事館開設

ソ聯政府は今回米總領事館のウラジオストツク開設を承認したが、初代總領事にワード現駐ソ大使館領事部首席が任命、赴任するといはれ、同館の開設は四一年早々と傳へられる。

七、羅通商使節團モスクワに到着

ソ聯政府は十一月二十九日ネモイアノ羅農務次官を團長とするルーマニア通商使節團一行がモスクワに到着した旨三十日タス通信を通じて發表した。

四、スロヴアキア使節團モスクワ着

スロヴアキアの訪ソ通商使節團長ヤン・オルザク氏以下一行は十一月二十日モスクワに到着した。

五、駐獨ソ聯大使更迭

ソ聯邦最高會議は十一月二十三日駐獨

十二月

一、ソ聯、スロヴアキヤ通商條約調印

ソ聯とスロヴアキヤ間に獨ソ經濟提携の補足的支柱として過般來モスクワに於て兩國代表により折衝がが續けられてゐたか、五日兩國間に完全なる意見の一致を見るに至り六日モスクワに於て調印を見ることとなつた。

卽ちソ聯、スロヴアキヤ間の通商航海條約並にこれに附隨する取引總額及び支拂方法に關する協定は、六日モスクワに於てソ聯側代表ミコヤン外國貿易人民委員とスロヴアキヤ側代表オルザク經濟使節團首席との間に正式調印が行はれた。この條約は最惠國主義を適用しスロヴアキヤ國へのソ聯通商代表の駐在を許してゐる。而して最初の一年間に總額四百八十萬米ドルの通商が兩國間に行はれスロヴアキヤ側から、電線、電動機、鐵管、綿糸、その他を、又ソ聯からは棉花、穀物、燐酸、肥料その他を輸出することになつてゐる。

二、獨ソ國境確定

ソ聯政府は十二月十二日タス通信を通じ獨ソ國境確定に關し、兩國政府間に最後的決定を見た旨左の如く發表した。

「獨ソ兩國政府は昨年九月末兩國間に締結をみた獨ソ親善並に國境確定條約に基き混合中央委員會を形成して兩國々境確定に關する細目を審議中であつたが、今般兩國親善關係に相應しき協力の精神に基き同國境線の確定並に地圖の作製を終り兩國政府の正式承認を見るに至つた。」

三、デカノゾフ新駐獨ソ聯大使

ヒトラーに信任狀捧呈

ヒトラー總統は十二月十九日官邸にデカノゾフ新駐獨ソ聯大使を引見、リツペントロツプ外相侍立のもとに信任狀を受領した。デカノゾフ大使の官邸出入に際しては特に親衞隊儀仗兵が歡迎送を行つた。

一九四一年

一月

一、新疆貿易財政協定調印か

ソ聯、新疆省間の關係は最近益々緊密の度を加へつつあるが、外國貿易人民委員部機關誌ヴネーシニヤヤ・トルゴーヴリヤは「ソ聯と新疆省との間に貿易及び財政協定の調印を見る運びとなり、新疆省商業中心カシユガールのクルヂヤ、ウルムチ諸市の各代表よりなる六名の新疆省使節團が近くソ聯を訪れる旨を報じてゐる。

二、米、バルト三國船のソ聯への引渡を拒絶

ソ聯の動向に重大關心を拂つてゐる米國は過般來ウエルズ國務次官とウーマンスキーソ聯大使との會談を通じて頻りに兩國々交調整交涉を進めてゐるが、兩國々交調整上最大支障の一と目されてゐる舊バルト三國々籍汽船引渡問題につき當局筋では一月七日ソ聯の要求を拒絶したと次の如く洩らした。

「ウエルズ、ウーマンスキー會談はこれまで米ソ兩國間の正常關係を阻害して來た通商的經濟的諸懸案の解決につき努力して來たものであるが米海港碇泊中の舊バルト三國々籍汽船十一隻について

は米政府は武力による征服の成果不承認の建前からその對ソ引渡を拒絶した。これは刻下の米ソ國交調整上一大支障たるを免れないにも拘らず、現在の情勢に於ては米ソ兩國の關係は今後過去に於けるよりも漸次友好の度を加ふべく、將來生起すべき兩國間の政治的諸問題についても自ら協力關係が促進されるであらう。

三、獨ソ新經濟協定、バルト三國及獨間の住民交換協定、獨ソ國境協定の三協定成立

獨ソ關係を一層緊密化せしむべく過般來獨ソ兩國間に折衝中の獨ソ新經濟協定、獨バルト三國間の住民交換協定、獨ソ國境協定の三協定は一月十日モスクワにおいて兩國代表者間に正式調印を了したがその內容は次の如く獨ソ間に介在する諸懸案を解決し兩國の協力を一層緊密化せしめるものである。

經濟協定　昨年十月以來モスクワにおいてソ聯側ミコヤン外國貿易人民委員と獨側シユヌーレ經濟使節團長との間に交涉が進められてゐたもので、新協定は一九三九年二月に締結された獨ソ通商協定に基き一九四二年八月一日に至る迄の兩國通商を規定、從來の協定に比し輸出入數量の飛躍的增大を規定してゐる。新協定に依つてドイツはソ聯に對し機械類を、ソ聯からは工業原料品、石腦油製品、食糧品（主に穀物）を供給せんとするものである。

獨ソ國境協定　モトロフ外務人民委員とシユーレンブルグ駐ソ獨大使との間に調印された本協定はバルト海からイゴルカ河に至る兩國國境を劃定するものである。獨ソの新國境線は嘗てのリトアニア、ポーランド間の國境及び一九二八年一月二十九日及び一九三九年三月二十二日の二回に亙るドイツ、リトアニア間の國境協定に從つて規定するものである。

住民交換協定　過般來リガ及びコヴノに於て獨ソ兩國間代表によつて協議が進められてゐたもので、リトアニア、ラトヴイア、エストニア三國に居住するドイツ人をドイツ側に轉住せしめドイツ側に住むロシヤ人及びバルト三國人を夫々その故國に移轉せしめる目的を持ち、新協定に依つて移住を希望するこれら國民を調印後二ケ月半以內に交換することになつてゐる。

右三協定成立についてドイツ官邊ではこの協定の意義を重視し次の如く語つてゐる。

「新協定の成立に依り獨ソ兩國の友好關係は益々加はり兩國の協力は一層促進されるが、これは獨ソ離間を策してゐた諸國を痛く失望せしめるであらう」。

なほソ聯政府機關紙イズヴウエスチヤ紙は「獨ソ友好關係の發展」と題する論說を揭げて協定成立を謳歌してゐる。

「獨ソ兩國は最近益々友好と相互理解の度を深めてゐるが昨秋モトロフ人民委員會議議長のベルリン訪問は兩國友好關係に更に劃期的進展を見せ遂に經濟協定締結となつた。英米兩國一部の政治家は米國が英國に軍艦まで賣渡しても米國の國際法遵守と中立維持には何も支障はないが、ソ聯がドイツに穀物を賣ることは平和政策の破壞だと考へてゐる。然し、

斯かる國際法及び中立に關する勝手極まる解釋は單に政策的示威に過ぎぬ。今回の經濟協定は獨ソ兩國——歐洲における二つの最強國——の平和愛好關係を强化する最も有效な手段である。更に住民交換協定の成立は獨ソ兩國間に從來とも友好親善關係が存在し更に兩國が之を强化發展させようとする善意を持つてゐる事を實證するものである」。

四、獨軍の對勃牙利進出ソ聯關知せず

一月十三日ソ聯政府はタス通信を通じ若し獨軍のブルガリア領內進駐が事實であるにしてもソ聯は一切關知しないと次の如く發表した。

「獨軍がブルガリア領內に進駐して居り又更に進駐が續けられてゐるとの報が事實であるとしても、ソ聯政府は獨政府から事前にかゝる通告を受けたこともなければ、ブルガリア政府からこれに關し照會を受けたことなく、從つてソ聯政府は右につき關知してもゐないし、承認を與へた事實もない」。

五、獨經濟使節團長シュヌーレ公使歸國

シュヌーレ訪ソ獨經濟協定調印を了したので一月十四日モスクワ發列車で歸國の途に就いた。

六、アルゼンチン、ソ聯に穀物賣却交涉

アルゼンチン農務者は、一月十八日同政府が尨大な量に上る過剩穀物六百萬噸及び其他の農產物の一部を賣却する件に關し目下ソ聯と交涉を進めてゐると語つた。これは本一九四一年度穀物收獲高が八百萬噸に達するものと見積られた結果の措置で、事態此處に至れば買手の如何が問題だ、事態此處に至れば買手ではなく穀物を賣るか賣らぬかが問題だ、何故ならこの尨大な過剩穀物を賣捌かぬ限りアルゼンチンの經濟體制は壞滅する恐れが十分にあるからだ。然し消息筋ではこの取引は相當もつれることとならう、英國は物資がソ聯經由でドイツへ流入するのを恐れてソ聯への輸出を默過しないに違ひないと交涉の前途が憂慮される。尙ソ聯は最近數ケ月間にアルゼンチンにおいて皮革、羊毛、毛刷子、カゼイン、穀物、冷凍肉等を盛んに買ひ煽つてゐる。

七、日ソ漁業暫定取極成立

一月二十日夜半モスクワに於てモトロフ外務人民委員と建川大使との間に漁業條約暫定取極の署名を了したが其の要旨左の通りである。

一、現行漁業條約を其の儘本年末迄延長す

二、暫定取極は本年中に締結せらるべき新漁業條約に依り置き換へらる尙右暫定取極は客年末交涉の際にはソ聯邦側より借區料等の支拂方法につき漁業者の負擔を極度に加重する如き提案ありし爲成立に至らざりしも今回ソ聯邦側に於て右提案を一應撤回することに同意し本年度は漁區の借區料及抵代稅の二割に相當する追加支拂を爲す事を以て妥結せるものなり

尙ソ聯各紙は二十一日日ソ漁業條約效力延長議定書及交換公文ソ側文書全文と

並べてコメントを揭げたが、これには本取極が確に日ソ國交改善上の一進歩であると述べてゐる。

尙同時に近く新漁業條約締結のため日ソ委員會が設置せられること及び松尾造船所問題が解決することとなつた旨を報道してゐる。

八、松尾造船所訴訟事件解決

過去四ケ年餘に亙り日ソ間の懸案として兩國國交調整途上に於ける一大障害となつてゐた所謂松尾造船所訴訟事件卽ち長崎松尾造船所とソ聯通商代表部との間の貨物船三隻建造契約履行に絡む紛爭は今度日ソ兩國政府の斡旋によつて一月二十日松尾造船所とソ聯通商代表との間に和解成立圓滿解決を見るに至つた。右につき外務省では一月二十四日左の如く發表した。

昭和十一年九月松尾造船所は在京ソ聯通商代表部との間に貨物船三隻建造契約を締結したが、右契約履行の問題に關して紛爭を生じ訴訟問題となり、日ソ間の一懸案であつた處、今回日ソ兩國政府が斡旋した結果双方の讓步に依つて一昨二十二日兩當事者間に和解の成立を見るに至つた。

九、米政府對ソ道義的禁輸を解除

米國政府は一月二十一日夜よりソ聯に對する飛行機及びその部分品並に飛行機製作設計圖の道義的禁輸を解除する旨發表した。この對ソ道義的禁輸解除通告はウコルズ國務次官からウーマンスキーソ聯大使宛の書簡の形式で發表されたが、解除品目は左の通りでいづれもソ芬紛爭の最中にソ聯に禁輸されたものである。

(一)飛行機及び航空用器具及びその資材

(一)　モリブデン、アルミニューム

(一)　航空機用ガソリン生產に必要なる設計及び工場並に製造の技術的權利及び情報

米政府は一九三九年十一月三十日のソ芬開戰と同時にルーズヴエルト大統領はソ芬兩國に警告を發すると共に飛行機部分品並に飛行機製作設計圖の道義的禁輸を實施し、更に石油精製機械及びその設計圖の禁輸にまで及んだが約一年二ケ月の後今回前者の禁輸を解除したもので、この措置は過般來除々に進展を見せつつある米ソ通商關係再調整の具體的一端を示すものであり、ソ聯に對する米政府の政治的意圖も多分に含まれるものとし注目される。

一〇、漁業本條約締結に關する日ソ混合委員會代表發表

日ソ漁業本條約の交涉に關しては一月二十日建川大使とモロトフ外務人民委員との間に暫定取極の成立せる際、日ソ混合委員會を設置し審議することとなつたのであるが右委員會に出席するソ聯側代表は一月二十五日左の通り決定せる旨をソ側より通告して來つた。

委員長　外務人民員代理
　エス・アー・ロゾフスキー
委員長代理　外務人民委員部第二極東部長
　エス・カー・ツアラプキン
委　員　外務人民委員部法律部長
　アー・ペー・パウロフ

外國貿易人民委員部東方部長
ペー・エヌ・クムイキン
財務人民委員貨幣部長
イー・デー・ズロピン
之は對し我帝國代表左の如し
委員長　公使　西春彦
委員　參事官　宮川船夫
一等書記官　齊藤輝宇良
通譯官　廣岡任
〃　間庭秀文

一一、米國物資のソ聯經由獨逸人に關する英の關心

英國經濟戰爭相ダルトンは下院に於てソ聯は米國より最近多量の棉花、銅、眞鍮、小麥、石油等を輸入し之を獨に再輸出し又は同種ソ聯品を獨逸向輸出しつつある、これに對し英國はこれの阻止に關し米國政府に申入れる所があつたと述べた。

これに對し米國の對ソ輸出物資が間接に獨逸に送られるや否の問題及び對ソ道義的禁輸解除の問題に關しハル國務長官は新聞記者會見の席上左の如く答へた。

「米國政府は戰時物資が交戰國に流入せざる樣十分注意してゐる。ソ聯行米國船は歸途の積荷がない爲極めて少數しか出してゐない。昨年度の對ソ輸出は棉花十二萬五千梱に過ぎず、之をソ聯の要求額と比べたならば極めて少量である。今回の對ソ道義的禁輸の解除は對ソ輸出を正常化するための階段として從來障害となつてゐたものを廢棄したに過ぎない、解除による實績より多分に必要的な要素を持つてゐるものである」と。なほ駐米ハリファックス英國大使はワシントンに於て米國物資のソ聯經由獨逸への流入阻止に關し交涉中であるとの報道がある。

二　月

一、ソ聯遭難船インデギルカ號を處分

一九四〇年十二月十二日宗谷海峽附近で岩礁に衝突遭難したカムチヤツカ歸りのソ聯船インデギルカ號（約四千トン）の船體の處分はその後外務省の斡旋で在京ソ聯通商代表部と三菱商事會社との間で賣買方を交涉中であつたがこの程契約が成立したので三菱では近く船體を處分することとなつた（二月五日）。

二、獨ソ國境確定交涉再開

去る一月十五日成立を見た獨ソ國境協定に基きイゴール河よりバルト海に至るリトアニア、メーメル間の兩國國境線の細目確定及び再調整の爲兩國はモスクワに於て中央混合國境確定委員會を再開することとなり、フオンザウケン公使を首班とするドイツ側代表團一行は二月十五日モスクワに到着した。

三、日ソ通商交涉

さきに駐ソ帝國大使建川美次中將とソ聯外務人民委員モロトフとの間に日ソ通商交涉開始に關して意見の一致を見たが、同交涉は二月十七日モスクワにおいて開始された。日本側から建川大使を始め宮川參事官、大江書記官、ソ聯側からカガノウイチ外國貿易人民委員代理、クヌイキン外國貿易人民委員部情報部長外一名これに出席し、なほ外國貿易人民委員ミコヤンはソ聯側主席代表として出席

した。

四、タイ國モントリモスクワ到着

タイ國モントリー特派使節は二月十九日モスクワに到着、その目的はソ聯との間に外交通商關係設定の爲と傳へらる。なほ同大臣は二十日ロゾフスキー外務人民委員代理と二時間に亙り兩國の外交通商關係强化につき協議した。なほ同使節は二十一日に交涉を開始、數回に亙つて會談後、その豫備的會談を終へ二十六日一旦ベルリンに赴いた。

五、ソ聯、瑞西貿易協定成立

豫てモスクワにて交涉中のソ聯、スイス間の貿易協定は二月二十四日夜、ミコヤン・ソ聯外務人民委員、エプラード訪ソ瑞西經濟使節團長との間に締結された。右協定によりソ聯はスイスに對しセリウム、木材、綿その他農產物を輸出しスイスからは旋盤、タービン、發電機、ボイラア、電氣機械その他を輸入することゝなつた。而して今一九四一年度取引總額は一億一千二百萬スイスフラン、來年度は一億五千萬スイスフランを見積られてゐる、なほエプラード團長以下スイス經濟使節團一行は同夜歸國の途に就いた。

六、駐米ソ聯大使バルト三國船舶の引渡要求

ウーマンスキー・ソ聯大使は二月一日最近のウエルズ、四日ウエルズ國務次官と約一時間會談した。その內容は不發表なるも同大使は再び米國に抑留中のバルト三國船舶の引渡しを要求、これに對しウエルズ次官は右船舶の引渡しは米外交の根本政策に背反するとの理由で之を拒否したと云はれる。

七、ソ羅通商條約成立

ソ聯、ルーマニア間通商航海條約並に通商支拂協定は二月二十六日モスクワに於てソ聯側ミコヤン外國貿易人民委員、ルーマニア側ガフエンコ駐ソ大使、レモヤヌ特派使節以下兩國代表出席の下に、正式調印を終つた通商支拂協定內容左の如し。

（一）ソ羅兩國の第一年度貿易總額四百萬弗の百萬米弗として相互より總額四百萬弗の物資を交換すること

（一）、ルーマニアは主としてソ聯にガソリンを輸出、ソ聯は之に對し主として綿、銑鐵を輸出する。

三　月

一、ソ聯、米より輸入の物資對獨輸出否定

米國務省は二月一日最近のウエルズ、ウーマンスキー會談に於てウーマンスキー駐米ソ大使が斯る事實なしとて「ソは米國からの輸入物資をドイツに再輸出した事なし」と確言した旨發表したるも英經濟戰爭省は「かゝる保障とはならぬ、米國からソ聯向け輸出は同量物資を獨逸に向けて輸出してゐるに等しい」と言明した。

二、ブルガリアの態度にソ聯不滿を表明

ソ聯政府は三月一日のブルガリアの三國同盟參加及び同日の獨軍進駐につき愼重沈默を守つて來たが三月三日深更ソ聯政府はブルガリアの態度に贊同し得ざる旨タス通信を通じ「ソ聯政府はブルガリ

ア政府が今回の事件に於て當面せる立場の正確なる解釋に關しブルガリア政府の見解に同意する態はず、卽ちブルガリアのかゝる態度はブルガリアが好むと好まざるとに拘らずバルカンの平和を强固ならしむるより寧ろ戰火の範圍を擴大し勃牙利國も亦結局その事に捲き込まるゝの誘因となるものである。

平和政策に忠實ならんとするソ聯政府の見地よりソ聯はブルガリアの現在の政策を妥當なものとし之を支持すること能はず」と述べブルガリアの政策に不贊成なる旨を强調した。

三、ソ諾通商會議開始

獨占領下のノルウエーとソ聯の貿易協定締結交涉のため派遣された在ノールウエー獨代表團は三月七日モスクワに到着、十日ミコヤン外國貿易人民委員と會見、初會議を開いた。在モスクワ獨大使館ヒルガー參事官はドイツ側の交涉委員指導役として同會議に列席した。

四、ソ聯泰外交關係開始

駐獨タイ國公使プラ・プラサスナ・ビヂャユダは三月十一日モスクワ着、先月末來訪したモントリー特派使節の後をうけてソ聯當局と外交、通商、領事關係開設につき交涉の結果十二日協定が成立しモロトフ外務人民委員及ビデヤユダ公使の名を以て公式覺書を交換、右覺書は批准を必要とするので批准交換後タイ國は通商代表をソ聯に派遣する模樣である。

五、ソ瑞間商品取引協定發效

三月十七日附プラウダ紙は、ソ聯・瑞西間商品取引協定に關し左の如く發表した。

「一九四一年二月二十四日モスクワに於て調印せられた。ソ聯・瑞西間商品取引協定は瑞西聯邦會議により承認せられた旨の報道に接したがソ聯政府も右協定を承認したるを以てこれにより兩國間の商品取引協定は效力を發生した」。

六、獨ソ國境劃定細目交涉進行中

獨逸外務省は獨ソ兩國は目下昨年十二月締結せる獨ソ兩國國境劃定條約に基き國境劃定細目の交涉を行ひつゝある旨發表した。

七、泰國使節歸國の途に就く

ソ泰國交設定交涉に活躍せる泰國モントリー使節は三月十八日ベルリン發モスクワ、東京經由歸國の途に就いた。

八、外國商品のソ聯經由トランジットに關する新決定

ソ聯政府は三月十八日附ソ聯外國貿易人民委員部命令第四七號として左記要旨の『外國商品のソ聯經由トランジットに關する件』を外國貿易人民委員部機關紙四月號に發表した。

第一條　トランジット經由はソ聯及當該國間の條約の定むる方向に依る

第二條　外國商品のトランジットは第三條所定の許可證を要す

第三條　トランジット許可證は商品の發着國の何れもソ聯とトランジット協定を有する場合には發送國駐在の通商代表部之を發給し然らざる場合には外國貿易人民委員之を發給す

第四條　許可證申請書には本命令規定の事項を記載すべし

第五條　右申請書には商品の種類及用途に關する當該國官憲の證明書及原産地證明書を添附すべし

第六條　本命令附屬書記載商品のトランジットを禁止す

第七條　貿易人民委員部に於てトランジットの品目劃當量を定めたる場合には之を超過し得ず

第八條　（事務管掌規定）

第九條　本命令は旅客手荷物及小包郵便通過には適用せず

附屬書

（一）兵器、彈藥類、軍裝備品

（二）航空機、同部分品及附屬品三兵器彈藥類及航空機の製造に使用せらるゝ工作機械及機械類

（四）爆發物

（五）劇、毒物

（六）稅關規則所定の輸入禁止品（一九三〇年法令第四號第四七條）

九、ボゴモロフ、駐佛大使に昇格

ソ聯政府は三月二十一日附を以つて駐ヴイシー代理大使ボゴモロフ・ア・イを大使に昇格せしめた。

一〇、洪牙利に對する軍旗返還

三月二十一日ブラウダ紙の報道によれば、ソ聯邦デユレネフ上級大將は三月三十日赤軍中央の家に於てソ聯政府の委任により駐ソ洪牙利公使クリシトフイに對し洪牙利軍旗五十六本を返還した。この軍旗は一八四八—四九年の洪牙利國民解放運動の彈壓の際ニコライ一世の軍隊が鹵獲したものである。

一一、伊ソ通商交涉再開

伊ソ兩國間には客年末通商交涉再開されてゐたが、伊太利側の申入に對しソ側はその都度政治問題に話を反らし眞面目でなかつたが爲中止の狀態となつてゐたが最近伊太利はソ聯通過トランジットの必要に迫られ交涉開始方を申入れソ聯之に應じ交涉開始せられたとの由である。

一二、松岡外相モスクワ訪問

訪歐の途にある松岡外相は三月二十三日モスクワ着同二十四日クレムリン宮殿に於てスターリン、モロトフと會見一時間半に亙り會談を交へた。二十五日のモスクワ各紙は一齊に第一面のトツプに二段拔見出しを附し松岡、スターリン—モロトフの會談を報じた。一行は二十四日クレムリンのソ聯政府レセプションに出席後、同夜ベルリンに向つた。

一三、獨ソ通商細目交涉開始

クルチコフ・ソ聯外國貿易人民委員代理は三月二十五日モスクワ出發ベルリンに向つた。同氏今回の訪獨は獨ソ通商協定に基づき獨當局と兩國間の通商問題を討議する筈である。

一四、ソ土友好共同宣言

ソ聯、トルコ兩國政府は三月二十五日早朝兩國の一九二六年の相互不可侵條約を再確認する共同コミュニケを發表した。同共同コミュニケは、モスクワ、アンカラにおいて同時に露土兩國語を以て發表された。共同コミュニケの全文次の通り

「最近ソ聯政府とトルコ政府間に聲明の交換行はたり

外國新聞紙上にトルコが戰爭に參加するを餘儀なくせられたる場合、ソ聯はトルコの困難に乘じ攻擊を企てんとの風說

流布せられたるに依り本件に關し照會を受理せるを以てソ聯政府はトルコ政府に左の通り通告せり

(一)斯る風說はソ聯の立場と全然一致せず

(二)トルコが實際的に攻擊を蒙り其領土防衞の爲戰爭に參加するを餘儀なくせられたる場合には、トルコはソ土兩國間に存在する不侵略條約より出發しソ聯政府の完全なる了解と中立を期待し得るなり」

トルコ政府は本聲明に關しソ聯政府に衷心の感謝を表明し次でソ聯がトルコと同樣なる狀態に立到りたる場合にはソ聯はトルコの完全なる了解と中立を期待し居るであらう。

一五、獨ソ間新領土內住民移住の完了

本年一月十日の獨ソ新領土內住民移住協定による移住期限は三月二十五日を以て終了し、舊バルト三國より獨逸へ六七、八〇五名、獨逸側よりソ聯へ二一、三四三名移住し獨ソ兩國共相互に相手國內に於て右事務に當つてゐたる關係機關をも引揚げるに至つたのである。

四　月

一、漁區競賣の結果發表

浦潮二日發タス電は漁區競賣は三月三十一日浦潮市に於て行はれた。その結果本年度競賣漁區として過般發表された更新漁區日本側七、五漁區はソ側に落札、殘り二區は價格に達せずために不落となつた。右二漁區は近く競賣に付せらるゝ筈。この結果漁區の現勢は日本側三四二、ソ聯側三九五、追加競賣分二、計七三九となつた。

二、ソ聯・白耳義間通商協定調印

四月五日ソ聯紙は四日白耳義、ソ聯間貿易及び支拂協定がモスクワに於て調印せられた旨並に右協定は外國貿易人民委員代理ステパーノフ及び在ソ獨逸大使館參事官ヒルガーの交涉の結果であつて白耳義經濟省外國貿易局長ジエラールも之に參加した旨發表した。

三、駐芬ソ聯公使の更迭

ソ聯政府は四月六日芬蘭駐劄公使ゾートフを罷免しオルロフ（ペー・デー）(前瑞典駐劄公使）を芬蘭公使に任命した。

四、ソ聯・ユーゴースラヴイア間友好及び不侵略條約調印

ソ聯政府は四月六日のソ聯紙をもつて四月五日モスクワに於てソ聯・ユーゴースラヴイア間に友好不侵略條約調印せられた旨を發表した。

五、獨ソ間物資交換新協定調印の情報

獨逸側情報は最近モスクワに於て獨ソ間に物資交換の新協定が調印せられたと傳へられこの情報に基き半官紙ディーンスト・アウス・ドイチュランドは今回の協定は石油、綿絲をソ聯より獨逸に供給せんとするものと報じ、(ステファニ通信モスクワ電はソ聯の對獨供給は年百萬噸の鑛油だと云ひ)、今次の協定により今後一ケ年半の間に獨逸がソ聯に與へる交換額は前年度よりも更に增大せられたる結果高價な精密機械のソ聯への供給が中心となるであらうと報じてゐる。この報道

については一切何も報じてゐない點注目すべきことである。

六、駐ソ新佛蘭西大使任命

ヴイシー政府は前右翼派代議士ガストン・ベルジユリが駐ソ大使に任命された旨八日正式に發表した。

七、ソ聯・諾威間商品取引及び支拂協定の成立

四月十日モスクワに於てソ聯邦及び諾威間に商品取引及び支拂協定が成立した。

右協定は次の者の間に行はれた交涉の結果成立したものである。ソ聯側——貿易人民委員代理ステパノフ（エム・エス）貿易人民委員部通商條約部長ミシウスチン（デー・デー）、諾威側——獨逸大使館參事官ヒルガー、諾威國商業、工業、手工業及漁業相心得ヨハネスセン

八、ソ聯、洪牙利のユーゴースラヴイア進駐を容認せず

五月十二日駐ソ洪牙利公使クリシトフイはヴイシンスキ外務人民委員代理を訪問、本國政府の命に依り洪牙利軍のユーゴスラヴイア領進駐の動機に就き說明を行ひ、今回の行動の正當性を容認された旨聲明書を手交したが、右に對しヴイシンスキー代理は次の如く回答した。

『右申出がソ聯政府の意見を求むる爲行はれたりとすれば、ソ聯政府は洪牙利の右の行爲を承服し得ざるものにして洪牙利がユーゴーと恒久親善條約を締結せることはソ聯政府に惡印象を與ふるものである。若し洪牙利が不幸に遭遇することありとすれば國內に小數民族を有する同國は細分せられ容易に理解し得るところである』。洪牙利公使はソ聯政府の右聲明を本國政府に傳達することを約した。

九、獨ソ國境兩國防備強化

ソ聯は西部獨ソ國境附近の防備を急いでゐる模樣で東プロシヤ、カウナス國境地方に於ける强制勞働者の使役、建築資材の輸送等盛に行はれ、又其後も極東兵力一部西送行はれており、獨側としてはケーニヒスベルグに於ては防空壕其他軍事施設急速に建設せられており、對ソ國境方面總兵力は從來の八〇個師より一四〇個師に激增してゐる趣である。尙ヒトラー獨總統は獨ソ間にトツド軍需相に命じ新國境に要塞の構築を急がせ、これを「東部防壁」と命じ四月を以て完成することゝなつてゐるといはれ、新要塞線は東プロシヤの舊國境に近いオストロレンカから起りスロヴアキアの國境に近いプレゼミスルに及ぶ蜿蜒五百粁の獨ソ新國境線の全面を連ねるものであるといはれる。

一〇、日ソ中立條約成立

四月七日モスクワを再訪した松岡外相は、八日には建川大使による招宴においてソ聯側モロトフ、ヴイシンスキー、ロゾフスキー、コズイリヨフ、バルコフ、ツアラプキンが出席した外獨伊大使、洪牙利、スロヴアキヤ、ブルガリア、ルーマニアの各公使と交歡を遂げた。松岡外相はかくして九日、十一日の兩日建川大使と共にモロトフ人民委員と會談を行ひ四月十二日には建川大使と共にスターリ

ン書記長及びモロトフ人民委員と會談した。かくてモスクワ出發の日の十三日午後三時に至り懸案の日ソ國交調整が遂に成立し、こゝに日ソ中立條約の調印を見るに至つた。

日ソ中立條約條文の要旨左の如し

日本國及ソヴイエト聯邦中立條約要旨

大日本帝國及ソヴイエト聯邦は兩國間の平和友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり

第一條　兩締約國は兩國間に平和及友好の關係を維持し且相互に他方締約國の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す

第二條　締約國の一又は二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛爭の全期間中中立を守るべし

第三條　本條約は兩締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべく且五年の期間效力を有すべし兩締約國の何れの一方も右期間滿了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるときは本條約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし

第四條　本條約は成るべく速に批准せらるべし批准書の交換は東京に於て成るべく速に行はるべし

尙右調印と同時に兩國政府は左記要旨の聲明を行ひたり

「大日本帝國政府及「ソヴエト」聯邦政府は兩國間に締結せられたる中立條約の精神に基き兩國間の平和及友好關係を保障する爲大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及不可侵を尊重し「ソヴイエト」聯邦は滿洲國帝國の領土の保全及不可侵を尊重す」

一一、英外相・駐英マイスキー ソ聯大使との會談

イーデン英外相は近東旅行より歸國後英ソ關係改善につき百方畫策中と傳へらるゝ處、四月十六日マイスキーソ聯大使と會談した。當局はこれは單に一般的性質のものと稱してゐるが、相當隔意なきものとしてマイスキー大使は兩國關係改善の基礎的條件として次の二箇條を提示したとの說がある。

一、ソ聯のバルト三國併合に對する英國の態度決定

一、英國の接收せるバルト三國船舶に對するソ聯の返還要求を受諾すること

一二、日ソ中立條約發效

日本及ソ聯邦中立條約に對し樞府本會議は二十四日全員一致をもつて可決し、御裁可を經て二十五日批准を完了し、ソ聯邦また二十五日ソ聯最高會議幹部會に於て批准を了したことを以て同條約は同日より效力を發生した。

一三、ソ羅清算協定成立

去る二月二十六日ソ聯ルーマニア間に締結された清算協定批准書は四月二十九日交換され同協定はこゝに正式に成立を見るに至つた。新協定によりソ聯は棉花及び金屬類をルーマニアに提供、それと交換にルーマニアから石油の供給を受けることになつてゐる。

一四、ソ聯、軍需品通過運輸禁止

ソ聯外國貿易人民委員部は四月二十九日今後軍需品をソ聯通過で輸送することを禁止する旨の緊急令を發布した。禁制品としては航空機用部分品、附屬品、並に軍需品製造用機械器具、爆藥物、劇毒物等が擧げられ、なほこの規定は旅客者の手荷物及び小荷物にも適用されることになつてゐる。

五　月

一、スターリン人民委員會議議長就任とソ聯外交の新展開說

スターリン黨書記長は五月六日モロトフに代り自らソ聯人民委員會議々長に就任直接國政の第一線に乘出すこととなつた。これはモロトフがこれまで屢次に亙り兩要職を兼任することが困難な旨を表明し、幹部會が今回その要求を入れ人民會議々長の職を解くことに決し、スターリン黨書記長をその後任とし、モロトフ外務人民委員を人民委員會議副議長に任命したのである。

これについて各方面の反響を見れば獨政界は「これは將來のソ聯外交政策の展開に對處して國內輿論を先づ歸一、操縱せんとする目的に出たものだと穿つた臆測も行はれ」、また「歐洲事態の根本的變化につれ兩國關係は再檢討を要するに至り、殊に獨逸のバルカン制覇による獨ソ接觸面の擴大と微妙化はソ聯としての態度を決定的なものとなしてゐる」とも述べてゐる。米ニューヨーク政界の觀測によれば「歐洲戰のバルカンへの擴大によりソ聯が從來の策をとることは次第に困難となり、最近ソ聯の大軍が西南國境方面に集結されてゐる事實によりスターリンの人民委員會議々長就任は何等か新たなる重大政策を行ふ前提」と見てゐる。

二、新ソ聯駐剖佛蘭西大使信任狀捧呈

新ソ聯邦駐剖フランス大使ゲー・ベルジエリは去る四月二十五日モスクワに到着、五月六日カリーニン最高會議幹部會議長に信任狀を捧呈した。

三、米國ソ聯向機械類輸出中止

同盟電によればソ聯は米國に對し機械類の輸出許可方を熱心に要求し而も或物は既に數ケ月以前注文のものであるにも拘らず米國は國防生產に利用し得る機械並に設備のソ聯向輸送を五月六日總て中止することに決定せる由にして又機械類買付の爲米國に派遣せられてゐたソ聯通商代表部員中約百名は米政府より輸出許可を得られない爲活動の餘地なく近く引揚げる模樣である。

四、ソ聯、ユーゴー、白耳義及諸威の各公使に閉鎖要求

ソ聯政府は五月八日駐ソユーゴー公使を外務部に招致し口頭を以て退去を要求し又駐ソ白耳義及諸威公使に對しても同日附公文を以て右兩國は何れも最早主權國と認むる能はず右兩國に駐剖せるソ聯外交代表部も夫々引揚げたるによりソ聯に駐剖する右兩國公使に對して公使の資格を認めざる旨を通知した。右通告は獨側の要求に基くものにあらずしてソ側において自發的に行つたものであつてこれに關しソ聯は最近獨逸に對抗せる對バル

カン工作の失敗に鑑み早きに及んで之を是正し且イラクとの國交開始の發表を控へ一應獨逸の意を迎へんとせるものだとの觀測が最も有力である。

五、ソ聯在外使臣の等級制定

ソ聯邦最高會議幹部會は五月九日附を以つてソ聯邦外交代表の爲國際外交關係に於て一般に採用せらるゝ階級を制定し、且此等の等級をソ聯邦外交代表に附與せられた全權の重要性と範圍とに一致させて施行する目的を以て次の通り決定した。

一、外國政府の許に於て信任狀を下附せられるソ聯外交代表の爲左の等級を制定す(イ)特命全權大使(ロ)特命全權公使(ハ)大公使代理

二、聯邦人民委員會議に對し聯邦外務人民委員部に關する規則に當該關係の變更を行ふやう提案す

六、ソ白新通商協定成立說

UPベルリン電によれば、ソ聯は今日ベルギーとの間に通商協定を締結、これによつてソ聯は年二十二萬五千噸の穀物と交換に三十萬噸の石炭をベルギーから獲得することになつた。

七、ソ聯、イラクの外交關係樹立に關する要求受諾

ソ聯政府は五月十二日イラク政府の外交關係樹立に關する要求を受諾した旨タス通信を通じ公表した。

八、ソ聯邦芬蘭間の國境確定

ソ芬中央混合國境劃定委員會は一九四〇年三月十二日に兩國間に成立した平和條約により確定したソ芬國境劃定の業務を完了した。〔五月十一日ブラウダ紙發表〕

九、ソ聯政府のコロムビア號抑留に對する對米抗議

五月十五日のワシントン・タス電は五月七月桑港に於て米國國務省の命令によつてソ聯邦がアルゼンチン及びウルガイに於て購入した羊毛及び皮革を積込んだアムトルグの傭船たる瑞典汽船コロムビア號を抑留した事件かあり右に關しウマンスキー駐米大使はハル國務長官に對しソ聯政府の抗議を提出したと。

一〇、ソ聯上海總領事館再開

上海五月十六日發同盟報によれば同地ソ聯總領事館は昭和十四年閉鎖以來諸威總領事に事務取扱を委託中であつた處五月十五日諸威總領事より保管中の書類一切の引渡を受け再開し同日上海タス支局を通じ爾後上海總領事館は駐日ソ聯大使の管轄に入る旨發表した。尙諸威領事館よりの書類の引取は今回の在ソ諸威公使館の閉鎖による當然の措置を觀測せられてゐる。

一一、泰、ソ、バーター制實施說

バンコック新聞報によれば石油其他泰國向貨物を積んだソ聯汽船二隻が五月二日香港を出港、五月十五、六日頃にバンコックに入港の筈であるが、情報によればソ聯と泰國との間に締結されたバーター制により泰國のゴム及び錫と交換にソ聯より石油その他のソ聯製品を泰國に供給することになつたといはれ、更にソ聯は歐洲より泰國向物資のシベリア經由輸送に便宜を與へるとの內約が結ばれてゐると傳へてゐる。

一二、駐ソ外交官、領事官及外國公館勤務者のソ聯國內旅行手續及び旅行禁止地帶の公示

ソ聯政府は五月十六日以降ソ聯に駐在する各國の外交官、領事館及外國公館に勤務する者のソ聯國內の旅行は本人より豫め旅程、滯在地點及び旅行期間を外務、國防及海軍各人民委員部の關係機關に通報登錄することを條件として許可を決定することゝなすと同時に左記の地域及び地點を旅行禁止地帶として公示した。

1アルハンゲリスク、アルハンゲリスク州、2ムルマンスク、ムルマンスク州3ペトロザヴオードスク、4レニングラード、レニングラード州、5カレリヤ地峽、6エストニヤ共和國、7ラトヴイヤ共和國、8リスアニヤ共和國、9白露共和國西部諸州、10ミンスク、11ウクライナ共和國西部諸州、12キエフ、13ドニエプロプロ、ペトロウフスク州、14ザポロヂエ州、15チエルノヴイツ、16モルダヴイヤ共和國、17オデツサ、13ニコライエフ、19ヘルソン、20クリミヤ自治共和國、21セヴアストーポリ、22クガンローグ、23ロストフ、24ノヴオロシースク、25トウアプセ、26ベレズニヤキ、27ゴリキー、28カザン、29クイブイシエフ、30スヴエルドロフスク、31スターリングラード、32エンゲリス、33グローズヌイ、34バクー、同石油地帶、35エレヴアン、36トルクメン共和國、37ウズベク共和國38タヂク共和國、39キルギス共和國40カザクスタン共和國、41ブリヤート蒙古自治共和國、42イルクーツク州、44ハバロフスク、ハバロフスク地方45浦潮、沿海地方

一三、ソ聯、イラク間國交樹立

五月十八日モスクワ各紙は單なる新聞報の形式に於て五月十六日アンカラに於てヴイノグラードフ大使とガイラニ・イラク公使との間に、ソ・イ間外交、領事、通商關係に關する公文交換せられ、又バグダツドよりの報道によればイラク政府はソ聯との間の外交關係確立に伴ひヒクメツト・スレイマンを駐ソ領事として直ちにモスクワへ赴任させる豫定であると。

一四、日ソ中立條約批准書交換

四月十三日モスクワに於て成立した日ソ中立條約は同二十五日以來、效力を發生したが同條約第四條に基く批准書交換の手續が殘されてゐたので五月二十日午後三時半より外相官邸において松岡外相、スメターニン駐日ソ聯大使との間に批准書の交換が行はれた。

一五、ソ聯及び丁抹間通商協定追加議定書調印

五月二十一日モスクワに於てミコヤン外國貿易人民委員及び丁抹國特命全權大使ボルト・ヨルゲンソンの間に一九四〇年九月十八日以來の發效中のソ聯及び丁抹間通商協定に對する追加議定書の調印が行はれた。

右追加議定書により一九四一年三月十八日以降一九四二年四月三十日迄の期間に於ける兩國通商取引總額は五千七百萬丁抹クローネにして双方の供給額は夫々二千八百五十萬丁抹クローネと決定し

り五月三十日クレムリン宮にスターリン人民委員會議長を訪問、別れの挨拶を述べ約三十分會談した。同公使は一九三九年ソ・芬紛爭當時モスクワにあつて紛爭阻止に活躍した名外交官であつた。

六月

一、駐ソ希臘公使に退去を要求

ソ聯政府は六月三日デイアモントポウロス希臘公使に對しギリシヤが主權を失つた以上（獨の希臘征服）同公使の外交官の身分を認めることは出來ないと正式に通告し同公使館の閉鎖を要求した。なほさきに同樣の措置により退去を要求された諸威公使館員は既に引揚を完了。カヴリロヴイツチ前ユーゴー公使以下館員は五月三十一日附を以てパーシキヴイ公使に對し前記數量の穀物を直ちに芬蘭に輸出するよう穀物輸出事務所に指令を通達し六月六日迄に芬蘭に鐵道輸送により七、五一四噸が輸送された。

二、ソ聯の芬蘭に對する穀物供給

六月八日附のソ聯各紙は芬蘭に對する穀物供給に關する外國貿易人民委員部の發表を掲げた。その要旨は次の通りである。

現行ソ芬通商條約に依ればソ芬兩國輸出總額は双方共七百五千萬米弗であるべき處六月一日現在において芬蘭の對ソ輸出は八十八萬五千六百米弗即ち一一・四であるが、ソ聯の對芬輸出は三百五十萬九千二百米弗即ち四七・四%である。斯かる芬蘭側の不圓滑なる通商義務の遂行は兩國今後の通商を阻害するものである。しかしながら芬蘭の現下の食料難に鑑みスタリン人民委員會議長は、五月三十日芬蘭駐ソ、パーシキヴイ公使に對し既送の一五、五七八噸の他更に二萬噸の穀物を可及的に速かに輸送することを約した。ミコヤン外國貿易人民委員は五月三十一日附を以てパーシキヴイ公使に對し前記數量の穀物を直ちに芬蘭に輸出するよう穀物輸出事務所に指令を通達し六月六日迄に芬蘭に鐵道輸送により七、五一四噸が輸送された。

三、スロヴアキヤ公使の更迭

新任スロヴアキヤ全權公使ユー・シム

コは六月二日モスクワに到着し、六月四日スロヴアキヤ國全權公使チソは外交團その他の見送りを受け離京した。六月九日新任公使はカリーニン最高幹部會議長に信任狀を捧呈した。

四、ソ聯重慶連絡航空路再開

モスコウスキー・ボルシエヴイーク紙は六月十日モスクワと重慶とを結ぶソ聯、支那間の航空路が再開された旨を報じた。同航空路はモスクワ—アルマアタ（カザクスタン）—迪化（新疆省）—哈密（新疆省）である。

五、日ソ通商交涉妥結

日ソ通商交涉はかねてから會談をかさねてゐたが六月十一日右交涉が妥結に達した旨日ソ共同コミュニケの形式を以て十二日外務省より發表された。

日ソ通商交涉妥結に關する
共同コンミュニケ

日ソ通商協定並に貿易及支拂協定締結の爲建川駐ソ大使とミコヤン外國貿易人民委員との間に二月十七日以來會議を重ねつつありたる處右交涉は双方の互讓的精神により順調に進み本月十一日右二協定案文決定のため手續を了せり

日ソ通商協定及貿易及支拂協定の內容要旨は次の通りなり

（イ）通商協定

1 有效期間五箇年、但特別に廢棄の通告をなさざる限り期間滿了後も自動的に效力を更新す

2 （イ）輸出入稅（ロ）輸出入禁止制限（ハ）船舶及貨物（ニ）稅關等の手續（ホ）屯稅、港稅水先案內料等に關し最惠國待遇を規定す

（ロ）貿易及支拂協定

1 有效期間一箇年、但特別に廢棄の通告をなさざる限り引續き一箇年宛延長せらる。

2 貿易は一對一の求償（卽ち輸出總額と輸入總額とを均等にす）に基き行ふ。

3 協定一箇年間に於ける輸出は生糸、繭、機械及器具類樟腦油、雜貨及其他三千萬圓輸入は石油、滿俺鑛、白金、肥料及雜品等總計三千萬圓輸出入總額六千萬圓なり。

4 取引の支拂は原則として同價に行ふ。尙協定共正式調印と同時に效力を發生す。

六、獨ソ國境緊迫說

駐ソ英大使サー・スタフオード・クリップスは六月六日モスクワ發一時歸國に途に及んだが、同大使のロンドン歸着と同時に國際政局は獨ソ關係が異常の關心を惹き特に獨軍がソ聯國境に沿つて續々集結してゐる旨を大々的に報じ、またロンドン、タイムス記者の報によれば獨はルーマニアのベツサラビア地方國境に駐屯中の獨軍に對し更に新銳部隊を增强、更に此等の部隊は六月初め頃ルーマニアに到着し、現在バルト海から黑海に至るソ獨國境近くには百箇師團の獨軍が全裝備を整へて待機中といはれてゐる。

七、ソ聯、獨ソ緊迫說否定

ソ聯政府は六月十三日タス通信を通じ右報道を否定次の如く發表した。

「バルカン作戰を完了したドイツ軍部隊はドイツ東部及び東北部に移動してゐ

るが、これは獨ソ關係とは何等の關聯をも有するものではなく、ソ聯が目下行ひつつあり乃至將來行はんとする演習を目してドイツに對し敵意あるかの如く解釋することも亦全然馬鹿げたことである。」

八、獨の對ソ態度不決定

六月十三日のクス通信の獨ソ關係緊張說否定に關し、獨國內消息通の觀測は二派に分かれてゐる。その一派は英本土上陸を目的とする獨の對ソ戰爭は不可能であると述べるもの、他の一派はドイツは對ソ作戰と對英作戰を同時に遂行する準備がありこれは所謂兩面作戰にはならぬといふのである。何等重要なきつかけも無いのにクス通信が突然獨ソ關係緊張を否定する發表を行ひ、且つ獨軍の東部國境集結の事實を認めたことは現在の兩國關係が少くとも平衡狀態を缺いたことを示したもので今後の情勢に就いて十分の注意を必要とする。なほ獨當局は十四日午後次の如く言明した。

『タス通信の否定電はドイツ以外から頒布された流言に基くものであるが、その內容の當否に就いてはドイツ側から說明を加へることは出來ない。但しドイツつつあり乃至將來行はんとする演習を目してドイツに對し敵意あるかの如く解釋することも亦全然馬鹿げたことである。」

八、獨の對ソ態度不決定

六月十三日のクス通信の獨ソ關係緊張說否定に關し、獨國內消息通の觀測は二派に分かれてゐる。その一派は英本土上陸を目的とする獨の對ソ戰爭は不可能であると述べるもの、他の一派はドイツは對ソ作戰と對英作戰を同時に遂行する準備がありこれは所謂兩面作戰にはならぬといふのである。何等重要なきつかけも無いのにクス通信が突然獨ソ關係緊張を否定する發表を行ひ、且つ獨軍の東部國境集結の事實を認めたことは現在の兩國關係が少くとも平衡狀態を缺いたことを示したもので今後の情勢に就いて十分の注意を必要とする。なほ獨當局は十四日午後次の如く言明した。

『タス通信の否定電はドイツ以外から頒布された流言に基くものであるが、そ

日)。芬政府また十九日夜半を期限として全豫備兵動員を發令した。

スウエーデン　六月十六日UPストツクホルム電によれば數日前よりスウエーデンにおいても陸軍豫備兵の召集が行はれ、またソ聯のバルチツク艦隊も非常警戒措置をとるやう命令されたと傳へ、他方ヘルシンキにおいて隨意立退きの勸告により婦女子の立退きがあると。

一二、獨外相ソ聯大使重要會談

獨ソ關係緊迫の折からリツペントロツプ獨外相は六月十八日フツシュルの山莊を出て急遽歸還、デカノゾフ、ソ聯大使と會見、二時間の長きに亘り協議を遂げた。

一三、獨ソ關係眞相依然不明

獨ソ關係が緊張しつつあることは明らかであるが眞相を捕捉するのは困難である。一說には既にベツサラビア國境で獨ソ兩軍の衝突が起つたと云ひ、又他の一說にはドイツはソ聯政府に對しベツサラビア地方をルーマニアに復歸せしめると共にドイツの支配下に立つウクライナを作ることを要求する旨の最後通牒を發したとも報じてゐる。また瑞典からの情報によれば數千の婦女子のソ聯各都市の引揚と同時にソ聯豫備兵の召集も行はれ、ソ聯からフイランドに來た旅行者談はモスクワ、レニングラード間鐵道沿線の驚くべきソ聯軍隊の動員これと同時にフインランドのベツサモから黑海に至るソ聯國境における獨軍の集結も疑ひを容れぬところであると傳へてゐる。

一四、獨ソ戰爭勃發

モロトフ外務人民委員は六月二十二日午前五時半駐ソ・シユーレンブルグ獨大使より開戰に關する通告文の手交を受け午後零時十五分よりラヂオを通じてソ聯の態度を闡明した。なほベルリンに於てはリツペントロツプ獨外相は六月二十二日早曉デカノゾフ、ソ聯大使を外務省に招致し、獨ソ兩國は二十二日をもつて交戰狀態に入つた旨左の如く通告した。

「ソ聯がドイツに對し引續き敵對行動に出で且つ赤軍が續々獨國境一帶に集結しドイツを脅威しつつある事實に鑑み獨政府は二十二日を以てソ聯と交戰狀態に入つた」

續いてリツペントロツプ外相はデカノゾフ大使に對し十六頁に亘る廣汎な通牒を手交しこれを以てドイツ政府はソ聯に對し公式に宣戰を布告した。

なほモロトフ外務人民委員はドイツの對ソ宣戰に對應してラヂオ放送を行ひソ聯全國民に演說した。(演說全文獨ソ戰の部參照)。

一五、獨ソ戰爭と各國の態度

伊太利　獨の對ソ宣戰と同時にチアノ外相はソ聯大使ゴレルキンを招致、伊政府は二十二日午前五時半より戰爭狀態にあるものと思惟する旨通告した。

スロヴアサヤ　獨ソ開戰に伴ひ三國同盟參加國スロヴアキヤは二十二日ソ聯との外交關係を斷絕した。

ハンガリー　ハンガリー政府は二十三日ソ聯との國交關係を斷絕する旨發表した。

クロアチア　パヴエリツチ主席は二十二日ドイツ公使より獨の對ソ措置の通告

を受けドイツ支持を表明した。二十三日對ソ進撃を開始す。

英國　チャーチル英首相は放送演說に於て自分は過去二十五ケ年間を通じ終始一貫共産主義には反對し來るも現在眼前に展開せらつつある情勢の前には主義は問題となり得ず我々はヒトラー及其一味とは決して協議せざるべく如何なる者も如何なる國家も獨逸と戰ふものは總て我々より援助を受くるべく如何なる國もヒトラーと行動を同ふするものは我々の敵である。我々はソ聯政府に對し我々のなし得る技術的又は經濟的の援助は勿論凡てソ聯に役立つことは如何なることをもなす用意ある旨申入れたと述べ對獨抗戰と對ソ援助の決意を闡明した。

米國　ウエルズ國務次官は新聞記者團との會見に於て米國はソ聯を支持する旨聲明した。六月二十四日にはルーズヴエルト大統領は米國は可能なる一切の對ソ援助を行ふ旨聲明し、財務省はソ聯の在米資金凍結管理を撤去する旨を發表し、二十五日にはウエルズ國務次官は米國は獨ソ戰に於てソ聯に對し中立法を適用しない旨言明した。

芬蘭　芬蘭政府は六月二十三日附公文を以てオーランド島嶼附近に水雷を敷設した旨二十六日關係各國に通告した。芬蘭外相はソ聯公使を招致しソ聯機の越境事件に對しソ聯の釋明を求め又芬蘭は現下の事態に鑑み中立及自國の安寧維持上オーランド島一部武備を實施するに同島非裝備約關係各國にも通牒を發した。六月二十五日に至り芬蘭は對ソ宣戰を布告した。

瑞典　瑞典政府は左の趣旨のコミュニケを發表した。獨ソ戰爭による新事態に直面せるに際し政府は國の獨立を維持し戰爭の局外に立たんとする方針を以て最善の努力を爲してゐる。然るに獨芬兩國より瑞典政府に對して諸威より芬蘭へ向ふ軍隊一個師團の瑞典鐵道により輸送許可を申出ありたるにより政府は議會に諮つた後國の主權に觸れない形において之を許可した。尙外務當局の外國新聞記者に對する聲明によれば右輸送許可は一回限りにて芬蘭より諸威への歸還輸送を含まず各輸送列車は瑞典側監督の下に瑞典國内を通し通過時間は約四十八時間と定められてゐる。本件以外の獨側との交涉案件は何れも中立維持の範圍内に屬するものであるとのことである。

丁　抹　六月二十七日非交戰國たるの宣言をなす。

佛蘭西　六月二十九日駐ソ佛蘭西大使はヴイシンスキー外務人民委員代理に對し兩國間國交斷絶の通告を行ふ。六月三十日グルラン佛副首相は駐佛ボゴモロフソ聯大使に對し在佛ソ聯外交其他の機關が安寧秩序に有害なる行動を採りたるを以て佛國政府はソ聯邦との國交を斷交する旨通告した。

土耳古　六月二十三日トルコ政府は中立を守る旨宣言した。二十五日駐ソトルコ大使アクタイを通じモロトフ外務人民委員に口頭を以て正式に通告した。

イラン　サイド駐ソ、イラン大使は二十六日外務人民委員部に對し口頭を以

て「イラン政府は完全なる中立を堅持する」旨を通告した。

一六、英國の對ソ援助

獨ソ開戰に關聯し英首相チャーチルは二十二日早くも對ソ援助の方針を發表する一方、イーデン外相は二十二日マイスキーソ聯大使との會見に於て英國のソ聯援助の確約を保障した。同方針は英ソ共同戰線を張るために軍事、經濟使節團のモスクワ派遣となつて現はれ、ソ聯政府に申入れたが、ソ聯はそれを受諾した旨正式に二十二日公表した。

かくして六月六日以來ロンドンに歸還してゐたクリップス駐ソ英大使はメーソン、マクファランド中將を首班とする英軍事使節及びローレンス・ーカドベリーを團長とする經濟使節の一行とを引連れて六月二十七日空路モスクワに到着した。同日一行はクリップス大使によつてモロトフ外務人民委員に紹介された。

一七、ソ聯情報局次長獨側宣言反駁

獨ソ開戰の六月二十二日におけるドイツのヒトラー宣言、對ソ覺書等による軍事行動開始の理由に關しロゾフスキー、ソ聯情報局次長は六月二十九日開戰以來第一回記者團會見においてドイツの獨ソ攻撃理由を反駁次の三點を强調した。

（一）ヒトラーは開戰宣言中でソ聯側の獨國境侵入の不法を責めてゐるが、事實は全く逆で本年一月から六月二十一日までの間にソ聯機の越境事件は僅か八回に對し獨機の越境は實に三百二十四回に及んだ。（二）リッベントロップ外相は二十二日の覺書中でソ聯が本年三月反獨戰線結成を條件としてトルコに保障を與へたと述べてゐるが當時のソ聯の聲明を想起すれば獨外相の覺書が如何に非常識なものなるか明からである。獨ソ開戰後トルコは米國と同樣イラン、アフガニスタンと共に中立維持を宣言したが、一體中立を宣言することが反獨戰線の結成を意味するのであらうか。（三）ヒトラーはモロトフ外務人民委員がベルリン訪問の際、ダーダネルス海峽のソ聯への讓渡を要求したと言つてゐるがその事實無根なることは既にソ聯政府が聲明したところである。

一八、交戰國の權益保護

ブルガリア政府は獨ソ開戰後ソ聯における獨の權益を代行管理することとなり六月二十三日その旨發表した。なほ建川大使はモロトフに二十七日面會イタリア政府の委囑を受けた在ソイタリア權益の保護に當る旨通告した。また瑞典政府は六月二十九日フインランド、イタリア及びルーマニアにおけるソ聯の權益の保護に當る旨正式に發表した。尙同國政府はモスクワにおけるデンマーク、フインランドの外交機關をも代表する模樣である。

一九、獨ソ外交官身柄交換交涉進捗

シュレーンブルグ獨大使、デカノゾフソ聯大使以下の兩國駐在外交官の身柄交換につきロゾフスキーソ聯情報局次長は二十九日目下モスクワに於て右に關する交涉がソ聯を代表するスエーデン大使館と、ドイツを代表するブルガリア大使館との間に進められてゐる旨を言明した。

二〇、イラン特命全權大使更迭

ソ聯最高會議部會はイラン駐剳ソ聯特命全權大使フイリモノーフ・エム・イエーを免じ、新スミルノーフー・アー・アーを同國大使に任命した。

二一、駐米ソ聯大使ウマンスキー米大統領と會談

六月二十七日ワシントン發タス電は駐米ソ大使ウマンスキーの米大統領との會談を報じてゐる。それによれば二十三日朝の會談はソ聯政府が米國に依頼した物資的援助は速かに容議せられ且つ多大の好感を以つて迎へらるであらうと述べたといふことである。

七月

一、ロゾフスキー言明

ロゾフスキー情報局次長は五日新聞記者會見席上に於いて日ソ關係に言及し次の如く述べた。

「近衛首相、松岡外相の聲明から判斷すると日本は獨ソ開戰前の政策に何ら變化を來してゐない」

二、イーデン援ソ確約

イーデン外相は五日リーズ（ヨークシヤイヤ）に於ける演說で英國はソ聯に對し軍事、經濟双方に於て全幅的援助を與へる方針であり、最早これに關し何等の留保も躊躇もするものではないと確言した。消息筋では右のイーデン外相の言明はソ聯政府が英國側のソ聯に對する一層積極的な援助を希望してゐるとの報道に對する回答であると見てゐる。なほ外交筋情報によればソ聯政府は英國がソ聯に與へてゐる協力の形式範圍及び速度に滿足してゐないと云はれるが、一部では英ソ兩國間には既に事實上經濟協定が締結されたと解し、右協定は英國が多量のマレー産ゴム及び多分錫もソ聯に引渡す約束を骨子としたものであると見る向もある。

三、ソ軍事使節着英

英國政府は七日ソ聯軍事使節團が英國に到着した旨發表した。

四、建川大使伊人引揚取極

建川大使は二日午後三時外務人民委員部にヴイシンスキー次長を訪問、駐ソイタリア人の引揚げに關し取極を行つた。

五、獨伊ソ外交官引揚げ交涉

ソ聯政府當局は去る二十九日獨ソ外交團の身柄交換交涉が進涉中なる旨言明したがシユーレンブルグ獨、ロツソ伊兩大使以下ソ聯駐在の獨伊兩國外交團とデカゾノフ駐獨、ゴレルキン駐伊兩大使以下のソ聯側外交官との身柄交換が近日中にイスタンブールで行はれることゝなつた。

六、建川ロゾフスキー會見

建川大使は十一日午前六時半ロゾフスキー外務人民委員部次長を問間、約一時間要談を遂げた。

七、建川モロトフ會見

建川駐ソ大使は十五日午後九時クレムリンを訪問、一時間以上に亘りモロトフ外務人民委員と重要會談を遂げた。

八、獨ソ引揚外交官交換

獨ソ開戰に伴ふ兩國間の、在外交官及在留人の交換に就てはブルガリア公使館を通じて交涉が進められてゐるがその結果シユーレンブルグ大使以下獨大使館員

及びレニングラード、バツームの獨領事館員一行はブルガリア及びトルコ政府の援助のもとに十三日午前無事ソ土國境を通過しトルコ領内に入つた、又ソ聯國内に抑留されてゐたドイツ人約百名も無事トルコ領内に到着した。尙在ウラジオストツク獨總領事館員も十二日無事滿洲國領内に入つた。一方在獨ソ聯人の引揚もデカノゾフ大使を始め夫々ソ土國境を通じて引揚を行ふ準備が進められてゐる。

九、伊ソ外交官交換

伊ソ兩國外交團の身柄交換は十五日トルコ、ブルガリア國境に於て執行される旨十四日當局から發表されたが、交換人員はソ聯側は新聞通信員を含めて百七五名イタリア側は廿七名である。

十、英ソ軍事協定調印

クリツプス駐ソ英大使及びモロトフ外務人民委員は十二日夜モスクワに於いて英軍事協定に調印した。

十一、英ソ軍事協定調印式

英ソ軍事協定調印式は十二日午後五時十五分クレムリンにおいてヴイシンスキー外務人民委員部次長、シャポーシユニコフ國防人民委員部代表並に英國側經濟軍事使節等の參列の下にクリツプス駐ソ英大使及びモロトフ・ソ聯外務人民委員の間に行はれた、調印式終了後ソ聯側はスターリン議長も出席してクレムリンでレセプシヨンを行つた。なほ今回の英ソ軍事協定締結は一九一八年以來最初のものである。

十二、英ソ軍事協定

ロゾフスキー・ソ聯情報局次長は十三日記者團との會見で英ソ軍事協定につき次の如く言明した。

「英ソ軍事協定成立は國際情勢を一變せしめる歷史的重大事件である。ドイツ並にその衞星諸國は今回自由を愛する民衆の眞に强力な提携に直面したことゝなるのだ。二大强國たる英ソ兩國は對獨戰遂行の爲相互援助を誓約し、世界最大工業國たる米國また英國の側に立つてゐる。ドイツはソ聯に襲ひ掛かつた時にすら英ソが共同戰線を張り得ぬだらうと打算して掛つてゐたが、この打算は今や完全にはづれドイツは相手を次々と仆して行く方法を採り得ずして多面戰線を持つに至つたのである。英ソ軍事協定は歐洲並に全世界の支配を目持すドイツ・ファシズムの絶滅を不可避的に齎すであらう。又英ソ協定と日本の關係についていへば同協定はソ聯政府が第三國と締結した如何なる條約義務にも影響を及ぼすものではない。從つてソ聯政府は日ソ中立條約によつて規定された地位を遵守するであらうし、それが理論的にも政治的にも當然のことであらう」

十三、チエコソ聯協定

ソ聯と在ロンドンチエツコスロヴアキア政府との協定は十八日ロンドンのソ聯大使館でマイスキー駐英ソ大使とマサリツク外相との間に調印されたが、右協定は兩國の對獨共同戰線を內容とするものである。

十四、米ソ聯使節派遣說否定

最近米國內に於ては米國よりの對ソ物資輸送を容易ならしめるため政府が特派使節をウラジオストツクに派遣せんとし

（一）ソ聯は二十萬にのぼるボーランド捕虜を釋放し對獨戰線の一翼を構成せしめる。

（二）一九三九年締結された獨ソ間のボーランド分割協定に依るソ聯領土をボーランドに返還する。

（三）ソ波間の形式的な戰爭狀態を停止する。

十九、ロゾフスキー言明

ロゾフスキーソ聯情報局次長は卅一日の外國新聞記者會見で、卅日ロンドンで成立したソ聯・ボーランド間の新協定及びホプキンス米特使のソ都來訪につき次の如く語つた。

ソ聯とボーランドとの間に外交關係復舊に關する協定が成立したことはホプキンス特使の來訪と相俟つてヒツトラーに對する打擊であり、我々自由愛好國にとつて利益である。此の二つの事件の意義はヒツトラーをして民主主義國の反獨共同戰線が擴張されたことを反省せしめるにある。ホプキンス特使が何のためにモスクワに來訪したかは彼自身が語つてゐる通りで殆んど附言する必要がない。またソ波協定の成立はスラヴ民族の根絶を標榜するヒツトラー主義に對してソ波兩國のスラヴ民族がますゝ緊密に結合していくことを示すものである。波ソ兩國民は過去一世紀に亘つてツアーの專制から解放されるべく共同の戰鬪を續けて來たが、その間の强力なる友好的連繫を思へばソ聯はボーランド人を憎む氣にはなれない。そしてボーランドはいまや我々と共同の敵を持つてゐる。そして今回の新協定は何よりもまづ兩國民がヒツトラーに對し共同して戰ふのだと言ふ意志を表明したものである。ソ聯はこの協定に於て自由にして獨立なるボーランドの再建に加擔することを全世界の前に公言したのである」

八月

一、ホプキンス、モスクワを去る

米武器貸與計畫局長官ホプキンスは七月末モスクワ訪問以來、屢次にわたりスターリン、モロトフ等ソ聯首腦と會見、米國の援ソ問題などにつき要談を重ねてゐたが二日モスクワを出發した。

二、米ソ通商協定更新

四日の米國務省の發表によれば米ソ兩國は四一年八月六日を以て期限滿了となる米ソ通商協定を向ふ一ケ年間更新した。新協定によりソ聯は米國からあらゆる經濟的援助を獲得し、その註文に對し優先權が與へられることとなつたか、ウマンスキー駐米ソ聯大使とウエルズ次官は協定適用方法につき覺書を交換した。

更新された協定の特徴は

一、ソ聯が米國で購入する物資の限度が持示されてゐないこと、一、兩國間の爾後一ケ年間の貿易は從來の商業的考慮を離れ、兩國の國防資材がその大部分を占めるだらうといふこと、一、ソ聯を最惠國待遇としてゐること、などである。

三、英ソ艦隊北洋で連絡

英海軍省六日發表によれば英ソ艦隊は北洋で連絡を完了した。これはムルマンスクから英本土に至るノルウエー、フインランド沿海を封鎖せんとする目的をもつといはれる。

四、米軍用機、石油などソ聯へ

米石油調整官イックスの言明によれば米國は國內殊に西海岸のガソリン不足が豫想されるに拘はらず油槽船四隻をソ聯に讓渡、ガソリンを供給することになつた。

また八月初旬米國製戰機、爆撃機數百機が下旬には工作機械一千トンソ聯へ向け發送されたといはれる。

五、日ソ間に紛爭發生說否定

ロゾフスキー情報局次長は七月の記者團會見で、「極東において日ソ間に紛爭が發生してゐるやうな噂が流布かれてゐるが日ソ關係は中立條約締結當時と同樣何等の變化もない」と言明した。

六、英ソ通商協定成立

ソ聯政府の發表によれば英ソ間に通商協定が成立、ミコヤン貿易人民委員とクリップス英大使の間で十六日調印を見た。

その內容は

一、英國はソ聯に對し一千萬ポンドのクレヂット供受を許容

一、クレヂット供受期間五ケ年、利率年三分

一、右クレヂット滿額後は兩國間でクレヂット額の增加について協議するこの協定により英國はソ聯に對しゴム、錫、羊毛、皮革、塗料、麻、マンガン、グリセリン、木材などを供給するものといはれる。

七、ソ波軍事協定成立

ソ聯政府と在ロンドンポーランド亡命政府との軍事協定は八月十四日モスクワで締結され、兩國代表間に調印を見た。

八、ソ聯イランに獨人追放を要求

英ソ兩國政府は二十日イラン政府に對し約一週間の期限付で三千人の在イラン獨逸人を退去せしめるやう要求した。

英ソ兩國はこの要求は拒絕されるものと見て兩國聯合軍を國境に待機させ、一方イウン政府も隊備兵を召集、陸軍を二十萬に增强した。

九、英、ソ兩軍イランに侵入

英ソ兩軍は廿五日早朝遂にイランに進駐を開始したが、ソ聯軍の侵入地點は東方カスピ海岸アスタウ附近、中部國境ナキチエヴアンであつた。またソ聯全軍は同日タブリスを空襲した。ソ聯軍の兵力は五、六個師團、約八萬。

なほ廿五日早朝モロトフ外務人民委員は駐ソイラン公使モハメド・サエドにソ聯軍イラン派遣の覺書を手交した。

英軍はわづか二日でイランの南部中部の石油產地を占領確保、またソ聯軍は廿五日タブリスその他北部の要衝を占領。

十、イラン休戰提議

廿七日イラン國王レザ・シヤー・パーレヴイは英ソ兩國公使を招き卽時停戰を提議、イラン在留ドイツ人を一週間內に追放することを保障した。廿八日はイラン軍に停戰命令が發せられアリ・アンスル內閣は總辭職しアリファルギ新內閣が誕生した。

一一、米使節ハリアン、モスクワへとぶ

ルーズベルト大統領はエブリル・ハリマンを團長とする特派使節團をモスクワに派遣するむね發表した。

九　月

一、ソ聯軍に進擊停止命令

英ソ兩聯軍は、一日テヘラン西方四百キロイラク國境附近シンネーで最初の聯絡を確保したが同日ソ聯政府はイラン遠征軍に進擊停止命令を發した。

二、イラン休戰協定成立

三日英ソ兩國政府代表はイラン政府に對し左の如き停戰條件を提出した。

一、西南石油地帶の占據

一、ペルシヤ灣とカスピ海を結ぶ鐵道その他戰略的重要地點の占據

一、タブリスの占據

イラン政府は九日英ソ側から提出の休戰條項を受諾、イラン議會もこれを承認した。その內容は、

一、ソ聯軍はテヘラン北方約八十キロの線からカズヴインに至り更に西南下してイラク國境に至るまでの北部イラン全地域を占領する

一、英軍はハマダン地方以南の全イラン領を占領する（但しテヘランを含む中部イランは占領區域より除外す）

一、外交代表並にイラン政府にとり必要な特殊技術者を除く約七百人と推定される全ドイツ人を拘禁する。

一、イタリア、ハンガリー、ルーマニアの公使館は閉鎖せしめる。

一、交戰地區たりし全地域の治安維持は英國がこれに當る。

一、道跡、銀道、飛行場は英ソ兩國がこれを管理する。

三、モスクワ會議ソ聯側代表決定

十五日英國は軍需相ビーヴアブルツク以下八名のモスクワ會議英側代表の顏觸れを發表したが、ソ聯側も十八日つぎのごとくその代表を決定發表した。

代表團長　モロトフ外務人民委員

代　表　ヴオロシーロフ國防委員會委員、ミコヤン外國貿易人民委員、マルイシエフ中型機械製作工業人民委員、クズネーツオフ海軍人民委員、シヤーフリ

ン航空工業人民委員、ヤコブレフ國防人民委員部砲兵局長

四、モスクワ三國會談開く

モスクワ會談に特派された英米代表は廿八日モスクワに到着、直ちにスターリン議長、モロトフ外相、リトヴイノフ前外相を訪問、三時間にわたり重要協議をとげたが、廿九日にはクレムリン宮において世界注視のうちに、第一次正式會議を開催、モロトフの同會で二時間半にわたつて行はれ、六の分科委員會委員を決定、委員は十月二日までにそれぞれ專門的見地から對ソ援助に關する具體的意見書を作製することとなつた。

五、ド・ゴール政權承認

廿六日マイスキー駐英ソ聯大使はド・ゴール將軍との間でソ聯と「自由フランス」との關係を確立するむねの覺書を交換、これによつて將軍を「自由フランス」の指導者として承認しその他これに對する援助、戰後の約束などにつき協議した。

六、ソ聯訪米使節團

八月末北氷洋方面を經由、アメリカへ向つたソ聯の使節團は使節團長グロモフ以下四十八名をのせワシントンへ飛んだが、米陸軍省の發表によればこれらの使節團の使命は米國航空工業の視察にあると。

七、英ソ合同勞働會議案

英國勞働組合は英ソ政治軍事協力に呼應し、ソ聯勞働組合と積極的に提携することとなり、その具體案として、同數代表よりなる英ソ合同勞働協議會を設置することを二日の總會で可決し、英シトライン書記長はモスクワに赴きソ聯側と交涉することとなつた。

八、ソ勃關係緊張

獨軍の壓倒的勝利にバルカンでは中立國ブルガリヤが漸次樞軸側に傾き同國內の反ソ熱が昂まつたが、十一日モロトフ外相はブルガリヤ公使に覺書を手交、勃國が樞軸國に對ソ攻擊基地を提供せんとしてゐるとて嚴重抗議した。これに對し勃は總動員法發令を以て應へ、ソ聯人は續々勃から引上げを開始した。ソ聯は勃國の拒絕的回答に抗議し、逆にまた勃はソ聯に對しその落下傘部隊がブルガリヤに着陸した事件に對し抗議するなど月末には兩國の國交斷絕が時間の問題と見られるほど兩國關係は險惡化した。

十　月

一、初旬の獨ソ戰況

ウクライナ戰線の獨軍はクリミヤ半島の入口に迫つたが一方またソ聯經濟の心臟部たるドネツ側流域地帶に進入しその中心ハリコフに肉迫した。

モスクワ正面戰線ではヴイヤジヤ、ヴリヤンスク方面で八月八日に激戰が展開された。七日にはオリヨールが陷落した。

ヒツトラー總統は、一日夜東部戰線全軍に對し布告を發し、赤軍の捕虜は二百五十萬に達し戰利品は巨大な量に上りソ聯は打擊を受けて再起不能となつたが獨逸國內の軍需品生產力及び輸送力は確固たるものであり十二分の勝算がある事を强調した。これに對しソ聯情報局長シチ

エルバコフは反駁聲明を發表した。

二、オデツサ、カリーニン陷落

十一日にはツーラの占領が傳へられ十二日にはヴリヤンスク、十三日にはヴイヤジマ、十四日にはマリウポリをそれぞれ放棄したむね赤軍側でも認めたが十六日にはルーマニア軍はオデツサ市内に入城しルーマニア積年の希望が達せられた。また同日モスクワ戰線の南北二要衝カルガ及びカリーニンキ陷落しソ聯側にモスクワ撤退の準備を開始した。

三、オデツサ羅領へ編入

ルーマニア軍十九日發表によればオデツサはドニエストル側東部の占領地帶に設けられた羅領新行政地區トランス、ドニエストリヤ地方に併合されこの地方の首府に指定された。

四、ソ聯政府一部と外交團クイヴイシエフへ

十五日外務人民委員部は在モスクワ外交團に對しモスクワ避難を通告、外交團一行はクイヴイツエフへ移轉した。

五、芬國失地回復

ソ聯軍はソ芬戰線でも振はず一日カレロ・フイン共和國首府ペトロザヴオドスクはフインランド軍に占領された。

六、英に對芬洪羅宣戰要請

ソ聯は英國かソ聯の敵國たるフインランド、ルーマニヤ、ハンガリーと國交を續けることは足並不揃ひの感を免れずとなし、英國の三國に對する實戰を要請した。

七、浦鹽ルート使用中止

米國海事委員會は二十二日援ソ物資のウラジオストック向輸送を停止しアルハンゲリスク經由を主として採用するむね發表した。

これは浦鹽から歐露への鐵道輸送難をはじめ純技術的理由によるもので、日本の情勢とは全く無關係であるとハル國務長官も發表した。

八、モスクワ會議終了

ソ聯政府は一日午後三國會議が終了したむね左のごとき コンミュケを發表した。

モスクワに於ける英米ソ三國會談は豫定より二日早く一日午後の第二次本會議を以て終了した。今回の會談の結果次の二點に關して協定が成立した。

一、英米兩國はソ聯軍、政府當局の行ふべき凡ゆる要求に應ずる。

一、ソ聯は英米兩國が可急的に必要とする物資の大量供給を行ふ。

スターリン首相は英米兩國の原料、工作機械、軍需品の對ソ供給に關し又兩國がソ聯の抗戰力に確信を抱いてゐる事實に對し感謝の意を表明。これに對しハリマン米代表並にビーヴアーブルツク英代表は對ソ資材の大量供給に依りソ聯の武器の生産は著しく增大するべき旨確言した。

九、三國會談の成果

英米ソ三國會談の成果につきソ聯、英、米各代表團は夫々一日左の如きコンミュニケを發表した。

ソ聯代表團コンミュニケ

英米ソ三國會談は成功裡にその事業を達成し會議開催の目的と一致する重要な諸決議を可決した。而して會議はあらゆる自由愛好國にとり不倶戴天の仇たる敵國に打勝つための共同の努力において三國が完全なる一致と緊密なる協力を顯示した。

英、米使節團長共同コンミュニケ三國の會談はソ聯の軍事並びに政府當局が要求した凡ゆる資材を殆ど全部ソ聯に提供するに決定した。一方ソ聯政府は英米兩國が緊急に必要とする原料を大量に兩國に供給した。更に輸送方法についても十分な檢討を遂げ、凡ゆる方面の輸送能力を增加する方法が立案された。英米兩國はソ聯政府が原料を豐富に提供したことを深く感謝し、この原料が兩國に於ける武器の增産に多大の貢獻をなすものと確信する。

十一月

一、リトヴイノフ駐米大使に

十一日のタス通信によれば前ソ聯外務人民委員リトヴイノフは駐米大使に正式任命されウーマンスキー駐米大使は外務人民委員部顧問に任命された。

親英米派の巨頭リトヴイノフを駐米大使に任命したことは米國の反ソ勢力を慰撫し米國を參戰せしめることを意味するとの觀測が下されてゐる。なほリトヴイノフは外務人民委員部次長兼任を命ぜられた。

二、米ソ聯へ十億ドル貸與

六日の米國務省の發表によれば、ルーズベルト大統領は初めて武器貸與法に基きソ聯に對し、總額十億ドルの借款を許與することに決定した。その內容は

一、該借款は利息を伴はず、返濟は戰爭終了後五年目に開始され十年後に完了する。

一、ソ聯は支拂の一部として原料資材並に各種物資を提供する。

三、スターリン米大統領へ返翰

米國の十億ドル借款申込のルーズベルトの書簡に對し、スターリン首相は滿腔の讃意を表する返翰を送つたがこの內容はソ聯政府から公表された。

四、米ソ聯に工作機械優先供給

米國防生產管理局優先部では工作機械業者に優先命令を發し、價格一千萬乃至一千五百ドルの工作機械をソ聯に向け發送するやう命令した。

五、米ソ聯に軍事使節團派遣

十九日米紙報道によれば、米國政府はジョン・グリーリー少將を團長とする軍事使節團を編成中で一行はアルハンゲリスクに向け近く出發するとその目的は

一、米ソ兩國間の軍事問題につきソ聯參謀本部と協議する。

一、武器貸與計畫による軍需物資の補給狀態の監督

一、ソ聯側の希望によつては米軍事顧問をソ聯に常設する。

六、米のソ芬調停問題

米國政府は過般ソ聯政府の平和提案をフインランド政府へ傳達したが、フインランド政府側ではそのやうな事實はないと放送したので駐米芬公使プロコペとウエルズ次官との覺書を公表して交涉經過を明らかにした。

發表された覺書によればソ聯政府は八

月中旬フインランド政府と平和條約を締結する用意があつたが、それはフインランドの領土の譲渡を含むものであつた。

ところがリト部駐米ソ聯大使も十日このやうな事實はなしと否定し、米國の調停失敗はもちろん、和平案の出所が謎とされ、アメリカでは物議を醸した。

七、ソ芬調停につきソ聯發表

ソ聯外務人民委員部は米國のソ芬調停失敗の責任はフインランドにありとして十八日芬國政府の對米回答に對し駁文を發表した。

(一) ソ芬調停の米政府覺書に對する去る十一月十二日附芬政府の回答を見るに右はソ聯に對し惡意の虚構を加へたものである。

(二) フインランドの對ソ關係はソ聯の侵略から自國を守るにありと主張してゐるが、同國の獨立はソ聯の手で實現されたる事實に鑑みればこの主張の矛盾は明白である。然るにフインランド政府はソ聯の敵と共にフインランドをソ聯攻撃の基地とした。

(三) フインランドがドイツの對ソ戰に參加したのはソ芬平和條約の調印後間もなくソ聯がフインランドに不當の要求を提出した爲めと稱してゐるがこの詭辯に對しては次の反證がある(イ)ソ聯のハンゲ半島(フインランド南部)通過問要求一九四〇年九月六日のソ芬特殊協定で取極めてある。(ロ)アーランド島(ボスニア灣)の非武裝、及び同島に於けるソ聯領事館設置も亦ソ芬特殊協定で取極めてある。(ハ)ソ聯のフインランド內政干涉は全然事實無根なるのみならず芬當局は國內の親ソ派に危害を加へた。

八、對日中立聲明

ロゾフスキーソ聯情報局次長は十八日の新聞記者會見に於てソ聯の極東政策は現在に於てもなほ日ソ中立條約を根幹とするものである旨言明した。即ちこの日の會見に於て行はれた『日米開戰の場合ソ聯は英國と同樣の態度に出るか』(一時間以內の宣戰を示唆するものか)との質問に答へてロゾフスキー次官は『かゝる問題は新而記者會見で問題にされるべき性質のものではない。しかしソ聯が極東の隣國との間に締結せる中立條約を基本とする政策を維持してゐると云ふことは銘記して置くことが必要である」と言明した。

九、英に再度宣戰要求

十月以來ソ聯政府は英國政府に對し、芬、洪、羅三國に宣戰を布告するやう要請中であつたがマイスキー駐英大使は十一月中旬二度にわたりイーデン外相を訪問、對三國宣戰を要求したといはれる。

一〇、日米交渉に對するソ聯の態度

十一月中旬日米交渉開始以來ソ聯官邊は多大の關心を拂ひ、殊にその日ソ關係に及ぼす影響に鑑み交渉の經過を注視してゐたが、日頃極東問題につき沈默を守つてゐたソ聯各紙も十八日には突如外電欄の大部分を費して日米折衝に關する報道を掲げたが、記事はいづれも日米の前途を悲觀したものに限られてゐた。

十二月

一、ソ波友好援助條約締結

ソ聯政府はシコルスキー波蘭大統領の訪露を機會に、ポーランド亡命政府との間に友好援助條約を締結し、四日モスクワにおいてスターリン議長とシコルスキー大統領の間に共同宣言調印が行はれた。

二、ソ聯單獨講和說否定

ブラウダ紙は十日ソ聯單獨講和說を否定「ソ聯はまた獨軍に占領されてゐない領土の保持を條件にドイツと單獨講和をするといふやうなことは絶對ない。ドイツとの和平は英米兩國と共同して行はれるものである」と報じた。

三、英國三國に宣戰

ソ聯政府は十月以來屢次英國政府に對しフインランド、ルーマニヤ、ハンガリー三國に宣戰を布告されたいと要請してゐたが英政府は六日に至り五日三國に對して發した最後の通牒が拒絶された結果遂に三國との間に戰爭狀態が存在してゐる旨宣言した。

四、ソ聯兵滿洲國に越境

ソ滿東部國境東寧南方約五十キロの地點に二日ソ聯の武裝兵五名が越境侵入し來り、皇軍警備隊と交戰、うち二名が射殺され他は國境外に擊退されたが、四日には東部國境十八界標西南二キロゾロクヤ河上流にソ聯諜略部隊十四名がわが警備隊を攻擊、一名が射殺された。

五、米の對ソ援助進捗せず

米國の對ソ援助に關しては輸送路の問題をはじめ種々な困難から實情はその外交的な華々しさに反し、豫想通りの効果を疑はれてゐるが三日のニューヨーク・タイムス紙はつぎの如き報道を掲げてゐる。

十、十一の二ケ月間に米國がソ聯に對して引渡した軍需資材の實際量は過般のモスクワ會談で米國がソ聯に約束したものより遙かに不足してゐる。これは次の如き理由による。

(一)輸送船艦の不足、例へば約束の物資を輸送するに必要な船舶の半數以上は目下艤裝中である。

(二)ソ聯に約束しただけの軍需品を浮かせることに英國はもとより米國陸海軍が仲々承知しない。

(三)アルハンゲリスク港の荷役施設に關する情報の不足

(四)ソ聯に對し約束した軍需資材の引渡しが加米洲諸國及び重慶向けその他の先約と極東情勢安定のため他の方面へ振換へられ勝ちなこと

この結果モスクワとワシントンの間には不安の念が醸され、また米ソ兩國は英國に對し更に多量の軍需品をソ聯へ送るやう壓力を加へてゐる。

六、ソ聯日ソ關係不變聲明

ソ聯當局は一日に行はれたロゾフスキー情報局次長の日ソ中立條約は不變なるむねの聲明を八日再び確立した。

七、英ソ會談

卅日ソ聯政府發表の英ソ會談に關するコンミュニケ

「一九四一年十二月下半スターリン議長、モロトフ外務人民委員はイーデン英外相とともにモスクワにおいて會談を行ひ、戰爭遂行ならびに戰後における歐洲

一九四二年上半期概觀

本年上半期のソ聯外交の主なる事件を擧ぐれば、まづ二月中旬米國では新たに十億ドルの借款をソ聯に供與する旨發表した。三月廿日には昨年以來進められて來た日ソ漁業條約交渉の結果、第七次暫定協定が締結された。また四月十三日ソ中立條約記念日に際し、プラウダ紙はソ聯の對日中立態度を明かにし、日本側でも東郷外相が四月廿二日は經聯で、五月廿七日第八十臨時議會でソ聯は中立を守り、その領域を軍事基地として日本の敵國に與へることなどはないことが確認された旨表明した。一方英米關係は英國では二月末クリップスが入閣、親ソ內閣が出來上つた。五末にはモロトフがロンドン、ワシントンを訪問、英ソ軍事同盟、米ソ經濟協定が締結された。後者はいふまでもなく武器貸與、對ソ援助强化を目的とするが、前者の內容は、その對象が歐洲就中ドイツに限定されてゐること、單獨不媾和、第二戰線結成、條約期間二十ヶ年などである。

中亞方面では、イラン北部のソ聯軍が三月末から行動を開始、日々南下を續け、四月中にイランの大半を占領した模様である。これは英軍との完全な妥協に基いたもので、イラン政府は國王が蒙塵し、親ソ的に改造された。獨ソ戰線では夏季攻勢の序幕ともいふべきケルチ半島攻撃が五月上旬開始され十五日にはケルチは陷落、一方ハリコフ戰線のソ聯側の反撃も獨軍のどんでん返し戰法により、失敗に歸した。六月中旬にはセヴアストポリに對する猛攻の火蓋が切られ、早くも赤軍撤退が傳へられてゐる。

ソ聯邦外交年誌

（自一九一八年至一九四一年六月）

一九一八年

十一月十三日＝全露中央執行委員會プレスト、リトフスク條約廢棄を宣言。

一九一九年

十二月三十一日＝エストニヤと休戰條約調印。

一九二〇年

一月二十日＝聯合國、一九一九年十月十日宣言の對ソ封鎖を正式に解除

二月二日＝ロシヤ共和國對エストニヤ平和條約調印。

四月六日＝極東共和國樹立宣言。

七月十二日＝ロシヤ共和國對リスアニヤの國交恢復條約調印。

八月十一日＝ロシヤ共和國對ラトヴイヤ平和條約調印。

十月十二日＝ロシヤ共和國及ウクライナ共和國對波蘭、平和豫備協定並に休戰條約調印。

十月十四日＝ロシヤ共和國對芬蘭、平和條約調印。

一九二一年

二月二十六日＝ロシヤ共和國對波斯、復交條約調印。

二月二十八日＝ロシヤ共和國對阿富汗、復交條約調印。

三月十六日＝ロシヤ共和國對土耳古修好條約調印ロシヤ共和國對英國通商條約調印。

三月十八日＝ロシヤ共和國及ウクライナ共和國對波蘭平和條約調印。

五月六日＝獨逸との暫定協約調印。

九月二日＝ロシヤ共和國對諸威國暫定協約調印。

十二月七日＝ロシヤ共和國對塊太利暫定協約調印。

十二月二十六日＝ロシヤ共和國ゼノア會議に參加。

一九二二年

一月七日＝ロシヤ共和國對丁抹豫備協定調印。

一九二三年

四月二十三日＝ロシヤ共和國對丁抹豫備協定調印。

五月十六日＝ロシヤ共和國對獨逸政治條約ラツパロに於て調印。

六月五日＝ロシヤ共和國對チエツコスロワキヤ復交暫定條約調印。

十一月十五日＝全露中央執行委員會、極東共和國のロシヤ共和國への合併を宣言。

十二月二日―十二日＝ロシヤ共和國、波蘭、ラトヴイヤ、フインランド及エストニヤ間の軍縮會議モスクワに於て開催。

一九二四年

二月二八日＝ソ英復交。

二月七―十一日＝ソ伊復交。

二月十五日―三月十日＝ソ諾復交。

二月二十五―二十七日＝ソ墺復交。

三月八日＝ソ希復交。

三月十五―十八日＝ソ瑞復交。

の平和および安全に關するあらゆる問題につき意見の交換をとげた。マイスキー駐英ソ大使、クリプス駐ソ英大使は右會談に出席した。また若干の命令にはカドガン英外務次官、英參謀次官ナイ中將が出席。双方とも戰爭遂行、特にナチスドイツ打倒のため必要なる方策の採用につき意見の一致を見た、戰後における平和および安全の機構についての意見の交換は極めて重要であつた。

八、英ソ對獨共同作戰說

モスクワでの、英ソ軍事政治會議は兩國の間に完全な諒解成立し、この新たなる立場から對獨戰遂行に必要な共同作戰計畫の細目決定を見たとユービー電は報じたが詳細不明。

九、英ソ聯を對日戰に馳立つ

二十九日のニューヨークタイムス紙によれば英ソ會談においてイーデン外相はソ聯を使嗾し、對日戰に參加を勸誘したがソ聯は對獨戰で手一杯のためイーデンの要求に應じなかつたといはれる。

五月三十一日＝ソ支復交。
六月十八日＝ソ丁復交。
八月八日＝ソ英一般條約調印。
十月二十八日＝ソ佛復交。

一九二五年

一月二十日＝日ソ復交。
十二月十七日＝ソ土修好及中立條約調印

一九二六年

四月二十四日＝ソ獨修好及中立條約調印
八月三十一日＝ソ阿富汗中立及相互不侵略條約調印。
九月十八日＝ソ・リスアニヤ修好中立條約調印。

一九二七年

十月一日＝ソ波斯保障及中立條約調印。

一九二八年

二月十五日＝軍縮會議準備委員會に於てソ聯邦代表より軍備即時撤廢案提出。
三月二十三日＝軍縮會議準備委員會に於てソ聯邦代表より軍縮撤廢案提出。
十一月一日＝ソ聯邦イエメン修好及通商條約調印。

一九二九年

一月二十五日＝獨逸との和協手續に關する協約調印。
二月九日＝ソ聯邦、波蘭、ラトヴイヤ、エストニヤ及ルーマニヤ間に、ケロッグ條約期限實施に關するモスクワ議定書調印。
五月二十七日＝東支鐵道紛爭事件勃發。
七月十五日＝英國政府、一九二七年五月二十七日斷絶せる對ソ關係恢復準備に關する聲明。
八月六日＝ソ聯邦革命軍事會議、特別極東軍編成に關する司令を發布。
十月三日＝對英係爭問題調整手續に關する議定書調印。
十月十二日＝特別極東軍、支那軍の襲撃を反撃。
十二月三日＝東支鐵道の紛爭はソ聯邦の提出せる條件を以て解決。
十二月十七日＝一九二五年締結のソ土修好及中立條約の效力存續。

一九三〇年

四月十六日＝ソ英通商暫定協約調印。

一九三一年

三月七日＝一九二五年締結のソ土修好及中立條約擴大更新に關する條約調印。
五月六日＝一九二六年締結の對リスアニヤ修好中立條約存續條約調印。
六月二十四日＝一九二六年締結のソ獨修好及中立條約の存續條約調印。
七月二十四日＝アフガニスタンとの中立及び不侵略條約調印。
十月三十日＝一九二五年、一九二九年及一九三一年締結せるソ土諸條約存續に關する議定書調印。

一九三二年

一月二十一日＝フインランドと不侵略條約調印。
二月五日＝ラトヴイヤと不侵略條約調印

四月二十二日＝フイランドと和協手續に關する協約調印。
五月四日＝エストニヤとの不侵略條約調印。
六月十六日＝エストニヤと和協手續に關する協約調印。
六月十八日＝ラトヴイヤと和協手續に關する協約調印。
七月二十五日＝波蘭と不侵略條約調印。
十一月二十五日＝波蘭と和協手續に關する協約調印。
十一月二十九日＝佛蘭西と不侵略條約調印。
十一月二十九日＝佛蘭西と和協手續に關する協約調印。
十二月十二日＝對支關係恢復に關する通牒交換。

一九三三年

七月一日＝英國、ソヴエート品輸入禁止令廢止。
七月三日＝ソ聯邦、アフカニスタン、エストニヤ、ラトヴイヤ、波蘭、ルーマニヤ、土耳古の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。
七月四日＝ソ聯邦、ルーマニヤ、チエツコスロワキヤ、土耳古間の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。
七月五日＝ラトヴイヤ侵略國定義協約調印。
八月十一日＝ソ聯邦ウルグワイ外交關係恢復。
十月十日＝米國大統領と親書交換。
十月十六日＝米ソ復交成立。

一九三四年

二月六日＝ソ洪復交成立。
三月二十一日＝ソ英通商條約批准書交換
四月四日＝エストニヤ、ラトヴイヤ、エストニヤと不侵略條約延長。
四月七日＝芬蘭と不侵略條約延長。
五月五日＝波蘭と不侵略條約延長。
六月四日＝リスアニヤと不侵略條約延長。
六月九日＝ソ聯邦對ルーマニヤ復交條約締結。
六月九日＝ソ聯對チエツコスロワキヤ復交條約締結。
九月四日＝満ソ水路協定調印。
九月十七日＝ソ聯邦アルバニヤ復交成立
九月十八日＝ソ聯邦國際聯盟加入。
十二月五日＝東歐條約に關するソ佛協定成立。

一九三五年

一月二十二日＝北鐵讓渡假調印。
一月三十一日＝ソ米舊債交涉決裂。
二月六日＝駐ソ米國總領事館廢止。
二月二十六日＝ソ滿國境委員會設置にソ聯邦政府同意。
三月二十三日＝北鐵讓渡協定正式調印完了。
四月九日＝ソ獨二億マルク信用協定成立
五月二日＝ソ佛相互條約調印。
五月十六日＝ソ・チエツコ相互援助條約調印。
六月十五日＝ソ伊信用協定成立。
七月五日＝ソ滿國境委員會設置受諾。
七月十二日＝ソ白國交回復。
七月十三日＝ソ米通商協定成立。

八月二十六日＝ソ聯、ルクセンブルグ公國、國交成立。
八月二十八日＝對イラン通商條約調印。
十月十八日＝對伊經濟制裁實施さる。
十一月二十七日＝ソ佛相互援助條約批准
十二月二十七日＝ウルグアイ國と國交斷絶。

一九三六年

一月六日＝巴里に於て佛ソ通商條約調印
一月十五日＝對佛、希、リスアニヤ一九三六年度通商協定成立。
二月四日＝巴里に於てソ佛關稅協定成立
二月十七日＝ソ羅通商協定成立。
三月一日＝スターリンと米國新聞社長ハワードとの外交問答行はる。
三月十六日＝ソ土友好條約延長批准。
三月三十一日＝加ソ通商協定締結。
四月十二日＝ソ蒙相互援助議定書調印。
四月二十九日＝ソ獨通商及支拂協定締結
五月十二日＝ロンドンで英ソ親善の夕。
六月二十九日＝ソ丁小包郵便交換協定。
七月七日＝前外務人民委員チチエリン腦溢血で死去。
七月三十日＝英ソ海軍協定大綱を決定。
八月二十一日＝白耳義、ルクセンブルグと臨時通商協定批准書交換。
經濟同盟と臨時通商協定批准書交換。
九月＝アフガン陸相、參謀總長等モスクワに於て北樺太石油利權契約更改に關する正式調印。
十月十日＝モスクワ到着。
十月二十八日＝外蒙首相兼外相アモールー行のモスクワ到着。
十一月七日＝革命記念に六十回誕生日を迎えたリトヴイノフはレーニン勳章を授けらる。
十二月十四日＝ソ聯モーター船コムソモル號フランコ軍に擊沈せらる。
十二月二十八日＝午後モスクワに於て日ソ漁業條約第二次暫定取極調印せらる

一九三七年

一月二十四日＝駐日ソ聯邦大使ユレネフは有田外相を訪問し、滿ソ國境設置、日ソ漁業條約調印、日獨防共協定等を中心とし日ソ國交調整につき談合。
一月二十五日＝駐ソ新米使ジョゼフイ・デ・ヴイ親任狀捧呈。
一月二十五日＝クンナ・ツーワ共和國の新駐ソ大使ロブサン親任狀捧呈。
二月八日＝ホルスチ芬外相一行モスクワ訪問、外務人民委員部リトビーノフと交驩。
三月十三日＝駐英ソ聯大使マイスキーはロンドンに於て日獨兩國に對し挑戰的演說を行ふ。
六月十八日＝赤軍驅逐艇獨艦を襲撃。
六月二十一日＝ソ聯邦ラトビヤ通商條約改訂に關する議定書調印。
六月三十日＝乾忿子島事件發生。
七月五日＝ソ波國境にてソ波紛爭發生。
七月十七日＝英ソ海軍協定締結。
七月二十三日＝駐獨ソ聯邦全權大使ヒツトラーに信任狀捧呈。
七月十五日＝エム・エム・スラウツキイ駐日大使任命。
八月四日＝米ソ通商新協定成立。
八月十四日＝佛國保健大臣リユカール飛行機にてキエフ訪問。

八月二十九日＝南京に於てソ支不可侵條約調印。
九月一日＝在綏芬河ソ聯邦領事館閉鎖。
九月二日＝ソ聯邦汽船ヴラゴエフ號エーゲ海にて某國潛水艦に擊沈さる。
九月二十六日＝駐日ソ聯邦大使ヌラウツキーは本國政府の訓令により帝國海軍の南京爆撃に抗議す。
十月八日＝アンカラに於てソ土通商協定成立。
十一月十五日＝ドイツとソ聯邦政府の協定により在ソ獨逸領事館閉鎖に決定す
十一月十七日＝ソ聯邦政府は一九三五年締結のソ聯邦、白耳義通商條約の一九三八年迄延長に決定せる旨公表す。
十二月二十三日＝モスクワに於てソ聯邦、リスアニヤ通商協定締結。

一九三八年

四月三日＝ソ聯邦最高會議はテンシテイエフを駐土耳古大使に任命す。
五月五日＝ア・エフ・メレカロフを駐獨大使に任命。
五月十四日＝ソ聯邦外務人民委員部第二極東部長カズロフスキの後任としてセルゲイ・ミロノフ任命。
六月八日＝ソ聯機エストニア國境越境。
六月十三日＝ソ聯極東地方內務人民委員部長官リュシコフ大將滿洲國領へ脫出。
七月六日＝主力艦噸數新制限に關する議定書英ソ間に調印さる。
七月十二日＝ソ滿國境附近張鼓峯にて衝突事件起る。
七月十三日＝新任駐獨ソ聯邦大使メレカロフはヒツトラーに信任狀を捧呈。
七月二十二日＝重光駐ソ大使張鼓峯事件に關しソ聯邦當局に嚴重抗議。
八月七日＝米ソ通商協定更新。
八月十日＝重光駐ソ大使は張鼓峯事件につきリトヴイノフ外務人民委員と第三次會談を開始停戰協定成立。
九月二十三日＝外務人民委員部次長ボチヨムキンは波蘭大使にソ波不可侵條約廢棄を通告。
十二月十四日＝ソ波バーター制確立。
十二月十九日＝獨ソ通商協定延長。
十二月二十六日＝ソ波新通商協定成立。

一九三九年

一月三日＝ソ佛通商取極の效力一ケ年延長。
二月五日＝リトヴノフ外務人民委員駐ソ洪牙利公使に國交斷絶を通告。
二月七日＝ソ聯・イエメン國間修好通商條約十ケ年（一九四九年迄）延長。伊ソ經濟議定書及取極調印終了。
二月十一日＝ソ聯・ラトヴイア間貿易調整協定調印。
二月十四日＝ソ聯・リスアニア間通商協定調印。

二月十九日＝ソ波通商條約及協定調印終了。
三月十七日＝獨チエコ併合問題に關する在英獨大使・リトヴイノフ間公文往復
四月一日＝ソ聯及芬蘭共和國政府間郵便小包直接交換開始。
四月二日＝日ソ間暫定漁業協定成立。
五月三日＝外務人民委員エム・エム・リトヴイノフ依願免本官となりソ聯人民委員會議々長ヴヤチエスラフ・ミハイロウチモロトフ兼任となる。
五月二十四日＝オーランド諸島防備問題に關し外務人民委員部は國際聯盟ソ側代表者に對し同問題審議の延期方指令發表す。
六月十五日＝英佛ソ相互援助條約交渉開始。
六月十六日＝ソ支通商條約成立。
七月七日＝駐支ソ聯大使ルガネツ・オレリスキー急逝。
八月二日＝米ソ通商條約の效力延長に關する書翰交換
八月十九日　獨ソ通商協定成立。
八月二十三日＝獨ソ不侵略條約締結。
八月二十五日＝英佛ソ會談決裂八月二十七日英佛ソ軍事會談決裂に關する會見談發表さる。
（九月一日＝獨の波蘭進駐。第二次世界大戰勃發）。
九月十六日＝日ソ間ノモンハン停戰協定成立。赤軍波蘭進駐通告。
九月十七日＝ソ聯の波蘭進駐に關するモロトフのラヂオ放送。進駐開始さる。
九月十八日＝波蘭進駐に關し獨ソ共同聲明。
九月二十六日＝ソ土會談開始。
九月二十八日＝獨ソ間境界及友好條約締結。エストニア・ソ聯間相互援助條約調印。
十月二日＝ソ聯、勃牙利間航空路開設に關する交渉開始。
十月五日＝ソ聯、ラトヴイア間相互援助條約成立。
十月十日＝ソ聯、リスアニア間相互援助條約成立。
十一月三十日＝ソ芬紛爭勃發。
十二月一日＝芬蘭テリヨキにクーシネンを首班とする芬蘭民主共和國人民政府樹立せられ、ソ聯との外交關係、相互援助並に親善條約調印さる。
十二月二日＝米政府ソ芬紛爭に關しソ聯に道義的禁輸發表。
十二月七日＝チタに於てソ蒙日滿混合委員會開催の旨報ぜらる。
十二月十一日＝國際聯盟委員會はソ芬紛爭に關し兩國政府に對し戰鬪行爲中止、和平交渉を慫慂す。
十二月十四日＝國際聯盟總會及理事會ソ聯の對芬蘭侵略糾彈並に聯盟國の個別的援助要請に關する決議案を採擇
十二月二十四日＝獨ソ貨物直通運輸協定調印さる。
十二月二七日＝滿蒙國境確定混成委員會共同コムミニケ發表。
十二月二十九日＝外國通信員發電檢閲制度復活。
十二月三十一日＝第五回日ソ漁業暫定取極調印。伊ソ經濟協定滿期となるも更新行はれず。

一九四〇年

一月五日＝ソ聯、勃牙利間通商航海條約調印。
一月七日＝滿蒙國境劃定混成委員會ハルビンにおいて再開續行さる。
一月十日＝日ソ通商及取引協定交渉開始
一月三十日＝日滿ソ蒙間の國境確定問題に關するハルビン會議終了。
二月九日＝在巴里ソ聯通商代表部、インツーリスト等佛官憲により家宅捜索、書類押收、職員逮捕さる。
二月十一日＝獨ソ經濟協定調印。
二月二十六日＝在張家口ソ聯領事館閉鎖
二月二十七日＝ソ獨國境標識設定、地形測量終了。
三月十二日＝ソ芬間紛爭停戰及講和條約成立。
三月二十五日＝ソ聯イラン間通商航海條約調印。
（五月十七日＝獨軍ブラッセル占領）。
六月九日＝滿蒙國境確定申合成立。
六月十日＝獨ソ間國境紛爭解決手續に關する協定成立。（伊太利參戰）
六月十四日＝ソ聯リスアニアに對し、親ソ政府の樹立、駐兵の要求を提示（巴里陷落）。
六月十六日＝ソ聯ラトヴイア及エストニアに對しリスアニアと同樣の要求を提示。兩國卽日受諾。十七日よりソ軍進駐行はる。
六月二十六日＝ソ聯羅馬尼に最後通牒を發しベサラビア及北部ブコヴナの割讓を要求。
六月二十八日＝羅馬尼ソ聯の要求を受諾、赤軍羅領に進駐開始、ソ芬間通商條約及支拂に關する協定締結（發效七月一日）。
七月三日＝ソ聯の羅馬尼進駐完了。
七月五日＝在北京ソ聯大使館一時閉鎖。
七月二十一日＝リスアニア、ラトヴイアエストニア三國議會各々自國のソ聯領への編入を決議す。
七月二十三日＝ソ聯、アフガニスタン間にパーク協定成立。
八月三日＝ソ聯最高會議リスアニアの併合を決定し聯邦構成共和國となす。チタにて滿蒙現地國境確定委員會開催。
八月五日＝ソ聯最高會議ラトヴイアの併

鐵道協定調印。
十月七日＝獨ソ兩國政府間の取極に基き獨はレニングラード、バトウーミ及浦鹽、ソ聯はケーニヒスベルグ、維納、プラーグに夫々總領事館設置。
十月十一日＝芬蘭領オーランド島非軍事化及非武裝に關するソ聯、芬蘭共和國間協定成立。
十月十五日＝ソ芬間新國境確定終了。
十月二十八日＝建川大使カリーニンに御信任狀捧呈。
十月二十九日＝グニューブ合同委員會、ソ、獨、羅、伊の專門家會議開催。
十一月十日＝モロトフ、リツベントロツプ獨外相との間の會談開始。
十一月十二日＝モロトフ訪獨。
十一月二十三日＝駐獨大使シュクワルツエフ・アー・アー罷免され、外務人民委員代理デカノゾフ・ヴエー・ゲー新任駐獨ソ聯大使となる。
十二月六日＝ソ聯・スロヴアキヤ通商條約調印。
十二月十九日＝新任駐獨ソ聯大使デカノゾフ信任狀をヒトラー總統に捧呈。
十二月二十八日＝日ソ漁業條約第五次暫定協定期限終了。
十二月末日＝ソ支バツター協定成立說。

一九四一年

一月十日＝獨ソ間に左の條約及協定調印さる。
(一)イゴルカ河及バルト海間（メーメル地方）國境條約
(二)經濟協定
(三)舊バルト三國に於ける相互財産請求權の調整協定
(四)ラトヴイア、エストニアより獨逸人引揚協定
(五)ラトヴイアよりの獨逸人引揚及メーメル地方よりのリスアニア人引揚協定
一月二十日＝日ソ漁業暫定取極成立。
一月二十一日＝米政府ソ聯に對する飛行機、同部分品及飛行機製作設計圖の道義的禁輸解除發表。
一月二十二日＝松尾造船所訴訟事件解決

合を決定し之を聯邦構成共和國となす。
八月六日　ソ聯最高會議エストニアの併合を承認、之を聯邦構成共和國となせり。米ソ通商協定更新。
八月十一日＝沿バルト諸國駐在の外國公館清算要求。
八月二十五日＝滿蒙現地國境確定混成委員會理地出發。
八月三十一日＝獨ソ間國境法律關係條約締結。
九月三日＝ソ聯、洪牙利間通商航海條約貿易及支拂協定調印。
九月六日＝ソ芬鐵道協定成立。ソ聯邦人民委員會議々長代理ヴイシンスキー外務人民委員第一代理に任ぜられ西歐事務を擔當す。
九月七日＝ソ聯、瑞典間貿易及支拂協定並に信用協定締結。
九月十八日＝ソ聯、丁抹間通商、支拂協定調印。
（九月二十七日＝日獨伊三國條約調印）。
十月一日＝獨ソ間貨客直通連絡に關する一月二十五日＝日ソ漁業本條約締結に關する日ソ混合委員會代表發表さる。
一月三十日＝獨ソ國境確定條約批准書交換、效力發生。
二月十七日＝日ソ通商交涉モスクワに開談。
二月二十四日＝ソ聯、瑞西間貿易取極成立。
二月二十六日＝ソ聯、羅馬尼間通商航海條約及貿易支拂協定調印。
（三月一日＝獨軍の勃牙利進駐）
三月十二日＝ソ聯、タイ外交關係開始。
三月二十三日＝松岡外相の第一回モスクワ訪問。
三月二十五日＝ソ土友好共同宣言。獨ソ間新領土內住民移住の完了。
四月四日＝白耳義ソ聯間貿易及支拂協定調印。
四月五日＝ソ聯ユーゴースラヴイア間友好不侵略條約調印。
四月七日＝松岡外相一行モスクワ再訪。
四月十日＝ソ聯・諾威間商品取引及支拂協定成立。
四月十三日＝日ソ中立條約調印。
四月二十五日＝日ソ中立條約發效。
四月二十九日＝ソ羅清算協定成立。ソ聯、軍需品通過運輸禁止。
（五月六日＝スターリン黨書記局の人民委員會議々長就任）
五月八日＝ソ聯、白耳義及諾威の各公使館に閉鎖要求。
五月十六日＝ソ聯上海總領事館の再開。在ソ聯外國外交官その他に關する國內旅行手續及旅行禁止地帶の設定。
五月十六日＝ソ聯・イラク國間國交成立
五月二十一日＝ソ聯・丁抹間通商協定追加議定書の調印。
六月三日＝希臘公使館の閉鎖を要求。
六月十一日＝日ソ通商交涉妥結。
六月二十二日＝駐ソ獨大使シューレンブルグ午前五時半開戰に關する通告文の手交を受く。獨ソ戰爭勃發す。伊も對ソ宣戰布告獨空軍。ソ聯大爆撃開始。モロトフ外務人民委員放送演說。英首相直ちに對ソ援助强調。スロヴアキア對ソ關係斷絶。洪牙利ソ聯國交斷絶。
六月二十三日＝ブレストリトヴスク陷落、ウエルズ米國務次官ソ聯支援聞明。トルコ中立宣言。
六月二十四日＝ルーズヴエルト米大統領對ソ援助言明。ソ聯艦隊オデツサ撤退。スロヴキヤ參戰正式通告。
六月二十六日＝イラン、ソ聯に中立確約。
六月二十七日＝洪牙利、ソ聯に宣戰布告。クロアチア反共十字軍參加。佛も反共十字軍に參加。
六月二十八日＝獨空軍モスクワ大爆撃。
六月三十日＝佛ソ國交斷絶。

駐ソ聯邦各國外交代表

ソ聯邦駐剳列國大公使氏左の通り(一九四二年四月現在)

日本帝國	全權大使	佐藤尚武
	全權公使	守島伍郎
獨逸同		缺
伊太利同		缺
米國同		スタンドレー
英國同		クラーク・カー
土耳古同		アリ・ハイダール・アクタイ
佛國同		缺
イラン同		サエド
中華民國同		郡力子
アフガン同		スルタン・アフメット・ハン
諾威全權公使		ウルビ
瑞典同		アツサルソン
ハンガリー同		缺
芬蘭同		缺
丁抹同		缺
希臘同		ミラン・ガブリロウイツチ
ユーゴスラヴィア同		サンブー
外蒙全權代表		缺
スペイン		缺
ルーマニア		

ソ聯邦駐外外交代表(一九四二年四月現在)

日本	大使	ヤー・アー・マリーク
メーメル	總領事	アー・ミレフ
外蒙古	全權代表	タイロフ
諾威	特全公使	ニコノフ
英國	特全大使	マイスキー
丁抹	特全公使	チメネフ
スロワキヤ同		缺
佛國	特全大使	缺
ギリシヤ同	公使	缺
南阿聯邦同		ハキモフ
イラン同	大使	フイリモノフ
伊太利同	大使	缺
ルーマニヤ	特全公使	缺
ハンガリー同		ラヴリシエフ
ブルガリヤ同		ニキーチン
瑞典同		テレンチエフ
タンヌ・トウワ	全權代表	パニウシユキン
支那	特全大使	缺
ベルギー同	公使	プロトニコフ
ユーゴスラビヤ同		リトヴイノフ
米國同		缺
獨逸同		ボリス・スヴイルスキー
アフガン		缺
芬蘭	特全公使	

ソ聯邦と各國間條約及協定一覽

調印月日	調印地	條約及協定内容
日	本	
一九二五年一月二十日	北京	國交恢復に關する基本條約
一九二八年一月二十三日	モスクワ	日ソ漁業條約
一九二九年八月十七日	東京	度量衡證明相互承認に關する覺書交換
一九三一年十一月二十三日	モスクワ	漁區安定暫定協定
一九三六年十二月二十八日	同	日ソ漁業條約暫定協定
滿	洲國	
一九三四年九月四日	ブラゴエシチンスク	滿ソ水路協定
一九三五年三月二十三日	東京	北滿鐵道讓渡協定
支	那	
一九二九年十二月三日	ニコリスクウスリスク	東支鐵通に關する紛議裁決のため奉天政府と交されたる議定書
同十二月二十二日	ハバロフスク	東支鐵道に關する紛議裁決のための議定書
一九三二年二月十二日	ジュネーヴ	ソ支國交關係恢復
一九三七年八月二十九日	南京	ソ支不可侵條約
一九三九年六月十六日	モスクワ	ソ支通商條約
外	蒙古	
一九三六年三月十二日	ウランバートル	ソ支相互援助條約
阿	富汗	
一九三一年七月二十四日	カヴール	中立及不侵略條約
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定義條約

亞米利加

一九三七年八月六日	ワシントン	米ソ通商協定
一九三八年六月三十日	ワシントン	主力艦噸數制限議定書
同　八月七日	ワシントン	米ソ通商協定更新
一九三九年八月四日	モスクワ	米ソ通商條約更新

獨逸

一九二九年一月二十五日	モスクワ	和親協約
一九二九年四月十六日	同	度量衡證明相互承認に關する覺書交換
一九三一年六月二十四日	同	一九二六年四月二十四日附條約の延長に關する議定書變更の議定書
一九三三年五月六日	同	ソ獨ベルリン條約延長
一九二四年三月二十六日	ベルリン	ソ獨經濟交涉議定書
一九三八年十二月十九日	同	ソ獨通商協定三十九年中延長
一九三九年七月十九日	同	ソ獨新通商協定
同　八月二十三日	モスクワ	ソ獨不可侵條約
同　九月二十九日	同	獨ソ親善並國境劃定に關する條約
一九四〇年二月十一日	同	獨ソ新通商協定

エストニヤ

一九二九年五月十七日	タリン	通商條約
一九三〇年一月二十日	同	民事訴訟事件裁判の支援に關する協定
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定議條約
一九三四年四月四日	モスクワ	不侵略條約延長議定書
一九三九年九月二十四日	同	相互援助條約並通商協定
同　十月十三日	タリン	ソ・エ相互援助條約最終議定書

芬蘭

一九二九年四月十二日	モスクワ	芬蘭ゴルフ灣内航行に關する他の協定
同　四月十三日	同	芬蘭ゴルフ灣内に於ける稅關統制に關する協約
同　十月七日	ヘルシンキ	一九二四年六月十八日調印の郵便關係に關する協定變更議定書
一九三二年一月二十一日	同	不侵略條約及紛爭の平和的解決に關する條約
一九三四年四月七日	モスクワ	不侵略條約延長議定書

英吉利

一九二九年十月三日	ロンドン	未決問題解決の爲め訴訟手續に關する議定書
一九三〇年四月十六日	同	假通商協定
同　五月二十二日	同	漁業問題に關する假協定
一九三四年二月十六日	同	新通商協定
一九三六年七月三十日	同	海軍協定
同　七月二十八日	同	一千萬磅借款協定
一九三八年七月三十日	同	主力艦噸數新制限議定書

羅馬尼

一九二九年六月十一日	アテネ	通商及航行協約

伊太利

一九三〇年三月二十一日	モスクワ	原產地證標制度に關する覺書交換
同　七月二十六日	ローマ	外國に屬する財產の依託及押收に關する覺書交換
一九三一年六月二日	モスクワ	原產地證標制度に關する覺書交換
同　九月十一日	同	同
一九三三年五月六日	ローマ	通商クレヂット協定
同　九月二日	同	友好不侵略中立條約
一九三九年二月七日	同	新通商協定

リスアニヤ

一九二六年 九月二十八日 モスクワ 不侵略條約
一九三六年自五月十七日至五月十九日 カウナス 通商及工場商標登錄の爲の國家統制確定を目的とする覺書交換
一九三一年 五月 六日 モスクワ 一九二六年九月二十八日の條約延長に關する議定書
同 八月二十九日 ソ聯邦通商代表規定に關する議定書
一九三四年 四月 四日 モスクワ 不侵略條約延長議定書
一九三九年 二月十四日 同 通商協定
同 十月 十日 同 相互援助條約

波斯

一九二七年 十月 不侵略條約
一九二八年 五月三十一日 テヘラン 國境地域住民の國境通過に關する協約
一九二九年 三月 十日 同 關稅協約
同 八月 二日 モスクワ 小包郵便交換に關する取極
一九三一年 十月二十七日 テヘラン 居住通商及航行協約
一九三三年 七月 三日 ロンドン 侵略國定義條約
一九三九年 二月十九日 モスクワ 通商條約

土耳古

一九二八年 八月 六日 アンカラ 國境側面に存在する牧場の各地住民による享有に關する協約
同 同 同 ソヨヴヂヤ社會主義ソヴエート共和國並に土耳古國よりの家畜流行病侵入に對する豫防方法の協約
一九二八年 八月 六日 同 國境に惹起する紛議の調正並に取極に關する協約
同 同 同 國境地域住民の國境通過に關する協約
一九二九年十二月十七日 同 一九二五年十二月十七日附條約の延長に關する議定書
一九三〇年自十二月十五日至十二月二十五日 同 軍艦訪問に關する覺書交換
一九三一年 三月 七日 同 一九二九年十二月十七日附議定書に尙一ヶ條の添加を認定する議定書

同 三月十六日 同 通商及航行條約
同 同 十月三十日 同 一九二五年十二月十七日附條約ト及一九二九年十二月十七日並に一九三一年三月七日附議定書延長ニ關スル議定書
一九三三年 七月 三日 ロンドン 侵略國定義條約
一九三七年 十月 八日 アンカラ ソ土通商協定

エメン

一九二九年十一月 一日 同 和親並に通商條約
一九三九年 二月十九日 モスクワ 通商協定

佛蘭西

一九三三年 二月十五日 同 不侵略條約效力發生
一九 五年 五月 二日 モスクワ 相互援助條約
一九三八年 六月三十日 バリー 主力艦噸數新制限議定書

ラトヴイヤ

一九三三年 七月 三日 ロンドン 侵略國定議條約
一九三四年 四月 四日 モスクワ 不侵略條約延長議定書
一九三九年 二月十三日 同 通商協定
同 十月 五日 同 ソ・ラ相互援助條約
同 十月十八日 同 ソ・ラ通商條約

ルーマニヤ

一九三三年 七月 三日 ロンドン 侵略國定義條約
ウルグワイ 侵略國定義條約
一九三三年 七月 三日 ロンドン ソ・ウ通商航海條約
ブルガリヤ
一九四〇年 一月 五日 モスクワ

赤　軍

赤軍の特質

スターリンは、モスクワ市ソヴイエトの赤軍十週年記念祝賀總會の席上、『赤軍の三つの特質に就て』と題する演說を行ひ、その性質を規定してゐるが、更にスターリンは同演說の中で、赤軍の生みの親は共産黨であるといふことを强調してゐる。卽ち、一九〇五年の革命の時には、黨の指導により國民義勇軍として武裝せる勞働者の蜂起があり、一九一七年及び一八年初頭にはこれが赤色親衞隊及びパルチザン部隊（約十五萬人）に成長し、次いで大部分農民から成る舊帝政軍隊の兵士大衆を自分達の側へ獲得し、舊軍隊を崩壞させ、勞働者農民の新軍隊をこれに取つて代らせたといふのである。

以上によつても解るやうに、赤軍の建軍の精神、理想は、ソ聯邦の國家的理想としてその建國當初標榜されてゐた共産主義による世界革命の遂行といふことと全く一致するものである。而もその後、ソ聯邦は世界諸列强圍繞の下に一國社會主義の建設に邁進し、最近、それも特に一九三六年頃よりの國際情勢の緊迫に備へて、祖國防衞、社會主義共和國擁護を赤軍精神の第一義とし、盛んに愛國主義的宣傳を行ひ、他面、對外的には主義相反する獨逸と相提携するが如き態度をとつたなど、表面的には世界革命を棄てたかの觀があつたが、ソ聯邦を防衞することと、インターナショナリズムとは全く一致することだつたのである。既にその事は、ソ聯邦が今次歐洲の戰亂に際して、獨逸との一時的提携などを利用しつつ、芬蘭以外とは殆んど戰鬪も交へずに、ベツサラビヤ、バルト三國、波蘭の東半分、芬蘭のカレリヤ等を、被壓迫國民解放を名目に自國へ併合し、更に徐々に他へ勢力を伸張せんと備へたことにも窺はれるのである。かくてソ聯邦は、今次歐洲戰亂では、他を鬪はしてその疲弊を待ち、あはよくば、之迄擊化して來た赤軍の實力によつて世界革命に着手しようとしてゐたのであらうが、遂に一九四一年六月廿二日、獨ソ戰爭の勃發となつて、情勢は一變した。

しかもなほ獨ソ戰爭直後の七月三日、スターリンの行つた放送演說中には、「今次のファッショ壓制者どもに對する國民擧つての祖國戰爭の目的は當に我國の頭上に落ち掛つた危險を一掃するにあるのみならず、獨逸ファシズムの桎梏の下に呻吟しつつある歐洲諸國民に援助の手を差伸べるにある」といふ如何にも悲痛さうな言葉が見出され、自分の國が滅亡に瀕し乍らもなほ、口先では他國民の解放を叫ぶ赤軍のインターナショナリズムの精神が、ここにもはつきりと看取され

る。

赤軍の歷史

赤軍がその創建以來二十四年間に經て來た道は、大體次の如き諸段階に分けて考へることが出來よう。卽ち、

（一）一九一八年—二三年——內亂の戰火の中で赤軍が創建され、戰亂終焉に續いて軍隊の復員が行はれた時代。

（二）一九二四年—二八年——軍制改革時代。

（三）一九二九年—三二年——第一次五ケ年計畫實施に伴つて、赤軍の技術的再建が根本的に行はれた時代。

（四）一九三三年以降——第二次及び第三次五ケ年計畫の時代であり、その途中で、一九三七年六月トハチェフスキー元帥以下八將星の銃殺に始まる赤軍の大肅清工作が行はれたにも拘らず、概ね赤軍はスターリン黨の周圍に結束し、その兵員も增强、充實し、軍制、技術裝備、戰術、作戰等も、何時如何なる國際情勢の急變にも對應し得ることを目指して、大

赤軍時代

（一）一九一八年—二三年時代の赤軍

既に一九一八年一月一日、ソ聯革命政府軍事委員部の下に、赤軍の組織及び編成に關する特別全露參與會が設置されてゐたが、正規勞農赤軍の計畫的建設の端初は、同年一月廿八日附のレーニンの布告によつて開かれた（これより十五日後の二月十二日、舊海軍の解散並に新『社會主義勞農赤色海軍』の創設に關する布告も發せられた）。同布告は基本的原則として「勤勞諸階級の最も意識的且つ組織的分子を以て」赤軍の補充を行ふ義勇兵制度を定め、入隊する兵士に對しては、十月革命の勝利、ソヴイエト政權及び社會主義の擁護のためにその全力を、生命を投げ出すことを要求してゐる。入隊に際しては嚴重な推薦制度がとられ、「ソヴイエト政權の側に立つ軍關係諸委員會或は公共民主主義諸組織、黨及び勞働組合諸組織或は少くとも、これら諸組織のメンバー二名の推薦」が必要とされてゐる。かかる原則が定められたのは、當時革命政府を繞る內外の戰亂が未だ終結してゐず、又組織を破壞された幾百萬の舊軍隊が存在してゐるといふ複雜な情勢にあつたからである。かくて同年一月—三月の間に約十萬人以上の義勇兵が赤軍に採用された。この期間に入隊したのは、勞働者、舊赤色親衞隊員、舊軍隊の革命的氣分を有した諸部隊の兵士達、世界大戰の捕虜から成る國際部隊であつた。

赤軍は內亂と外國の武力干涉の戰火の中で創建され、鞏固になつて行つた。若い赤軍諸部隊は、創建後間もなく最初の戰鬪的洗禮を受けた。卽ち、十月革命に依つて成立したソヴイエト政府が、各國に對して卽時平和を提唱して協商國側からは拒絕されたが、獨逸の贊成を得て、一九一七年十二月ブレストリトフスクで媾和會議を開き、それが一九一八年二月に至つて決裂し、獨軍がロシヤに進入して首都ペトログラードが危險に陷つた時、プスコフ及びナルヴア附近で赤軍はこの獨軍を擊破し、その進擊を阻止した

のであつた。時に二月廿三日。ソ聯ではこの日を以て赤軍記念日としてゐる。

募集せられた赤軍は一九一八年五月には三十萬六千に達したが、外國の武力干渉及び國內の白衞軍と戰ふためには、一層兵力を增強する必要が痛感され、これより先、四月廿二日附全露中央執行委員會の布告を以て、他人の勞働を搾取せざる十八歲乃至四十歲迄の勞働者及び農民に對して全國的に軍事義務教育が行はれることとなつた。尙四月にはこの外種々の重要な軍制改革が行はれ、管區、縣、郡、鄉に軍事部の設置、最高軍事會議及び全露軍委員ビューローの創設、赤軍編成全露參與會の廢止、義勇兵は必ず六ケ月以上服役せしむべき旨の布告、軍及び正面軍の軍事會議設置、赤軍軍人の社會主義的宣誓（發聲の形式で復唱）に關する布告が行はれた。いづれにせよ、當時の事態は、赤軍補充の原則が義勇兵制度から全國民徵集制度へと速かに移行すべきことを必要としてゐた。そしてこの移行は漸次實現されて行つた。チエコスロヴアキヤ軍の叛亂及び國內反革命軍の蜂起と關聯して、同年五月廿九日、全露中央執行委員會は赤軍內兵役義務を部分的に實施する旨決定した。卽ち最初は最も危險に瀕してゐる諸州及び主要な勞働者中心地に於て徵集が行はれた（先づモスクワでは六月十七日、ペトログラードでは六月廿九日に實施）。最後に、第五回ソヴイエト大會は、七月九日附を以て全國の成年勞働者農民の動員に關する決定を行つた。かくて赤軍の兵員は飛躍的に增大し、同年九月には四十五萬、一九二〇年末には五百三十萬といふ巨大な數に達した。

赤軍建設上の最大難事の一つは、指揮官たる幹部の補充といふことであつたが、これも、舊軍隊の軍事專門家の經驗と知識を利用することは是非必要であるとの見地から、一九一八年七月十日附を以て、舊將校の總動員が行はれることにより殆んど解決された。そして一九一八年中に約二萬五千の舊將校及び十三萬の舊下士が徵集され、一九二〇年七月十五日迄には赤軍內の舊將校は殆んど五萬、舊軍關係官吏は約一萬、舊下士及び特務曹長は二十一萬五千に達した。この舊將校の動員と同時に、若い勞働者農民を敎育して赤色指揮官を養成するための指揮官養成所（期間四ケ月—六ケ月）が各地に多數開設され、一九八年には約千七百名、一九年には約一萬二千名、二〇年には約二萬六千名の卒業生を出すに至つた。

建軍當初の赤軍と黨との關係に就て見れば、勿論、黨が赤軍を創つたのであり、黨員たる軍事委員（一九一八年初頭創設）が軍隊內の黨細胞及び一九一八年末赤軍內に設置された政治局の活動を指導し、赤軍の鞏固化、その政治敎育、その戰鬪能力及び紀律の强化に少なからぬ役割を演じて來たのである。これより先一九一八年七月一日附黨中央委員會の決定によつて、全黨員に對し義務的に軍事敎育が行はれ、軍隊內に指揮幹部及び黨・政治機關を設置する方策が執られてゐ

る。又ソ聯建國初期の內亂時代に戰鬪に參加した黨員數は當時の總黨員の六五%三十萬人以上に及んでをり、パルホメンコ、チヤパーエフ、コトフスキー、シチョルス、ラゾ、ルドネフ等の名は有名である。

當時の赤軍は兵員こそ多いが、その裝備は極めて惡く、敵の外國干涉軍のそれよりも遙かに劣つてをり、缺乏と飢餓の中で、殘るところはただ精神力のみを賴りに戰はねばならなかつた。それでもなほ、一九年春には東部から進擊して來たコルチヤク軍を、一九年秋には南部のデニキン軍を、二〇年春及び夏には波蘭軍及びヴランゲリ軍を何とか退け、國內的にはマフノ、グリゴリエフ、アントーノフ、中央亞細亞バスマチ等の反ソ分子、クラークの叛亂を平定し、二一年になつて漸くかうした戰亂を一應終熄せしめることが出來た。

內亂が大體に於て片附いた二一年から、赤軍は最も必要な基幹部隊のみを殘して、他の幾百萬の自軍の復員に着手したが、當時未だ高架索、極東に殘敵あり、又國內の反ソ暴動、クロンシタツトの叛亂、カレリヤに於ける芬蘭軍の進出等續出し、そのため復員は三年間も永引き乍ら行はれ、この間、赤軍は幾多の改革問題を控へ乍ら、一所に足踏みしてゐた。卽ち、二〇年末の五百三十萬が二一年末には百六十萬、二二年には八十萬、二三年末には六十一萬、二四年には五十六萬二千人にまで減じた。

（二）一九二四年—二八年時代の赤軍

一九二四年革命軍事會議內にフルンゼを議長として組織された大委員會によつて軍制の改革が行はれ、戰爭の必要に應じて作られた雜多な諸機關が整理され、革命軍事會議、赤軍參謀部、陸海軍人民委員部が各々その職制を明確にされるに至つた。指揮幹部の正常なる（急速ならざる）敎育の問題が解決され、兵士の戰鬪敎育及び政治敎育の方法も改善され、赤軍の補給諸機關も整理された。又裝備の近代化に應じて、各種兵科、諸兵連合部隊が新設された。

赤軍部隊の補充及び服役に關しては、一九二三年八月八日附ソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會議の布告に基いて、この時代には民兵制度及び基幹兵制度の混合制がとられた。民兵制度がとられたのは、當時諸列强の軍隊が比較的少數の兵員しか有してゐなかつたこと、又他面當時のソヴイエト國家の經濟力では多數の基幹兵軍隊を賄つて行き得なかつたことによる。かくて、復員後の二四年の赤軍兵數五十六萬二千のうち、その主要部分（狙擊師團の七五%、騎兵師團の小部分、その他の若干部隊）は民兵となり、一旦動員の場合は、殘餘の少數の基幹兵部隊を基礎として行はれ得ることとなつた。赤軍が全體を擧げて民兵制へ移行し得なかつたのは、勿論、外敵の襲擊を考慮したからである。基幹兵部隊に含まれたのは騎兵の大部分、技術兵の大部分、國境諸地區に配備された全狙擊師團、又全空軍及び全海軍であつた。

（三）第一次五ケ年計畫時代の赤軍

この時代の初期たる二九年夏、支那側

が東支鐵道の赤軍の要塞を點檢せんとした件で紛爭が生じ、赤軍は支那軍を敗北せしめた。

この時代には國内の工業化を基礎として、技術的裝備に於ける赤軍の立後れが清算され、その根本的再建が行はれた。各種新裝備部隊（戰車隊、空軍）の發展眼覺ましく、國境地帶には盛んに永久火點が敷設された。歩兵及び騎兵は完全に近代的となり、多量の機銃及び各種砲を備へ、師團及び軍團の砲兵隊も亦近代化され、强化された。全く近代式の戰車及び裝甲自動車が製作され、赤軍機甲化の基礎となつた。空軍の改善も巨大なるものあり、就中、强力な爆撃機隊の創設には見るべきものがあつた。この間の赤軍の機甲化を數字によつて示せば、赤兵一人當りの平均馬力數は一九年には二・六馬力、三〇年には三・〇七馬力、三三年には七・七四馬力、即ち二九年の三倍に發展してゐる。その外、赤軍の通信、技術、鐵道關係裝備も大いに改善された。

これが成員の質に就て見るに、内亂終焉後のこの國の經濟的、社會的構成の深刻な變化の結果として、また五ケ年計畫の遂行の結果として、軍の社會機構も改善され、兵士の文化水準も向上し、黨員及び共青同盟員の數も著增したと言はれる。

（四）第二次・第三次ケ年計畫時代の赤軍

一九三二年以來、國際場裡には數々の大事件が勃發し、ソ聯邦を繞る情勢も東に、西に緊迫を告げつつある中で、ソ聯邦は一面、平和政策を標榜しつつも、他面、祖國防衞の名の下に、既に裝備の根本的再建成つたと稱する赤軍の防衞力、戰爭力の最後的仕上げに邁進した。この間、第二次・第三次五ケ年計畫による國民經濟の著大な發展、社會主義的民主主義を基調とすると言はれる新スターリン憲法の制定（三六年十二月）、トロツキー、ジノヴィエフ、ブハーリン、トハチエフスキー等一切の國内反ソ分子の肅清完了するなど、かゝる國内安定の事情は又赤軍の對外的威力增强の有力な要因となつたものの如くである。

この時代に兵役制度は如何に變化したかと言へば、從來の民兵・基幹兵混合制に於ける民兵制度の比重は次第に輕くなり、最初は民兵七四%、基幹兵二六%が赤軍を構成してゐたのが、三五年には基幹兵七七%、民兵三%と逆轉し、更にこの傾向が强められて行つたのである。蓋し諸列强がその兵力を增强し、平時に於ても軍の戰時的編成を行つてゐる情勢下では、ソ聯邦も民兵・基幹兵混合制を廢止し、基幹兵制度へと轉ぜざるを得なかつたといふのである。かくて民兵制度は三九年九月一日附『一般兵役義務法』の發布によつて完全に廢止され、赤軍はソ聯國家の單一の軍隊となり、共通且つ平等の原則の下にソ聯邦公民の中からこれが補充が行はれ、その服役は本籍地とか、民族部隊とかの一定領域内で行はれるのではなく、ソ聯邦國防上の利益が要求する如何なる場所に於ても行はれることとなつた。

この時代約九年間（一九三九年迄）に

赤色陸海軍平時の兵員は三倍半以上に增大したと言はれてゐるが一九二七年九十萬、一九三〇年百三十萬、一九三四年百五十萬と發表されてゐる常備兵力から割り出せば、一九三九年には陸海軍合はせて約四百五十萬乃至五百萬といふ厖大な兵力となるわけである。

かくの如く厖大な兵力を擁するに至つた赤軍の軍事費も一九三三年度二四億留（歳出總額の六%）、三四年度五〇億留（九・五%）、三五年度八二億留（一一・六%）、三六年度一四八億留（一七・一%）、三七年度一七五億留（一七%）、三八年度二七〇億留（二〇・六%）、三九年度四〇八億留（二六・二%）、四〇年度五七〇億留（三〇%）、四一年度七〇八億留（三〇%）と膨張の一途を辿つてゐる。但しこの數字は純粹に陸海軍豫算のみを指すものであるが、この際、多かれ少かれ國防のために直接奉仕する軍需工業、輸送機關、内務人民委員部、北氷洋航路總局、道路工事監督局、民間航空總局、通信（電信及び電話）人民委員部等に對する豫算も併せ考へるならば、少くとも國家財政支出の約五〇%或はそれ以上が國防のために充當されてゐることになる。

一九三八年—四〇年に赤軍は四回の近代的戰鬪を經驗した。即ち、一九三八年七月末から八月初旬へかけての張鼓峰事件、同年九月十七日の波蘭進入事件、同年十二月より翌年三月にかけてのソ芬戰爭の四回であり、これらの戰鬪に於て赤軍は種々の缺陷を暴露し、指揮官の地位を向上せしめ、權威あらしめる必要、嚴正なる軍紀の必要、實戰に即した戰鬪訓練の必要等々を痛感し、幾多の教訓を得たものの如くである。それが遂に一九四一年六月廿二日獨ソ戰爭の勃發となり、ここに赤軍は大敵を向うに廻し、その近代的裝備、實戰的訓練ある兵員の一切を擧げ、死力を盡して、國家の危急存亡の戰ひに至つたのである。

現赤軍の組織と裝備

赤軍の長たる者は國防人民委員であ

る。一九二五年十一月以來この地位にあつたヴオロシーロフ元帥は、一九四〇年五月七日附ソ聯邦最高會議幹部會令を以て、ソ聯邦人民委員會議附屬國防委員會議長に任ぜられ、チモシエンコ元帥が代つて國防人民委員となつたが、今度の獨ソ戰爭勃發後間もなく、四一年七月十九日、黨書記長スターリンがこの地位についた。スターリンはこれより先、同年五月六日ソ聯邦人民委員會議議長となり、又同年六月卅日創設せられた戰時中の最高國家權力機關たる國家防衞委員會議長にも就任し、名實共にソ聯邦の黨、軍、政の總帥となつた。

國防人民委員に直屬する諮問機關として軍事會議（一九三四年十一月廿二日創設）がある。この外、三八年三月十三日附を以て、同人民委員部附屬として赤軍總軍事會議が創設されたが、その任務は赤軍建設上の一切の基本的最重要諮問題の審議並に解決にある。

同人民委員部の中樞機關としては、赤軍參謀本部（現參謀總長はジューコフ大

存する。以上の主要な各兵科の編合諸部隊及び諸部隊の中に含まれる各種特別（技術的）兵科の隷下諸部隊の外、赤軍には師團にも軍團にもはいらぬ諸部隊が存する。卽ち、各種の型及び口徑の砲を有する個々の砲兵部隊、鐵道部隊、設堡地區部隊及び架橋部隊、軍事學校、科學實驗所及び砲の衞戍隊、軍事衞生機關等がそれである。

狙撃部隊は各三ケ師團（又或る場合は二ケ師團）を擁する諸軍團から成る。普通に狙撃軍團一箇は約六萬の兵員を擁し、それ自身優に堂々たる戰鬪單位を成してゐる。赤軍の常備狙撃師團總數は民兵制度の廢止と關聯して、十倍に增大したと言はれ、四〇年秋の演習に關するソ聯新聞記事中に一三七狙撃師團の名が出てゐたところより察すると、その數は一四〇に近い、或はそた以上と見ることが出來よう。尙一九三九年末の我が陸軍省調査では、その數は一一〇となつてゐる。平時及び戰時の狙撃師團一箇當りの定員も著增し、戰時の一師團は平時の一萬三千人に比し、一萬八千人を有するに至つた。現在の狙撃師團も、軍團も諸兵連合部隊であり、步兵並にその他の諸兵がこれを形成してゐる。

騎兵は戰略騎兵及び部隊騎兵より成る。騎兵の總兵數は一九三四年—三九年に五二%增大したと言はれ、陸軍省調査の三九年末師團數は三五となつてゐる。戰略騎兵は騎兵諸軍團（一軍團は二乃至三ケ師團より成り、戰時一師團の兵數は約九千）より成る。赤軍二十周年記念日に於けるヴオロシーロフ元帥の演說によれば、「我が騎兵隊は現代の諸條件に應じて完全に改組された。それは飛行機及び戰車に對しても無防備ではなく、他の諸兵科部隊との協同動作によつても、又獨立でも、重大な戰鬪任務を解決し得る」とのことである。騎兵隊の各種機銃及び砲の裝備は、一九三四—三九年に二一乃至四三%增大し、騎兵師團の戰車聯隊は三〇%强化され、これには特種機甲部隊が所屬し、又騎兵隊の高射砲兵隊も創設

されてゐる。

砲兵は諸兵連合諸部隊及び諸部隊の中に包含され、軍團砲兵、師團砲兵、聯隊砲兵及び大隊砲兵に分たれてゐる。陸軍省調査の三九年末軍直重砲聯隊數は五八となつてゐる。この外に、軍總豫備砲兵部隊がある。赤軍は、近代戰に於て砲兵が特別の意義を有するを以て、この兵科に多大の注意を拂つてゐる。砲兵裝備は量的には、一四三九年迄の九年間に重砲、中部砲及び輕砲は殆んど七倍に、又小口徑對戰車砲及び戰車砲は七〇倍に增大し、近戰用の砲、迫擊砲及び擲彈砲は殆んど新たに裝備されたが、質的にも不斷に向上を續け、特に、砲の遠戰性が著增し（例へば、重砲の行動距離は五〇%乃至七〇%增大した）、殆んど全砲の發射速度が增大し、砲彈の重量も增大、その效力も改善されたと言ふ。大砲と榴彈砲の相互關係を見るに、最近頓に榴彈砲卽ち曲射砲の役割が增大し、榴彈砲化は一九三九年頃迄に八〇%の發展を示してゐる。

機甲部隊の一九三四年—三九年間の發展振りを示せば、その兵員は一五二・五%戰車臺數總體は一九一%增加し、裝甲自動車臺數總體は七倍半に增大した。幾多の新型戰車が現はれ、舊戰車は改善され、戰車の砲その他による裝備も著しく改良された。一九三〇年から三九年に至る間の赤軍戰車總數は四三倍に增大した。陸軍省調査による三九年末戰車臺數は八千臺となつてゐる。

空軍は凡ゆる種類の飛行隊、卽ち重爆撃機隊、輕爆撃機隊、襲撃機隊、驅逐機隊及び偵察機隊を包含してゐる。部隊飛行隊と並んで、獨立の飛行部隊及び編合部隊がある。これら飛行隊の戰鬪的質も近年頓に向上し、飛行機の飛行距離、高度、速度が增大し、その特殊な設備や裝備が强化された。赤軍は時速五百粁以上、上昇高度一萬四千米—一萬五千米以上に達する驅逐機のみならず、爆撃機をも有してゐる。第十七回黨大會（一九三四年）と第十八回黨大會（一九三九年）の中間期に於ける空軍の發展振りを見るに、その兵員は一三八%、飛行機總臺數は一三〇%、航空發動機の總馬力數は七九〇萬馬力、卽ち二一三%增大し、ソ聯空軍が一回の飛行に持ち運び得る投下爆彈の平均重量（一九三四年には二千瓲であつた）は二〇八%增大してゐる。各種飛行隊間の相互關係も本質的に變化し、重爆撃機隊及び驅逐機隊の占める比重が二倍以上に增大した。赤色陸海軍の飛行機總臺數は一九三〇年に比較して、三九年には六倍半に增大した。因みに三九年末飛行機數は約八千臺となつてゐる。

この外、化學部隊、防空部隊、連絡部隊、技術、探照燈、鐵道、自動車輸送各部隊その他の特殊部隊も亦根本的に再建され、量的に、特に質的に變化した。例へば、連絡部隊は一九三四年—三九年に三七%增强され、高射砲は二八八・三%、その砲彈の上昇限度は六〇%增大した。尙赤軍の機甲化過程を見るに、一九三九年に於ける赤兵一人當りの馬力數は一三馬力で、三〇年に比し三倍半以上に增大してゐる。又三四年—三九年にソ聯國境

の設堡地區も著增してゐる。

以上、赤軍の裝備の增强振りに關する資料は、ソ聯側發表を殆んどその儘利用したもので、可成り宣傳的嫌ひはあるが、いづれにせよ、最近その裝備が質的には兎も角として、少くとも量的には相當充實して來てゐたと見るべきで、その間の事情に就て示唆を與へる好箇の資料は、一九四一年六月廿二日獨ソ開戰から十一月廿一日に至る五ヶ月間の赤軍の損害に關する獨ソ兩當局の次の如き發表であらう。

ソ聯側發表

兵員總數	二、一二二、〇〇〇名
內譯—戰死	四九〇、〇〇〇名
行方不明	五二〇、〇〇〇名
負傷	一、一一二、〇〇〇名
	七、九〇〇臺
戰車	六、四〇〇臺
飛行機	一二、九〇〇門
火砲	

獨逸側發表

兵員總數	一二、七二五、六〇〇名
內譯—戰死	八、〇〇〇、〇〇〇名
捕虜	三、七二五、六〇〇名
（師團	三八九粉碎）
戰車	二二、〇〇〇臺
飛行機	一五、四五四臺
火砲	二七、〇〇〇門

獨ソ兩側のこれらの發表數字は双方ともに隨分食ひ違ひ、甚だしい開きを見せ、相當掛引きが行はれてゐるものの如くであるが假りに少い方のソ聯側の發表數字を眞相に近いものと見ても、その後も尙獨逸軍と戰鬪を繼續しつつ、一時は多少反擊に成功さへした赤軍の戰鬪力を考慮に入れるならば、これらの損害にも拘らず、今尙相當數の兵員、戰車、飛行機、砲等々を擁してゐるものと見られ、今更乍ら赤軍近年の裝備の增强振りが肯づかれるであらう。

東亞正面軍

一九二九年夏、張學良の軍隊が東支鐵道の赤軍要塞を點檢せんとして、ソ聯國境に突入して來た時、初めてソ領極東に特別赤旗軍と言ふ獨立兵團が設置され、ブリュッヘルが司令官に任ぜられて、支那軍を殲滅した。當時の極東特別軍の兵力は僅か十二、三萬に過ぎなかつたが、その後滿洲事變が勃發し、日本軍の滿洲進出と共に、ソ聯側の極東に於ける軍備も逐年增强し、一九三五年から三九年迄の間にその狙撃師團數は一五から二〇、二四、二七、三〇に、騎兵師數は四から四、五、六、七に、飛行機臺數は七五〇から一千、千五百、千八百、二千に、戰車臺數は六五〇から九百、千五百、千七百、千八百に增大し、一九三九年末の總兵力は四四萬と稱せられるに至つた。就中、飛行機及び戰車の增加率が著しいのは機械化の發展、攻擊力の强化といふ意味で注目に値ひする。その間、極東赤軍は一九三八年夏の張鼓峰事件を契機として第一赤旗軍、第二赤旗軍に分割され、各々司令部を浦鹽及び哈府に置き（當時ブリュッヘルは失脚した）、その後一年を經て第一、第二兩赤旗軍を統轄する東亞正面軍總司令部が設置されて、今日に至つた。現在の亞東正面軍司令官はアパナ

センコ（イ・エル）上級大將、東亞第一軍司令官はエリョーメンコ（ア・イ）中將、同第二軍司令官はセルゲーエフ（ヴエ・エヌ）中將である。

東亞赤軍が斯くも增强を重ねて來たのは、東西兩正面同時獨立作戰の戰略に基くのであると言はれるが、東部正面に於ける三八年の張鼓峰事件、三九年のノモンハン事件が單なる國境紛爭として終つたのに比し、西部正面に於ける今次の獨ソ戰爭はソ聯の國運を賭すべき由々しき大戰爭となつた現在、この兩正面作戰の立場から見て、東亞正面軍の兵力は如何になつてゐるであらうか。卽ち、米國の一新聞はソ聯東亞軍は三五ヶ師團、飛行機二千臺を擁すると述べ、又米國軍部は三五ヶ師團、兵員六三萬六、六〇〇人と觀測し、更に英國側はソ聯の東亞に於ける兵力は步兵師團三〇、騎兵師團一二、機甲部隊一五ヶ師團、總兵力八〇萬以上と計算してをり、これを綜合するに、兵員約七〇萬—八〇萬、飛行機、戰車何れも二千臺以上が現在、ソ聯東亞に配置されてゐると見ることが出來、その軍備の充實振りが窺へるのである。

赤軍の人的構成と軍人の義務

一九三四年—三九年の五ヶ年間に、赤軍の隊長たる幹部及び隊長にあらざる幹部の數は、狙撃部隊（その砲兵隊をも包含）では一一八%、騎兵部隊では六六%、砲兵隊では一五四%、砲兵隊だけでは一二四・五%、空軍全隊でな一四八%、空軍關係技師だけでは一八四%、空軍關係技師は一一%增大したと言はれてゐる。

一九三五年に大改革が行はれ、初めて赤軍成員の階級稱呼が制定され、これを陸軍關係に就て見るに、上はソ聯邦元帥から軍司令官（一等及び二等）、軍團長、師團長、旅團長、大佐、少佐、大尉、上級中尉、中尉、下は曹長、軍曹、伍長、赤兵に至り、次いで制服も徽章も新たに制定された。この階級稱呼は「各隊長及び隊長にあらざる幹部の軍事上の特別の資格を、又その勤務經歷及び功績を、赤軍の隊長及び幹部としての權力及び權威を明確に表現する」（三五年九月廿二日附中央執行委員會及び人民委員會議の決定）ものであるとされた。次いで一九四〇年五月七日にはソ聯邦最高會議幹部會令を以て陸海軍將官の新階級稱呼が制定され、陸軍關係では軍大將、大將、中將、少將、砲兵大將、同中將、同少將、航空兵中將、同少將、戰車兵大將、同中將、同少將、技術兵中將、同少將（化學、鐵道、自動車、地形學）、主計中將、同少將、通信兵中將、同少將、工兵中將、同少將）が初めて存在することとなつた。この方策は赤軍幹部の權威を尙一層高め、ソ聯邦軍紀を尙一層鞏固ならしめるを目的とするもので、ソ聯邦武力の機構鞏化策の重要なる一環をなすと言はれる。更に同年十一月二日には、國防人民委員の命令を以て兵及び下士の新階級稱呼及びその服務規律が設定された。卽ち兵は上等兵と赤兵に、下士は準尉、曹長

軍曹、伍長に分たれ、これら稱呼が採用されたのは、隷下部隊の戰鬪訓練、兵士教育に對する下士の責任の强化、軍紀强化、下士官の權威の向上のためであるとされる。

かくて、從來革命的ソヴイエト國家は、軍隊內に於ける階級制度、それも特に將校階級を反革命的秩序の支柱の一つとして嫌惡と不信の念を以て攻擊して來たが、その後十五年乃至廿年を經て、今や再び階級稱呼を積極的に採用するに至り、ここに初めて自覺あり、責任感のある將校の教育にとつて最初の外的前提がつくり上げられたのである。

赤軍幹部の養成狀態を見るに、下士養成のためには聯隊學校が設けられてあり、中級幹部（中尉、軍事技術員、政治指導員その他）の主要要員の養成は、步兵、騎兵、砲兵、機甲兵、技術、赤軍經理、赤軍政治各士官學校、連絡士官學校、飛行將校養成學校その他（一九三九年現在、赤軍全體で陸軍關係士官學校六三校及び飛行機操縱學校並に飛行技術學校三二校があつた）で行はれ、數萬の青年が學んでをり、年々千人の青年將校が卒業してゐるとのことである。これらの幹部養成の完成及び赤軍指導要員の養成は軍事講座によつて行はれる。それも主として、最後的な最高の軍事教育を與へる陸軍大學に於て行はれる。一九四一年には全部で陸軍大學十六校及び一般高等專門學校附屬特別軍事科九科があつた。四一年五月にこの大學や軍事科を卒業した學生數は一九三五年の二倍であり、これが創設以來の最大多數で、その成績も優秀であつたとのことである。

以上の將官、將校、下士の下に赤軍は厖大なる兵士大衆を擁してをり、その大軍隊なることは世界の等しく認めるところであらうが、その質は如何にと言ふに、一九四〇年度採用された壯丁の教育程度は、高等教育或は完全中等教育（十年制學校、技術學校）終了者一〇%、九年級、八年級、七年級及び六年級卒業者六五%、中級學校の五年級、四年級及び三年級卒業者二五%で、文盲者は一人も無かつたと發表されてゐる（尙赤色陸海軍からソ聯邦最高會議代議員を八十六名出してゐる。）又壯丁の徵集前の軍事訓練狀況を見るに、民間軍事團體たるオソアヴアヒム（國防飛行化學協會）等の活躍により、一九四〇年度モスクワ市スターリン區徵集壯丁の八七・五%は勞働國防徽章適格者であり、モスクワ市被徵集者の九一・二%はヴオロシーロフ射手にして、全數は對空・對瓦斯防禦基準に、八三%は衞生國防基準に適格してをり、その他職業の餘暇を利用して、航空俱樂部により養成された飛行士、落下傘士等が多數あた。その體格も、最近では青年の體育奬勵の結果、帝政軍隊兵士の平均身長一六四糎乃至一六五糎に對し一六八糎乃至一七〇糎、體重は五八・五瓩乃至六三・八瓩に對し六五・二瓩乃至六八・七瓩となり、胸圍は平均して四・六糎增大したことを統計は示してゐる。

ソ聯軍人の最も高い、名譽ある義務は、三六年十二月發布のスターリン憲法百三十二條及び百三十三條、三七年一月

實施の野外教令、個々の軍人がその下に署名を行ふ軍事宣誓文（三九年二月廿三日全將兵が從來の發聲に代つて新規定の宣誓を行つた）等に規定されてゐると言はれる。

宣誓文に曰く、「ソヴイエト社會主義共和國の公民たる我は、勞農赤軍に入隊するに際し宣誓を行ひ、誠實、果敢にして、軍紀格遵、警戒心に富める戰士たること、軍機及び國家機密を守り、一切の軍務規律、司令官、軍事委員及び上官の一切の命令に違背することなく遵ふことを嚴に誓ふ。我は最後まで我が國民、我が祖國、勞農政府に一身を獻げることを誓ふ。

我は常に勞農政府の命令に遵ひ、祖國——ソヴイエト社會主義共和國聯邦を防衞する覺悟あり、且つ勞農赤軍の戰士として、我は面目と名譽にかけ、敵に對する完全なる勝利を獲得するため、已が血も、將又己が生命をも惜しむことなく、勇敢に、巧みに祖國を防衞することを誓ふ」。

野外教令はこれを更に具體化して曰く「軍隊は勞働者及び農民の社會主義國家を防衞せねばならぬ。軍隊は如何なる狀態にあつても、國境の不可侵、ソヴイエト聯邦の獨立を確保するを本分とす。國家に對する如何なる侵略もソヴイエト聯邦の全武力を擧げて擊退されるであらう。その場合には侵略せる敵の領土に於て戰爭行爲をなすべきである。赤軍の戰爭行爲は敵の絶滅を目標とする。決定的勝利及び敵の完全なる壞滅の達成といふことが、ソ聯邦に押しつけられた戰爭に於ける根本目標である。」

ソ聯軍人の義務の內容はかゝるもので ある。かゝる軍人精神を以て、最近四回に亘る近代戰、それに續く今次獨ソ戰爭に於て偉勳を樹てたと言ふので、幾多の兵士、指揮官達が次々に『ソ聯邦英雄』稱號や、種々の勳章を授與され、幾多の各兵科部隊が『親衞』部隊の稱號を授與されつつあり、かくすることによつて、赤軍の士氣を鼓舞せんとしてゐるらしい。

赤軍の補充と服役

現行の一九三九年九月一日附『一般兵役義務法』は、一九二五年九月發布の兵役法を全般的に改正したもので、八章七十九條により成り、第一章總則、第一條——一般兵役義務は法律なり、勞農赤軍に於ける兵役はソ聯邦各公民の名譽ある義務なり（スターリン憲法百三十二條）、第二條——祖國の防衞はソ聯邦各公民の聖なる義務なり、謀逆、宣誓違反、敵軍投降、國防軍に對する危害、間諜行爲は最も重大なる罪惡として法の峻嚴を以て處罰す（憲法百三十三條）、第三條——ソ聯邦公民たる總ての男子は人種、民族、信教、教育、地位、出生の別なくソ聯邦國防軍に於て軍務に服すべきものとす、第四條——ソ聯邦國防軍は勞農赤軍、勞農海軍、國境及國內警備隊より成る云々から始まり、舊兵役法に比し在營年限の延長、徵集年齡の引下げ、徵兵委員會の構成員の充實、學生の徵集延期廢止、家庭の事情による特典の制限、下士卒の豫

備役期間の延長、賃銀の支給及び召集中の手當の減額、半額制、兵事事務の圓滑化、學校生徒に對する初等軍事訓練及び徴集前の訓練の强化、宗教上の理由による兵役免除條項の削除等が行はれ、國民皆兵主義が徹底化され、赤軍の補充力が頓に擴大强化されたわけである。

かくて現行兵役法によれば、徴集年齡は、「徴集年度（一月一日より十二月三十一日に至る）に於て滿九歳に達する者並に中等學校及び之に相當する學校の卒業者にして滿十八歳に達する者は現役に徴集す」（十四條）とある如く徴集開始期日が九月一日なる故、事實上十八歳八ケ月より十九歳八ケ月の者が徴集せられることとなり、舊兵役法よりも一年引下げられてゐる。

現役服務期間は徴集の翌年一月一日より起算され、赤軍陸上部隊兵一二箇年、赤軍陸上部隊下士一三箇年、陸海兩空軍兵及び下士一四箇年、沿岸防備部隊兵及び下士一四箇年、海軍艦隊及び部隊兵及び下士一五箇年、國內軍兵一二箇年、國內軍下士一三箇年、國境陸上部隊兵及び下士一三箇年、國境艦隊兵及び下士一四箇年となつてゐる。又これら兵及び下士は現役服務期間終了後、五十歳迄豫備役に編入される。赤軍の中級幹部、上級幹部及び最高幹部の現役年限は三十歳一六十歳（階級稱呼の如何による）であり、豫備役年限は五十五歳一六十五歳である。豫備役にある者（兵役義務者と稱せられる）は教育召集及び點呼召集を受ける。

軍隊內現役服務への徴集及び兵役義務者の召集は地區（市）軍事委員部を經て行はれる。最近數年間（一九三九年迄）にかゝる委員部網が三倍半に擴張され、既に廢止された州（軍團及び師團）動員管區に代つてこれら地區軍事委員部を指導するため、自治共和國、地方及び州、自治州並に地區區分を有する市に獨立の軍事委員部が創設されてゐる。先に第十八回黨大會（一九三九）年の決議によつて、軍諸機關を援助するため、黨の地區委員會、市委員會、管區委員會、州委員會、地方委員會並に各民族共產黨中央委員會の下に特別軍事課が創設され、兵役義務者數の計算、徴集、戰爭の場合の動員、防空等々の仕事で軍諸機關を援助することとなつた。

今次獨ソ戰爭勃發するや、卽日、中央亞細亞、ザバイカル、東亞三軍管區を除いた爾餘の十四軍管區の兵役義務者（一九〇五年より一九一八年迄に出生せる豫備役兵）動員令が發せられ、赤軍は厖大な補充を受けた。今回動員された豫備兵は三十六歳より二十三歳迄に該當するから、現行兵役法により尙五十歳迄の豫備兵が殘存することを考慮に入れるならば、今後も赤軍は可成りの動員餘力を有してゐると見るべきである。

又獨ソ開戰直後、四一年六月二十六日に現行『一般兵役義務法』第三十條（八）項の增補が行はれた。それによると、從來陸海軍兵及び下士は給與せられた軍服を除隊の際返還してゐたが、今後は給與された軍服はその所有に歸し、戰爭終了後も返さなくてよいことになつた。これは些細なことではあるが、兵士の名譽心

の高揚、引いては軍國精神の涵養に資するところがあると思はれる。

更に獨ソ戰が進展し、赤軍が敗戰に敗戰を重ね、赤軍を援助する意味で、全國民は國民義勇軍を組織せよ、パルチザンとなつて敵占領地に活躍せよとのソ聯施政者の叫びが高くなつた四一年九月十八日、國家防衛委員會によつて『全國民軍事義務教育施行令』が發布され、十月一日から實施されることとなつた。同令は十箇條から成り、その冒頭に、「國家國防委員會は、武器をとり得る總てのソ聯國民は何れもその手に武器をとりて自らの祖國を防衛するの準備あるが如く各人に軍事訓練を施すの要あるを認め、又赤軍のために既教育の豫備員を養成するの目的を以て、左の如く決定した」と書いてゐる。その內容を要約すれば、「十六歳より五十歳に至る男子ソ聯國民」、それも「第一次に……は一九二二年及び一九二四年生れの徴集前壯丁及び年齡四十五歳迄の未教育兵役關係者」に對し、彼等を「業務より隔絶せしめることなく、軍隊外に於て」、「百十時間の課程を以て」、制式教練、小銃機關銃、迫擊砲、手榴彈の訓練、對化學防禦、塹壕及び僞裝並に各個及び分隊の戰車教練を特に重視」して、この軍事教育を旅行すべきものとし、これが指導は、「全國民軍事義務教育本部を構成し、各軍管區と州軍事委員部（地方、共和國各軍事委員部）とには全國民軍事義務教育課を置き、各地區軍事委員部には二名乃至三名の軍事義務教育指導官（動員召集を延期されある」各級指揮官及び「成績優秀なる老齡兵士」）を置いて、當らせることになつてゐる。勿論長期戰はよく訓練された豫備軍を必要とする。これに應ずるためソ聯はかゝる手段を講じたのであり、今やソ聯銃後は擧げて一大兵營と化し、銃後の全ソ聯國民は擧げて赤軍の補充を擔當することとなつた。」

赤軍內の黨・政治機關と政治活動

赤軍內に於ける黨・政治活動は、その兵士及び指揮官の政治意識を高度に打ち鍛へ、その隊伍を黨及びソヴイエト政權の戰鬪的スローンの周圍に結束せしめる强力な要因であるとされ、軍隊內で單に軍事知識を授けるのみで、政治的、共產主義的教育が行はれなかつたならば、赤軍は之迄の數次に亘る外敵との戰爭に堪へ得なかつたであらうとまで言はれてゐる。

赤軍內の黨・政治諸機關、それも特に內亂時代に大なる役割を演じた軍事委員制度は、之迄種々の變遷を經て來た。この變遷は一面、ソ聯邦を繞る內外情勢の變化と關聯し、他面、赤軍の裝備及び兵士、幹部の文化的政治的水準の向上に應じた軍の戰鬪任務の變化と關係してゐる。

一九一七年二月革命當時から軍事委員は存したが、これが初めて制度として正式に赤軍內に設けられたのは、十日革命後、正規兵の廣汎な編成が始まつて、軍事指導員として軍隊に吸引した舊軍事專門家に對する監督の必要が生じた時であ

つた。卽ち、一九一八年四月六日附陸海軍人民委員部命令によつて、「軍事委員は軍隊に於けるソヴイエト政權の直接の政治機關である。軍事委員は軍隊が全ソヴイエト制度から孤立せぬやうに、又各軍事機關が反逆の根源とならぬやうに監視する。軍事委員は軍事指導員の全活動に參加するが、專門的な軍事部門の指導は軍事委員の任ではなく、ただ軍事專門家と共同して活動する。命令の嚴密なる執行の監視の義務が軍事委員に負はされる」こととなつた。

かくて軍事委員は內亂時代に創建せらるべき赤軍の組織と教育を双肩に擔つて、活動したが、その後內亂の經過に伴つて赤軍司令部員中に黨員が激增し、黨員たる司令部員が完全に軍事指導員たるに至る傾向が生じ、その結果一九二四年六月には赤軍建設の原則として一元統帥が決定された。次いで軍隊の行政上經理上の仕事の日常監督から軍事委員を開放し得ることが認められるに至り、その監督的權能は漸次消滅して、仕事の中心は軍隊の兵員を階級的團結及び共產主義の精神で教育することに移つて行つた。更に二八年十一月の規定によれば、「軍事委員は指揮官と並んで部隊の政治的、道德的狀態及び軍事能力に對して責任を有し」、當該部隊に黨員たる指揮官が存すれば、政治補佐官と名づけられることになつた。

その後、一九三四年頃より國際情勢の緊迫に應じてソ聯邦でも軍備の大强化が必至となり、赤軍の兵員數と裝備が增大したこと、又兵士達の文化的・政治的希求が絶えず高まつて行つたこと、尙又赤軍某部隊の反革命敵性行爲が暴露されたことなどに關聯して、一九三七年八月十五日附を以て軍事委員制度が復活された。

更にその後、赤軍が數次の近代戰によつて得た經驗に基いてその戰鬪技術教育の全系統に改造が行はれたことと關聯して、赤軍に於ける一元統帥の元則の鞏化及び指揮官の權威向上の問題が提起され、一九四〇年の半頃、赤軍政治部は政治宣傳本部に、軍管區、正面軍及び軍の各政治部は政治宣傳部に、又軍團、師團、旅團、陸軍大學、士官學校の政治課は政治宣傳課にそれぞれ改組され、遂に同年八月十二日附「赤軍及び海軍に於ける一元統帥の强化に關する」最高會議幹部會令を以て、軍事委員制度は廢止された。同令によれば、「軍事委員制度は既にその基本的任務を遂行し、赤軍及び海軍の指揮官は近年著しく强化せるに鑑み、又部隊及び編合部隊內に於ける完全なる一元統帥の實現のため、並に部隊內の政治活動に對しても全責任を負ふ指揮官—卽ち軍隊の全權を有する指導者の權威を更に昂揚せしめるため」廢止され、編合部隊（軍團、旅團、軍隊、艦艇、隷下部隊、陸海軍諸學校及び諸官衙內に當該指揮官（長官）の政治部內代理制度が設けられ、國防人民委員の特別命令で、從來の軍事委員及び政治指導員が一旦解任の上、新たにこれに任ぜられた。又政治宣傳課を有する編合部隊、陸軍諸學校及び官衙の指揮官（長官）代理は同時に

政治宣傳課長に任命せられた。

かくて軍隊內に於ける黨・政治活動及び啓蒙活動の指導的役割が一元統帥者たる指揮官の手に移され、これらの活動がその言葉の本來の意味に於て强化されることとなり、中隊が黨・政治並に煽動活動の中心となり、又編合部隊や諸部隊內には特別煽動集團や宣傳講習會が設けられるなど、黨及び共青同盟集會、マルクス・レーニン主義宣傳、煽動、政治教育、政治情報、座談會、軍內出版、映畫、赤軍會館、倶樂部、レーニン室、圖書館、赤軍アマチュア演藝、歌謠等々と種々の方策がとられた。赤軍には又、赤軍將兵全般及び幹部の家族のための文化・啓蒙機關として從前から各中隊毎にレーニン室、各獨立部隊（聯隊、獨立大隊）毎に倶樂部、幾つかの大衞戍地に赤軍會館、モスクワに赤軍中央會館が設置されてをり、尙赤軍中央劇團や赤軍歌謠舞踊赤旗團の如きはソ聯でも有數の藝術團體と言はれてゐる。

然るに獨ソ戰爭開始と共に赤軍內の黨・政治活動は一變せざるを得なくなり、四一年七月十六日附最高會議幹部會令を以つて又しても軍事委員制度が復活された。今回の軍事委員は別掲の法令及び規定に明白なる如く、一九三七年のそれとは戰時的色彩に包まれてゐる點で全く趣きを異にしてゐる。卽ち、宣傳・煽動活動のみならず、戰線に於ける軍事上の仕事にも責任をもつこと、指揮官の戰鬪上の仕事に對してもこれを補佐することに重點が存する。かくして信賴ある黨員たる軍事委員をして軍隊內の頹廢分子を監視し、軍隊の團結强化と戰鬪に當つてのであり、更にパルチザン戰の指導、被占領地內の工作に於ける軍事委員の活動部面は大きく、この制度は戰時下赤軍の全事業の轉換を意味するもので、獨ソ戰局の推移に重大な影響を有してゐる。

赤軍の黨・政治諸機關は統帥部と共にソヴイエト軍紀鞏化の仕事に大なる役割を演じてゐる。一九四〇年十月十二日に發令せられた赤軍軍紀典令には、「ソヴイエト軍紀は赤軍全員の階級的利益が同質なること、自國國民に對するその獻身的忠誠、並に自己に委任されたる社會主義祖國防衞事業に各軍人が高き責任をとるの感情に基礎を置いてゐる。……最も嚴格なる規律は赤軍が生れ乍らにして有する特性である」と記されてゐる。同令は部下に對する上官の絕對權を認め、その懲罰の範圍を定め、兵營外に於ても上官に對する敬禮を行ふことを命じたものであり、事實上、赤軍の民主主義的要素を一掃したものであつて、これが軍の戰鬪力向上のために大きな力となることは言ふまでもない。就中、懲罰及び嘉賞の制度はソヴイエト軍紀の鞏化に本質的役割を演じてゐる。

勞農赤軍に於ける政治宣傳諸機關の改組及び軍事委員制度設置に關するソ聯邦最高會議幹部會令

我國に强要せられた戰爭は赤軍に於け

る仕事の配備を根底より變更せり。戰爭は我國に於ける政治的仕事の範圍を增大し、且つ政治部員が自己の仕事を宣傳の仕事のみに局限せずして、戰線に於ける軍事上の仕事に對しても責任を取ることを要求せり。

他面、戰爭は聯隊及び師團に於ける指揮官の仕事を複雜ならしめたり。依つて政治部員の側よりの完全なる助力は單に政治の仕事の範圍に於てのみならず、軍事上の仕事の範圍に於ても聯隊及び師團の指揮官に示さるべきことを要求す。

平時より戰時への移行に關聯せる政治部員の仕事に於ける斯かる一切の新狀態は、政治部員の任務と責任とが高められ、これが內亂時代に外國の軍事的干涉に對して占めたるところと類似のものたるを要求す。

この事實に從ひ、且つ國家防衞委員會及び赤軍總指揮官達の要求に應へて、ソ聯最高會議幹部會は左の如く決定す。

第一條　勞農赤軍政治宣傳部及び課を政治部及び課と改組す。

第二條　赤軍の全聯隊及び師團參謀部、學校及び諸機關に軍事委員の制度を、又中隊、砲兵中隊、騎兵中隊に政治指導員を設く。

第三條　勞農赤軍の聯隊及び師團に於ける軍事委員に關する規定を確認す。

勞農赤軍の軍事委員に關する規定

第一條　戰線並に後方の赤軍の凡ての師團及び聯隊、參謀部、學校及び諸機關に軍事委員の制度を設く。

第二條　軍事委員は赤軍に於ける黨及び政府の代表者にして、指揮官と並びて、軍隊による戰鬪任務の遂行に對し、又戰鬪に於ける軍部隊の堅忍性及び我が祖國の敵と血の最後の一滴迄相鬪ひ且つ名譽を以てソヴイエトの土地の一片たりとも防禦するの確乎たる覺悟に對して全責任を負ふ。

第三條　軍事委員は自己の部隊（編合部隊）の道德的指導者にして、その物質的その他の利益の第一の擁護者なり。「聯隊の指揮官がその首長たらば、聯隊の軍事委員はその父たり」（スターリン）。

第四條　軍事委員は誠實に且つ獻身的に戰鬪任務を遂行する指揮官をその仕事の凡てに亘りて全面的に補佐し、指揮官の權威を强化し、且つ最高統帥部の全命令の實施を嚴格に監督す。

第五條　軍事委員は指揮官及び政治部員のその地位に値せず、且つ自己の行狀により勞農赤軍の名譽を毀損せる者に就き最高統帥部及び政府に適時に警告する義務を有す。

第六條　軍事委員は我が祖國の敵との戰爭に於て軍隊を鼓舞せざるべからず。軍事委員は戰鬪の最も大なる瞬間に於て身を以て示す勇敢及び剛毅の模範によりて軍部隊の戰鬪精神を昂め、且つ戰鬪命令の完全なる遂行に絕對に到達せざるべからず。

第七條　軍事委員は優秀なる兵士及び指揮官を鼓舞し、且つ表彰し、自己の軍部隊員の剛毅、豪膽、沈着、創意及び聰明を訓育し、死に對する輕視及び我が祖國の敵に對して最後の勝利に到る迄相鬪ふの覺悟を教育するの義務を負ふ。

第八條　軍事委員は赤軍軍人及び指揮官の廣汎なる大衆に依倚して怯懦者、恐怖者、脫走兵の假借なき訪歷を行ひ、革命

的秩序及び軍紀を嚴乎として維持せざるべからず。軍事委員は自己の行爲を國防人民委員部第三局の諸機關と同列に置き、凡ゆる叛逆を根底より除去せざるべからず。

第九條　軍事委員は軍部隊の政治諸機關並に黨及び共青同盟諸機關を指導す。

第十條　政治指導員は自己の仕事に就きて聯隊軍事委員に、聯隊軍事委員は師團軍事委員に、師團軍事委員は軍事會議及び赤軍政治本部に責任を有す。

第十一條　聯隊、師團、部、諸機關に關する一切の命令は指揮官及び軍事委員により署名せらる。

赤軍の戰鬪教育

赤軍の戰鬪教育方針は、一九四〇年に至つて、大改革が行はれたが、圖らずも、今次の獨ソ戰爭が、その訓練方針變更の成果如何に關する試金石となつたわけである。かかる意味に於て、獨ソ開戰直前までの赤軍の戰鬪教育狀態に就て述べることとする。

從來の赤軍の戰鬪訓練は、例へば、每年行はれたその演習振りを見ても解るやうに、數千に上る落下傘部隊の活動、戰車、飛行機の大量的出動等々、大規模を以て世界に誇つてゐた觀があつたが、一九三八年—四〇年の四回に亙る近代戰の經驗の結果、こんな實戰に適用し難いおよそ騷ぎ的演習の缺陷が遺憾無く暴露されるに至り、時の人民委員チモシエンコ元帥の直接指導下に、「最下級から上級に至るまでの各將兵の實際的な活動」（チモシエンコ）に基礎を置いて、軍の戰鬪教育方針及び方法の再建が行はれることとなり、特に四〇年秋の演習では、これが實行に努力が拂はれたのであつた。

かくて、軍の戰鬪教練及び演習は、實戰に最も近似せる條件下で行はれることとなり、軍の全員は軍事に關する文化及び高度な現代の兵學を完全に把握するや、又如何なる困難をも克服し、且つ如何なる複雜な、困難な戰鬪條件下に於ても味方の犧牲を餘り出さずに敵に勝利することが出來るやうにと教育された。赤軍の教令及び訓令の嚴格なる履行を基礎とする戰鬪訓練は、兵士又び指揮官に對し、攻擊に於ても、防禦に於ても、斷乎たる、擊ちてしやまんの精神を涵養せんとするにあつた。特に、戰鬪時に於ける各兵科部隊の協同動作の訓練に注意が拂はれ、又陳腐なる型によつて行動することなく、一分間たりとも軍の指揮を手放すことのないやうな、練達した、臨機應變な指揮官の養成に意が用ひられた。凡ゆる階級の指揮官達は、その編合部隊、部隊、隷下部隊を教育するに當つて、ほんの一兵卒の訓練に至るまでも、實際的に指導し得なければならなかつた。一九四〇年に國防人民委員も、「小隊、中隊、大隊及び聯隊を昂揚せしめ、萬能なものとすべし」（チモシエンコ）との任務を課し、從來兎角輕視されがちであつたこれら小部隊の訓練といふことは、軍の戰鬪力の今後の增大のために是非とも必要な前提であると言つた。

赤軍の諸教令は、赤軍の戰鬪行動の性質を次の如く規定してゐる。卽ち、「赤軍の戰鬪行動は敵を殲滅するにある。敵を

決定的に打負かし、これを完全に潰滅せしめることが、ソ聯邦に押付けられた戰爭に於ける根本目的である。攻撃戰なると、防衛戰なるとを問はず、一切の戰鬪は、敵の撃破を目的とする。然し執拗なる追撃によつて行はれる主要方面に於ける斷乎たる攻勢のみが、よく敵の兵員及び器材の完滅へと導くものである。最大限の決斷心と献身的精神の發揮が、現存兵員及び器材の最も效果的且つ合目的活用とうまく結びつかねばならぬ。戰鬪實施方法は、戰爭の各種の時期の性質の如何に依存する。赤軍は機動戰に於ても、陣地防衛戰に於ても、敵の頑强な反攻を粉碎する用意がなければならぬ」云々と規定してゐる。

赤軍の戰鬪教育及びその戰鬪活動の指揮について、統帥部を直接補佐してゐるのは參謀部である。軍の行動を戰鬪、政治並に資材の凡ゆる點で保障することは、極めて重要な意義を有してゐる。射撃教育及び器材教育の任務は、自己の兵科の武器及び戰鬪器材の操作を完全に把握する點に存した。戰術教育(演習)は、ありと凡ゆる條件下に於て——開濶地或は陰蔽地であらうと、森林、山岳、大草原、沙漠であらうと、如何なる季節、如何なる天候、晝であらうと、夜であらうと——凡ゆる形式及び方法による複雜なる近代的戰鬪に習熟せしめるとの精神を以て行はれた。教練及び體育は、困難な狀況裡に行動する軍隊の團結心、忍耐心、鍛錬並に訓練に資せんとするにあつた。又各部隊の作業と生活は、終始一貫嚴格たる組織性、紀律、同志的團結並に戰鬪的傳統の維持といふ條件下に行はねばならなかつた。

如上の如き戰鬪並に政治教育の昂揚に小さからぬ役割を演じてゐるのは、一九三九年十一月ソ聯邦人民委員會議によつて制定された『勞農赤軍優秀者』胸章である。國防人民委員は、優秀なる戰鬪並に政治教育成績、優秀なる勤務成績及び模範的紀律に對し、兵及び幹部にこの記章を授與するのである。

海軍

赤色海軍の沿革

十月革命とロシヤ海軍

赤色海軍が創建される前提の一つとなつたのは、ロシヤ帝政海軍の水兵達の革命運動であつた。一九〇五年—六年當時、ロシヤ全國、それも特に農村に於ける革命運動の發展と關聯し、又日露戰爭に於けるロシヤの敗退も影響して、艦隊に幾多の暴動が勃發した。卽ち、一九〇五年六月には黒海艦隊戰鬪艦『ポチョムキン・タヴリーチエスキー公』號で、同年十一月にはシュミット中尉を指導者としてセヴアストーポリで、翌一九〇六年七月には更に一層組織的にスヴエアボルグで、同時に又クロンシュタットでも水兵の革命的蜂起が相次いで行はれた。これらの暴動はいづれも失敗に歸し、鎭壓されたが、艦隊内の革命的氣運はその後も增長し、一九〇九年頃からボリシエヴイキーの艦内活動も盛んとなり、例へば、既に一九一五年には、バルト艦隊の多數の艦艇や部隊には、その指導の下に相互に連絡のある革命的細胞が幾つもつくられてゐた。

やがて一九一七年の十月革命となるや、バルト艦隊の水兵達が眞つ先にボリシエヴイキー側に馳せ參じ、革命の成就に重大な役割を演じた。例へば、巡洋艦『オーロラ』號は、ケレンスキーの臨時政府が陣取つてゐたペトログラードの冬宮奪取に積極的に協力して、これに成功せしめたし、又十月革命後、ペトログラード附近に於けるケレンスキー軍との戰鬪にはドウイベンコ指揮下の水兵約一萬人が參加した。次いで一九一八年—二一年の内亂時代にも反革命白衛軍及び外國干涉軍との戰鬪にバルト艦隊の活動眼覺ましきものあり、就中、一九一八年、獨逸軍が最初はエストニヤ、後には芬蘭に進攻して來た時、諸艦艇に殘つてゐた水兵達は全バルト艦隊を敵の攻撃から救出すべく、非常に困難な狀況下にあり乍ら、芬蘭灣の氷を乘り越えて、クロンシュタット港へ殆んど全艦隊を入港せしめることが出來た(三月十二日—四月廿二日)のは、史上にもその比を見ないと言はれてゐる。卽ち、全部で二一一隻の艦艇、うち戰鬪艦六、巡洋艦五、水雷艇五四、潜水艦一二、水雷敷設艦五、掃海艇一〇、警備艦一五で、殘して來たのは戰鬪上の意義のない極少數の船艇だけであつた。

バルト艦隊の大きな功績は又、内亂時代に各種小艦隊を再編成するために資材及び主要要員を供給し、これが組織に關し精力的活動を行つたことであり、當時かゝる小艦隊は、河上及び湖上にはオネ

ガ、ヴオルガ、北ドヴイナ、ドン、ドネープル、西ドヴイナ、チユード、ヴオルホフ・イリメン、セリゲル、アラル、アム・ダーリヤ、シベリヤ、アムール各小艦隊、海上にはアストラハン、カスピ、アゾフ、黒海西北地區各小艦隊と合計一六艦隊を算するに至つた。

その外、バルト艦隊は內亂の全期間に亙り各種陸上戰線へ遠征隊を派遣して赤軍を援助し、その出動した陸戰隊水兵の總數は七萬五千に達した。その功によりバルト艦隊は赤旗勳章を授與された。

（然し戰爭は厖大な兵員及資材の消耗を必要としたので、ソヴイエト政權に忠實な赤色海兵の要員も次第に盡き果てて行つたこと、後に何の撰擇もなく所謂小市民的分子をどしどしこれに補充したこと、又內亂の終り頃の國內の困窮等のため、農民出身の水兵を初めとするこれら小市民分子の不滿が爆發し、一九二一年三月、クロンシュタツトに反ソ的な叛亂が勃發した。そしてこれが鎭壓後、ソ聯當局はかゝる國內の不滿狀態を緩和するため新經濟政策に移行したと言はれてゐる）。

次に黒海艦隊は二月革命以後メンシエヴイキー及び社會革命黨の影響下にあつたので、仲々ソ政權に味方しなかつたが、ボリシエヴイキーの活躍により、十月革命頃にはセヴアストーポリが全黒海沿岸の革命中心地となるに至り、黒海海兵達は、革命後樹立された白色クリミヤ・タタール政府、反革命ウクライナ中央會議等との鬪爭に善戰した外、高架索及びルーマニヤ戰線並にドナウ小艦隊の撤退に大活動を演じた。だが反革命ウクライナ中央會議の手先達の裏切的煽動の結果、黒海艦隊の殆んど全部が外國干涉軍の手に渡り、ほんの一部だけがソ政權の側につき、ノヴオロツシースクに逃れて、其處でレーニンの命令により、我と我が戰鬪艦一隻及び驅逐艦九隻を沈めた。

この外、北氷洋小艦隊はロシヤ北方に於ける英米兩軍の干涉の結果、その存續を中止してしまつた。

勞農赤色海軍の創建

これより先、勞農赤色海軍は一九一八年二月、勞農赤軍と同時に誕生した。卽ち、舊海軍の解散並に義勇兵制度による社會主義勞農海軍の創建に關し、レーニン署名の下に一八年二月十二日（舊曆一月卅日）附布告が發せられ、同二月十四日から實施された。その後內亂が厖大なる海軍兵力を必要とするに至つたので、赤軍と同樣に全國民の動員徵集によつてこれが補充を行ふことになつた。

內亂終結頃から一九三九年五月迄は、普通の赤軍海兵の現役期間は最初は三ケ年、後には四ケ年（これに應じて沿岸警備兵は二ケ年から三ケ年へ）であつたが、三九年五月十六日ソ聯邦最高會議幹部會令を以て、海軍艦隊及び部隊兵及び下士は五ケ年、國境艦隊兵及び下士、沿岸警備部隊兵及び下士はそれぞれ四ケ年と定められた。

赤色海軍の復興と發展

革命當初の內亂狀態が多少とも落着いて來るや、直ちにソ聯海軍の、それも第一にバルト艦隊の復興が開始された。一九二〇年十月廿三日勞働・國防會議は『バルト艦隊復興特別委員會の組織に關する決議案』を審査點檢し、又ロシヤ共產黨第五回大會及び第九回全露ソヴイエト大會（一九二一年）は海軍の復活並に鞏化諸方策の採擇に關する決議を行つた。

愈々一九二二年から海軍の發展が開始され、最初はただ舊艦艇の修理及び建造完成のみが行はれた。同時に諸艦艇には新鋭なる要員がはいつて來た。卽ち、一九二二年、共青同盟は黨の贊成及び許可を得て、海軍を應援することとなり、その多數の若い同盟員達を海軍に送り出した。又一九一八年に創立された勞農赤色海軍兵學校（現在エム・ヴエ・フルンゼ名稱）は、二二年から每年赤軍指揮官の要員を卒業させるやうになつた。この他にも海軍關係諸學校が創立された。一九二四年—二五年の赤軍軍制改革に當り、當時の陸海軍人民委員フルンゼは、ソ聯邦海軍の復興並に戰鬪力の昂揚に甚大なる注意を拂つたと言はれる。

次いで五ケ年計畫遂行時代となり、この國の工業的基礎の發展及び鞏化と相俟つて、海軍も漸く新艦艇の建造を開始し得るに至り、レニングラード、ニコラエフ、アルハンゲリスク、ゴーリキー、セヴアストーポリ、浦鹽、哈府、コムソモーリスク等々の新舊造船所の全能力を擧げてこれに當つた。就中、最初は潛水艦の充實に力が注がれ、わざわざ伊太利から專門家を招いて、その技術的協力を仰いだほか、外國の造船所にも巡洋艦、驅逐艦、潛水艦等の注文を發した。又一九三七年七月には、建艦制限に關する英ソ協定成立の結果、ソ聯邦政府は七吋砲八千噸級巡洋艦を建造し得、太平洋に於ては四萬五千噸迄の大型戰艦を保有する權利を獲得するなど、愈々大型艦艇の新造にも着手するに至つた。

この時期にはソ聯邦全國境線の三分の二、卽ち約四萬八千粁を占める海面國境の防備鞏化に關する大活動が開始され、太平洋艦隊や北氷洋艦隊の如き新艦隊も創設され、從來の海軍根據地の鞏化とともに、コラ半島の北氷洋岸ポリヤルノエや哈府北方四百粁のアムール河岸コムソモーリスク（一九三四年建設）の如き潛水艦・快速艇の新基地が設けられた外、三三年竣工したスターリン運河によつてバルト海と白海が連結されたため、バルト艦隊と北氷洋艦隊の相互連絡が可能となり、又北氷洋を開拓して北廻り航路による極東海面への進出も企圖され、浦鹽は勿論、沿海地方、北樺太、カムチヤツカ方面の根據地整備にも着手されたのであつた。

海軍人民委員部新設

斯くの如く海軍が短期間に急速な發展を遂げて來たといふので、從來赤軍海軍部としてソ聯國防人民委員部に屬してゐた海軍は、一九三七年十二月卅日附ソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會議の決定によつて、單一のソ聯邦海軍人民委員

部に昇格し、三八年一月十五日第一回ソ聯邦最高會議によつてこれが確認された。この新設に伴つて、制度、編制、人員、教員等各般の刷新が行はれた。時の人民委員會議議長モロトフは、最高會議に於て、新人民委員部創設に關する法律の採擇理由を說明して、次の如く述べてゐる。「我が國土は廣大であり、その巨大なる延長は海に洗はれてゐるといふことを我々は考慮せねばならぬし、又このことは我國の海軍が鞏固且强力でなければならぬといふことを常に我々に銘記せしめてゐるのである。……大ソヴイエト强國には、その利害に相應した、我々の偉大な事業にふさはしい海軍がなくてはならぬのである」云々。かくて一九三八年以後ソ聯邦は大海軍建設を目指して本格的な艦隊建造に邁進し、最近數年間ソ聯の造船所では殆んど商船の進水式を見ないとまで言はれるに至つた。

この躍進途上のソ聯海軍にとつて最も大きな意義をもつたのは、一九四〇年の沿バルト三國のソ聯への併合であり、これによつてソ聯はバルト海に不凍港を有し、一年中艦隊訓練を行ひ得ることとなつた。又ルーマニヤよりベツサラビヤを回復したことは、ドナウ河口に自己の地位を維持し、ドナウ河を航行する小艦隊を有することとなり、黑海艦隊の力を增强し得る有利な情勢となつた。だがそれも束の間のことで、四一年六月廿二日の獨ソ開戰により、バルト三國も、ベツサラビヤも獨逸軍の支配下に入り、ここに陣容整ひつつあつた赤色海軍は、初めて强敵を相手に戰火の洗禮を受けることとなつた。

現赤色海軍の組織と裝備

現赤色海軍は赤旗バルト艦隊（根據地はレニングラード及クロンシユタット）、黑海艦隊（根據地はセヴアストーポリ、ニコラエフ、オデツサ）、太平洋艦隊（根據地は浦鹽の外、ソヴイエト・ガヴアニ、デカストリー、堪察加のペトロパヴロフスク等）、北氷洋艦隊（根據地はムルマンスク、アルハンゲリスク）の四艦隊並にカスピ小艦隊、赤旗アムール小艦隊（この小艦隊は一九二九年、東支鐵道を繞るソ支紛爭の際に活躍した廉により赤旗勳章を授與された。根據地はブラゴヴエシチエンクス、哈府、コムソモーリスク）、ドナウ小艦隊、ピンクス小艦隊の四小艦隊より成り、この外海軍關係諸學校、學術諸研究所、指導中央機關がある。

海軍の指導諸機關

海軍の指導機關はソ聯邦海軍人民委員部であり、この中には軍令部、海軍政治本部（一九四一年七月迄は海軍政治宣傳本部と稱したが、軍事委員制の再復活で、又々變化した）、戰鬪教育部、水路部、海軍航空部その他の中央諸部及び諸課がはいつてゐる。現海軍の統率者は、海軍人民委員エヌ・ゲー・クヅネツオフ海軍大將である。海軍人民委員に附屬して海軍總軍事會議があり、黨政治局員兼中央委員會書記アー・アー・ジユダーノフが同會議の一員となつてゐる。同會議

はソ聯海軍建設の根本的最重要諸問題を審査し、決定する。諸艦隊及び諸小艦隊の指導機關は軍事會議であり、同軍事會議の長は艦隊（小艦隊）司令官である。艦隊の軍事會議に附屬して本部、政治部、特殊勤務指導のための多數の課、軍法會議、檢事局がある。

海軍の組織と陣容

諸艦隊及び小艦隊は水上並に潛水艦艇、海軍航空隊、沿岸警備隊、海軍基地、觀測並に連絡勤務隊から成つてゐる。海軍の有する艦艇の一部は、海軍關係諸學校、水路部、及び學術研究所の管理下にある。諸艦隊及び諸小艦隊は海軍人民委員に從屬し、場合によつては作戰上、陸軍統帥部の隷下に移ることもある。

一九二三年—三八年の期間には、水上並に潛水輕艦艇類の增大が顯著であつたと言はれる。例へば、一九一三年當時ロシヤ海軍は魚雷艇を全然有してゐなかつたが、一九三八年頃にはソ聯海軍はこれを多數有するに至つた。一九三九年八月に於けるヴオロシーロフの聲明によれば、三九年初頭の海軍總噸數は三〇年のそれに比し一三〇%の增加を示してゐるといふ。

第三次五ケ年計畫の數年間に、强力な工業的基礎が築かれたことと關聯して、特に、造船工業の發展と關聯して、海軍は量質共に一層增强したと言はれる。小艇から軍艦に至るまでの凡ゆる級の艦艇が建設されたが、就中、黨及び政府當局の決定に基いて大型水上艦の建造に努力が拂はれたものの如くである。海軍人民委員クズネツオフ大將は、海軍デーの前夜たる四〇年七月廿七日、モスクワ公共諸團體活動分子の祝賀會に於けるその報告の中で、一九三九年—四〇年に於けるソ聯海軍の發展を次の如く誇示した、「一九三九年には我々は魚雷艇をも含む一二隻の大小艦艇を建造したが、一九四〇年には一六八隻、卽ち一九三九年に比し五〇%の增艦を行ふであらう。若し一九三九年の新艦艇總噸數を一〇〇%とすれば、一九四〇年には二二一%に增加することとなり、このことは、一二隻より一六八隻への艦艇建造隻數の增加が、魚雷艇の如き小艦艇の增加によるのではなく、主として大艦艇の增加によることを意味するのである。以上は我が海軍の水上艦艇に關するものであるが、潛水艦に關しては一九四〇年に一層急速な增加を見、隻數の點でも、噸數の點でも、一九三九年隊列に入つた潛水艦の約三〇〇%となるであらう。」以上の艦艇陣容の增大と同時に、海軍航空隊及沿岸警備隊の發展にも見るべきものがあり、海軍機の數は幾層倍にも增大したと言はれる。太平洋及び北氷洋方面には新たに强力な艦隊が創設された（一九一三年當時ロシヤは東亞にシベリヤ小艦隊を有するのみで、北氷洋には海軍は無かつた）。

海洋艦隊の艦艇陣容には次の如き各級の艦艇が包含されてゐる。卽ち戰鬪艦、巡洋艦、驅逐艦搬導艦、驅逐艦、警備艦、潛水艦（大、小、中）、水雷敷設艦、掃海艇、砲艦、傳令艦、魚雷艇、警備艇

及び各種補助船（練習船、浮動根據地、輸送船、救助船等）である。ソ聯海軍の現有諸艦艇の特徴的な型は次の如くである。卽ち、『マラート』號（一九一一年―一五年ロシヤで建造され、ソ聯邦になつてから改裝された。排水量二三、三七〇噸、時速二三節、三〇糎主砲一二門、一二糎副砲一六門、四五糎水雷發射管四門裝備）型戰鬪艦、『キーロフ』號（一九三八年ソ聯で竣工。排水量八、五〇〇噸、時速三三節、一六糎主砲六門、一〇糎高角砲、四門、五三糎水雷發射管一二門裝備）型巡洋艦、『モスクワ』號（最新ソ聯建造船）型驅逐艦嚮導艦、『グネーヴヌイ』號（最新ソ聯建造船）型驅逐艦、『ウラガン』號（最新ソ聯建造船）型警備艦、『デカブリスト』號（八九六噸）、『エス』號及『シチャー』號（最新ソ聯建造船）型潛水艦、魚雷艇（最新ソ聯建造船）である。その外、多數の最新型艦艇が建造中であると言はれる。海軍諸艦艇は各種口徑の强力な砲を裝備してをり、この中には高射砲もはいつてゐる。水雷敷設艦、掃海艇及び砲艦を除く凡ゆる級の艦艇が魚雷敷設を有してゐる。新艦艇は管の直徑大なる魚雷發射管を有してゐる。戰鬪艦を除く全水上艦艇及び潛水艦の一部は機雷收容並に設置設備を有してゐる。水上艦艇は對潛水艦並に對機雷防禦裝備を保障されてをり、一切の水上・潛水艦艇は連絡及び觀測に關する種々の用具を有してゐる。

河川小艦隊の艦艇陣容　には次の如き各級の艦艇が包含されてゐる。卽ち、河川砲艦、裝甲艇、掃海艇、傳令艦、警備艇及び補助船（浮動根據地、輸送船等）である。現有河川小艦隊の特徴的な型は最新ソ聯製の砲艦であり、裝甲艇である。最新型の河川艦艇が目下建造中であると言はれる。これら全艦艇は高射砲を含む砲並に機關銃裝備を有してゐる。

赤色海軍の現有艦艇　に就ては、以上の如きソ聯側の資料に基く說明では具體的數字を缺き、極めて不十分であるが、何分にもソ聯邦は極度に秘密主義の國である關係上、その眞相は知るべくもないので、ここには最も信ずべき調査資料を引用して大體の推定を行ふこととする。次表によれば、一九四〇年一月現在、赤色海軍既成艦（潛水艦以上）總隻數は約二七六隻、總噸數は、約三三萬噸であり、建造中及び未起工艦艇は合計約六六隻、約一八萬二千噸となつてゐるが、獨ソ戰爭の現在では、この數字より遙かに增大してゐると見るべきである。

1940年1月ソ聯海軍現有艦艇（潛水艦以上）並に建造中及び未起工艦艇

艦種＼區別	既成艦 隻數	既成艦 噸數(千噸)	建造中及未起工 隻數	建造中及未起工 噸數(千噸)
主力艦	3	70	2	70
航空母艦	1	9	2	24
甲級巡洋艦	約 4	約 30	約 2	約 16
乙級巡洋艦	約 9	約 37	約 12	約 35
驅逐艦	約 34	約 52	約 13	約 23
潛水艦	約 225	約 130	約 35	約 15
合計	約 276	約 330	約 66	約 182

ソ聯邦海軍主要艦艇要目　1940年

舊式船艦三隻

艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲	副砲	水雷發射管	竣工年度
パリジスカヤコンムーナ號	23,370	23.0	30糎12門	12糎16門	45糎 4門	1915
オクチヤブリスカヤレヴオリユーチヤ號	23,370	23.0	30糎12門	12糎16門	45糎 4門	1914
マラート號	23,370	23.0	30糎12門	12糎16門	45糎 4門	1914

（註）　目下 35,000 噸級式戰艦二隻建造中である。

甲級巡洋艦四隻

艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲	高角砲	水雷發射管	竣工年度
クラスヌイカフカズ號	7,600	30.0	18糎 4門	10糎 4門	45糎12門	1931
キーロフ號	8,500	33.0	16糎 6門	10糎 4門	53糎12門	1938
ヴオロシーロフ號	8,500	33.0	18糎 6門	10糎 4門	53糎12門	1938
建造中	8,500	33.0	18糎 6門	10糎 4門	53糎12門	1938

乙級巡洋艦 五隻

艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲	高角砲	水雷發射管	竣工年度
チエルヴオンナヤウクライナ號	6,800	29.5	13糎15門	10糎 4門	53糎 2門	1913
プロフインテルン號	6,800	29.5	13糎15門	10糎 4門	53糎 2門	1913
コミンテルン號	6,750	23.0	13糎14門	8糎 4門	45糎 2門	1905
オーロラ號	6,830	20.5	13糎10門	6糎 5門	45糎 2門	1903
マルテイ號	3,500	25.0	13糎10門	——	——	1935

航空母艦

艦名	排水量(噸)	建造所	竣工年度
スターリン號	10,000	ニコラエフ	1939
建造中	10,000	〃	未成

最新驅逐艦

艦名	排水量(噸)	主砲	水雷發射管	速力	竣工年度
ミンスク號	2,900	13糎 4門	6	35節	1938
レニングラード號	2,900	13糎 4門	6	35節	1935
ハバロフ號	2,900	13糎 4門	6	35節	——
タシケント號	2,895	——	6	39節	1935

最新大型潛水艦

艦名	排水量(噸)	速力(水上)	備砲	水雷發射管
プラヴダ號	1,200	18節	7.6糎 2門	8
スヴイエタ號	1,200	——	7.6糎 2門	8
イスクラ號	1,200	——	——	——
ガリバリデツ號	1,039	14節	10糎 1門	8

海軍航空隊　は重飛行機（爆撃機、雷撃機、機雷敷設機）、長距離並に近距離偵察機、驅逐機、補助機等の各種飛行機を有してゐる。海軍航空隊の飛行機の一部は車輪附きであり、他の一部は水上機である。

沿岸警備隊　は主として砲兵諸部隊から成つてゐるが、場合によつてはこれに陸上諸部隊が加へられ、同様に艦艇編合諸部隊及び海軍航空諸部隊が加へられる。沿岸警備の砲兵隊は固定並に移動砲兵中隊（海岸砲兵中隊及び高射砲中隊）から成つてゐる。

特殊勤務　を組織することによつて、艦隊及び小艦隊の日々の戰闘活動が保障される。海軍の全成員は特殊な教育を受け、その特殊技能に應じて艦艇及び部隊に配置される。艦艇内には次の如き諸戰闘部隊が存在してゐる。即ち、航法手部、砲兵部、機雷部、觀測及び連絡部、機關部、電氣機械部、航空部、化學部、補給及び衞生勤務部である。觀測及び連絡勤務、天候觀測勤務、防空勤務、又同じく後方勤務（衞生勤務をも含む）は艦艇、部隊、編合部隊の全般的組織の中にはいつてゐる。その外に、特別の中央指導部を有してゐる。

海軍の後方勤務　は當面の彈藥を保障し、資材・裝備及び適當なる要員の點で、個々の軍艦や部隊のみならず、全海軍の戰闘力を支持してゐる。諸根據地には軍港があり、修理、裝備及び特殊補給の諸機關があり、碇泊を保障し、消耗した資材を補充し、艦艇、部隊、編合部隊の戰闘力を完全に復舊せしめる。經理方面、それも特に艦艇及び部隊に於ける凡ゆる種類の補給の指導は、艦長特別補佐官が管掌する補給勤務に於て取り行ふ。

東亞ソ領の海軍

ソ聯邦は夙にその極東水域の防備に意を拂ひ、內亂當時既にアムール小艦隊の新たなる出發を見、次いで一九三二年に初めて浦鹽港にソ聯軍艦が入港して、太平洋艦隊の創建となり、その後黨政治局員ジユダーノフ等指導の下に銳意この兩艦隊の軍備充實が圖られ、現在では甲級巡洋艦一隻（先年黑海より廻航された『クラースヌイ・カフカズ』號、一九三一年竣工、排水量七、六〇〇噸、時速三〇節、一八糎主砲四門、一〇糎高角砲四門、四五糎水雷發射管一二門裝備）、驅逐艦（ジエルジンスキー級）八隻、潛水艦九〇隻（內一千噸級大型艦十數隻）、同母艦一隻、水雷艇一隻、魚雷艇八〇隻その他の補助艦艇、又アムール河上の河川砲艦二〇隻（內一千噸級大型砲艦一〇隻、二百噸級小型砲艦一〇隻）、砲艇約四〇隻を有するに至つたと言はれる。

併しこれを見ても判るやうに、現在ソ聯東亞水域には一隻の戰闘艦もなく、僅かに甲級巡洋艦一隻といふ狀態であるが、その弱點を補ふべく奇襲部隊として潛水艦及び快速魚雷艇を多數備へてゐるのであると言はれる。

何れにせよ、東亞のソ聯海軍は未だ若く、戰闘經驗も薄く、僅かに一九二九年の東支鐵道を繞るソ支紛爭の際のアムール小艦隊の活躍、その後滿ソ間に黑龍江

カンチヤズ島事件が發生した外、一九三八年張鼓峰事件の際の太平洋艦隊航空部隊の出動があつたくらゐのもので、未だその眞價は發揮されてゐず、實力は未知數である。

極東ソ領の海軍根據地には第一に太平洋艦隊の根據地たる浦鹽港がある。同港は周圍の丘陵に海岸砲臺網が張り巡らされ、港内には海軍航空隊の基地をもつ完全な軍港である。この外、ポシエツト灣、ソヴガヴアニ(バム鐵道終端港)、尼港及びカムチヤツカのアバチヤ灣等が軍港として有望視されてゐる。アムル赤旗小艦隊の根據地はハバロフスクであり、同市及びイマン、ブラゴヴエシチエンスク、尼港にそれぞれその分隊が置かれてゐる。アムール河岸の新興重工業都市コムソモーリスクも海軍基地として有望視されてゐる。

造船所は最大のもの(ヴロシーロフ造船所)が浦鹽にあり、ハバロフスク(キーロフ造船所)、コムソモーリスク兩市にも造船所があり、後者は優に五千噸級艦艇の建艦修理能力を有すると言はれる。

現在太平洋艦隊司令官はイー・エス・ユマシエフ中將、北太平洋艦隊司令官はエム・イー・アラーポフ少將である。

政治教育と戰鬪教育

海軍に於ける政治教育及び黨・政治活動は、その全兵員に高度の戰鬪準備、嚴格なる紀律並に政治的團結を確保せしめ、黨、ソ政權及びその統帥部の周圍に結束せしめるに最も大きな役割を演ずるものであるとして、ソ聯當局がこれを重大視してゐる點は陸軍に於けると同様である。從來はこれが重點は純粹に政治宣傳及び啓蒙活動に限られ、海軍に於ける政治活動の組織及び方法、黨及び共青同盟諸組織、指揮官政治部門代理、政治宣傳部・課の機能は陸軍のそれと同様であつたが、獨ソ開戰直後の四一年七月十六日附最高會議幹部會令により、勞農赤軍に於ける政治宣傳諸機關が改組され、軍事委員制度が設置されると共に、同令が海軍にも適用されたので、海軍に於ける黨・政治活動も、從來の宣傳活動にのみ局限されず、極度に戰爭的樣相を帶びるに至つた。卽ち、從來の勞農海軍政治宣傳部及び課は政治部及び課と改造され、一切の艦艇、部隊及び編合部隊、參謀部、海軍關係學校及び機關に軍事委員制度が置かれ、又艦艇、部隊及び機關の支隊に政治指導員が置かれることとなり、これら軍事委員や政治指導員は戰線に於ける軍事上の仕事に對しても責任を取ることとなつた。

ソ聯海軍の戰鬪教育の根底をなしてゐるのは、赤軍の戰鬪教育と同樣、最近數次に亙る近代戰の經驗を考慮に入れ、平時の戰鬪教練及び演習を出來得る限り實戰に近似した狀況下で行ふやうにするといふ點である。海軍の諸教令、諸訓令、特殊勤務規定はこれ迄の近代的諸戰爭の經驗を基礎とし、艦隊の裝備上の近代的技術を考慮に入れ、ソ聯邦軍備の特殊性に應じたものであるとされてゐる。かゝる教令に基いて、個々の赤色海兵から艦隊全體に至る迄の系統的戰鬪教育が行は

れる。各艦艇及び編合部隊の訓練は數期に分たれ、第一期には兵員の特殊訓練、艦艇の編成が行はれ、次の期間には艦艇の各個訓練及び同種編合部隊内の訓練が行はれ、最後には大編合部隊內及び艦隊の複雜なる行動下に於ける訓練が行はれる

海軍では海事教育、射擊教育及び作戰・戰術教育に特別な注意が拂はれてゐる。海事教育は艦艇を終始一貫航行狀態にあらしめ、樣々の天候條件下に於て各個艦艇或は支隊の航海(遠洋航海をも含む)を行ひ、又短艇教育を行ふことによつて達成される。海軍の射擊教育は砲並に魚雷射擊プログラムを每年計畫的に遂行することによつて達成される。海軍の作戰・戰術教育は、海洋並に河川現場、諸外國の海軍現勢、ソ聯海軍その他の海軍の戰鬪經驗の絶え間なき研究により、又兵棋或は艦隊(小艦隊)の演習に於ける作戰・戰術上の諸任務を解決する訓練を行ふことにより確保される。艦隊全體及びその各種部隊の獨立行動が重要視され、同時に又艦隊に陸上部隊及び空軍との協同動作にも眞面目な注意が拂はれてゐる。

人的構成と幹部養成

海軍はその隊列内にソ聯公民の優秀分子を擁してゐると言はれる。海軍の建設及びそれが直面する任務の周圍に廣汎な勤勞大衆を動員する目的を以て、每年七月行はれる『ソ聯邦海軍デー』は、海軍の全國民的祝祭とされてゐる(海軍デーは一九三九年六月廿二日附ソ聯邦人民委員會議及び全聯邦共產黨中央委員會の決定によつて制定された)。年々海軍に入隊する壯丁は、殆んど皆政治的に教育されてをり、肉體的には健康でがつしりした若者達であると言はれ、彼等は皆入隊に際し、陸軍のそれと同樣に、一九三九年一月三日附ソ聯邦最高會議幹部會令によつて制定された新軍事宣誓を一人一人行ひ、宣誓文にサインをするのであるが、その際でも字の讀めない者や、書けない者は一人もゐないと言はれる。統計によれば、海兵の平均教育水準は中等學校の四年級を下らず、この水準は年々高まりつつある。又共產青年同盟は每年幾百、幾千の同盟員達を海軍の隊列內へ送り出してゐる。

これら海軍の成員の眞價が發揮されたのは、一九二九年東支鐵道を繞るソ支紛爭の際のアムール河上の戰鬪、一九三八年の張鼓峰事件で赤軍を支援した太平洋艦隊の行動、一九三九年波蘭から西ウクライナ及び西白ロシヤ奪取の際のドネープル河川小艦隊の活動、一九三九年—四〇年芬蘭軍に對するバルト、北氷洋兩艦隊の作戰であるとソ聯側は誇示し、かゝる勳功によつて幾百といふ海兵、指揮官、政治部員が各種勳章を授與され、海兵の中から既に廿數名のソ聯邦英雄を出してゐると稱してゐる。その外にも潛水艦、海軍飛行大隊等が行賞され、今次の獨ソ戰爭でも海軍關係の行賞が何回か行はれてゐる。

ソヴイエト軍紀並に指揮官(自己の編合部隊、艦艇、部隊、隷下部隊の全權長官)の權威は、赤軍に於けると同樣、海軍に於ても極めて高度な水準にあると言は

れ、一九三五年に初めて制定された赤海兵及び幹部の新階級稱呼(赤海兵、伍長、曹長、中尉、上級中尉、大尉、三等司令、二等司令、一等司令、二等司令官、一等司令官、二等司令長官、一等司令長官)はこの間の事情に應ずるものであるとされた。やがて又一九四〇年五月七日附ソ聯邦最高會議幹部會令によつて海軍最高幹部の新稱呼(海軍大將、同中將、同少將、海軍航空兵中將、同少將、沿岸警備勤務兵中將、同少將)も決定された。更に一九四〇年十二月三日海軍人民委員クヅネツフ大將の訓令によつて公告された同年十一月卅日附ソ聯邦人民委員會議決定は、海軍水兵及び下士官の新稱呼(軍艦乘組、艦隊部隊、沿岸警備隊及び航空隊海軍兵は赤海兵及び一等赤海兵に、陸上部隊兵は赤兵及び上等兵に、軍艦乘組及び艦隊部隊下士官は三等兵曹、二等兵曹、一等兵曹、兵曹長に、沿岸警備隊、航空隊、陸上部隊下士官は伍長、軍曹、曹長、准尉に分たれた)を制定し、戰鬪準備、赤海兵教育及び軍紀の鞏化に對する下士官の責任を加重せしめんと圖つた。

海軍下士官は教育部隊の特殊講座で養成される。中級、上級、幹部の養成は海軍大學(或は赤軍兵學校、特殊講座、海軍大學)に於て行はれる。

一九四〇年現在、海軍は中級及び上級幹部養成のため海軍兵學校一四校(レニングラードのフルンゼ名稱海軍兵學校、セヴアストーポリ海軍兵學校、浦鹽海軍兵學校その他)、海軍大學二校(修業年限三ケ年のヴオロシーロフ海軍大學その他)を有してゐた。但しこの中には赤軍の若干大學附屬の特殊講座及び海軍課は含まれてゐない。これに比すれば、舊ロシヤ海軍は全部で海軍兵學校四、大學一、特殊將校養成所を有するに過ぎなかつた。

海軍の艦內勤務及び生活は、艦艇教令に基いて組織されてゐる。日日の生活は航海中であるか、碇泊中であるか、艦艇の狀況如何に依存して營まれ、嚴格な表に從つて行はれる。一日の表或は週間の表は、戰鬪並に政治教育のために、艦艇及び艦內機械設備、武器及び彈藥を整然と、又必要なる戰鬪準備狀態に維持するために、黨・政治活動のために、休息、給養、衞生、體育のために時間の最も合理的な配分を可能ならしめるものであると言はれる。

斯樣な規律を遵守する外、艦艇乘組員は當直勤務を行ひ、艦艇の安全及び適當なる航海・戰鬪準備を保障する。

空軍

赤色空軍の現有勢力

ソ聯邦空軍は一九二二年に於て飛行隊僅かに二〇中隊を有するに過ぎなかつたが、一九二五年には七八中隊となり、一九二八年には一〇〇中隊、一九三二年には二〇〇中隊、一九三四年には二四二中隊、一九三七年には三〇〇中隊に增加し一九四〇年現在五〇〇中隊、航空旅團數六〇箇旅團に達してゐる。

ソ聯邦空軍の現有機數は一〇、〇〇〇臺と稱され、內第一線機六、〇〇〇臺、極東方面配備機數二、〇〇〇臺殘餘は豫備機と稱されてゐる。之を更に機種別とすると戰鬪機三五%、偵察機及單發輕爆機三三%、双發中型爆擊機及重爆擊機二二%、地上攻擊機一〇%となつてゐる。

ソ聯邦空軍は背後に强力なる航空工業を有する事が最も强味であり三等軍事航空工場の生產力は相當大量生產を爲し得る施設を有して居る模樣である。之等軍事工場の生產率の如き素より嚴秘に附されて正確なる數字を記し得ざるも一九三七年度ソ聯邦軍用機生產高として佛國航空雜誌に發表された處によると次の通りである。

一、五〇〇	イ・十六型單座戰鬪機
二〇〇	イ・十七型單座戰鬪機
二〇〇	イ・ベー型カノン戰鬪機
二〇〇	エリ・エル型複座偵察機
二〇〇	デ・イー・六型複座戰鬪機
一〇〇	ヴアルデイ式偵察爆擊機
九〇〇	エス・ベー型双發中型爆擊機
二〇〇	ツエ・カ・ベー型二六型爆擊機
二〇	テ・ベー・三型四發爆擊機
六〇〇	單發練習機及輸送機
二〇〇	水上機
七〇	雜用機

右表により推測するに現用軍用機中、イ・十六型戰鬪機及エス・ベー型爆擊機の製作に主力を注いで居る事が判るのである。ソ聯邦空軍が實戰に參加したのは一九二九年のソ支戰爭が最初で、西班牙戰爭に於て相當の威力を發揮したと謂はれ滿蒙國境戰に於ては密集隊形陣の戰法を以て日本空軍と戰ひ大打擊を蒙つた事は尙ほ世人の記憶に新たなる處である。

次で近くは芬蘭作戰、波蘭作戰等に活躍し、實戰の經驗は相當經て來たのである。斯く鐵火の洗禮を受けたソ聯邦空軍が此の經驗を基礎に今後如何に增强され如何なる戰鬪方式、空軍戰術を採用し次に來る可き戰爭準備に邁進するかは頗る注目すべき點であらう。

赤色空軍の編成

ソ聯邦空軍は國防人民委員部に隷屬する、トロツキーが軍事委員當時の赤軍創建期に在つては極めて微々たるものであつたが、フルンゼ將軍之に代り、空軍首

腦部としてバラノフ、ムクレウイッチ、ウンシリフト等が極力增強改編に勉めた結果其編成準備に大改革が加へられ、ア

空軍配備情況

軍管區別	空軍本部所在地	配備區域
モスクワ管區	モスクワ	ウオロネジ、セルプホフ地方
白ロシヤ〃	スモレンスク	ウイチエブスク、ゴーメリ地方
ウクライナ〃	ハリコフ	キエフ、クレメンチユク地方
レニングラード〃	レニングラード	クラスノグワルデスク地方
ヴオルガ〃	サマラ	サラトフ、カザン、スイズラー地方
北カフカズ〃	ロストフ・ナ・ドヌ	ノヴオチエルカスク、ナヒチエワン地方
カフカズ特別軍	チフリス	クタイス、バクー地方
西伯利管區	ノヴオシビルスク	オムスク、イルクツク、チタ地方
中央アジア〃	タシケント	トルキスタン、ヂユシヤンベ地方
極東特別軍〃	ハバロフスク	極東、沿海州、堪察加地方

ソ聯邦空軍兵士は十九歳より四十歳までの者を徵集し服役年限は五ヶ年で內在隊三年歸休二年である。空軍將士は一般俸給以外に航空手當として下士操縱士は俸給の五〇%、高級操縱士は六二%小隊長六三%、三%、獨立飛行中隊長七三%、空軍補佐官六九%、空軍隊長七五%、空軍旅團長八三%を支給される、空軍一箇小隊は飛行機三臺である が機種に依て多少異る場合があり一箇中隊の機數は偵察機隊九機（外に豫備機二臺）戰鬪機隊十機（外に豫備機二臺）爆撃機隊九機（外に豫備機三臺）を以て編成、中隊が集つて大隊を、大隊が數箇集つて航空旅團が編成されてゐる。

軍用飛行機工場

工場名所在地	製作機種
第一工場モスクワ	偵察機、戰鬪機
第十二工場ゴーリキー	特殊機
第十五工場オデツサ	偵察機、戰鬪機
第十八工場ウオロネジ	水上機、複座戰鬪機
第廿二工場モスクワ	大型爆撃機
第廿三工場レニングラード	水陸兩用機
第卅一工場タガンログ	戰鬪機及飛行艇
第卅九工場メンシンスキー	偵察機、複座戰鬪機

軍用航空發動機工場

工場名所在地	生産種目
第廿四工場モスクワ	M十一、十七、廿六、卅四型
第廿六工場ルイビンスク	M、十七型其他
第廿九工場ザポロジエ	M、廿二型、ジユピター型

軍用機の種類と性能

戰鬪機

【單座戰鬪機】

ソ聯邦戰鬪機中現在最も多數使用されてゐるのはイー・十五型及十六型である。イー・十五型は米國のカーチス式スパロノホーク型戰鬪機を模倣設計し製作されたもので、發動機はM廿五型六〇〇馬力、最大時速三六〇粁、五千米への上昇時間六分半、最大上昇限度一、二〇〇米航續距離七五〇粁、機銃四挺と輕爆彈を携行する、同機は複葉式で上下翼間をI字型支柱で支へ、名設計家ポリカルポフ技師の設計である。

イー・十六型は單葉式で木金混合組立の機體でヅングリとして獰猛的な構成美を表現してゐる。本機は現在ソ聯邦空軍戰鬪機隊の主力を爲すものでゴーリキー工場で多量に生産される。發動機はM廿五型六〇〇馬力、最大速度四八〇粁（高度三、五〇〇米にて）上昇限度九、六〇〇米、航續距離八〇〇粁、機銃四挺を有し支那事變、ノモンハン事件等に我空軍と空中戰を演じ其性能一般は既に知られてゐるものである。

イー・十七型は白耳義から購入したルナール型載砲戰鬪機でソ聯邦空軍の新鋭機である。發動機はM一〇〇型七六〇馬力裝備、小口徑砲一門と機銃二挺を有し最大時速五〇〇粁、五、〇〇〇米への上昇時間五分、木金混合張殼製胴體の組立である。民間呼稱ツエ・カ・ベー・十九型とも呼ばれてゐる。

イー・十九型は米國のセヴアスキーP三五型戰鬪機を基本として最近正式に決定された戰鬪機で其要目は不詳であるが發動機約九〇〇馬力、最大速度五〇〇粁、機體の組立は輕時、巡航速度四〇〇粁、機銃三挺、爆彈一〇〇金屬骨格で脚は後方引込式、制動翼附、瓩を携行し得るのである。デ・イ六型は一九プロペラは可變ピツチ三翅式のものが裝三五年設計の新式戰鬪機で脚は胴內備されて居ると稱されてゐる。引込式、發動機M二五型七五〇馬力、高

【複座戰鬪機】

ソ聯邦空軍の複座戰鬪機として著名なものはデ・イ四型及デ・イ六型の兩機である。デ・イ四型は一葉半式でM十七型六八〇馬力發動機一基裝備、最大時速二九〇粁、高度五、〇〇〇米までの上昇時間十三分、最大上昇限度六、〇〇〇米航續距離八五〇粁、機銃三挺、爆彈一〇〇度二、五〇〇米に於ける最大時速三六五粁、上昇限度九、七〇〇米、航續距離八五〇粁、機銃固定四挺、可動二挺、合計六挺を裝備してゐる。

【多座戰鬪機】

ツアギ設計の元のANT四〇型を軍用に改造したのが多座戰鬪機エム・イ・十三型である。同機は双發動機附單葉で、乘員四名、發動機M八五型五〇〇馬力二基、最大時速三六〇粁、上昇限度九、〇〇〇米、武裝として機關砲一門、機銃二挺、爆彈一、二〇〇瓩を搭載し得るのである。軍用機の防禦裝備強化と共に將來此種の載砲多座戰鬪機の價値は益々昂められんとしてゐるのである。

偵察機

一九三二年以來使用されたエル・五型偵察機は複座、復葉式でM十七型六八〇馬力發動機裝備、最大速度二七〇粁、高度五、〇〇〇米への上昇時間廿四分、上昇限度七、〇〇〇米で航續距離一、〇〇〇粁內外、武裝固定機銃二挺、可動機銃二挺、爆彈四〇〇瓩を裝備してゐる。

エル・六型は名稱は偵察機であるが双發動機附で輕爆擊機としても使用される乘員三名、發動機は六八〇馬力二基、時速三〇〇粁、高度四、〇〇〇米への上昇時間十五分三〇秒、上昇限度七、〇〇〇米、航續距離八〇〇粁、機銃は可動式四挺、爆彈八五〇瓩を搭載し得る。最新式のものとしてエル・七型があり同機は乘員三—四名、發動機五〇〇馬力一基、時速三八〇粁、上昇限度八、六〇〇米、航續距離一、〇〇〇粁、砲一門、機銃三挺の外爆彈四〇〇瓩を班載し得るのであるエル・デー型は長距離用偵察機で有名なANT・二十五型を軍用化したものである。同機は九五〇馬力發動機一基、最大航續距離一二、〇〇〇粁、最大時速二六〇粁、上昇限度七、〇〇〇米、と謂はれてゐる。

爆擊機

【輕爆擊機】

現用輕爆擊機として有名なものはエスベー型及ツエ・カ・ベー二六型の二種である。本機は西班牙及支那戰線で多數活躍したもので其性能は相當優秀なものである。

エス・ベー型には一型と二型とがあり米國のマルチン式双發爆擊機を基本として設計されたものである。一型は乘員三名、發動機七五〇馬力二基、時速三五〇粁、航續距離八〇〇粁、機銃三挺、爆彈約三〇〇瓩を携行し得、二型は七五〇馬力二基、最大時速四二五粁、航續距離二〇〇粁、爆彈六〇〇瓩で設計は一九三六年である。

ツエ・カ・ベー・二六型はコツキナキアレクセーフ兩飛行士等により重量搭載上昇飛行記錄を樹立した優秀機で、爆彈搭載量八〇〇瓩、上昇限度一一、〇〇〇米で性能はエス・ベー型より優秀と謂はれてゐる。

【重爆擊機】

ソ聯邦の代表的重爆擊機として知られてゐたテー・ベー・三型（ANT六型）は既に舊式機として實戰の役に立たず。一九三四年に之を大改造して新型の爆擊機が作られた。新型機は八五〇馬力四基裝備で時速三〇〇粁、上昇時間三、〇〇〇米へ十二分、上昇限度五、〇〇〇米、航續距離二、〇〇〇粁、爆彈搭載量一、五〇〇瓩乃至三、〇〇〇瓩である。

テー・ベー・五型は、前記三型（新型）を更に改良したもので外皮に從來の波形鈑の代りに平板鈑を使用したもの、テーベー・六型は最新式重爆擊機で九五〇馬力の發動機四基を裝備、乘員五—六名、高度八、〇〇〇米に於ける最大速度五〇〇粁、爆彈搭載量三、〇〇〇瓩と云はれるが此の速度に關しては尙ほ疑問視されてゐるのである。

赤色空軍用飛行機要目（1940）

單座戰鬪機（略號I）

型式	乘員	發動機(馬力)	時速(粁)	上昇力	武裝
I・15	1	M. 25—600	360	5,000米へ6分半	機銃4(破片爆彈)
I・16	1	M. 25—600	480	5,000米へ6分半	機銃4(爆彈瓩60瓩)
I・17	1	M. 100—760	500	5,000米へ5分	機銃2 砲4
I・19	1	不詳 900	500	不詳	不詳

複座戰鬪機（略號D・I）

型式	乘員	發動機(馬力)	上昇力	武裝
DI・4	2	M・17—680	5,000米へ13分	機銃3（爆彈100瓩）
DI・6	2	M・25—750	——	機銃固定4 同可動2

多座戰鬪機（略號M・T）

型式	乘員	發動機	速度（時）	武裝
MT・13	4	M85—500×2	360粁	機銃2, 砲1, 爆彈1,200瓩

偵察機（略號R）

型式	乘員	發動機(馬力)	時速(粁)	航續距離(粁)	武裝
R・5	2	M 17—680	270	1,000	機銃4 爆彈 400瓩
R・6	3	600馬力2臺	300	800	同上 爆彈 850瓩
R・7	4	型式不明500	380	1,000	砲1, 機銃3, 爆彈400瓩

爆　撃　機（略號T.B）

型　式	乘　員	發動機（馬力）	時　速（粁）	航續距離	武　　裝
TB・6	5—6	950×4	500	2,000粁	機　銃　4. 爆彈　3,000瓩
TB・7	5+34	480×5	220	——	機　銃　3. 爆彈　2,600瓩
SB・1	3	750×2	350	800粁	機　銃　3. 爆彈　500瓩
SB・2	3	750×2	425	1,200粁	機　銃　3. 爆彈　600瓩

水　上　機（略號 M）

型　式	乘　員	發動機（馬力）	時　速（粁）	上　昇　力	武　裝	備　考
MI・4	1	680	240	5000米へ 8分半	機　銃　2	哨戒機
MR・5	3	680	225	3000米へ12分半	機　銃　2	飛行艇
MDR・2	5	680×2	218	3000米へ16　分	機　銃　3	飛行艇
ARK・3	12	710×2	310	限　度　9,190米	不　詳	飛行艇

米國よりセヴアスキー水陸兩用複座戰鬪機．及コンソリデテツト式哨戒飛行艇を購入製作權を獲得してゐる。

此外テー・ベー・七型（舊ANT・一四型）と言ふのがあるが同機は爆撃機よりも輸送機として重用され武裝兵三十餘を搭載せしめ得るものである。同機の性能は良好ならず現在は使用されて居ない模様である。

赤軍の空中戰術論

赤軍に於ては創建當時佛國に於ける空中戰術を範とし空軍部隊に實施せしめて居たが、之は前歐洲大戰に於ける佛國航空隊の教典を其儘取入れたもので、其後之を基本としてソ聯邦軍部で創案した「航空兵操典」が出來、又空中戰に關する種々の戰術が研究されて來たのであるジガリエーフは「戰鬪飛行隊による機械化部隊攻撃」に對する方式を發表し、ボリソフは「機械化部隊により攻撃開始に際する飛行隊の行動」に就ての戰術論を發表してゐる。セミヨノフは「赤空軍參謀部員の教育法」に付て自己の私案を述べ、故アルクスニス大將は「赤色空軍戰鬪教育要諦」なる論文を發表してゐる。

空軍戰術の權威者ラプチンスキーは「奇襲戰鬪機隊」の戰術論を著し、同氏は「戰鬪及作戰に於ける空軍」なる著述を作つてゐる。

クズネツオフは「空中戰の基礎」と題する長大論文を著し赤色空軍の空中戰鬪の指導原理を示してゐる。

此外ブザーノフは「地上部隊と協力する飛行隊の基礎作戰」について解說し所論を發表してゐる。

デサント部隊

空中デサント隊は落下傘部隊とも謂はれ、大型飛行機に多數の武裝兵を搭乘せしめ敵地奥深く侵入降下せしめ敵の意表を衝いて後方連絡を遮斷し交通路破壞飛行場占領等を決行するもので、赤軍に於ては一九三四年以來研究實施して居るものである。

一九三五年のキエフを中心とする赤軍大演習で始めて列國武官の面前で此のデサント部隊の降下が公開され、次で翌一九三六年ミンスク地方で擧行された大演習で、更に大規模な實演が行はれ列强の注目を惹いたのである。デサント部隊は空中から武裝兵を降下せしむるのみでなく、糧食彈藥、武器、大砲、自動車型戰車等をも降下せしめ、大型輸送機の大編隊によつて數ケ聯隊の兵員を降下せしめ直ちに戰鬪配置につかしむるのである。ソ聯邦が此のデサント部隊を實戰に使用したのは波蘭戰線に於てであるが其小規模なものであつた。一九三九年末惹起された對芬蘭戰爭に於てソ聯邦の落下傘部隊は芬蘭の要害白海に臨むペツアモ港攻撃に相當大規模の落下傘部隊を活動せしめ同地陷落の素因を作つた事は今尙記憶に新なる所である。

氣球隊其他

飛行機が發達せる今日氣球隊の存在は無價値の如く考へられるが、氣球隊は今日尙砲兵隊の「眼」として重用されソ聯邦以外の各列强に於て存置されてゐる。

ソ聯邦の氣球隊は砲兵隊と協同作戰する以外裝甲列車砲と協同する移動部隊があり、レニングラードを中心として全國に約二十箇中隊が組織されてゐる。

氣球隊配置區域はレニングラードの外モスクワ、オデツサ、ウオロネジ、モギレフ、キエフ、ウオログダ、クロンシタツト、セヴアストポリ等の各地でレニングラードとモスクワに補給所がある。氣球隊の外に軍用飛行船隊を有してゐるが之は戰時に於ける後方連絡輸送等に活躍するもので平時に於ては主としてオソアヴイアヒムに屬して種々利用されてゐるのである。此外空中列車、卽ちグライダーの利用についても考慮され之が軍用への使途を研究中と謂はれてゐる。

オソアヴイアヒム

オソアヴイアヒム（國防飛行化學協會）はソ聯邦國防を民衆への普及化により全國的に强化する爲設立された義勇團體である。其部內は航空に限らず有らゆる軍事部門に分れ初期の長官ウンシリフトの時代に全聯邦各地に支部が設置され、現在會員數二千萬人を突破してゐる。

航空部内に於ては飛行機、飛行船氣球グライダー、模型飛行機、パラシュート等が其内に包含され、一般軍事知識普及の爲には射撃、乘馬、軍事訓練、圖書室等があり、砲兵隊、機械化部隊等訓練困難なる部内に就て特殊の指導を行つてゐる。

オソアヴイアヒムの首腦部は二十七名の幹部で組織されウンシリフトの後を次いだエイデマン將軍が長官に就任したが一九三七年同將軍はトハチエフスキー元帥等の所謂赤軍陰謀事件に連座し處刑され、其後ゴルシエーニンが長官に就任したが彼亦肅清工作の犧牲となり一九三九年二月コボレフ大將が長官に任命され今日に至つてゐる。

航空化學隊

航空化學隊はオソアヴイアヒムの統轄下に組織され、空中化學攻撃に對し人民を防護する目的を以て編成されたもので左の如き任務が課せられてゐる。

A、大衆をして航空化學隊に於ける研究に興味を持たしめ、其研究を援助し住民地區の自衛手段を講ずる

B、平時に於ては有利事業（對有害物防禦）等の業務を實施す

C、有力なる空中化學國土防衛の建設に關し軍部及民間團體に協力す

而して航空化學隊は左の部門を有し常に之に對する訓練を實施し有事に對し備へてゐる。

A、空中監視

B、化學班（毒ガス）

C、消防及保安部

D、衞生班及豫備隊

航空化學隊の人員は幹部及び交替員に分れ、常任員は隊長、同補佐官、班長等より成り、交替員はオソアヴイアヒム地方機關が之を決定採用する。而して化學隊で所定の教育を受けた者は總て豫備員に編入されのるのである。

ベリヤコフ航空少將の論文

一九四〇年八月十八日ソ聯邦航空デーのプラウダ紙にベリヤコフ航空少將（ソ聯邦の英雄」號を有す）はソ聯空軍の現狀につき大要左の如く述べてゐる。

革命前のロシヤ工業發達せず自國の飛行機製造工場なく、只だ歐洲諸國で舊式となり、廢物となつた飛行機の賣込み市場に過ぎなかつた、一九一八年のソヴエート政權は舊ロシヤが英佛で買付けた飛行機の殘りを繼承したが、國内經濟の復興着手と共に少數の飛行學校も開設され飛行士、機關士其他の專門家を養成したが、乘るべき飛行機がなかつた、一九二〇―二一年に飛行學校を卒業した多數の者は眞劍に此の問題について考慮しなければならなかつた。一九二四―二五年初めて自國の工場に於て四〇〇馬力の「M5」發動機を有する「R1」型飛行機數臺を製造するに至り、一九二五年には「R1」型機をもつてモスクワ・北京間（途中着陸）長途飛行を行つた、此の機で嚴格な訓練を受けた飛行士は現在も我空軍に多數居る。

航空事業

非軍事航空

發達の過程

一九一七年勞農革命後の航空事業は一時零の位に引下げられた。帝政當時の國産殘存機レーベデ型を始め英佛兩國から購入された飛行機も國内戰で全く消耗され、一九二〇年には使用に堪え得る飛行機絶無と言ふ狀態に至つたのである。

勞農政府の基礎が漸く安定し、國内反革命派の鎭壓と革命に干渉した外國軍隊の撤去により國内建設計畫が急速に實施され、舊露國に於て諸列强より最も劣つて居た科學工業の振興に重點が置かれ就中航空事業の發達は最も重視され全力が之に傾注されたのである。

一九二二年のソ獨航空協定で獨逸の航空技術が急速に取入れられ、ソ聯最初の定期航空がモスクワとケーニヒスベルグ間に運航された獨逸の技術家に依つて設立されたモスクワのフイリ航空工場では多數のソ聯邦從業員が新技術を學ぶ爲指導を受け、金屬製飛行機の構築法を學んだ此外一九一八年に創立されたモスクワの中央航空力學研究所（ツアギ）に於ても航空理論の攻究と飛行機の實地設計、製作に努力し獨自の新型機を製出、ドブロリヨット其他の航空輸送會社が設立されて國内各地への空中連絡が實施され、農業部内に於ける飛行機の利用即ち播種、害蟲驅除等も大規模に行はるゝに至つたのである。

ソ聯邦當局は航空事業の發達は全國民をして航空に關心を有せしめ、航空知識の普及注入を急務とし國防飛行機化學協會（オソアヴイアヒム）を組織して全聯邦に航空機關を設置ソ聯邦民間航空を統轄せしめ飛行機、飛行船、氣球、グライダーパラシュート等全航空部門に亘つて研究發達を企圖すると共に大衆への普及を行ひ現在同協會の會員數は二千萬人を突破したと謂はれる。

ソ聯邦航空事業が發展の緒に付いたのは一九二五年以降で航空工業の發達と共に國内自給自足が確立され、一九三〇年に至り歐洲一流國に於ける航空事業の水準に到達したのである。一九三七年に實施されたモスクワ北極經由北米大陸への無着陸飛行の成功は全世界の賞讃を博したのである。

國際航空聯盟（本部は佛國巴里に在り）に依つて公認されたソ聯邦の保有する航空世界記錄數は一九三九年末に於て三十七種目の多數に達し、之を内譯すると氣球九種目、陸上機五種目、水上機二種目グライダー四種目、模型機五種目、女流飛行記錄十二種目となつて居る。

中央航空力學研究所

ソ聯邦航空學理の最高府はモスクワの中央航空力學研究所（ツアギ）でモスクワ市ウオズネセンスカヤ街に在り、一九一八年十二月十五日の創設で年々其設備を擴大充實し現在では世界有數の航空研究所として獨逸のゲツチンゲン航空研究所と併稱される程である。「ツアギ」は次の八部門に分科されてゐる。

部門	主任者
航空實驗部	リヤデンスキー
航空學理部	ハーレンス
行政部	不詳
航空力學部	コミアコーワ
航空發動機部	ストレツキー
船用發動機部	テルドナツソフ
器材製作部	セリーフ
水力學研究部	ボウエーフ

「ツアギ」の最高幹部として有名な「ANT」型飛行機の設計者ツポレフ教授は一九三七年航空部門肅清の嵐で失脚し、現在はハルラモフ、チヤプリギン等の一派が勢力を占めてゐる。

「ツアギ」で製作した最初の試作機は「コムタ」號であるが其成績は芳ばしからず失敗に歸し、次で製作された「アキ」號に至り漸く完全なものとなり、種々の新機軸が應用されてゐる。

「ツアギ」の製作中最も有名な「ANT」型はツポレフ教授失脚後「ツアギ」型と改稱され、一九三五年空中衝突で墜落した世界最大の陸上機マクシム、ゴーリキー1號も「ツアギ」の設計である。同研究所の設備の內最も大規模なものは風洞と直線室內水路で空氣及水流を對象とする流體力學の實驗が此處で行はれる。

歐米諸國に於ける優秀なる飛行機が購入されると同研究所に於て綿密に檢討され其結果がソ聯邦製飛行機の改良への參考となり、國產飛行機の性能向上が企圖される。

有名な長距離機「二十五型」は佛國のデウオアチンヌ式の模倣であり「二十五型」は米國のダグラスDC二型が基本とされたのである。同研究所の首要幹部は經濟方面の幹部二名、研究部長八名、空軍代表幹部十四名の外技師長二十三名、專任技師二十二名、研究所員三十五名の幹部に多數の技術家が從業し各自の職務を專門部門に從つて分擔し、著名な航空技師としてイリユーシン、アルハンゲリスキー、ポリカルポフ等が居る。彼等は現在軍用機として有名な「イ型」戰鬪機及新式飛行機の設計者として勳章及賞金を授與表彰された研究家で、從來まで「ツアギ」の航空理論の基礎を爲してゐた獨逸ユンカースの構築理論を嚴守して來た舊派の連中に對し、米國式構築理論を以て機體の設計を行つて見た革命派の一派である。

航空部門の研究事項が多岐に亘り複雜性を帶ぶるに從つて「ツアギ」に於ける研究のみでは手不足を告ぐるに至つたので、之を補塡する各專門の研究所が設立された、其主要なるものを摘記すれば、

航空發動機中央研究所（ツイアム）中央風力研究所（ツウエイ）水力學研究所（ゲイ）航空機材中央研究所（ヴイアム）等で此外地方に分散所在する主なる航空研究所はモスクワ航空研究所（マイ）カザン航空研究所（カイ）ハリコフ航空研究所（ハイ）等である。

航空工業

航空工業を隆昌ならしむる事は共產黨幹部並に政府當局の多年の念願であり、他の重工業部內を差し置いても之に全力を傾注する要ありとし、第一次五ヶ年計畫に於て國內に飛行機及發動機工場多數が設置された。

設計技師、製作工員等の技術も不斷の努力によつて著しく進境を示し、航空發動機の製作に關しては稍々遺憾の點が存してゐたが之を最近では諸外國の水準に到達するに至り、特に航空發動機工業に有用な黑色並に有色金屬工業の發達は顯著で技術上困難な問題を解決され有色金屬の特殊合金の製出に成功したのであるソ聯邦に於ける航空工場中主要なるものを列記すると左の通りである。

【飛行機工場】

△第一工場（モスクワ）製作種目、飛行機、冷却器、車輛、鐵線、爆彈投下器、機關銃座等

△第二一工場（ゴーリキー）木製及金屬製單發動機附屬飛行機を製作

△第二二工場（フイーリ）各種金屬製飛行機及商業用大型飛行機の製作

△第二三工場（レニングラード）水上、陸上各種飛行機の製作並に修理

△第三一工場（タガンログ）金屬製飛行機及黑海、裏海沿岸空軍補給廠

△B工場（ヴオロネジ）爆擊機の修理並に金屬製飛行機の製作

【航空發動機工場】

△第二四工場（モスクワ）アヴイア・トラストM五型水冷式及びグノーム・ローン空冷發動機の製作

△第二六工場（リビンスク）BMW水冷式發動機を製作す

△第二九工場（ザポロジエ）ブリストル・ジュピター型及イスパノ・スイザ型航空發動機の製作及各種發動機の修理

△M工場（ペルム）發動機の修理及點檢

【航空部分品工場】

△第二〇工場（モスクワ）氣化器、燃料ポンプ（佛國AM式）及齒車類の製作

△第二八工場（モスクワ）木製プロペラ及橇、塗料其他

△第三〇工場（モスクワ）小型金屬製部分品、ボルト、ナット螺子類を製作

以上は主要工場を摘記せるものにして航空工場と稱せらるゝもの總數は約七四ヶ所に達し、年產一〇〇臺以上の製作能力ある工場左の如し。

オソアヴイアヒム第一工場	六〇〇臺	
同 第二二工場	三四〇臺	
モロトフ第八一工場	二四〇臺	
レニングラード海軍工廠	二三〇臺	
ボルシエウイク航空工場	二〇〇臺	
ハリコフ航空工場	一五〇臺	
オソアヴイアヒム第二三工場	一二〇臺	
同 第三〇工場	一〇〇臺	

全聯邦一九二九年以降一九三七年に至る飛行機年生產高は一九二九年（五〇〇

臺）一九三二年（一、五〇〇臺）一九三四年（三、一〇〇臺）一九三六年（八、〇〇〇臺）一九三七年（一二、〇〇〇臺）となつて居り、最近各工場の組織化により一工場年產一、〇〇〇臺を目標に强化擴充されつゝあるのである。一九三七年度調査によるソ聯邦航空關係工場及從業員數は次の通りである。

飛行機工場七四ケ所、發動機工場十四ケ所、發動機修理工場二八ケ所、部分品及附屬品工場三二ケ所、航空工場從業員二二〇、〇〇〇人、航空技師數三、八〇〇人、同技術員數一四、〇〇〇人、操縱士數九、〇〇〇人、熟練工數九、〇〇〇人、合計三五萬人以上と稱されてゐる。

航空輸送

ソ聯邦の航空輸送事業はアエロフロートの統轄下に置かれて居る。アエロフロートは義勇航空隊、ウクライナ空輸會社高架索航空會社等が合同し組織されたもので全聯邦の航空輸送事業は此の傘下に統制されてゐるのである。

ソ聯邦の航空路は一九二三年には延長僅か四〇〇粁に過ぎなかつたが一九三〇年には二六、三一六粁となり一九三八年には六〇、五五一粁に延長されてゐる。一九二八年より一九三八年に至る十ケ年間の航空輸送實施を示すと左の通りである。

ソ聯邦一九二八年 一九三八年 十ケ年間航空輸送實績

年度	空路延數（粁）	旅客數	郵便物（瓲）	貨物（瓲）
一九二八	九、三二六	八、六五三	一五〇	八五
一九二九	一五、四二六	九、二九三	一九六	一二三
一九三〇	二六、三一六	一三、〇一三	二五一	一三四
一九三一	二七、七一六	一八、九八四	五五三	二二八
一九三二	三〇、三〇〇	二七、二〇〇	四三〇	四五〇
一九三三	三七、〇〇〇	四一、六〇〇	一、七〇〇	八〇〇
一九三四	四二、四〇〇	六八、五〇〇	二、七〇〇	六、一〇〇
一九三五	四六、八〇〇	五九、〇〇〇	四、三〇〇	九、二〇〇
一九三六	四八、〇〇〇	一六七、〇〇〇	五、五〇〇	一七、〇〇〇
一九三七	五五、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	六、二〇〇	—
一九三八	七〇、五五一	二三三、九五八	六、〇八二	四二、〇六〇

一九三七年度貨物數は不詳一九三八年度は同年十二月二十五日までの統計を示す

航空路の最長區間はモスクワ浦鹽間の八、一九〇粁で所要時間九六時間三〇分國際線としてはモスクワ—プラーグ間が獨チエツコ合併以來廢止され現在はウラン・ウデ—ウラン・バートル（外蒙主都）間五四〇粁とタシケント—カブール間一、一四〇粁の外、モスクワ—リガ—ストツクホルム間（現在一時休止）と一九四〇年より開始されたアエロフロートと獨逸ルフトハンザ會社の共同經營によるモスクワ—伯林線があるのみである。ソ聯邦に於ける主要航空路線左の如し。

△ソ聯邦內航空路一覽表

區間	距離（粁）	所要時間
モスクワ・チフリス	三、〇二五	三八時〇五
モスクワ・浦潮斯德	八、一九〇	九六時三〇
モスクワ・タシケント	三、〇五〇	三一時五五
モスクワ・レニングラド	六五〇	四時〇五
モスクワ・ブハラ	七五〇	四時二〇
モスクワ・ミンスク	七二五	四時〇〇
モスクワ・スタリングラド	九九五	八時〇〇
モスクワ・エリスタ	二六〇	二時〇〇
モスクワ・スタリノゴルスク	二三四	一時三〇
スウエルドロフスク・マグニトゴルスク	四八五	三時四五
ハリコフ・キエフ	四一五	五時〇〇

ハリコフ・オデツサ	六二〇	六時二五	チヤルヂヨウ・ツルクル	三八〇	二時二〇	アクチユビンスク・グリーフ	七四五	五時四五
ハリコフ・マリウポリ	三六〇	二時三〇	チヤルヂヂヨウ・ウルゲンク	四〇五	二時三〇	ウラルスク・グリフ	四九五	四時三〇
オデツサ・スカドフスク	二五〇	一時五〇	チヤルヂヨウ・アシハバツト	五五〇	四時〇五	ジユサリイ・カルプスパイ	三七五	二時四〇
スタリノ・スタロベリスク	二二〇	一時三〇	アシハバツド・ガツサンクリ	九二〇	四時〇〇	ノウオシビルスク・ケメロウオ	二四六	一時五〇
キエフ・オデツサ	四四五	三時二〇	アシハバツド・セルニザヴオド	二五〇	一時三五	ノウオシビルスク・ユルバヂオ	四九四	三時一五
キエフ・スタリノ	五八〇	四時二五	アシハバツド・タシヤウズ	四八〇	三時〇〇	オムスク・タラ	三二〇	二時〇〇
ロストフ・ナ・ドヌー・ソーチ	四七五	三時三〇	タシヤウズ・ウレノ	八五	〇時五五	イルクーツク・ヤクーツク	二・七〇五	二〇時四五
チフリス・ホデイ	三七〇	二時四〇	チユルクル・ムンヤク	三七五	三時二〇	イルクーツク・ボタイボ	一・七七八	一四時四五
チフリス・エリワン	二二五	一時四五	フルンゼ・カラコル	三八三	二時二五	ハバロフスク・亞港	九二〇	六時四五
チフリス・クタイス	二四五	一時五五	フルンゼ・オシユ	六〇四	三時四五	亞港・オハ	四四〇	三時〇〇
チフリス・アチアルシ	一三〇	二時四五	スタリナバツド・ガルム	一七〇	一時〇〇	ハバロフスク・ペトロパウロフスク	二・五六〇	一四時一五
エリワン・レニナカン	九五	〇時五五	スタリナバツド・ホログ	五〇〇	三時〇五	ハバロフスク・オハ	一・一一三	七時三五
エリワン・バセルヂカル	一九五	二時〇〇	スタリナバツド・クラグ	一八〇	一時〇五	レニングラド・ウイテグラ	四四一	四時〇〇
エリワン・ゲリユシ	一九〇	二時〇〇	スタリナバツド・ハウ	一九〇	一時一五	ロヂイノエ・ウイテグラ	二一六	二時〇五
クタイス・ソーチ	三七五	三時四五	ナマバツト	二〇〇	一時一五	レニングラド・ペトロザウオドスク	三六〇	三時一〇
クタイス・メステイア	九〇	一時〇〇	スタリナバツド・ザルヂユ	一七〇	一時〇〇	アルハンゲリスク・ウス	一・〇一〇	六時二〇
エフラチ・ザガタリ	一三〇	一時〇〇	スタリナバツド・バルカル	三〇〇	二時二〇	チウサ	九三〇	六時〇〇
エフラチ・アガダム	八〇	〇時四〇	アルマアタ・ジヤルケント	六一五	五時〇〇	アルハンゲリスク・ナリ	一三八	一時〇〇
バクー・クラスノウオスク	三五〇	二時三〇	アルマアタ・ベルテイス	一・〇八五	八時二〇	ヤンマル	九三〇	五時四五
バクー・レンコラン	二八五	一時四五	アルマアタ・カラガンダ	八一五	五時〇〇	アルハンゲリスク・オネガ	一・六〇〇	八時五五
タシケント・スタリナバツド	九六五	六時〇〇	アルマアタ・タシケント	二五五	二時〇〇	アルハンゲリスク・イガルカ	二・九七〇	一六時〇五
タシケント・オシユ	四四八	二時四五	セルギオポリ・バツイ	一七〇	一時〇〇	浦潮斯德・尼港	二四五	二時一五
タシケント・フルンゼ	五〇五	三時一〇	カラガンダ・カラカリンスク	六〇〇	三時四五	尼港・ペトロパウロフスク	三四二	三時二五
タシケント・チヤルヂヨウ	六三〇	四時〇〇	カラガンダ・ペトロパウロスク	五八九	五時四五	セレボエク・ウワスキー	一九〇	一時四〇
チヤルヂヨウ・タシヤウズ	四七〇	三時二〇	アクチユビンスク・クスタナイ	四九五	五時〇〇	ペトロザウオドスク・ウフタ	二四〇	二時〇〇
			トクチユビンスク・ウラリスク			ツルクル・ユデイリ		
						ツルクル・シンバイ		

使用機は國內幹線には「ツアギ・九型」「ツアギ・三五型」同ローカル線には「スクリー型」輕旅客機其他が就航、國外線には米國より輸入のダグラスDC・三型獨逸製ユンカースJU・五二型等が使用されてゐる。

ソ聯製飛行機

ソ聯邦の非軍事用飛行機として航空輸送、產業部門、通信測量其他スポーツ用等に使用される飛行機は各々系統があり中央航空力學研究所設計の「ANT型」（ツアギ）オソアヴイアヒムの「アイル型」アエロフロートの「スターリン型」ハリコフ研究所の「カリーニン型」等で之等を列擧すると左表の通りである。

飛行船

ソ聯當局は航空部門に於ける飛行船の重要に鑑み一九三一年飛行船建造委員會（デリヂヤブリ・ストロイ）を設置し其研究發達に著手し、レニングラードに飛行船學校を設置して其飛行員養成を行ふ

ANT式飛行機要目

型式	發動機馬力及數	全巾(米)	全長(米)	自重(瓲)	速度(粁時)
ANT・3型	450×1	13.00	9.50	1,350	210
〃・4型	600×2	——	——	——	207
〃・6型	800×4	——	——	——	——
〃・9型	230×3	23.70	17.00	3,350	200
〃・14型	480×5	40.40	26.50	10,700	220
〃・20型	875×8	63.00	33.00	17,850	260
〃・25型	950×1	34.00	13.40	4,200	240
〃・35型	850×2	20.80	14.95	——	——
〃・40型	860×2	——	——	——	——

ア・イ・エル式飛行機要目

型式	發動機馬力及數	全巾(米)	全長(米)	自重(瓲)	速度(粁時)
A・T・R・4型	60×1	11.00	7.05	390	150
〃 5型	200×1	12.80	8.00	810	190
〃 6型	100×1	11.90	7.80	580	170
〃 7型	——	11.00	7.60	100	——

カリーニン式飛行機要目

型式	發動機馬力及數	全巾(米)	全長(米)	全備重量(瓲)	速度(粁時)
K・4型	300×1	16.70	11.40	3,360	185
〃 9型	60×1	12.00	7.50	745	138
〃 5型	450×1	20.50	15.70	3,500	198
〃 10型	100×1	10.70	7.00	952	194

スターリ式飛行機要目

型式	發動機馬力數	構造	種類	座席數	用途
Stali 2型	300×1	鋼鐵及布	單葉式	6	旅客機
〃 2型ビス	650×1	鋼鐵木材	複葉式	1	連絡機
〃 3型	650×1	鋼木混合	一葉半	1	〃
〃 4型	580×1	輕金屬	一葉半	1	〃

グリボフスキー式飛行機要目

型式	發動機馬力數	全巾(米)	全長(米)	自重(瓲)	速度(粁時)
G・5型	18×1	9.00	5.10	——	160
G・8型	85×1	8.00	5.00	325	200
G・10型	65×1	8.50	5.60	335	170
G・15型	100×1	11.00	6.00	650	200
G・20型	100×1	9.80	6.80	580	205

水上機飛行機要目

型式	發動機馬力數	構造	種類	速度(粁時)	座席數
MR・5型	600×1	鋼及木製	複葉式	225	3
MDR・1型	600×1	鋼及木製	一葉半式	216	3
MDR・2型	600×1	金屬製	單葉式	218	3
MU・2型	100×1	金木混合	複葉	136	2

ソ聯飛行船要目（1940）

型　式	乘　員	容　積（立方米）	發動機	同基數	全　長（米）	全　巾（米）	最大速度（粁時）
V　—1	7	2.200	75 馬力	1	45	10	95
V　—2	18	5.000	230 馬力	2	48	13	120
V　—3	12	6.500	300 馬力	2	—	—	100
V　—4	6	2.460	185 馬力	1	45	10.3	70
V　—5	—	2.100	不　詳	—	—	—	80
V　—6	20	爆破す	260 馬力	3	105	19	130
V　—7	15	9.500	不　詳	—	不　詳	—	—
V　—8	要目不詳・1937年春滯空30時間の試驗飛行に成功						
DP—9	容積 25.000 立方米の半硬式（目下建造中）						
V　—10	練習用小型飛行船なり						

外、同地に飛行船建造工場（二ケ所）を設置し、更にモスクワを距る約三〇粁のドルゴプルドナヤに工場及研究所を有してゐる。

飛行船建造に當り伊太利のノビーレ少將を招聘し其基礎を固め「V・1」號軟式飛行船コムソモルスカヤ・プラウダ號を建造した。同飛行船はフオーミン技師の設計で、當時の空軍司令官バラノフ將軍以下當時のオソアヴイアヒム司令官ザルザル、航空學者サモイロフ等が協力して其發達に努力した。ソ聯邦に於て建造された飛行船は今日までに十隻に達するが最も好成績を示したのは「V・6號」及「V・8號」で「V・6號」は一九三七年九月廿九日バニコフ船長指揮の下に滯空一三〇時間二七分の滯空世界記錄を樹立したが、其後一九三八年ムルマンスク附近で夜間飛行中山岳に衝突し爆破し「V・8號」は一九三七年に滯空三〇時間の飛行に成功してゐる。

一九三五年に「DP」と稱する硬式飛行船建造が發表され、同飛行船は獨逸のツエツペリン式の如きソ聯邦唯一の硬式飛行船として各國から注目されてゐるが今尚ほ完成の報に接せず、ソ聯邦が建造を中止したものか又は目下工程途上にあるものか判明しないのである。

氣　球

【自由氣球】

ソ聯邦に於ける自由氣球は航空スポーツとしてオソアビアヒム統轄下に置かれてゐる。氣球の製作は舊露國時代から相當深く研究されてゐたが革命後更に航空思想の普及並に學術研究に供する爲其研究が續行され種々の記錄的飛行が行はれた。

一九三三年實施された自由氣球の放出に於ては滯空二十時間、距離八〇〇粁を飛んでレニングラードからドミトロフまで達し、更に第二回の放出に於てはカザンからウスチ・クロムスクに着陸し、其滯空時間三一時間、距離七〇〇粁であつた。

一九三五年八月實施されたロマノフ、バブシキン搭乘の自由氣球は滯空時間五六時間に達し、同年九月實施されたチーホイ、ドローニン搭乘の自由氣球にモスクワより、カザクスタンに飛び距離二、三〇〇粁に達したのである。

一九三九年四月ブリルツキー、アリョシン兩操縱士搭乘の自由氣球は滯空六一時間三〇分の飛行に成功し、小型自由氣球の世界滯空記錄を樹立した。

【成層圈氣球】

ソ聯邦に於ける成層圈上昇氣球は一九三〇年度から研究され、之に使用する特殊氣球の製作に着手されたのは一九三一年であつた。最初の成層圈氣球にチエルトフスキー技師設計のVA1號で瓦斯容積約二〇、〇〇〇立方米、レニングラードの氣球工場で製造されたのである。之とほとんど同時にモスクワの氣球工場でも別箇の氣球が製作された、而して前者をオソアヴイアヒム第一號、後者をCCCP第一號と命名した。

CCCP號は一九三三年九月プロコヴイエフ指揮官ビルンバウム技師、ゴドノフ技師等搭乘で上昇試驗が行はれ高壓一九、三〇〇米に達し高空氣象の貴重な實驗を行つて下降、次で一九三四年一月オソアヴイアヒチ號にフエドセンコ、ワセンコ、ウスイスキン等三名が乘込み上昇、最大上昇高壓二二、〇〇〇米に到達したが下降の途次高壓約一二、〇〇〇米にて故障を生じ行方不明となりモスクワの南東四七〇粁カザン鐵道のカドンキノ驛東方一萬粁のポチジ・オストログ村に墜落せる事が發見された。

其後ジルレ・プリルツキー兩操縱士は數回に亘つて亞成層圈に上昇し種々の實驗を行ひ、宇宙線の研究、高層空氣の分折高層氣界に於ける磁氣の測定、視界並に光線の測定等を行つたのである。

一九三九年二月には亞成層氣球「VR七七號」に依る上昇が行はれフオーミン、ボロスウヒン等搭乘し高壓一〇、二〇〇米に上昇した。

グライダー

一九二一年モスクワ航空技術學校のブイシノーフは自己の考案に成る一種のグ